

新潟県地域防災計画

(風水害対策編)

令和5年3月修正

新潟県防災会議

風 水 害 対 策 編

目 次

第1章 総 則		
第 1 節	計画作成の趣旨等 -----	1
第 2 節	県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 -----	4
第 3 節	新潟県の自然条件 -----	13
第 4 節	新潟県の社会的条件 -----	20
第 5 節	新潟県の既往の主な災害 -----	22
第2章 災害予防		
第 1 節	防災教育計画 -----	31
第 2 節	防災訓練計画 -----	36
第 3 節	自主防災組織育成計画 -----	40
第 4 節	防災都市計画 -----	43
第 5 節	集落孤立対策計画 -----	47
第 6 節	建築物等災害予防計画 -----	49
第 7 節	気象等防災観測体制の整備 -----	53
第 8 節	道路・橋梁・トンネル等の風水害対策 -----	57
第 9 節	港湾・漁港施設の風水害対策 -----	60
第 10 節	空港の風水害対策 -----	63
第 11 節	鉄道事業者の風水害対策 -----	65
第 12 節	土砂災害予防計画 -----	68
第 13 節	河川・海岸災害予防計画 -----	69
第 14 節	農地・農業用施設等の災害予防計画 -----	79
第 15 節	防災通信施設の整備と風水害対策 -----	83
第 16 節	放送事業者の風水害対策 -----	87
第 17 節	電気通信事業者の風水害対策 -----	94
第 18 節	電力供給事業者の風水害対策 -----	98
第 19 節	ガス事業者等の風水害対策 -----	100
第 20 節	上水道事業者の風水害対策 -----	103
第 21 節	下水道等事業者の風水害対策 -----	107
第 22 節	工業用水道事業者の風水害対策 -----	112
第 23 節	危険物等施設の風水害対策 -----	114
第 24 節	火災予防計画 -----	118
第 25 節	水防管理団体の体制整備 -----	121
第 26 節	廃棄物処理体制の整備 -----	124
第 27 節	救急・救助体制の整備 -----	127
第 28 節	医療救護体制の整備 -----	132
第 29 節	避難体制の整備 -----	138
第 30 節	要配慮者の安全確保計画 -----	150
第 31 節	食料・生活必需品等の確保計画 -----	159
第 32 節	学校の風水害対策 -----	164
第 33 節	文化財の風水害対策 -----	168
第 34 節	ボランティアの受入れ体制の整備 -----	170
第 35 節	災害救助基金の積立及び運用計画 -----	174
第 36 節	事業所等の事業継続 -----	175
第 37 節	行政機関等の業務継続計画 -----	178

第3章 災害応急対策

災害応急対策タイムスケジュール	184
第1節 災害対策本部の組織・運営計画	190
第2節 県及び防災関係機関の災害配備体制	202
第3節 防災関係機関の相互協力体制	204
第4節 気象情報等伝達計画	214
第5節 洪水予報・水防警報伝達計画	223
第5節の2 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画	234
第6節 災害時の通信確保	235
第7節 被災状況等収集伝達計画	242
第8節 広報計画	247
第9節 住民等避難計画	258
第10節 避難所運営計画	265
第10節の2 避難所外避難者の支援計画	272
第11節 自衛隊の災害派遣計画	274
第12節 輸送計画	278
第13節 警備・保安及び交通規制計画	285
第14節 海上における災害応急対策	296
第15節 災害時の空港運用及び航空管制	302
第16節 消火活動計画	304
第17節 水防活動計画	311
第18節 救急・救助活動計画	320
第19節 医療救護活動計画	330
第20節 防疫及び保健衛生計画	344
第21節 こころのケア対策計画	351
第22節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画	355
第23節 廃棄物の処理計画	357
第24節 トイレ対策計画	364
第25節 入浴対策計画	368
第26節 食料・生活必需品等供給計画	371
第27節 要配慮者の応急対策	378
第28節 学校における応急対策	383
第29節 文化財応急対策	390
第30節 障害物の処理計画	392
第31節 遺体等の捜索・処理・埋葬計画	397
第32節 愛玩動物の保護対策	403
第33節 災害時の放送	408
第34節 公衆通信の確保	412
第35節 電力供給応急対策	416
第36節 ガスの安全、供給対策	419
第37節 給水・上水道施設応急対策	423
第38節 下水道等施設応急対策	430
第39節 工業用水道施設応急対策	436
第40節 危険物等施設応急対策	437
第41節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策	444
第42節 港湾・漁港施設の応急対策	447
第43節 空港の応急対策	451
第44節 鉄道事業者の応急対策	453
第45節 土砂災害・斜面災害応急対策	458

第 46 節	河川・海岸施設の応急対策	459
第 47 節	農地・農業用施設等の応急対策	467
第 48 節	農林水産業応急対策	472
第 49 節	商工業応急対策	482
第 50 節	応急住宅対策	485

第 51 節	ボランティアの受入れ計画	494
第 52 節	義援金の受入れ・配分計画	499
第 53 節	義援物資対策	501
第 54 節	災害救助法による救助	504

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	民生安定化対策	509
第 2 節	融資・貸付その他資金等による支援計画	516
第 3 節	公共施設等災害復旧対策	531
第 4 節	災害復興対策	545

作成	昭和 38 年	7 月 29 日	修正	平成 3 年	9 月 22 日
修正	昭和 41 年	3 月 10 日	修正	平成 4 年	7 月 29 日
修正	昭和 43 年	2 月 28 日	修正	平成 6 年	3 月 24 日
修正	昭和 44 年	3 月 7 日	修正	平成 7 年	3 月 23 日
修正	昭和 45 年	2 月 19 日	修正	平成 9 年	8 月 14 日
修正	昭和 46 年	1 月 21 日	修正	平成 10 年	5 月 14 日
修正	昭和 47 年	3 月 8 日	修正	平成 11 年	5 月 20 日
修正	昭和 48 年	3 月 26 日	修正	平成 12 年	6 月 13 日
修正	昭和 48 年	8 月 28 日	修正	平成 13 年	6 月 22 日
修正	昭和 50 年	2 月 21 日	修正	平成 14 年	6 月 27 日
修正	昭和 51 年	6 月 15 日	修正	平成 15 年	11 月 17 日
修正	昭和 53 年	1 月 20 日	修正	平成 16 年	9 月 30 日
修正	昭和 54 年	1 月 26 日	修正	平成 19 年	7 月 25 日
修正	昭和 55 年	5 月 28 日	修正	平成 24 年	8 月 29 日
修正	昭和 56 年	6 月 4 日	修正	平成 25 年	3 月 25 日
修正	昭和 57 年	6 月 4 日	修正	平成 26 年	3 月 25 日
修正	昭和 58 年	6 月 21 日	修正	平成 28 年	3 月 22 日
修正	昭和 59 年	6 月 21 日	修正	平成 30 年	3 月 22 日
修正	昭和 60 年	7 月 25 日	修正	平成 31 年	3 月 22 日
修正	昭和 61 年	10 月 30 日	修正	令和 2 年	10 月 27 日
修正	昭和 62 年	7 月 16 日	修正	令和 3 年	3 月 24 日
修正	昭和 63 年	7 月 16 日	修正	令和 3 年	6 月 28 日
修正	平成 元年	11 月 2 日	修正	令和 4 年	3 月 30 日
修正	平成 2 年	9 月 7 日	修正	令和 5 年	3 月 31 日

第 1 章 総 則

第 1 節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、県、市町村、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、県の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 40 条の規定に基づき新潟県防災会議が策定する新潟県地域防災計画のうち風水害に関する計画であり、本県地域における風水害の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

新潟県地域防災計画は、本編の「風水害対策編」並びに別冊の「震災対策編」、「津波災害対策編」、「土砂災害対策編」、「原子力災害対策編」、「個別災害対策編」及び「資料編」で構成する。

3 関連計画との整合

この計画の策定に当たっては、国土強靱化基本法や水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「新潟県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「新潟県石油コンビナート等防災計画」と十分な調整を図る。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、法第 40 条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

5 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

6 複合災害への配慮

(1) 複合災害への備えの充実

県、市町村及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

県、市町村及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

県、市町村及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

(4) その他

本編に定めのない複合災害時の対策は、「震災対策編」の定めることによる。

7 共通用語

(1) 用語の定義は、次のとおりである。

- ・ 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
(法第2条の2関係)
- ・ 要配慮者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。(法第8条第2項関係)
- ・ 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。(法第49条の10関係)
- ・ 地区防災計画 地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市町村等が活動の中心となる市町村地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。(法第42条第3項及び第42条の2関係)
- ・ 避難場所 災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。
- ・ 指定緊急避難場所 避難場所のうち市町村が指定したもの。(法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8関係)
- ・ 避難所 避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
- ・ 指定避難所 避難所のうち市町村が指定したもの。(法第49条の7及び第49条の8関係)

- ・罹災証明書 災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。（法第90条の2関係）
- ・被災者台帳 被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（法第90条の3関係）

(2) 「災害予防」、「災害応急対策」の章の各節の冒頭では、計画に関連する主な関係機関を掲載している。県の関係部局及び県災害対策本部の関係部が複数にわたる場合、中心的な役割を果たすものを◎で示す。

8 その他

個別災害対策編に「総則」、「災害復旧・復興計画」の章は設けないが、本計画の同章を適用する。

第2節 県民及び防災関係機関等の責務 と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本理念

(1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本県の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって住民、地域、行政（防災関係機関）は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、県、市町村を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、住民、地域、行政（防災関係機関）等が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、住民、地域、行政（防災関係機関）の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

気候変動による豪雨の増加傾向や少子高齢化等による社会環境の変化が顕在化し、風水害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、たとえ、大規模な豪雨等が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない「災害に強い新潟県」を実現していく。

ア 住民等に求められる役割

- (ア) 住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、住民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。
- (イ) 住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。
- (ウ) 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。
- (エ) 県及び市町村は、住民及び企業等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ 地域に求められる役割

- (ア) 住民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。
- (イ) 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- (ウ) 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力を努める。
- (エ) 県及び市町村は、住民及び企業等の安全を確保するための地域における取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ 県、市町村及び防災関係機関に求められる役割

(ア) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。

- a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
- b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎・設備・施設・装備等の整備
- c 職員の教育・研修・訓練による習熟
- d 国の研修機関等及び県及び市町村の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築
- e ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化
- f 災害対応業務のプログラム化、標準化
- g 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築
- h 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用

(イ) 県、市町村及び防災関係機関は、平時から、住民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実に努める。

(ロ) 県、市町村及び防災関係機関は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

(ハ) 県、市町村及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

(ニ) 県、市町村及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実に努める。

(ホ) 県、市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(ヘ) 市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

(ト) 内閣府は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて、地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応における先進技術の導入を促進する。

エ 支援と協力による補完体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

(3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(4) 複合災害への配慮

積雪期に発生する風水害は、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害、冬季風浪による海岸決壊や高潮災害など比較的少ないが、全国屈指の豪雪地帯であること等を踏まえ、積雪期などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）に備え、各業務においてあらかじめ考慮する。震災対策編第1章第4節「複合災害時の対策」において統括的な方針を示すほか、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

(5) 計画の実効性の確保

県、市町村及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

(6) 県全体の防災力の計画的な向上

県は、市町村及び防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、住民・企業等にも広く参画を求めて、県全体の総合的な防災力向上を県民運動として推進する。

2 防災関係機関及び県民の責務

(1) 県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため以下の対策を講じる。

ア 政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

イ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

エ 市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

オ 平常時から自主防災組織やNPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図る。

カ この計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

(2) 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう

努める。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町村、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 県民（住民・企業等）

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

住民・企業等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市町村、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

3 各機関の事務又は業務の大綱

新潟県の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、新潟県、県内各市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び県内のその他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて新潟県の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
新 潟 県	1 新潟県防災会議に関すること 2 市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること 3 災害予警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報に関すること 6 避難指示等に関すること 7 市町村の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること 8 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 11 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関すること 12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 13 被災要援護者に対する相談及び援護に関すること 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16 緊急通行車両の確認に関すること 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱										
新 潟 県	18 自衛隊の災害派遣要請に関する事 19 他の都道府県に対する応援要請に関する事										
(新潟県警察本部)	20 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関する事 21 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関する事 22 行方不明者調査及び死体の検視に関する事 23 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関する事										
市 町 村	1 市町村防災会議に関する事 2 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報並びに高齢者等避難の発令、避難指示等に関する事 6 被災者の救助に関する事 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 9 消防活動及び浸水対策活動に関する事 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事 11 被災要援護者に対する相談及び援護に関する事 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関する事 15 ガス、水道等公営事業の災害対策に関する事										
指定地方 行政機関	<table border="1"> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>1 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事 2 警察庁及び他管区警察局との連絡に関する事 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事 4 警察通信の確保及び統制に関する事 5 津波、火山警報の伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>関東財務局 (関東財務局)</td> <td>1 地方公共団体に対する災害融資に関する事 2 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請に関する事 3 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関する事 4 災害時における地方公共団体等に対する普通財産の無償貸付に関する事</td> </tr> <tr> <td>関東信越厚生局</td> <td>1 管内の被害情報の収集及び伝達に関する事 2 関係機関との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>北陸農政局</td> <td>1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関する事 2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関する事 3 農業用施設における事前防災の徹底に関する事 4 災害時における応急食料の緊急引渡しに関する事</td> </tr> <tr> <td>関東森林管理局</td> <td>1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関する事 2 民有林直轄治山事業の実施に関する事 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事</td> </tr> </table>	関東管区警察局	1 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事 2 警察庁及び他管区警察局との連絡に関する事 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事 4 警察通信の確保及び統制に関する事 5 津波、火山警報の伝達に関する事	関東財務局 (関東財務局)	1 地方公共団体に対する災害融資に関する事 2 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請に関する事 3 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関する事 4 災害時における地方公共団体等に対する普通財産の無償貸付に関する事	関東信越厚生局	1 管内の被害情報の収集及び伝達に関する事 2 関係機関との連絡調整に関する事	北陸農政局	1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関する事 2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関する事 3 農業用施設における事前防災の徹底に関する事 4 災害時における応急食料の緊急引渡しに関する事	関東森林管理局	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関する事 2 民有林直轄治山事業の実施に関する事 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
関東管区警察局	1 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事 2 警察庁及び他管区警察局との連絡に関する事 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事 4 警察通信の確保及び統制に関する事 5 津波、火山警報の伝達に関する事										
関東財務局 (関東財務局)	1 地方公共団体に対する災害融資に関する事 2 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請に関する事 3 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関する事 4 災害時における地方公共団体等に対する普通財産の無償貸付に関する事										
関東信越厚生局	1 管内の被害情報の収集及び伝達に関する事 2 関係機関との連絡調整に関する事										
北陸農政局	1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関する事 2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関する事 3 農業用施設における事前防災の徹底に関する事 4 災害時における応急食料の緊急引渡しに関する事										
関東森林管理局	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関する事 2 民有林直轄治山事業の実施に関する事 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事										

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定地方 行政機関	関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興のための各種援助措置に関すること
	東北経済産業局	電気の安定供給に関すること
	関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
	関東東北産業保安監督部 東北支部	電気施設の保安に関すること
	北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送及び港湾荷役作業の確保に関する こと
	新潟空港事務所	1 空港及び航空保安施設の管理運用に関すること 2 航空機による輸送の確保に関すること
	第九管区海上保安本部	1 災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓蒙活動及び調査研究に関すること 2 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること 3 災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること 4 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること 5 海上における流出油の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関すること 6 災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に関すること
	東京管区气象台 (新潟地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する こと 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する こと
	信越総合通信局	1 災害時における通信・放送の確保に関すること 2 災害時における非常通信に関すること 3 非常災害時における臨時災害放送局等の臨機の措置に関する こと 4 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車等及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること
	新潟労働局	災害時における産業安全確保に関すること

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方 行政機関	北陸地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風及び波浪から港湾及び地域住民を保護するための海岸保全施設等の整備推進に関すること 2 港湾、航路及び港湾内運河並びに空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること 3 一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること 4 一級河川水系におけるダム設置者に対する管理及び防災上の指示監督に関すること 5 洪水予報指定河川（信濃川、阿賀野川、関川、荒川、姫川）の洪水予報業務に関すること 6 国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防警報に関すること 7 国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内においての砂防の実施及び災害復旧に関すること 8 土砂災害緊急情報の発表等に関すること 9 荒川水系大石川及び信濃川水系三国川におけるダム管理に関すること 10 直轄海岸保全区域において海岸保全施設に関する直轄工事の実施及び災害復旧に関すること 11 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること 12 国が行う海洋の汚染の防除に関すること 13 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 14 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
	関東地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
	北陸地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用の支援・協力に関すること 2 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用の支援・協力に関すること 3 地理情報システム活用の支援・協力に関すること 4 災害復旧・復興のための公共測量の技術的助言に関すること
	北関東防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊		<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること
指定公共 機関	東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	
東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・コム 株式会社KDD I ソフトバンク株式会社	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること
日本銀行	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること 5 各種措置に関する広報に関すること
日本赤十字社	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること
日本放送協会	1 津波予警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
東日本高速道路株式会社	1 高速自動車国道の防災管理に関すること 2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること
電源開発株式会社	ダム施設等の防災管理及び災害復旧に関すること
東北電力株式会社 東北電力ネットワーク株式会社	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力の供給の確保に関すること
日本通運株式会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
日本郵便株式会社	災害時における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること
指定地方公共機関	
土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること
新潟県土地改良事業団体連合会	各土地改良区との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整に関すること
水防事務組合	水防施設、資機材の整備と管理及び水災の警戒防御に関すること
北陸瓦斯株式会社 越後天然ガス株式会社 新発田ガス株式会社 蒲原瓦斯株式会社 佐渡瓦斯株式会社	1 都市ガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時における都市ガスの安定的供給に関すること
一般社団法人 新潟県LPガス協会	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガスの安定的供給に関すること
新潟運輸株式会社 東部運送株式会社 中越運送株式会社 プリグエ運輸株式会社 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 佐渡汽船運輸株式会社 新潟交通株式会社 越後交通株式会社 頸城自動車株式会社 蒲原鉄道株式会社 公益社団法人新潟県トラック協会	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方 公共機関	海上における安全輸送の確保及び災害時における海上輸送の確保に関すること
佐渡汽船株式会社 粟島汽船株式会社 株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ 21 株式会社エフエムラジオ新潟 株式会社柏崎コミュニティ放送 株式会社エフエム新津 株式会社けんと放送 株式会社エフエムしばた 株式会社エフエム雪国 長岡移動電話システム株式会社 燕三条エフエム放送株式会社 エフエム角田山 コミュニティ放送株式会社 エフエム上越株式会社 上越ケーブルビジョン株式会社 株式会社エヌ・シー・ティ 株式会社佐渡テレビジョン 株式会社新潟日報社	1 津波警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	災害時における広報活動に関すること
	災害時における医療救護に関すること
	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
	災害支援ナースの派遣に関すること
	災害時における助産に関すること及び妊産婦、新生児等の保健指導に関すること
その他の 公共的団 体及び防 災上重要 な施設の 管理者	災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること
全国農業協同組合連合会 新潟県本部 森林組合、 漁業協同組合、 農業協同組合等	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること 3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること
病院、診療所	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること
ダム施設の管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること
新潟県災害ボランティア 調整会議 (社会福祉法人新潟県社 会福祉協議会、公益社団 法人、日本青年会議所北 陸信越地区新潟ブロック協議 会、県内NPO ほか)	1 県災害ボランティア支援センターの設置・運営の支援協力 に関すること 2 市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること
新潟県災害福祉広域支援 ネットワーク協議会	災害福祉支援チームの派遣に関すること

第3節 新潟県の実然条件

1 地形・地質の概要

(1) 新潟県の位置

新潟県は、日本列島（日本海側）のほぼ中央に位置し、日本海沿いに南北に細長く伸び、本州の部分と佐渡島及び粟島からなっている。総面積は12,584km²（全国土の3.3%）で、北海道、岩手県、福島県、長野県に次ぐ全国第5位の広さである。

方位	東端	村上市三面	東経 139 度 54 分
	西端	糸魚川市市振境川	東経 137 度 38 分
	北端	村上市伊呉野	北緯 38 度 33 分
	南端	南魚沼郡湯沢町白砂山	北緯 36 度 44 分

(2) 地形及び地質

新潟県は複雑な地形・地質を有しており、それによりいくつかの地形区に区分することができる。村上新発田—小出—湯沢を結ぶリニアメント（新発田—小出線）によって、東部山地区と中部平野山地丘陵区に二分され、さらに後者は糸魚川—静岡構造線によって、西部山地区と分離される。これに離島区である佐渡区及び粟島区を加えて、5地形区となる。

ア 東部山地区

本地区は、新発田—小出線以東の山地で、地質的には主に古生代・中生代の古い岩石と花崗岩類からなり、朝日山地、飯豊山地、越後山脈、三国山脈など標高2,000メートル級山地から構成される。朝日山地、飯豊山地は山頂高度が比較的そろい、起伏が小さく、氷河地形と思われる平滑な斜面からなっている。越後山脈は雪崩で磨かれた急峻な山稜からなっており、鋭い岸壁と豊富な雪が特徴である。また、本地区の北部には第四紀の火山は存在しないが、南部には守門岳、浅草岳、飯士山、苗場山などの火山があり、特徴的な地形をなしている。中・古生層は、堅硬緻密なるがゆえに土壌の発達に乏しく、崩壊が始まると大崩壊を形成することが多く、多雪による影響と相まって多くの土砂生産を行っている。特に、胎内川及び魚野川においては著しい扇状地の発達を見ることができる。また広く分布する白亜紀～古第三紀花崗岩類は、北部に至るにつれ破碎が激しくなる傾向が認められ、全般的にマサ化が著しい。飯豊山地の西側ではしばしば土石流の発生がみられ、これからも羽越水害のような大規模土砂災害の発生するおそれがある。

イ 中部平野山地丘陵区

本地区は、北部フォッサマグナ地域と呼ばれている地区で、新第三紀層及び第四紀層よりなっており、新潟方向と呼ばれる北東—南西方向に雁行状に配列する褶曲構造に大きく支配されている。おおむね山地・丘陵が背斜構造、信濃川、渋海川、鯖石川などの主要河川は向斜構造のほぼ中心を通っていることが多い。褶曲構造は現在も活動中で、背斜構造にある山地・丘陵が隆起を続け、将来向斜構造にある河川との地形

的対立をますます明瞭にしていくものであり、大局的にみれば土砂災害の発生を促す一因となる。また本地域に広く分布する寺泊層、椎谷層及び西山層は、その性質から地すべりを起こしやすいため、毎年雪崩とともに融雪による地すべりが東頸城地域を中心に多発しており、その分布密度は日本一である。新潟平野、柏崎平野及び高田平野は、前面を海岸砂丘にふちどられた沖積平野であり、中を流れる信濃川、阿賀野川などの大河川では氾濫が繰り返されたことが、河川沿いに残る多数の旧流路・自然堤防から推測できる。高田平野西縁と糸魚川―静岡構造線にはさまれた地域は、非常に変化に富んだ地形からなっており、現在もときどき噴煙をあげる焼山、カルデラをもつ複式火山の妙高山、妙高連峰最高峰の火打山など、いずれも標高 2,400 メートルを超える高山である。西頸城山地から流下する海川、早川、能生川などは急流河川であり、急峻な地形を作り上げている。随所に地すべりがみとめられ、妙高山の温泉地すべり、1751 年に突然発生し多くの犠牲者を出した名立崩れ、粟立山東斜面の地すべり集合体などがよく知られており、万内川水系では新潟県で初の砂防工事が実施された記録すべき地域である。

ウ 西部山地区

本地区は飛騨山脈北部にあたり、地質的には西日本の性質を持っている。糸魚川―静岡構造線に沿って流れる姫川は、稗田山の大崩壊地をもつ荒廃河川である。田海川、青海川などは、直接日本海に注ぐ流路延長が短く急な河川であり、土砂の流出量も多い。本県最高峰の小蓮華山（2,769 メートル）は飛騨山脈白馬岳北方の小突起にすぎないが、森林限界を超え高山的特徴を持っている。小滝川と日本海にはさまれた明星山・黒姫山は、古生代の石灰岩によりなり、深さ 500 メートルを超える垂直洞穴、大規模なポリエ、ドリーネ、鍾乳洞など特徴あるカルスト地形がみられる。飛騨山脈が急に日本海に落ち込むところが、親不知・子不知の険で、急峻な海食崖であり、交通の難所として知られている。

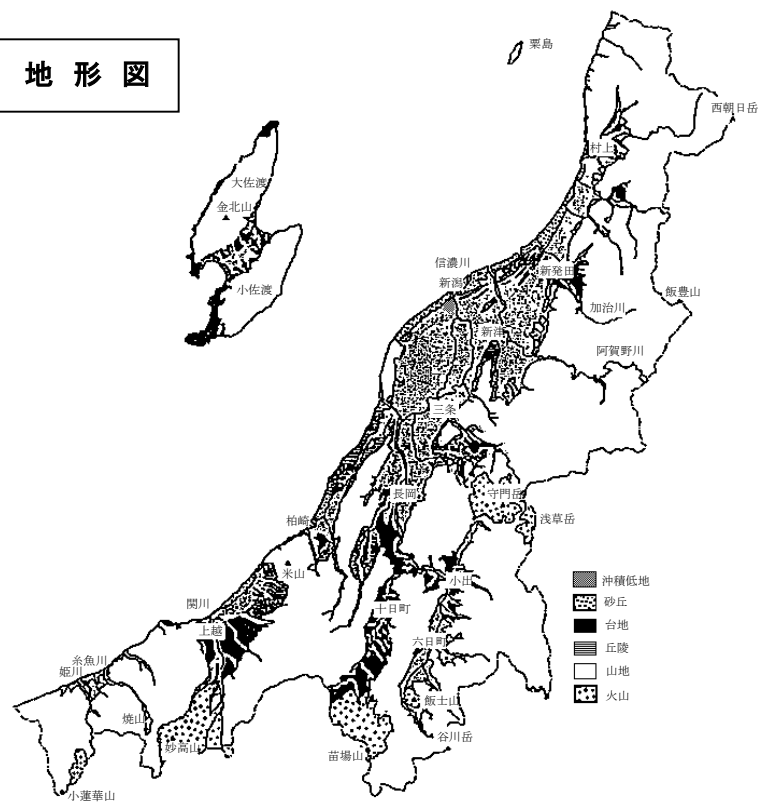
エ 佐渡区

本地区は主として新第三紀層及び第四紀層よりなり、一部に古第三紀層、局所的に先第三系の古い岩石も分布する。国仲平野をはさんで、北西側に大佐渡、南東側に小佐渡が北東―南西方向に並走し、北東側に両津湾、南西側に真野湾の湾入がある。大佐渡は金北山をはじめとする標高 500～1,000 メートルの山地からなるのに対して、小佐渡は標高 500～600 メートルの起伏の小さな山地とそれを取り囲むような丘陵からなっている。島を縁取るように数段の海成段丘が発達しており、その規模は世界的な標式地とされる地中海周辺をはるかにしのぐほどである。

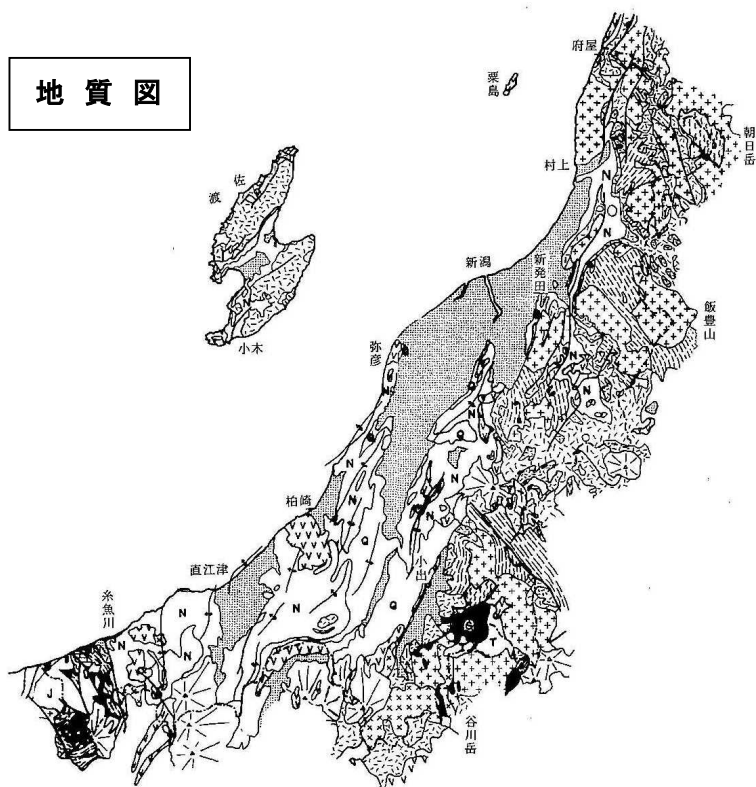
オ 粟島区

本地区は、新第三紀七谷層の硬質頁岩を貫く寺泊階の粗粒玄武岩よりなり、北西に緩く、南東に急傾斜する丘陵を主体としており、平坦な海成段丘面はわずかに北端及び南西端などにみられる程度である。新潟地震時に東岸で大きく、西岸で小さい隆起運動をしており、その痕跡は現在でも東海岸でみられる。

地形図



地質図



- | | | |
|---------------|-------------------|--------------|
| 沖積層 | グリーンタフ層 | 古期岩層(中～古生層) |
| 第四紀火山 | 新第三紀深成岩 | 石灰岩 |
| Q 魚沼層・矢代田層 | 白亜紀～古第三紀花崗岩 | 変成岩・片麻岩 |
| N 西山層・寺泊層・七谷層 | 古第三紀層 東馬(下部ジュラ紀)層 | 蛇紋岩・はんれい岩(G) |
| 新第三紀火山岩 | T 奥利根(上部第三紀)層 | 背斜軸層 |

2 気候及び気象の概要

(1) 気候の概要

新潟県の気候は、梅雨期から夏にかけての降水量が多いだけでなく、冬期も雪や雨としての降水量が多い典型的な日本海側気候を呈している。また、冬期における北西の季節風が強いのも特徴の一つである。

県土は南北に長く伸びているが、南部と北部でも気候的に大きな差はなく、海岸、平野、山沿いなどの地形により、風の強さ、雨や雪の量に差が出る。

ア 気温

1月の平均気温（アメダス平年値）は、佐渡や上越の一部を除いて3℃以下で、中越の山沿いでは氷点下となる。

8月の平均気温（アメダス平年値）は、下越の海岸及び上越の海岸や平野部で26℃前後の高温域となるが、山沿いでも24℃前後となり、その差は比較的小さい。

イ 降水量（雨・雪）

梅雨期から夏にかけてと冬期に降水量の極大がある。特に多雪地帯では、冬期の降水量が多くなる。

(ア) 雨

県内での大雨は、梅雨期から8月にかけての期間に多く、集中豪雨といわれる局地的な大雨もこの期間に多い。

(イ) 雪

降雪量及び積雪の多さが、本県の気候の特徴である。上越、中越の平野部や山沿いの市街地や村落でも2mを超える積雪となるところが多く、山間部（福島、群馬、長野、山形各県との県境付近）では3mを超える積雪となる。

中越、下越の海岸や佐渡（山を除く）での積雪は、50cm以下と少ないのも特徴である。

ウ 風

冬期に海岸や平野部で強くなる北西の季節風が特徴である。

エ 波・潮位

春・夏期は、低気圧や台風の通過により波の高いことがあるが、比較のおだやかな日が多い。冬期は、北西の季節風のため全般に波の高い状態となる。

潮位は、干満の差が40cm程度と小さい。月の平均潮位は、2～3月に最小、8～9月に最大となる。

(2) 気象の特徴

新潟県は、北東から南西に細長く、かつ面積も広いため、同じ気象現象による天気の見え方は、上越、中越、下越及び佐渡の4地域での時間差や、海岸、平野部、山沿いでの降水や風の強さに差が生じることが特徴となっている。

ア 気温

記録的な高温は、南よりの風が卓越するフェーン現象によって発生することが多いが、これは、日本海を低気圧や台風が通過する際に発生する。

イ 降水量（雨、雪）

(ア) 雨

大雨は、6月下旬から7月の梅雨時期だけでなく、8月にも同じ程度の回数が発生している。梅雨前線、夏の前線（太平洋高気圧が弱まった時に、日本の北に押し上げられていた前線が南下）及び雷雨などがその原因である。また、台風の接近、通過も大雨をもたらす原因の一つである。

(イ) 雪

北西の季節風のため、一般的に山沿いが平野部より降雪が多いが、日本海に低圧部が発生するなど、気圧配置によっては海岸や平野部でも多く降る（里雪型降雪）ことがある。

降雪の多い地方では、1日（24時間）の降雪量が1mを超える場合もある。

雪の降り方と降雪地域

種類	気象現象と降雪地域
山雪型降雪	強い冬型（西高東低）の気圧配置となり、等圧線がほぼ南北に走り間隔が狭くなる。 海上及び海岸で北西の季節風が強く吹き、上越、中越の山沿いを中心に大雪となる。海岸や平野部での降雪は少ない。
里雪型降雪	大陸に高気圧、日本の東海上に低気圧があり、西高東低型の気圧配置であるが、日本付近で等圧線が緩む場合と日本海に小さな低気圧が発生し東へ進む場合がある。 北西の季節風は弱まるが、上空に強い寒気が入り込んだ場合は、海岸、平野部でも大雪となりやすくなる。

ウ 雪崩

新潟県における雪崩は、12月から5月までの間に発生しており、厳冬期の1～2月に多い。気圧配置でみると冬型の気圧配置時に起こるものが約半数を占める。

雪崩の発生しやすい条件には、次のようなものがある。

- (ア) 低温で大量の降雪がある場合に発生するもの。
- (イ) 気温上昇に伴う融雪水の増加により発生するもの。
- (ウ) 降雨の浸透により発生するもの。
- (エ) 強風による異常な雪の吹き溜まりや雪庇の崩落により発生するもの。

エ 強風

強風は、冬の季節風の他に台風、低気圧、前線の通過などを原因として発生する。

風向は、気圧配置や、その地域の地形、河川走行等により決まる。例えば、冬期は西高東低の気圧配置により北西の風が卓越し、海岸に近づくほど北や北西の頻度が多いが、平野部では西より、上越や信濃川上流の流域では南よりの頻度も多くなる。

県の東北部にみられる「荒川だし」、「胎内だし」、「安田だし」などの局地風は、脊梁山脈を吹き降りるフェーンの風で、風向はいずれも南東となっており、乾燥と高温をもたらす。

オ 波浪・潮位

冬期は、北西の季節風のため波の高い状態となる。特に、北から強い寒気が南下する場合は、6 mを超える「大しけ」となるときがある。その他の時期には、低気圧や台風などの通過に伴う波浪がある。

平均潮位が年間最大となる8～9月は、台風時期と重なりその吸い上げ効果で潮位が高くなるが、潮位の高さのみで災害となることは少なく、台風の通過に伴う波浪が加わることで、沿岸に被害をもたらすことが多い。

カ 台風

(ア) 新潟県に接近する台風の特徴

台風は、その進路や強さ、規模によって雨・風の影響が異なってくる。当県の場合は、台風の中心が遠ざかる際に最大風速が出る特徴がある。

(イ) 進路による雨及び風の分布特徴

進 路	雨及び風の分布特徴
日本海を北東に進む場合	南西～西の強風が吹きやすい。フェーン現象となり、気温が上がり乾燥する。 前線が新潟県付近にある場合を除けば、大雨はほとんどない。 《平成3年9月27～28日台風19号》
新潟県の直ぐ西側を北東に進む場合	暴風が最も吹きやすくなる進路である。 台風の中心が過ぎると、南西～西の吹き返し風（急に強まることが多い。）に変わり、最大風速となる。 降水量は、吹き返しの風の影響を受ける上越、中越、下越の山沿いで多くなり、50～100 mmとなるが、他の地域は比較的少ない。 台風が近づきつつあるときは、フェーン現象による高温、乾燥に対する注意が必要である。 《昭和36年9月16日台風18号（第二室戸台風）》
新潟県を縦断して北東に進む場合	雨、風とも強い。 台風が通過する直前に、北よりの風が強まり、その後一端やや弱まるが、台風の中心が通過して暫くすると西～北西の吹き返し風が強まる。 降水量は、上・中越地方で多くなり、100～200 mmに達する。 《平成2年9月19～20日台風19号》
新潟県の東を北上する場合	雨が中心となるが、強い台風であれば、風も強まる。 風は、冬の季節風と似ており、北西～北の風が海上や海岸で強くなるが、内陸部は比較的弱い。 台風の接近前は、北～北東の風、その後北西～北の風に変わり、県の南東部に最も近づいた頃に最大風速となる。 降水量は、中越地方南部から上越地方にかけて多くなり、100～200 mmに達する。 《昭和56年8月23日台風15号》

(3) 月別の気候特徴

月	気 候 特 徴
1月	警報級の降雪となる場合も多い。雪の降る地域と量は、寒気と下層風によってほぼ決定する。 冬型が緩むと中越の山沿いを中心に晴れ、夜間になると放射冷却により霧が発生し易くなる。
2月	警報級の大雪は、中旬頃までである。この時期は、海面水温が低くなるため、強い寒気が入り込んでも海面からの水分蒸発が少なく、雪は降りにくくなる。 晴れた日の夜間は、放射冷却により霧の発生や低温現象が起こる。
3月	春の兆しが現れるが、冬もまだ同居する。 乾燥注意報が発表されはじめる季節（3月～6月は乾燥の季節）で、新潟市などでは冬型で小雪が降るような状況であっても、湿度が40%台まで下がることもある。 気温が10℃以上になると融雪洪水のおそれがある。
4月	春らしくなるが、冬のもどりも現れる。2～3年に1回位は、山沿いで10～30cmの降雪となることがある。 日本海を通る低気圧の影響で、雪の多い年は融雪洪水のおそれがある。 日本海低気圧の影響で暖気が入ると、日本海の広域で霧が発生し、陸地に入ってくることもある。（4～6月は海霧の季節）
5月	移動性高気圧に覆われ、穏やかな日が多くなる。 遅霜は、平野部では月の前半まで（数年～10年に1回程度）、山沿では下旬まで（10年に1回程度）発生の危険性がある。
6月	梅雨入りの時期は6月12日（平年）ごろである。また本格的な梅雨は中旬の後半以降となる。 6月中の梅雨前線による大雨は、数年に1回程度である。
7月	7月24日（平年）ごろの梅雨明けまでは天候が悪い。 大雨は梅雨明け前の中旬頃に多く発生する。梅雨前線による組織的な大雨は、西又は北から移動してくる。
8月	山沿いで雷雲の発達により雷雨が発生しやすくなる。 雷雲は、県内で発生するものだけでなく、長野県で発生したものが県内まで移動してくることがある。 8月後半には前線が南下し、大雨をもたらすことがある。 台風シーズンのはじまりで、日本に接近する台風の数は、8月が最も多い。
9月	9月には県内に影響を与える台風が最も多くなる。平均的にみて1年に1回は、比較的大きな被害を与えた台風が接近又は通過している。 台風が新潟県のどちら側を通るかにより、雨や風の影響を受ける地域が大きく異なる。特に、台風が当県の西側を通過する場合、吹き返しの風が急に強くなる。
10月	秋雨の時期が終わると、日本付近を高気圧と低気圧が交互に通過し、天気は周期的に変わる。 10月から12月にかけては、低気圧が急激に発達し暴風となるときがある。 標高1,000m付近（三国峠等）では、中旬の後半から下旬に雪が積もるときがある。
11月	寒気が入り込み「しぐれ」の日が多くなる。 下旬に平野部で初雪となり、山沿いで積雪となる。強い寒気が入り込んだ場合は、山沿いで40～50cm/日の降雪となることもある。
12月	冬らしくなるのは12月の半ば頃からで、山沿いでは月間の降水量が最も多くなる。 着雪はこの頃から発生する。 着雪は比較的気温の高い降雪時に発生するが、県内での発生は一冬に少なくとも数回程度起こる。

第4節 新潟県の社会的条件

1 人口

(1) 人口の推移

令和2年国勢調査による新潟県の総人口は、2,201,272人であり、平成27年国勢調査に比べ、102,992人(4.5%)の減となっている。

(2) 1世帯当たりの人数

1世帯当たりの人数は、減少が続いており、令和2年は2.55人で、平成27年に比べ0.17人の減となっている。

(3) 市部及び郡部別比較

地域別について令和2年と平成27年を令和2年10月1日現在の市町村区域で比較すると市部では97,197人(4.4%)の減、郡部で5,795人(7.3%)の減となり、郡部での人口減が顕著である。

(4) 年齢階層別比較

年齢階層別では、年少人口(0歳～14歳)の減少、高齢人口(65歳以上)の増加が続いており、高齢化の進行が顕著(平成7年に高齢人口が年少人口をはじめて上回る。)となっている。

総人口・総世帯数

区 分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口(千人)	2,451	2,478	2,475	2,488	2,476	2,431	2,374	2,304	2,201
増加率(%)	2.5	1.1	△0.2	0.6	△0.5	△1.8	△2.3	△3.0	△4.5
世帯数(千世帯)	658	681	708	757	796	820	839	848	865
1世帯当たり人数(人)	3.72	3.64	3.50	3.29	3.11	2.97	2.83	2.72	2.55

市・郡部人口

(単位:千人、%)

区 分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	(構成比)
市部人口	1,556	1,586	1,593	1,612	1,615	2,343 (1,602)	2,290 (1,579)	2,224	2,127	(97)
郡部人口	896	893	882	876	861	88 (830)	84 (796)	80	74	(3)

注 H17及びH22はH27.10.1現在の市町村区域で整理したもの。

また、H17及びH22の()内はH12.10.1現在の市町村区域で整理したもの。

年齢階層別人口

(単位:千人、%)

区 分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	(構成比)
0～14歳	552	523	463	407	366	330	302	276	248	(11.3)
15～64歳	1,625	1,638	1,632	1,626	1,581	1,515	1,441	1,341	1,232	(56.0)
65歳以上	273	317	378	455	526	581	621	687	721	(32.8)

資料 国勢調査

2 土地の利用状況

平成7年から平成27年までの21年間における利用形態別の推移は、農用地が159km²、森林が20km²減少した一方で宅地が69km²、道路が72km²の増加となっている。農用地の減少が顕著であり、森林は平成12年以降、減少傾向である。

県土の利用区分別面積推移

(単位:Km²、%)

区 分	H7	H12	H17	H22	H27	H7との比較		全体構成比	
						増減量	対比	H7	H27
農用地	1,879	1,822	1,775	1,748	1,720	△159	91.5	14.9	13.7
森林	8,566	8,637	8,614	8,582	8,546	△20	99.8	68.1	67.9
原野	32	32	48	48	52	20	162.5	0.3	0.4
水面・河川・水路	461	459	464	463	459	△2	99.6	3.7	3.6
道路	396	418	435	442	468	72	118.2	3.1	3.7
宅地	481	505	527	544	550	69	114.3	3.8	4.4
その他	765	708	720	758	789	24	103.1	6.1	6.3

合 計	12,582	12,582	12,583	12,584	12,584	2	100.0	100.0	100.0
-----	--------	--------	--------	--------	--------	---	-------	-------	-------

資料：土地利用現況把握調査

3 産業

産業別の就業者数は、全国平均に比べ第1次産業、第2次産業の比率が高いが、農家人口の減少に伴い、年々第1次産業の比率が低下し、第3次産業の比率が高くなってきている。

産業別総生産額の推移 (単位:百万円)

区分	H18	H22	H27
第1次産業	181,011	140,437	143,530
第2次産業	2,692,061	2,488,256	2,550,527
第3次産業	6,226,904	5,845,822	6,050,303

注 輸入税等加減前の数値。資料 平成30年度 新潟県 県民経済計算

産業別就業者数の推移

(単位:千人、%)

区分	新潟県			全国		
	H17(構成比%)	H22(構成比%)	H27(構成比%)	H17(構成比%)	H22(構成比%)	H27(構成比%)
第1次産業	92(7.6)	71(6.3)	66(5.9)	2,981(4.9)	2,381(4.2)	2,222(4.0)
第2次産業	381(31.3)	332(29.4)	323(28.9)	15,957(26.4)	14,123(25.2)	13,921(25.0)
第3次産業	744(61.1)	725(64.3)	729(65.2)	41,425(68.6)	39,646(70.6)	39,615(71.0)

資料 国勢調査

4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

(1) 都市部では、人口の密集、危険な地域への居住、高層ビルの増加等がみられる。

これらへの対応として、災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、高層ビル等の安全確保対策等を講ずる必要がある。

一方、人口減少が進む中山間地域や漁村等では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられる。

これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化等の対策が必要である。

(2) 高齢者(とりわけ独居老人)、障害者、外国人等いわゆる要配慮者の増加が見られる。

これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救援・救護対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を、他の福祉施策との整合を図りながら行う必要がある。

この一貫として、要配慮者関連の施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から要配慮者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

(3) ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増加が見られるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活及び産業活動に深刻な影響をもたらす。

このため、これらの施設の災害対策を進めるとともに補完的機能の充実が必要である。

(4) 住民意識及び生活環境として、近隣扶助の意識の低下が見られる。

このため、地域コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災意識の徹底等を図る必要がある。

(5) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第5節 新潟県の既往の主な災害

1 台風災害（第二室戸台風）

(1) 気象概況等

昭和36年9月8日エニウツク島の南海上で発生した台風第18号は、9月16日午前9時過ぎ、室戸岬の西方に上陸した。（室戸岬の最低気圧930.4hPa）

上陸した台風は、正午に淡路島付近、午後1時に大阪湾、午後3時敦賀市付近、午後6時に能登半島東、午後7時佐渡付近、午後8時に酒田沖を通過・北上し、翌17日朝に北海道北部からオホーツク海に抜けた。

新潟県内では、台風が中心が新潟沖の海上を通り過ぎた後、気圧の上昇に伴い、各地でこれまでにない非常に強い西風（最大瞬間風速30～45m/s）が吹き、大きな被害が発生した。

(2) 被害の概要（災害救助法適用56市町村）

ア 死者36名、重軽傷者2,310名

イ 住家被害

全壊2,822棟、半壊19,332棟、一部損壊108,183棟

2-1 集中豪雨災害（8.28羽越水害）

(1) 気象概況等

昭和42年8月27日、日本海に発生した低気圧が三陸沖に抜け、この低気圧から西に伸びる前線が新潟県を経て朝鮮半島東岸へ達していた。

この前線上に新たに発生した低気圧の影響で、28日夕方から前線の活動が活発となり、下越地方の北部で激しい雨が降り始め、岩船郡朝日村三面における18時から21時までの3時間降水量は96mmを観測した。

その後、この強い雨域はやや南下し、低気圧が東北地方中部を通過する28日夜半ころから、加治川周辺で激しい雨となり29日の2時までの3時間降水量は、胎内川第一ダム（県企業局）で184mm、新潟で96mm、二王子岳で88mmとなった。

1時間降水量は、胎内川第一ダムで90mm（29日0時～1時）、新潟では53.8mm（29日1時23分～2時23分）と、このときまでの新潟地方気象台創立以来の記録となった。

強い雨域の南下につれ、荒川、胎内川、加治川、阿賀野川等の河川が次々に増水し、荒川、加治川などの破堤をみたほか、各地の山間部では土砂崩れ、山崩れ、鉄砲水などにより多くの被害がでた。

(2) 被害の概要（災害救助法、県災害救助条例適用27市町村）

ア 死者96名、行方不明者38名、重軽傷者471名

イ 住家被害

全壊1,079棟、半壊2,076棟、床上浸水17,191棟

2-2 集中豪雨災害（7.13新潟豪雨災害）

(1) 気象概況等

平成16年7月12日夜から、日本海から新潟県付近に停滞していた梅雨前線が活発化し、

特に13日朝から昼過ぎにかけて中越地域を中心に非常に激しい雨をもたらした。

雨は、夜に入っても降り続き、13日の降水量は、栃尾市で1日最大雨量421mmを記録したほか、三条市、長岡市、津川町などで日降水量の記録を更新した。

その後、梅雨前線は、14日に一旦は東北地方まで北上したが、15日には再び新潟県付近に停滞し、16日から18日朝にかけて中・下越の所々で激しい雨が降り、18日に福井市付近に南下するまで大雨が続き、大きな被害が発生した。

(2) 被害の概要（災害救助法適用7市町村）

激しい降雨により、13日に信濃川水系の五十嵐川、刈谷田川など6河川で11箇所が破堤したほか、多くの河川で堤防の決壊や越水などが多数発生し、三条市、中之島町、見附市などの住宅地、工場、農地など約6,000ha以上が浸水するとともに各地でがけ崩れなどの土砂災害が多発した。

この水害による避難者はピーク時で約18,700人に達し、41の市町村で災害対策本部等が設置された。

県では、自衛隊の災害派遣要請とともに、緊急消防援助隊及び第九管区海上保安本部に応援要請を行った。

ア 死者15名、重軽傷者82名

イ 住家被害

全壊71棟、半壊5,657棟、一部損壊82棟、床上浸水1,882棟、床下浸水6,197棟

2-3 集中豪雨災害（平成23年7月新潟・福島豪雨災害）

(1) 気象概況等

平成23年7月27日から新潟県と福島県会津を中心に降った雨は、特に28日から30日にかけて、前線が朝鮮半島から北陸地方を通して関東の東に停滞し、大気の状態が不安定となって、記録的な大雨となった。

この期間の雨量は、新潟県加茂市宮寄上で626.5ミリとなり、7月の平年の月降水量の2倍以上となった。1時間降水量では、新潟県十日町市十日町で29日20時51分までに121.0ミリの猛烈な雨が降り観測史上1位を更新したほか、24時間降水量等でも多くの地点で観測史上1位を更新するなど、非常に激しい雨が降った。

(2) 被害の概要（災害救助法適用15市町）

激しい降雨により、信濃川水系の五十嵐川など6河川で9箇所が破堤したほか、多くの河川では氾濫危険水位を超過し、16市町で約15万世帯、約45万人に避難勧告・指示が発令された。

県では、自衛隊の災害派遣要請とともに、大規模特殊災害時における広域航空消防応援の要請を行った。

ア 死者・行方不明者5名、重軽傷者13名

イ 住家被害

全壊41棟、半壊805棟、一部損壊32棟、床上浸水1,004棟、床下浸水7,624棟

（平成26年1月31日現在）

3 土砂災害（5. 18 妙高高原地すべり災害）

(1) 地すべりの概要

昭和53年5月18日午前6時20分頃、妙高高原町の白田切川上流の国有林野内（通称郷田原地積）で大規模な斜面崩壊が発生した。崩壊土砂は白田切川の河床・川岸を浸食しながら土石流に発達し約7km流下した。

途中、この土石流は、白田切川の河床勾配が緩やかになる新赤倉温泉地区を急襲し、この地区に約40万 m^3 土砂を堆積し多大な被害を与えるとともに、旧白田切川の流路を奪回して直進し、国道18号線の白田切橋下流に埋設されていたガスパイプラインを破壊、国鉄信越本線の築堤に乗り上げた。

また、同日13時40分に第2次崩壊が発生した。第2次崩壊に伴う土石流は、第1次崩壊に比べ小規模であり土砂氾濫は起こさなかったが、国道18号線の白田切橋の基礎を洗掘するとともに、国鉄信越本線の築堤を切断した。

第1次及び第2次による崩壊土砂量は、29万 m^3 と推定される。

(2) 融雪水等の状況

5月上旬から中旬にかけて好天が続き、平年より平均気温で3～4℃高い日が続いていたため、1日で数10mmの融雪が起こっていたと推定され、崩壊斜面上方約170haの集水区での融雪水が地中に浸透、多量の地下水となって崩壊部分に集中する状態にあった。

(3) 被害の概要（災害救助法適用）

- ア 死者13名、重軽傷者1名
- イ 住家全壊13棟、住家半壊5棟

4-1 豪雪災害（昭和59年豪雪（昭和58年12月～59年3月））

(1) 気象概況

○ 12月

上旬は、一時冬型の気圧配置となったものの長続きせず、ほぼ平年並に推移したが中旬から冬型の気圧配置が持続し、上・中越の山沿いでは1mを超える積雪となった。海岸平野部でも早い積雪となり、新潟市では12月17日以降3月25日までの長期積雪（100日間）を記録した。

○ 1月

月を通して強い冬型が持続した。中旬後半からは厳しい冷え込みが続き降雪量も多かった。

新潟では、16日から18日の3日間、連続で真冬日となった。中・下旬は大雪となり、特に25日は海岸平野部で大雪（里雪）となった。

新潟での積雪87cm（28日）は、戦後2位、また1月中の真冬日は4日間であった。

○ 2月

上・中旬を中心に強い冬型が持続した。上旬はこの冬で最も強い寒気団が南下し、県内各地とも厳しい冷え込みとなった。新潟では4日から8日まで5日間連続、高田では4日及び6日から8日までの4日間の真冬日を記録した。高田では一日の降雪の深さの合計72cm（6日）を記録した。

下旬は前半冬型が緩み一時穏やかな天気となったが、後半には再び冬型が強まり、風雪

模様の天気となった。

○ 3月

月を通して低温が続いた。上旬は県内各地で再び大雪となり、新潟の2日の日最深積雪72cmは3月としては観測開始以来第1位であった。

中旬に入ると天気は次第に周期的に変わるようになり、冬型の気圧配置は続かなくなった。しかし、上・中越の山沿いの積雪は5mを超え、記録的な大雪となった。

(2) 豪雪に伴う被害の概要（災害救助法及び県災害救助条例適用42市町村）

豪雪により、道路、鉄道等の交通機関の麻痺、電力、通信、水道、ガス等のライフライン施設被害などにより、県内各地で社会・経済活動が著しい障害を受けた。

また、家屋の倒壊・損壊、雪下ろし中の転落事故、雪崩（人や建物に被害を及ぼしたもの33箇所）の発生により、尊い人命や貴重な財産が失われた。

この豪雪災害に対処するため、82の市町村で豪雪災害対策本部等が設置された。

ア 死者34名、重軽傷454名

イ 住家全壊14棟、住家全壊半壊5棟、住家床上浸水17棟、住家床下浸水188棟

4-2 豪雪災害（平成18年豪雪（平成17年12月～18年2月））

(1) 気象概況

12月から1月上旬にかけて厳冬期並の強い寒気が日本付近にたびたび南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れた。このため、県内では12月を中心に記録的な低温となった。また、上越、中越の山沿いを中心に大雪となった。

1月中旬以降の天気は数日の周期で変わり、気温の高い時期と低い時期が交互に現れた。気温の低い時期には山沿いを中心にたびたび大雪となった。期間中の最深積雪は津南（津南町）で2月5日に416cm、湯沢（湯沢町）で1月28日に358cmとなり、年間最深積雪の記録を更新した。

○ 12月

強い寒気が断続的に流れ込み、強い冬型の気圧配置となった日が多かった。県内は記録的な低温となり、各地で月平均気温の低い方の記録を更新した。また、中旬以降は雪の日が多かった。特に上越、中越の山沿いを中心に12月としては記録的な大雪となった。アメダス地点の最深積雪は平年比300%以上となった所があり、津南、湯沢、十日町（十日町市）、入広瀬（魚沼市）、小出（魚沼市）では12月の最深積雪の記録を更新した。

○ 1月

上旬は強い寒気の影響を受けて雪の降る日が続いたが、中旬からは寒暖の変動が大きくなった。このため、一時的な大雪や、積雪の多い所では雪崩が発生し、また、一時的に融雪が進んだ。アメダスの最深積雪は、12日に津南で397cm、28日に湯沢で358cmの積雪となった。

○ 2月

上旬は冬型の気圧配置となり雪の降る日が多かった。中旬以降の天気は数日の周期で変わった。低気圧の通過後に一時的に冬型の気圧配置となったが長続きせず、降雪量は少なかった。低気圧の通過時に、フェーン現象によって気温が上昇し、雨が降った日もあった。

(2) 豪雪に伴う被害の概要と対応状況

ア 被害の概要

雪下ろし中の転落事故等による死者は32名、重軽傷者は288名に及び、倒壊等による家屋被害が相次いだ。また、雪崩の危険性を考慮した国道405号の通行止めにより、新潟県及び長野県の10集落193世帯が一時孤立したほか、交通機関の麻痺、電力等ライフライン施設の被害等により、県内各地で社会・経済活動に多大な影響が生じた。

イ 対応状況

県では、17年12月26日に設置した「豪雪警戒本部」を、18年1月5日付けで「豪雪対策本部」に切り替え、孤立集落対応、雪下ろしの広域支援、道路除雪の広域支援等の対策を講じたほか、自衛隊への災害派遣要請や消防団への支援要請、除雪ボランティアの活用により、災害時要援護者の住居や公共施設等の除排雪を実施した。

市町村においては、14市町村で豪雪対策本部等を設置して除排雪の対応に努め、うち11市町に対しては災害救助法が適用された。

4-3 豪雪災害（平成23年度の豪雪（平成23年12月～24年2月））

(1) 気象概況

12月から2月にかけて、西高東低の冬型の気圧配置の日が多く現れ、強い寒気が入って気温の低い状態が続いた。たびたび大雪となり、ここ10年間では「平成18年豪雪」に次ぐ積雪となった。

期間中の最深積雪は津南（津南町）で2月12日に357cm、関山（上越市）で2月3日に347cm等であった。

○ 12月

特に24日から26日は、強い冬型の気圧配置となり、山沿いを中心に大雪となった。

○ 1月

冬型の気圧配置は断続的に強まり、上中越の山沿いを中心に大雪となった。

○ 2月

上旬から中旬にかけては大雪となった期間があった。

(2) 豪雪に伴う被害の概要と対応状況

ア 被害の概要

雪下ろし中の転落事故等による死者は29名、重軽傷者は354名に及び、人的被害は18年豪雪を超えた。また、上越市板倉区で発生した地すべりにより、住家4棟が全壊するなどの建物被害が発生、21世帯83人に避難勧告、5世帯20人に避難準備情報が発令された。

イ 対応状況

県では、平成24年1月14日に設置した「豪雪警戒本部」を、24年1月31日付けで「豪雪対策本部」に切り替え、屋根雪下ろしなどに必要な人材等の確保・供給を目的とし、「雪処理担い手確保スキーム」を改めて整理、除雪ボランティアや消防団広域応援、建設業の広域支援などにより、災害時要援護者の住居や公共施設等の除排雪を実施した。

市町村においては、12市町村で災害対策基本法に基づく本部を設置して対策にあたった。また、12市町に対しては災害救助法が適用された。

5 雪崩災害（柵口雪崩災害）

(1) 雪崩の概況

昭和 61 年 1 月 26 日午後 11 時頃、西頸城郡能生大字柵口集落の背後に聳える権現岳（標高 1,108m）の中腹 850m 付近で発生した雪崩は、45 度の急斜面で加速、「大雪積」を乗り越えて、距離 1,800m もの長い距離を走行し、一気に柵口集落を襲った。

雪崩の規模等は、次のとおりであった。

ア 平均幅 200m、長さ 1,800m（発生地点から被害末端部までの水平距離）、高低差 600m
イ 被害に直接関連した推定雪量は、発生区で 6 万 m³、堆積区で 3 万 m³、走行区（撒乱された想定量）で 36 万 m³

ウ 雪崩の種類：面発生乾雪表層雪崩（運動形態：流れ型と煙型の混合型）

(2) 降・積雪等の状況

ア 1 月 15 日から 20 日にかけて暖気の流入により気温が上昇し、ザラメ雪層（積雪深 1 m 以下）が形成された。

イ 1 月 20 日頃に降った雨（10 mm）が雪を引き締め、更に 21 日にこの冬一番の寒気が流入したため、ザラメ雪層がアイスバーンとなった。

ウ 1 月 21 日から冬型の気圧配置となり、29 日まで毎日 30cm 以上の降雪があり、アイスバーン上に軽く乾いた新雪が 2 m 以上積もった。

エ 1 月 26 日は、夜になると雪は降りやみ、北西の強い風が吹き、権現岳山頂付近の雪庇に対し、崩落を誘因させたものとみられる。

(3) 被害の概要（災害救助法適用）

ア 死者 13 名、重軽傷者 9 名

イ 住家全壊 9 棟、住家半壊 2 棟

6 火山噴火（焼山爆発）

(1) 火山爆発の概要

昭和 49 年 7 月 28 日午前 2 時 50 分頃、山頂から北北東及び西北西方向の割れ目に沿ってできた小さな火口群で水蒸気爆発が発生した。爆発で噴出された火山灰は、約 65 万トンと推定され、焼山から 160 km 離れた福島県まで達した。

また、火山灰を含んだ泥水が火口部から直接噴出し、泥流となって火打山川と焼山川を流れ下った。泥流は、河川の流水及び土砂を巻き込んで土石流化し、溪床や溪岸を浸食しながら糸魚川市大字中川原新田付近まで流下した。土石流によって流出した土砂量は、50～60 万 m³と推定される。

(2) 被害の概要

ア 死者 3 名（登山者が火山弾の直撃を受け死亡）

イ 土石流により農業用取水堤埋没、発電所取水堤埋没

ウ 火山灰により約 22ha の農地被害、養殖所の紅鱒被害等

7-1 火災（新潟市大火）

(1) 気象概況

昭和 30 年 9 月 30 日から翌 10 月 1 日にかけて台風第 22 号が日本海を通過した。このため

県内はフェーン現象による高温、乾燥と1日未明の強い吹き返しの風にみまわれた。

新潟市では、30日に最高気温が31.1℃、1日の午前2時52分に最小湿度58%を観測した。

強風は、30日午後から翌1日一杯続いたが、新潟市では出火のあった1日午前3時頃を中心に強い吹き返しの風となり、3時に20.2m/s、3時20分に21.7m/sの最大風速を観測、3時5分には最大瞬間風速33.6m/sを記録した。

(2) 火災の概要

昭和30年10月1日午前3時頃（台風的最強時）に、医学町1番町の新潟県庁の第3分館から出火した火の手は、強風に煽られ瞬く間に付近の建物に延焼するとともに風下である仲通地区に次々と飛び火した。火は、幅員22mの道路を越え、(株)新潟日報社に移るや火勢は一段と高まり、続いて柁谷小路の小林百貨店、新潟市役所、大和百貨店へと延焼し、次いで新潟市の繁華街を総なめにして一面を火の海と化した。

消防機関や自衛隊等による必死の消防活動にも係わらず火勢は容易におさまらず、出火より鎮火まで6時間にわたった。

この大火により、新潟市経済の心臓部である古町商店街をはじめ主要金融機関の大半が火災に遭うとともに、公共営造物7、報道機関2、保険会社9、百貨店2が消失した。

(3) 被害の概要

ア 行方不明1名、重軽傷者244名

イ 焼失面積約278,510㎡、罹災戸数972戸

7-2 火災（糸魚川市大規模火災）

(1) 気象概要

平成28年12月22日は低気圧が発達しながら日本海を東へ進み、全国的に南よりの風が強かった。糸魚川市は朝から強風が継続しており、5時10分に強風注意報、9時35分に火災気象通報が発表されていた。出火当日の最大風速は13.9m/s、最大瞬間風速は27.2m/sであった。

また、天候は曇りのち雨、最低気温は6.1℃、南からの強風に伴い気温が上がり、最高気温は20.5℃であった。

(2) 火災の概要

飲食店（ラーメン店）において、大型こんろの消し忘れにより平成28年12月22日10時20分頃出火した。火災はフェーン現象に伴う強い南風により広範囲に延焼拡大し、焼失面積は約40,000㎡（被災エリア）に及んだ。

今回の火災は、強風により、火元及び延焼先から大量の火の粉や燃えさしが広く飛散し、風下側の木造建築物への飛び火によって、延焼拡大した。また、強い火勢に伴う放射や接炎により、道路を越えた延焼も見られた。これにより、多くの部隊の転戦が必要となるとともに、指揮本部自体も数度移設が必要となるなど、消火活動は困難を極めた。

鎮圧は20時50分、鎮火は翌12月23日16時30分であった。糸魚川市消防本部は、県内外の消防本部の応援を受けながら、長時間にわたり、消火活動を行った。

(3) 被害の概要

ア 負傷者17名（軽傷16名 中等症1名）

イ 焼失面積 約 40,000 m² 焼損棟数 147 棟数

8 海難事故（タンカー「ジュリアナ号」座礁、原油流出事故）

(1) 気象概況

昭和 46 年 11 月 27 日に日本海にあった低気圧が 28 日には北海道の東へ抜け、翌 29 日、30 日は強い冬型の気圧配置となった。（能登半島の輪島上空約 5,500m には、マイナス 38.9℃という 11 月の記録となるほどの強い寒気が入り、高田の初積雪 35 cm という記録も作った。）

このため、県内は 28 日から 30 日まで強風が吹き荒れ、新潟市で 29 日に最大瞬間風速 28.5m/s（西）を最大に、28 日に同 17.2m/s（西南西）、30 日に同 18.9m/s（北西）を記録した。

(2) 座礁事故の概要

リベリア船籍のタンカー「ジュリアナ号（乗組員 46 人、原油 21,742 k1 積載）」は、昭和 46 年 11 月 30 日午前 7 時 43 分頃新潟港に到着し、検疫官及び水先人乗船のため同港西区西防波堤灯台の 245 度 2,130m 付近に投錨していた。

午前 10 時ころ、風向が南西から北西に変わるとともに風速も次第に増し、午後 0 時 30 分頃には最大瞬間風速が 15m～20m/S に達した。

正午頃に来船の予定であった検疫官及び水先人が、午後 3 時 30 分頃になっても来船しないため、船長は転錨を決意し、午後 4 時ころ揚錨を開始した。しかし、船体は、錨鎖の巻き上げとともに風浪に圧流され、新潟港西区西防波堤灯台の 227 度 2,040m 付近に座礁した。

船体は、午後 5 時 12 分頃、船橋後方（6 番タンク）付近で折損し、逆「へ」の字型となり、約 18 分後には船橋後部が沈下しはじめ、更に午後 5 時 37 分頃に完全に二つに分断され、積載中の大量の油（約 7,000k1）が流出するに至った。

※ 海上保安庁、消防機関、自衛隊、及び関係する民間団体等は、事故後 52 日間わたり、船舶延べ 1,042 隻、航空機延べ 131 機、消防車延べ 258 台、車両延べ 1,068 台、人員延べ 26,949 人を動員し、流出油の回収及び分散処理等の活動を実施した。

(3) 被害の概要

ア ジュリアナ号（11,684 総トン）廃船スクラップ

イ 貨物原油流出・消滅、漁業被害

9 油流出事故災害（タンカー「ナホトカ号」重油流出事故）

(1) 油流出事故災害の概要

ア 発生日時 平成 9 年 1 月 2 日 午前 2 時 51 分頃（浸水）

イ 発生場所 島根県隠岐島の北北東約 106 k m

ウ 事故概要

ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」（13,157 総トン：32 人乗組み）は、C 重油約 19,000 キロリットルを積んで島根県沖を航行中に、悪天候のため長さ約 180m の船体部分が船首部分約 50m を残し沈没した。また、船首部分が 1 月 7 日福井県三国町の海岸近くに座礁した。

積み荷の C 重油約 6,200 キロリットルが流出し、本県を含め、島根県から秋田県まで日本海側 9 府県に漂着した。

船尾部は島根県隠岐島の北東約140km、水深約2,500mの海底に左舷を下に70～80度傾けて軟泥の中に後部を半没させて着底している。運輸省の報告書によれば「安定した状況で着底しており、折損等が生じるおそれは少ない。」とされている。

(2) 被害の概要

ア 漂着市町村

能登半島沿いに漂流していた重油は1月17日には、能登半島を越え、1月20日小木町で漂着が確認された。その後、更に漂着し26市町村で漂着が確認された。

(新潟市、上越市、柏崎市、村上市、糸魚川市、両津市、聖籠町、紫雲寺町、中条町、岩室村、巻町、出雲崎町、寺泊町、西山町、柿崎町、大潟町、名立町、能生町、青海町、神林村、山北町、粟島浦村、相川町、真野町、小木町、羽茂町)

イ 気象状況等

1月18日から31日まで冬型の気圧配置が断続的に続き、北西の季節風が主体となった。この間、21日、22日は県内全域に「暴風雪・波浪警報」が出されるなど非常に強い冬型の気圧配置となった。

ウ 回収量

漂着油	3,774.6 (キロリットル)
浮流油	20.1 (キロリットル)
流出油回収量	3,794.7 (キロリットル)

エ 回収人員等

漂着油の回収人員 88,630 (人)

阪神・淡路大震災を背景とした防災意識の高まりを背景に、多数のボランティアが回収作業を行った。

※ 回収人員の差や断崖、消波ブロック等の回収不能な場所もあることから必ずしも回収量が漂着量に等しいとは言えないが、①柏崎市が981.7キロリットル(第1位)、②柿崎町885.3キロリットル(第2位)③上越市632.5キロリットル(第3位)で名立町～寺泊町に至る海岸を中心に漂着した。

第2章 災害予防

第1節 防災教育計画

参考資料

【関係機関】 県（◎防災局、知事政策局、総務部、福祉保健部、観光文化スポーツ部、土木部）、県教育委員会、警察本部、市町村、防災関係機関、県民、企業

1 計画の方針

学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と「自らの命は自らが守る」という意識の醸成を図り、地域防災力の基盤となる県民・企業による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

また、県、市町村及び防災関係機関において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 県民、自主防災組織、企業、事業所等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。
- (イ) 市町村は、住民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、市町村立学校における児童生徒等の防災教育を行う。
- (ウ) 県は、一般県民の防災教育に必要な学習材料の提供及び学習環境の整備、市町村の防災教育及び専門的な職員育成の支援並びに県職員の防災研修を行うとともに、県立学校等における児童生徒等の防災教育を行う。
- (エ) 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮しなければならない。

イ 達成目標

- (ア) 児童生徒等が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることや家族・地域に避難を促すことができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。
- (イ) 県民が、災害に関する一般的な知識及び居住地等で災害時に発生する可能性の高い被害の様相についての知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージできるとともに、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができる。
- (ウ) 県民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得すると共に、社会の一員としてとるべき行動を心得ている。
- (エ) 県、市町村、防災関係機関において、全ての職員が災害に関する基礎知識を持ち、かつ、一般県民が行うべき事前の災害対策を自ら率先

して実行できる。

(ウ) 県及び全市町村において、防災に関する専門研修を受けた男女の職員が防災担当部門に配置されている。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ 一般県民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるようにする。

ウ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(3) 積雪期での対応

冬期間の季節風・高波・積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、またその対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるように、教育・研修において配慮する。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

ア 自治体の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加

ウ 次世代への災害被災経験の伝承

エ 各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い

(2) 地域の役割

ア 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進

イ 地域住民による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認

ウ 次世代への災害被災経験の伝承

(3) 企業・事業所等の役割

ア 自治体の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

イ 災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるように、事前対策及び災害発生時の行動に関する検討

3 県の役割

(1) 学校における防災教育の推進

学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ア 県立学校等における防災教育（総務部、県教育委員会）

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、地域の特性を踏まえた教材（副読本）の充実を図るとともに、特に水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

- イ 私立学校に対する啓発（総務部）
私立学校設置者に対し、公立学校と同様に防災教育を推進するよう指導・助言を行う。
- ウ 県立看護大学（総務部）
 - (ア) 職員・学生に対する一般的な防災教育を行う。
 - (イ) 災害時の看護等教授内容の充実に努める。
 - (ウ) 看護職員の防災教育に必要な情報提供や講師派遣等の支援に努める。
- (2) 社会教育における防災学習の推進（防災局・県教育委員会）
県民向けに、専門家（気象防災アドバイザー等）の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。
また、社会教育施設において防災広報を実施するとともに、人間の特性を踏まえた避難行動に繋げる対策を行う。
- (3) 水害時の浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等についての普及啓発
- (4) 要配慮者及び保護責任者の防災学習の支援
 - ア 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳幼児（福祉保健部）
在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は保護責任者への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。
 - イ 外国人（知事政策局、観光文化スポーツ部）
市町村や外国人関係団体（外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等）に協力して、災害から身を守るための基礎知識の普及に努める。
災害時に外国人（就業者、留学生、旅行者、定住して間もない者等）の安全確保に当たるべき立場の者（事業所、学校、宿泊・観光施設、交通関係者、家族等）及び市町村が、防災マップ等を活用して外国人への防災知識の周知を図るよう支援する。
- (5) 市町村に対する防災に関する基礎情報の提供（防災局、土木部、県教育委員会）
 - ア 市町村が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て、必要な情報の提供を行う。
 - イ 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報等の提供、その他市町村の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。
 - ウ 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。

- エ 平常時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。
- (6) 市町村職員の防災教育の支援（防災局）
 - ア 市町村職員の専門的な防災教育機会の創出
 - イ 市町村の防災教育に必要な情報の提供
 - ウ 消防学校における消防職・団員の防災教育・研修
- (7) 県職員の防災教育、防災部門の人材育成（防災局）
 - ア 外部講師等による防災教育研修の実施
 - イ 消防大学校など専門研修機関への計画的な職員派遣

4 市町村の役割

市町村は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、企業、NPO、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 市町村立学校における防災教育の推進

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

実施に当たっては、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

また、地域の特性を踏まえた教材（副読本）の充実を図るとともに、特に水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進

住民向けに、専門家（気象防災アドバイザー等）の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施するとともに、人間の特性を踏まえた避難行動に繋げる対策を行う。

(3) 水害時の浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等についての普及啓発

(4) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知を図るほか、地区や個人単位のタイムラインの作成を支援する等により、地域における自主的な警戒避難体制構築を支援する。

(5) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援し、家族や地域を自分たちで守る意識の醸成を図る。

(6) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

- ア 要配慮者本人及び家族の防災学習
- イ 民生委員等地域の福祉関係者の防災学習
- ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

- エ 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習
- (7) 市町村職員の防災教育、防災部門の人材育成
- (8) 消防職・団員の防災教育・研修
- (9) 市町村地域防災計画で定める事項
 - ・ 全住民を対象とした共通的な防災教育計画
 - ・ 各地区別の住民を対象とした防災教育計画
 - ・ 要配慮者及び保護責任者を対象とした防災教育計画
 - ・ ハザードマップの作成・提示

5 防災関係機関の役割

防災関係機関は、自らの職員の防災教育・研修のほか、次の項目について県民への普及及び啓発を図る。

- (1) 県警察における防災教育
 - 運転免許の更新時講習等を通じて自動車運転時における災害発生時の自動車運転者としての措置等
- (2) 新潟地方気象台
 - ア 風水害によるリスク情報の基礎となる防災情報の整備
 - イ 風水害が発生する状況を県民が容易に理解できるようにするための防災気象情報に関する正しい知識の普及啓発
 - ウ 防災気象情報発表時の県民が取るべき行動の普及啓発
- (3) 第九管区海上保安本部
 - 船舶・海事関係者等への災害発生時の注意事項等
- (4) 北陸地方整備局
 - 羽越水害、平成7年「7.11水害」、平成16年「7.13水害」、平成23年「平成23年7月新潟・福島豪雨」等、過去の災害記録の公開及び災害に関する情報の提供
- (5) 国土地理院
 - 災害教訓の伝承の重要性についての啓発に関し、自然災害伝承碑などの情報の提供や活断層図公開などの地理空間情報に関する情報の提供
- (6) 北陸信越運輸局
 - 公共交通・物流を担う運輸事業者に対する、防災及び事業継続の取組を支援するために助言等を行う「運輸防災マネジメント」の推進
- (7) 東北電力（株）、東北電力ネットワーク（株）
 - 一般家庭に対する、災害発生時の電気及び電気器具の取扱上の注意
- (8) 都市ガス供給事業者、L Pガス販売店（（一社）新潟県L Pガス協会）
 - ア 災害発生時のガス及びガス器具取扱の注意事項
 - イ ガスマイコンメーターによる緊急遮断機構作動時の復旧方法
- (9) 日本赤十字社新潟県支部
 - 一次救命処置、応急手当等、初歩的な救急法の一般への普及

第2節 防災訓練計画

【関係機関】 県（◎防災局、総務部、福祉保健部、土木部）、病院局、県教育委員会、警察本部、市町村、防災関係機関、県民、企業・事業所、学校

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、県、市町村、防災関係機関、県民、隣接県等が防災活動を的確に実施できるよう平常時から防災訓練を実施する。

訓練実施については、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練を実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努める。また、地域、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、県、市町村及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、地理空間情報（GIS・GPS）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、要配慮者の安全確保計画に基づく避難誘導計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪地域での対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪地域においては、積雪期を想定した訓練を検討する。

(4) 複合災害を想定した訓練

県、市町村及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、住民一人一人が、冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、自治体や地域、自主防災組織、企業などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網をあらかじめ把握しておく。

(2) 地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協

力など、安全を確保するための地域における取組が地域の明暗を分ける結果となる。

このため、町内会等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者の所在や避難所の運営、情報伝達体制、避難誘導體制などの確認に努める。特に水防活動等の防災活動は、平時の訓練が実践に大きく影響することから、防災活動内容に応じて適切な時期に訓練の実施に努める。

(3) 企業・事業所、学校等の役割

企業・事業所、学校などは初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。また、大規模災害時には指定避難所とは別に避難場所のような機能が求められる場合や、一時的な地域活動の拠点となることも想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努める。

また、病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多いことから、施設の管理者は、施設入所者の状況を常に把握しておくとともに、職員及び関係者に対し、避難誘導訓練を行い、避難行動要支援者の支援体制を整備する。

第2章第32節
「学校の風水害対策」参照

3 県の役割

県は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯組織、自主防災組織、地域団体、住民との協力体制の確立などに重点をおき、住民の避難行動等、災害発生時に住民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組みを促進する。

防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。

この際、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

また、新潟県総合防災情報システム、地理空間情報（GIS・GPS）、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。

(1) 県における防災訓練

ア 総合防災訓練

(ア) 実施時期

原則として年1回実施するものとし、風水害の被災地においては、その経験を風化させないような時期を考慮する。

(イ) 実施場所

原則として、大規模災害発生地域を地方本部（県地域振興局）の所管区域（新潟県行政組織規則（新潟県規則第8号（昭和35年3月25日））第10条）に基づき区分した次のa～cの3エリアによる持ち回りとする。

- a 糸魚川、上越、十日町、南魚沼、魚沼の各地方本部 管内
- b 柏崎、長岡、三条の各地方本部 管内
- c 新潟、新発田、村上、佐渡の各地方本部 管内

(ウ) 訓練方法

実動訓練とする。

イ 図上訓練等

(ア) 災害対策本部対応職員の判断能力向上や関係機関との協力体制強化のための図上訓練を実施する。

(イ) 災害時における情報孤立対策のため非常無線通信訓練を実施する。

(ウ) 新潟県総合防災情報システム等の情報機器の操作習熟のための情報伝達訓練を実施する。

(エ) 災害時における受援体制の確立のため他の都道府県との広域合同訓練の実施に努める。

ウ 県立病院・福祉施設等における防災訓練（福祉保健部、病院局）

県立病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多いことから、施設の管理者は、施設入所者の状況を常に把握しておくとともに、職員及び関係者に対し、避難誘導訓練などを行い、避難行動要支援者の支援体制を整備する。

(2) 学校等における防災訓練

ア 学校等の様々な場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検も含め実施する。（県教育委員会）

イ 県立看護大学及び県立大学（総務部）

施設の管理者は、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練などを行う。

(3) 河川、ダム、海岸等の県管理施設における防災訓練

ア 関係機関とともに、関係施設を対象にした防災訓練の実施に努める。

イ 市町村が実施する公共土木施設等を対象にした防災訓練の支援に努める。

4 市町村の役割

県に準じた各種防災訓練の実施及び他市町村、防災機関と協調した総合的な防災訓練の実施

(1) 市町村総合防災訓練

(2) 無線通信訓練

(3) 避難行動要支援者の参加を重点に置く住民避難誘導訓練

(4) 地域の実情に応じた、情報伝達訓練や積雪期を想定した図上訓練、自主防災組織や消防団などの防災訓練の支援

(5) 学校等における防災訓練

学校等の様々な場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検を含め実施する。

(6) 平常時からの避難所運営訓練等の実施

(7) 市町村防災計画で定める事項

- ・ 防災訓練の実施時期、実施場所及び訓練方法
- ・ 市町村管理施設における訓練のあり方
- ・ 関係機関等における訓練のあり方

5 防災関係機関の役割

防災関係機関は、県や市町村が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、それぞれが定めた計画に基づいて訓練を実施する。

第3節 自主防災組織育成計画

【関係機関】 県（防災局）、市町村、県民

1 計画の方針

大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、地域住民自らが自分の命を自分の努力によって守るという意識を持ち自らの判断で避難行動をとる（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。

そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、県民、市町村及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

2 自主防災組織の概要

(1) 組織

自治会、町内会単位など地域において防災活動を効果的に行うことができる組織とする。

(2) 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織をとりまとめる会長を置き、会長のもとに、副会長ほか自主防災活動に参加する住民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、それぞれの地域の実情に応じた班編成を定めることが望ましい。

なお、班編成は組織の規模や地域の実情によって異なるため、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

(3) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の整備
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具の点検

- (エ) 防災資機材等の整備及び管理
 - (オ) 危険箇所の点検・把握
 - (カ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有
- イ 災害時の活動
- (ア) 初期消火の実施
 - (イ) 地域内の被害状況等の情報収集
 - (ウ) 救出救護の実施及び協力
 - (エ) 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達
 - (オ) 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導
 - (カ) 避難行動要支援者の避難支援
 - (キ) 給食・給水及び救助物資等の配分

3 県民の役割

県民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、自分たちの判断で避難行動をとることができるように、自治会・町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進め、地域の避難体制を構築し共助を強化するとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

第2章第2節「防災訓練計画」参照

4 県の役割

県は、市町村が行う自主防災組織及び防災リーダーの育成に積極的に協力し、市町村が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報紙等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。

5 市町村の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市町村は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、一般財団法人自治総合センターの助成事業、県及び市町村単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(2) 訓練活動等の支援

市町村は、自主防災組織の参加に配慮し、住民主体の避難につながる意識改革を促す防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

また、地域特性に応じた身近な災害リスクの危険性を周知する教材の作成や専門家の派遣、自主防災組織がハザードマップを活用し、住民自らが「マイ・タイムライン」などの避難計画を立て、自主防災組織単位の防災マップを作成する取組、地域の災害を伝承するような取

組など、住民参加型の取組に対する支援を強化する。

(3) 防災リーダーの育成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組の推進は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努める。

(4) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 自主防災組織が行うべき活動内容
- ・ 自主防災組織育成のための支援策

6 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。

第4節 防災都市計画

【関係機関】 県（◎土木部、防災局、交通政策局）、北陸地方整備局、市町村

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するには、国、県、市町村等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。

溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

- ア 災害に強いまちづくりの計画的な推進
- イ 計画的な土地利用の規制・誘導
- ウ 防災上危険な市街地の解消
- エ 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全
- オ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備
- カ 災害危険区域の指定

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

(3) 積雪地域での対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

- ア 日ごろからの地域の防災上の課題等の把握
- イ 災害に強い、防災まちづくりを実現するための、県民一人一人がアイデアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2) 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適合しない区域は開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

3 県の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、県は、都市防災に配慮した都市計画区域マスタープランの充実を図る。

(2) 防災上危険な市街地の解消

ア 低地における市街地の浸水対策等の推進

県は市町村とともに、都市における浸水防除を図るため、河川や下水道等の雨水対策施設の一体的、総合的な整備等により浸水、治水対策を推進する。また、防災情報の提供や浸水ハザードマップの作成の支援などにより、県民の防災意識の向上に努め、防災・減災対策を組み合わせた効果的な施策を展開する。

イ 土砂災害危険箇所等の整備の推進

県は市町村とともに、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等における土砂災害防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な計器の設置等、総合的な土砂災害防止対策を推進する。

ウ 木造密集市街地等における市街地整備

県は市町村とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(3) 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

県は市町村とともに、表面流出水量を低減させる等の洪水調整機能や土砂災害防止機能を有する緑地の保全や整備を行うとともに公共施設の緑化を推進する。

(4) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

県は市町村とともに、風水害から市街地を守るため、幹線道路、都市公園、河川、水路、下水道、土砂災害防止施設、海岸、港湾施設等を計画的に整備する。

○ 緊急輸送ネットワークの形成

県は、国及び市町村の協力を得て災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性及び信頼性の高い緊急輸送ネットワー

第2章第13節「河川・海岸災害予防計画」、第21節「下水道事業者等の風水害対策」参照

第2章第12節「土砂災害予防計画」参照

「土地区画整理法」「都市再開発法」「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」参照

「都市の緑のあり方」参照

第2章第8節「道路・橋梁・トンネル等の風水害対策」、第9節「港湾・漁港の風水害対策」、10節「空港の風水害対策」参照

クの形成を図ることとする。

(5) 災害危険区域の指定

豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

4 市町村の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、市町村は都市防災に配慮した都市計画マスタープランの充実を図る。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(2) 計画的な土地利用の規制・誘導

浸水ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、総合的な治水対策を推進する。また、無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

(3) 防災上危険な市街地の解消

市町村は県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(4) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア 避難路等ネットワークの形成

市町村は、浸水ハザードマップ等を十分考慮して、避難路及び避難場所のネットワークを形成する。

イ 避難場所等の整備

市町村は、県の協力を得て、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

ウ 防災公園の整備

市町村は県とともに、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え一時避難場所や広域避難場所とな

第2章第29節「避難体制の整備」参照

る防災公園の整備を図る。

(5) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 緊急輸送道路
- ・ 防災拠点や避難場所となる公園緑地等

5 防災関係機関の役割

北陸地方整備局

災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、県及び市町村の協力を得て、総合的なまちづくり施策を展開する。

第5節 集落孤立対策計画

【関係機関】 県（◎防災局、土木部）、市町村、県民

1 計画の方針

中山間地域、離島など、土砂崩れや風浪による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 孤立予想集落の住民は、自ら孤立に備えて食料・物資等の備蓄に努めるとともに、自主防災活動に積極的に参加する。

(イ) 市町村は、孤立予想集落の通信手段の確保、施設・資機材(電源、熱源等)の整備、物資(食料、水、生活用品)の備蓄等を行う。

(ウ) 消防本部は、孤立予想集落の消防団と直接会話できる通信手段を確保する。

(エ) 県は、市町村の施設整備等を支援するとともに、関係機関とともに住民の救出・救助体制を整備する。

イ 達成目標

(ア) 集落が孤立状態でも通信が確保されている。

(イ) 住民が、安全を確保しながら、最低7日間は外部からの補給なしで自活できる。

(ウ) 消防団及び自主防災組織等により最低限の初動対応と避難生活ができる。

(エ) 危険が迫った場合は、速やかに住民が安全な場所に避難できる。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入先を確保する。

(3) 積雪地域での対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。

2 県民の役割

(1) 県民の役割

孤立予想集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

災害発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、

市町村への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施する。

(3) 企業・事業所の役割

孤立予想集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。

3 県の役割

(1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施（土木部）

ア 迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、市町村を通じ、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。

イ 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市町村との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。

(2) 孤立予想集落の資機材整備に対する支援（防災局）

県単独の市町村補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。

(3) 積雪期のヘリコプター運用（防災局）

積雪期のヘリコプターによる住民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市町村及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。

4 市町村の役割

(1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知

(2) 衛星通信等の通信手段の確保

(3) 集落防災拠点施設の確保

(4) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置

(5) 地域住民の自治組織を自主防災組織として整備

(6) 集落内のヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する）

(7) 積雪期に備えた装軌（キャタピラ）車両の確保

(8) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 孤立が予想される集落
- ・ 土砂災害、雪崩等の発生危険箇所
- ・ 各集落との通信の確保方法
- ・ 各集落の防災拠点施設及び資機材の整備、物資等の配置状況
- ・ 各集落のヘリポート適地
- ・ 企業・事業所等との災害時の協力に関する事項

第6節 建築物等災害予防計画

【関係機関】 県（防災局、総務部、環境局、◎土木部）、
病院局、県教育委員会、警察本部、市町村、県民、企業・事業所、
学校、病院、社会福祉施設

1 計画の方針

災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

ア 指定避難所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(ア) 防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。

- a 災害対策本部が設置される施設（県庁舎、市町村庁舎等）
- b 医療救護活動の施設（地域振興局健康福祉（環境）部、病院等）
- c 応急対策活動の施設（警察署、消防署、県・市町村等の地域機関庁舎等）
- d 避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）
- e 社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障害者療護施設等）

(イ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を以下のとおり実施する。

- a 建築物及び建造物の安全確保
施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。
- b 防災設備等の整備
施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。
 - (a) 飲料水の基本水量の確保
 - (b) 非常用電源の基本能力の確保
 - (c) 配管設備類の固定強化
 - (d) 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備
 - (e) 防災設備の充実、他
- c 施設の維持管理
施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。
 - (a) 法令に基づく点検等の台帳
 - (b) 建設時の図面及び防災関連図面
 - (c) 施設の維持管理の手引き

イ 県及び市町村は一般建築物の安全を確保するため以下の指導等を行う。

(ア) 不特定多数の者が使用する建築物の安全確保について

必要により防災査察を行い、その結果に応じ指導・助言を行う。

(イ) 著しく劣化している建築物の安全確保について

防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。

(ウ) 落下物等による災害防止について

建物から外れやすい窓、戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導及び啓発を行う。

(エ) 水害常襲地の建築物における耐水化について

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。

(オ) 地下街等の浸水防止対策について

地下街等の浸水被害を防止するため、建築物の開口部に防水扉、防水板などを整備するよう指導を行う。

また、避難路や救助のための進入口の設置・確保等について必要な措置を講じるよう指導を行う。

(カ) がけ地等における安全立地について

建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

(キ) 市町村は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

イ 避難行動要支援者の収容施設や、利用施設、避難行動要支援者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助のために必要な措置を講じるものとする。

(3) 積雪地域での対応

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。

イ 住宅等、一般建築物においては積雪期の風水害による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市町村の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

地域内で著しく劣化している建築物や、落下物の発生するおそれのある

建築物等を把握するとともに、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言する。

(3) 企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市町村の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

ウ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 県の役割

(1) 防災上重要な建築物の災害予防推進対策（総務部、土木部）

ア 県が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 市町村、事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策（土木部）

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

(3) 老朽化した建築物の長寿命化計画（総務部、土木部）

県は、老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

4 市町村の役割

(1) 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

ア 市町村が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

(3) 老朽化した建築物の長寿命化計画

市町村は、老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(4) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 市町村における防災上重要な建築物の位置付け
- ・ 地域性に配慮した建築物の安全確保に関する指導等の方針

5 防災関係機関の役割

(1) 消防署等

防災上重要な建築物の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

第7節 気象等防災観測体制の整備

【関係機関】新潟地方気象台、北陸地方整備局、県（防災局）、市町村、鉄道事業者、東日本高速道路株式会社

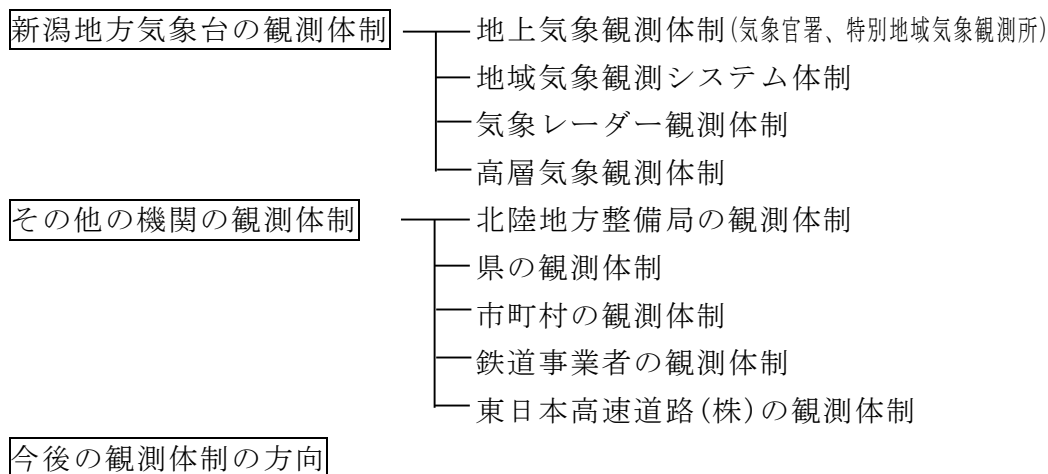
1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 気象庁及び新潟地方気象台は、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持に努めるとともに、観測施設等の整備にあたっては耐震性を含めた信頼性の確保に努めるものとする。また、災害に結びつく詳細な自然現象の把握のために、防災関係省庁、地方公共団体等と協力して観測体制の充実に努める。

イ その他の防災関係機関は、気象観測体制の強化及び観測データの精度維持を図るとともに相互の通報連絡体制等を整備する。

(2) 観測の体系



2 新潟地方気象台の観測体制

(1) 地上気象観測

気象台、特別地域気象観測所で気圧、気温、湿度、風向、風速、降水量、日照時間などの地上気象観測を行っている。また、集中豪雨などの局地的な気象の把握を目的として、自動観測を行うアメダス（地域気象観測システム）により、降水量の観測を行っている。一部のアメダスでは降水量に加えて、気温、風向・風速、相対湿度、積雪の深さの観測も行っている。

(2) レーダー気象観測

気象庁は、全国約20か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。

(3) 高層気象観測

高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国16か所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィ

【気象業務法】第4条

ンドプロファイラは、全国 33 か所に設置され地上約 10km までの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。

(4) 静止気象衛星

東経 140 度付近の赤道上の高度約 35,800 キロメートルの静止軌道の上に位置している静止気象衛星「ひまわり」を用い、日本を含む東アジア・西太平洋地域の広い範囲を 24 時間・高頻度で常時観測を行い、雲や台風等の解析などを行っている。

3 その他の機関の観測体制

地方公共団体他が気象観測を行う場合は、気象業務法の規定に基づき、気象観測測器の設置所在地を管轄する気象台へ届出を行う必要があるほか、同法及び国土交通省令に定められた技術上の基準に従って行わなければならない。同じく、気象観測に用いる観測測器については同省令に定められた一定の基準に適合した検定合格品を用いなければならない。

(1) 北陸地方整備局の観測体制

北陸地方整備局では、国土交通省の直轄管理にかかる道路及び河川の管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。システムは道路系と河川系に大別され、前者は雨量、気温、積雪、風向・風速、凍結検知のデータを、後者は雨量、積雪、水位・流量、水質のデータを観測しているほか、海象観測（風向・風速、波高・波向）も行っている。データは、北陸地方整備局及び国道・河川の各事務所等の監視画面に表示されるほか、集約した情報が河川・道路情報システムにより土木部や市町村にも提供されている。また、雨量や河川の水位等の観測データについては、土木部の土木防災情報システムと双方向で接続されている。なお、国所管の防災情報は、インターネットを通じて広く県民へ配信されている。

(2) 県の観測体制

ア 公共土木施設関係

土木部では、県の管理する道路、河川、ダム、地すべり防止区域等、施設管理及び防災上必要な地点に、自動観測装置を設置し、降雨量、積雪深、水位等を観測している。観測データは、無線や専用線等を通じて当該地域を管轄する土木部関係地域機関に送信され、水防・除雪等の対策の実施に活用されている。また、それらのデータは庁内 LAN や防災行政無線により県庁まで送信され、道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等として、インターネットを通じて広く県民へ配信されている。

イ 農業水利施設関係

農地部では、大規模な農業水利施設（排水機場、農業用ダム、頭首工等）に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、関係機関又は土地改良区に送信又は報告される。

ウ 発電施設関係

企業局では、発電用ダム及び発電所に気象観測所を設置し、降雨量、ダム水位等を観測している。観測データは、発電の管理事務所に送信又は報告される。

(3) 市町村の観測体制

市町村は、役場、消防署、学校等において気温、湿度、雨量、降雪量、積雪深等を毎日観測している。積雪期間中は、県の指定した観測地点の降雪量及び積雪深を毎朝県危機対策課に報告しており、更に県から新潟地方気象台にデータが提供されている。

(4) 鉄道事業者の観測体制

ア JR各社

JR各社は、県内の駅等の観測地点で、社員による計測及び機械観測により、気象観測を行っている。また、新潟地方気象台から、気象注意報・警報の提供を受ける。

(ア) 社員による計測

天候・風向・気温・気圧・湿度・雨量・降雪・積雪を観測し、定時に支社へ報告する。観測結果は記録として保存し、災害・事故発生時の気象状況の分析等に活用する。

(イ) 機械観測

駅、駅間、橋梁等に自動雨量計・風速計等を設置し計測する。観測結果は支社等に設置された監視画面に表示され、列車の運転規制等に使用する。冬季間は県内数カ所の駅に設置された観測機で、降雪深・積雪深を計測する。

イ 北越急行株式会社

(ア) 社員による計測

松代工務区で天候・気温・気圧・湿度・降雪・積雪を観測し、降雪・積雪は本社、六日町指令所に報告し、その他の観測結果は記録として保存する。

(イ) 機械観測

ほくほく線各所に雨量計・風速計等を設置し、計測する。観測結果は六日町指令所に設置された監視画面に表示され、列車の運転規制等に使用する。冬期間は、ウエザーニュースから降雪予測情報を、日本気象協会から着氷情報を購入し、除雪の出動や架線の凍結防止に活用している。

(5) 東日本高速道路株式会社の観測体制

東日本高速道路株式会社は、高速道路沿線の各所に設置している気象観測装置で観測された気象データのほか、気象庁や気象予測委託業者からの気象予報などから気象に関する情報の収集をしている。収集された情報は、情報板や休憩施設のモニタ等により気象状況を高速道路利用者に伝達されるほか、通行規制や除雪車両の出動の判断など道路管理に活用されている。

4 今後の観測体制整備の方向

各機関は、自動観測装置や遠隔監視（テレメトリー）システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性や耐水性を含めた信頼性の確保に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる情報公開システムの構築を図る。また、一般住民へも各種メディアを利用した情報公開を図るよう努める。

第8節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策

【関係機関】 県（防災局、農林水産部、農地部、◎土木部、交通政策局）、警察本部、北陸地方整備局、市町村、東日本高速道路株式会社、一般社団法人新潟県建設業協会、一般社団法人新潟県地質調査業協会、企業・事業所

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路などその意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体（以下「道路管理者等」という。）は、風水害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保に当たる体制を整備する。

(2) 計画の重点

ア 緊急輸送道路ネットワークの形成

高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路を、1次から3次の緊急輸送道路として指定する。

(ア) 1次緊急輸送道路

高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する一般国道
（県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等）

(イ) 2次緊急輸送道路

1次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、次の主要な防災拠点を連絡する道路
（市町村役場等、行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）

(ウ) 3次緊急輸送道路

1次、2次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

イ 道路施設の防災性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

(ア) 道路管理者等は法面や盛土等の斜面の強化や横断樋管等の十分な通水能力の確保など、道路施設の風水害に対する防災性を計画的に強化・維持する。

(イ) 緊急輸送道路は特に重点的に強化する。

(ウ) 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に

緊急輸送道路の指定路線一覧

努め、相互連絡体制を整備する。

2 各道路管理者等の行う風水害対策

道路管理者等である東日本高速道路㈱、国土交通省、県及び市町村はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、各道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などに基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止など災害予防のための適切な対策を実施する。

イ 排水施設等の十分な能力の確保

風水害時には道路横断樋管などの排水施設等が機能不全に陥り道路冠水を引き起こすとともに、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。

こうした被害を防ぐため、道路側溝等の排水施設には十分な通水能力を確保することや舗装の補修等により路面の冠水を防止する。また、日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。

ウ 橋梁・トンネル等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

エ ハザードマップの活用

各道路管理者等は相互の協力を得て、河川管理者等が作成する洪水のハザードマップ等をもとに水害時の避難・輸送路の確保を図る。

オ 道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(7) 信号機、道路案内標識等の整備

風水害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(4) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

風水害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者等は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(ウ) トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

各道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、I T V）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる（一社）新潟県建設業協会や（一社）新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動のための自転車等）備蓄の体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、道路啓開等の計画を立案する。

ウ 道路通行規制

異常気象時、被災時の道路通行規制に関する基準等（路線又は区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

「県内の高速道路」、「県内の一般国道と県道」及び「県内の市町村道」の現況（延長等）については、「新潟県地域防災計画震災対策編 第2章第8節」を参照する。

第9節 港湾・漁港施設の風水害対策

参考資料

【関係機関】 県（◎交通政策局、農林水産部）、市町村、企業・事業所、北陸地方整備局、一般社団法人新潟県建設業協会、一般社団法人新潟県測量設計業協会、一般社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部、一般社団法人新潟県地質調査業協会、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北陸支部、新潟県鋼構造協会、一般社団法人新潟県公園緑地建設業協会（前記の各協会は、以下「各協会」という。）、一般財団法人新潟県建設技術センター（以下「建設技術センター」という。）

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 企業・事業所は、平時より関係機関と情報交換を行い、風水害の発生に備え防災体制を整えておく。
- (イ) 県（交通政策局、農林水産部）は、風水害の発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び対応の整備を図るとともに、災害を防ぐための港湾、漁港の外郭施設の整備、背後地への緊急物資の集積や避難場所の整備に努める。
- (ウ) また、港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

水防計画書

2 企業・事業所の役割

港湾・漁港内にある企業・事業所は、風水害発生に備え緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関、企業相互の協力体制及び情報・連絡系統を確立する。

3 県の役割

(1) 防災体制の確立

- ア 交通政策局及び農林水産部は、高波、高潮、暴風等の風水害に対処するための防災体制を確立する。
- イ 交通政策局は、港湾における高波、高潮、暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策、耐波性能の照査による既存施設の補強を推進する。
- ウ 災害防止、被災時の応急復旧等に対して迅速で的確な対応を図るため、平時より国土交通省北陸地方整備局関係機関や(一社)新潟県建設業協会、(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部などと協定を結び、人員及び資材の確保や情報の連絡体制を整備する。
- エ 交通政策局は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化する。

(2) 防波堤等の整備

港湾及び漁港の外郭施設は、背後地の産業施設や人家を台風や冬期風浪等の高波、高潮等から守る防災機能を有することから、港湾計画及び漁港計画に基づき防波堤等の外郭施設の計画的整備に努める。なお、その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにすることや、環境・景観への配慮に努める。

港湾の未整備防波堤等外郭施設 (令和5年3月現在)

区分	港名	未整備施設名	延長	適用
国際拠点港湾	新潟港 (西港区)	西沖防波堤	500m	計画
		第1西防波堤	200m	計画(内133m整備済)
		第2西防波堤	1700m	整備済
		西突堤	1699m	整備済→内740m撤去計画
		入舟防波堤	620m	計画
		東海岸防波堤	280m	計画
		東防波堤	336m	整備済→全336m撤去計画
		東導流堤	145m	整備済→全145m撤去計画
		東導流堤	150m	計画
	新潟港 (東港区)	西防波堤	3560m	計画(内3244m整備済)
第2東防波堤		1000m	計画(内800m整備済)	
南浜防波堤(3)		220m	整備中	
重要港湾	直江津港			整備済
	両津港	北防波堤	1344m	計画(内1264m整備済)
		南防波堤	140m	計画(内80m整備済)
	小木港	第二東防波堤	400m	計画(内300m整備済)
防波堤(波除)		100m	整備中	
地方港湾	岩船港	南防砂堤	300m	整備中
		第2南防砂堤	170m	計画
	寺泊港	沖防波堤	630m	計画(内360m整備済)
		防砂堤(第2)	255m	整備中
	柏崎港	鯨波地区防波堤(沖)	400m	整備中(内280m整備済)
	姫川港	東防波堤	91m	整備済→内15m撤去計画
		第2船だまり防波堤	296m	整備中(内44m整備済)
	赤泊港			整備済
二見港			整備済	

(3) 避難緑地等の整備

港湾施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペースに接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地及び地域住民の避難場所として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

また、漁港施設は緊急物資の輸送の拠点としての役割を有する他、地域住民の避難場所としての役割も有することから、避難緑地、避難広場の整備に努める。

港湾の防災拠点緑地・避難緑地計画 (令和5年3月現在)

区分	港名	地区名	緑地種別	避難緑地等面積	適用	(備考)港湾計画上の緑地面積
国際拠点港湾	新潟港	入舟	防災拠点緑地	103,158㎡	計画	34.4ha
		万代島	避難緑地	5,064㎡	整備済	0.6ha
重要港湾	直江津港	南ふ頭	防災拠点緑地	21,454㎡	整備済	3.8ha
	両津港	湊	避難緑地	12,966㎡	整備済	2.7ha
	小木港	北	避難緑地	10,000㎡	計画	1.4ha
計				152,642㎡		42.9ha

漁港の避難緑地・避難広場計画 (令和5年3月現在)

区分	漁港名	計画広場面積	適用
第2種	筒石漁港	8,640㎡	整備済

(4) 災害未然防止活動

ア 交通政策局は、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。

イ 交通政策局は、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する。

4 防災関係機関の役割

(1) 各協会

災害発生時における円滑な応急対策活動を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第10節 空港の風水害対策

【関係機関】新潟空港事務所、県（防災局、◎交通政策局）、市町村、
企業・事業所

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 空港やターミナル施設は、人及び物の円滑な交流を支える施設であり、災害発生時には人員並びに緊急物資等の輸送など、輸送施設として重要な役割を担うことから、災害に対する安全性を考慮した整備により空港機能を確保する。
- イ 各施設の管理者は、施設の点検調査を随時実施し、災害に対する安全性を確保するため、必要な改修等の予防措置を行う。
- ウ 災害発生時を想定した情報の収集・提供の体制、関係機関等との連絡体制を整備する。また、応急復旧に伴う緊急体制や情報連絡体制を整備する。

県内の空港（令和3年4月1日現在）

空港名	種別	空港管理者	滑走路長
新潟空港	国管理空港	国土交通省	A：1,314m×45m B：2,500m×45m
佐渡空港	地方管理空港	新潟県	890m×25m

2 県民・企業等の役割

企業の役割

空港ターミナル施設等の管理者は、災害発生時を想定した連絡体制及び応急体制の整備を推進する。また、空港利用者の誘導體制及び負傷者の救急救命体制を整備する。

3 県の役割

(1) 輸送ネットワーク対策

災害時における空港を含めた緊急輸送ネットワークの形成を進めるとともに、関係機関等との情報連絡系統を確立する。

(2) 長寿命化計画

県が設置・管理する老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

4 市町村の役割（市町村地域防災計画で定める事項）

臨時ヘリポートの整備

市町村は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、次の要件を満たす、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等を臨時ヘリポートとして指定する。

- (1) 離着陸に必要な面積（概ね 500 m²以上）があること。
- (2) 周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。
- (3) 陸上交通上の利便性を有する場所であること。
- (4) 避難場所との重複指定は極力さけること。
- (5) 指定に当たっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと。

なお、指定した施設には、災害時のヘリポート機能として通信機器等の資機材を必要に応じ整備しておくよう努める。

第11節 鉄道事業者の風水害対策

【関係機関】 JR東日本、JR西日本、JR貨物、北越急行(株)、えちごトキめき鉄道(株)、県（防災局、◎交通政策局）

1 計画の方針

基本方針

JR東日本、JR西日本、JR貨物、北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株)（以下「各鉄道事業者」という。）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

2 県の役割

連絡体制の整備

県（防災局）はあらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

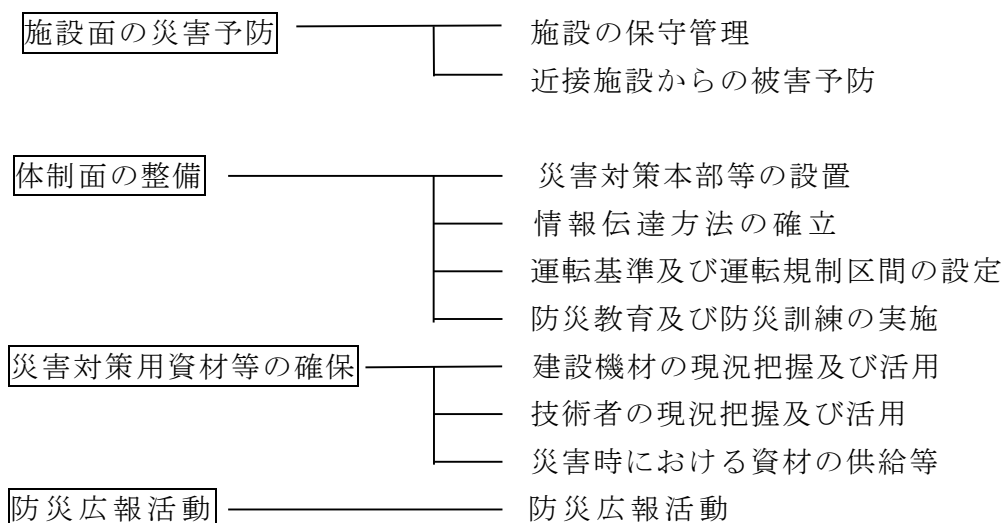
3 市町村の役割

連絡体制の整備

市町村はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

4 防災関係機関の役割

(1) 計画の体系



(2) 施設面の災害予防

ア 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋りょう、盛土、トンネル等

の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

(3) 体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

(ア) 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び機関部内相互間の情報伝達を円滑に行うために次の通信設備を整備する。

- a 緊急連絡用電話
- b 指令専用電話
- c ファクシミリ
- d 列車無線
- e 携帯無線機等

(イ) 風速計、雨量計、積雪計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ 運転基準及び運転規制区間の設定

災害等発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- (ア) 災害発生時の旅客の案内
- (イ) 避難誘導等混乱防止対策
- (ウ) 緊急時の通信確保・利用方法
- (エ) 旅客対策等

(4) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握し

ておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(5) 防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第12節 土砂災害予防計画

参考資料

(別冊「土砂災害対策編」を参照)

第13節 河川・海岸災害予防計画

参考資料

【関係機関】 県（◎土木部、農林水産部、農地部、交通政策局）、北陸地方整備局、新潟地方气象台、一般社団法人新潟県建設業協会、一般社団法人建設コンサルタント協会北陸支部、一般社団法人新潟県測量設計業協会、一般社団法人新潟県地質調査業協会、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北陸支部、新潟県鋼構造協会（前記の各協会は、以下「各協会」という）

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 県民は、「自らの命は自ら守る」という意識のもと、平時から、洪水ハザードマップ等に基づき、避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

「河川法」第2条

イ 市町村は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。（準用河川、普通河川）

「河川法」第2条

ウ 国、県は、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波等による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、海岸法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備、海岸保全施設の整備等を計画的に行う。その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。

「森林法」第41条

「水防法」第10条及び第11条、第12条、第13条、第14条

さらに県は、人口・資産が集中する低平地や県土の多くを占める中山間地、都市機能や生産活動の麻痺など社会経済活動への甚大な影響を防止・軽減するための河川改修等の整備を加速させるとともに、施設だけでは防ぎきれない事象に対しては、住民の主体的な避難行動につながる住民目線のソフト対策の充実を図る。

「新潟県水防計画」

エ 気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、流域治水の計画的な推進を目的とした「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者等の防災関係機関に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

オ 達成目標

(ア) 国土交通省直轄管理区間の大河川は、戦後最大規模に対応できる整備を目標とする。

(イ) 県管理区間の大河川（※）については、年超過確率 1/30 程度（日雨量 200mm 程度）の降雨又は戦後最大規模の降雨に対応できる整備を目標

とする。

(ウ) 中小河川(※)については、年超過確率1/5～1/10程度(時間雨量40mm程度)の降雨に対応できる整備を目標とする。

(エ) 国土交通省所管の海岸については、崖海岸等保全対象がなく整備が不要な海岸を除き、50年に1回程度の発生が見込まれる高潮や高波等による浸水被害、海岸侵食等に対応できる整備を目標とする。

(オ) 水産庁所管の海岸については、崖海岸等保全対象がなく整備が不要な海岸を除き、30年に1回程度の発生が見込まれる高潮や高波等による浸水被害、海岸侵食等に対応できる整備を目標とする。

※ 大河川とは、流域面積が概ね200k㎡以上の河川

※ 中小河川とは、流域面積が概ね200k㎡未満の河川

「水防法」
第15条第2
項
「水防法」
第10条及び
第11条、第
12条、第13
条

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市町村は、浸水想定区域内の地下街等や要配慮者施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について報告を受けたときは、利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

イ 国及び県は、洪水予報、避難判断水位到達情報について、洪水のおそれがある場合、避難判断水位に達したときは、市町村へ通知するとともに、報道機関の協力を得て、一般住民へ周知する体制を整備するものとする。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

法第54条第
1項

(3) 積雪地域での対応

県は、河道内の堆雪により融雪時の溢水被害の発生のおそれある河川については、事前に河川除雪を行うものとする。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民・企業等の役割

県民・企業等は、平時より堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設の漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、遅滞なく県、市町村、消防機関及び警察機関へ連絡する。また、洪水ハザードマップ等により避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所について、確認しておく。

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図る。

法
第7条第2
項
「水防法」
第24条

(2) 地域の役割

県民は、自主防災組織の一員として、日ごろから災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波を想定した避難訓練等の実施に努め、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波時において、水防団等から要請により、水防活動に従事する。

3 県の役割

(1) 洪水への防災対策（土木部、農地部）

ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(ア) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。

(イ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

イ 河川管理施設の整備及び維持管理

達成目標に基づき、以下の施設等の整備を計画的に推進するとともに、効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

(ア) 築堤、河床掘削等による河川改修やダム建設

特に、社会経済活動への影響が広範囲にわたる河川については早期完成を目標に改修を推進する。また、破堤、越水した場合に人家や重要施設などへの影響が大きい河川や危険性が高い河川における河床掘削・伐木等の実施やボトルネック部の局部改良等を推進する。

(イ) 内水被害に対応するための排水機場の設置や可搬式ポンプの配備

(ウ) 防災調整池や雨水貯留等の流域対策の検討

(エ) 老朽化した施設等について、長寿命化計画の作成・実施

ウ 下水道施設による雨水排除対策

流域下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

エ 臨時ヘリポートの確保

災害時に緊急に人員又は資器材の運搬を可能とするため、臨時ヘリポートの確保に努める。

県内の河川数と指定延長（令和4年1月1日現在）

区 分		水系数	河川数	延長(m)
一 級	指定区間	5	764	3,329,700
	指定区間外	(5)	3(13)	273,200
	計	5	767	3,602,900
二 級		143	400	1,565,862
合 計		148	1,167	5,168,762

※1 () 内は、一河川中に指定区間と指定区間外がある河川数である。

「新潟県水防計画」

「水防法」第7条第1項及び第2項

※2 指定河川区間のみ3河川とは次の河川である。

荒川水系西俣川、信濃川水系関屋分水路、同大河津分水路

(2) 洪水への減災対策（土木部、農地部）

ア 水防体制の整備

(ア) 水防計画の策定及び指定水防管理団体

- a 県は、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波等に際し、水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防法の規定に基づき、新潟県水防協議会に諮って、「新潟県水防計画」を策定する。
- b 新潟県水防計画では、本県における水防組織、水防体制、気象情報や水防に関する警報等の伝達方法その他水防活動に必要な事項を定める。
- c 県は、水防法に基づく水防管理団体である市町村及び水防事務組合のうち、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。
- d 新潟県水防計画では、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。

(イ) 緊急用の水防資機材の確保

- a 河川及びダムの管理者は、緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、水防管理団体及び各協会と協力し、資機材の備蓄・配備に努める
- b 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、応援要請先及びその手続に関する資料を掲載する。また、水防計画は、公表するものとする。

(ウ) 情報管理手法の確立

河川及びダムの管理者は、これらの施設の防災情報を一元的に集約する体制及び災害時における施設の被害情報を収集する体制の整備に努める。

(エ) 重要水防箇所調査及び水防管理団体との合同巡視

河川及びダムの管理者は、毎年、水防管理団体と重要水防箇所の見直しを調査し、水防管理団体や水防団等と出水期前に合同巡視を行い、確認する。

県内の県管理河川関係の重要水防箇所

	重点		A		B		要注意		計	
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
県管理	76	59,446	463	427,325	1,311	1,507,065	41	26,176	1,815	1,960,566

資料：令和4年度水防計画

※1 延長は、両岸延長

※2 重点－A区間で特に重点的に巡視する区間、A－水防上最も重要な箇所
B－水防上重要な箇所、要注意－注意を要する箇所

県内の国管理河川関係の重要水防箇所

	重点		A		B		要注意		計	
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
県管理	149	29,865	189	29,555	1,000	301,973	100	37,049	1,284	369,857

資料：令和4年度水防計画

- ※1 延長は、両岸延長
- ※2 重点－A区間で特に重点的に巡視する区間、A－水防上最も重要な箇所
B－水防上重要な箇所、要注意－注意を要する箇所

水防上巡視を必要とする県内の構造物箇所

	取水堰	樋門・樋管	橋梁	床固め	その他	計
県管理	2	15	17	0	2	36
国管理	1	70	70	1	1	143
計	3	85	87	1	3	179

資料：令和3年度水防計画

県内のダム（堤高15m以上）施設数（令和4年4月1日現在）

所管区分	管理施設数	概要	
		管理者	ダム形式
国土交通省所管	22	北陸地方整備局	コンクリートダム1 フィルダム1
		県土木部	コンクリートダム18 フィルダム2
農地部所管	21	県農地部	フィルダム1
		土地改良区等	コンクリートダム3 フィルダム17
企業局所管	4	県企業局	コンクリートダム4
他所管ダム	28	柏崎市	コンクリートダム3
		加茂市	コンクリートダム2
		佐渡市	コンクリートダム1
		JR東日本	コンクリートダム1 フィルダム3
		荒川水力電気(株)	コンクリートダム1
		東北自然エネルギー(株)	コンクリートダム1
		電源開発(株)	コンクリートダム3
		東北電力(株)	コンクリートダム8 フィルダム2
東京電力(株)	コンクリートダム2 フィルダム1		

イ 防災体制の充実

(ア) 河川防災情報システムの機器更新整備

雨量や河川の水位等をリアルタイムで把握できる河川防災情報システムを適時、更新整備する。

(イ) 河川情報の共有化

河川防災情報システムと国土交通省及び新潟地方気象台と専用回線で接続し、雨量や河川の水位データ等の河川情報を共有化する。

ウ 県民の防災意識の向上

(ア) 洪水ハザードマップの作成支援

- a 洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図を作成し、洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域、浸水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

- b また、住民に分かりやすいハザードマップの作成や説明会等の支援を行う。
 - (イ) 水防警報河川及び水位情報周知河川の拡充
主要な河川において、水防管理団体の意見を勘案し、水防警報河川及び水位情報周知河川の指定を推進する。
 - (ウ) 洪水予報河川の拡充
流域面積の大きい主要な河川において、洪水予報河川の指定を推進する。
 - (エ) 防災情報提供の充実
 - a インターネット等により、パソコンや携帯電話で提供している雨量や水位情報、ダム情報等について、より県民に分かりやすい情報提供に努める。また、河川監視カメラや危機管理型水位計の施設整備を推進し、防災情報提供の充実を図る。
 - b 県民への防災情報提供の体制整備として、伝達手段の多様化を図る。
 - (オ) ダム放流警報設備の改良とダム放流情報の充実
ダム異常洪水時防災操作移行の際の住民主体の避難行動を結び付けられるよう、ダム放流警報設備を住宅側（河川の外側）にも向ける改良やダム放流情報の内容充実を図る。
また、市町村の要望に基づき、避難情報等の情報提供手段としてダム放流警報スピーカーの開放に努める。
 - (カ) 防災意識の向上に向けた啓発
防災情報の収集方法や洪水ハザードマップの活用方法等について広報し、防災意識の向上を図る。
 - (キ) 学校教育等との協力による防災教育の推進
国及び県は、市町村教育委員会等に対し、学校教育の体験学習等における児童・生徒の防災教育の推進のため、資料の提供、講師の派遣、施設見学への協力等を行う。
- エ 河川管理施設の機能の維持向上
河川管理施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。
- (ア) 堤防等の点検強化
人口や資産の集中している河川の区間や破堤等した場合に影響の大きい河川の区間について、堤防の質的強化を図る。
 - (イ) 河川巡視の強化
河川の区間毎の重要度に応じて定められた巡視計画に基づき、河川巡視を実施する。
 - (ウ) 河川管理施設の保全
水門、樋門、河川トンネル等については、施設ごとに策定された維持管理計画等に基づく点検により、緊急性・重要性がある施設の改築・修繕を確実に実施するとともに、健全度評価等により適時適切な補

修・更新に努める。

(3) 高潮や波浪への防災対策（土木部、農林水産部、交通政策局）

ア 海岸保全区域、災害危険箇所の点検

海岸保全区域及び災害危険箇所を定期的に点検し、緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する。

イ 低地における海岸堤防の整備

ゼロメートル地帯の海岸堤防等の防災性の向上を図る。

ウ 海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

(4) 高潮や高波への減災対策（土木部、農林水産部、交通政策局）

ア 水防体制の整備

(ア) 緊急用の水防資機材の確保

a 海岸施設の管理者は、緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、水防管理団体及び各協会と協力し、資機材の備蓄・配備に努める

b 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、応援要請先及びその手続に関する資料を掲載する。また、水防計画は、公表するものとする。

(イ) 情報管理手法の確立

海岸施設の管理者は、高潮や波浪等に関する防災情報を一元的に集約する体制及び災害時における施設の被害情報を収集する体制の整備に努める。

(ウ) 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視

海岸施設の管理者は、毎年、水防管理団体と重要水防箇所の見直しを調査し、水防管理団体や水防団等と出水期前に合同巡視を行い、確認する。

県内の海岸延長（令和3年度版 海岸統計）（単位：m）

区分	海岸線延長	海岸保全延長	保全施設延長	備考
国土交通省水管理・国土保全局	406,565	254,777	181,904	
国土交通省港湾局	119,444	58,226	50,729	港湾区域の海岸
水産庁	109,121	51,615	33,290	漁港区域の海岸
合計	635,130	364,618	265,923	

「水防法」第7条5

県内の海岸関係の重要水防箇所

A		B		C		計	
箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
30	20,384	71	40,285	85	55,986	186	116,655

資料：令和2年度水防計画

※A－水防上最も重要な箇所 B－水防上重要な箇所 C－やや危険な箇所

イ 県民の防災意識の向上

市町村が作成する高潮や高波に関するハザードマップの基礎資料を提供するなどの支援を行い、県民の防災意識の向上に努める。

4 市町村の役割

(1) 洪水への防災対策

ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(ア) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。

(イ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。

イ 河川管理施設の整備

必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。

ウ 下水道施設による雨水排除対策

(ア) 市街地においては、少なくとも5年に1回程度の大雨に対する浸水被害の解消を図るため、総合的な雨水排除計画を策定し、下水道雨水排除施設の整備を計画的に推進する。

(イ) 下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

(2) 減災対策

ア 水防体制の整備

(ア) 市町村は、水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有することから、当該区域における水防計画を策定し、水防団及び水防管理団体の水防組織を整備するものとする。

(イ) 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保、応援要請先及びその手続に関する資料を掲載する。

イ 地下街等及び要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

市町村は、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は要配慮者が利用する施設及び自衛水防組織を設置した大規模工場については、当該施設利用者等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

ウ 警戒避難体制の整備

(ア) 洪水ハザードマップ等により避難路・指定緊急避難場所・指定避難所を住民に周知するとともに、住民の避難のための連絡体制の確保を

第2章第2
5節「水防管
理団体の体
制整備」

「水防法」
第33条

始め、必要な警戒避難体制を構築する。

(イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線（戸別受信機を含む）を整備するなど情報伝達体制を確保する。

エ 住民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップ等の活用方法等について広報し、県民の防災意識の向上を図るとともに地下街等、要配慮者利用施設等を含む避難訓練を実施する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、上階への垂直避難など「緊急安全確保」の手段を講ずべきことにも留意する。

(3) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 重要水防箇所や危険箇所等に関する情報の掲載
- ・ 河川及び海岸災害に関する情報の収集及び伝達方法
- ・ 洪水予報や避難判断水位到達情報の伝達方法
- ・ 避難、救助その他浸水を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(4) 避難体制等に関する事項

- ・ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設及び大規模工場において避難計画等を策定した施設への洪水予報等の伝達

5 関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。

イ 必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災県、市町村等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。

ウ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として県、市町村等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の支援を行う。

エ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県、市町村等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくはあっせんを行う。

(2) 各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から

応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第14節 農地・農業用施設等の災害予防計画

【関係機関】 県（農林水産部、◎農地部）、北陸農政局、市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、施設管理者、農業者、新潟県土地改良事業団体連合会

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場等の農業用施設の管理については、一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(イ) 常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等とともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検の手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(ウ) 農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ 農業用ダム施設の災害予防対策

築造後年数を経たものもあり、管理者は計画的な施設の改善に努めるとともに施設管理体制の強化により、適正な維持管理を推進する。

決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ダムについて、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図る。

治水協定を締結したダムは、流域治水の一環として事前放流等を行い、洪水調節容量を確保する。

ウ 用排水施設の災害予防対策

地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業の実施により、農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止に努める。

また、頭首工・樋門・樋管・排水機場等、農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努める。

エ ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、ため池防災支援システムの降雨予測等により事前放流等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

また、老朽化の甚だしいもの及び堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路を整備するとともに計画的な施設整備に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るとともに、水位計や監視カメラの設置による遠方監視体制を確立させ、ため池の決壊や下流への被害の予測情報に基づき、迅速かつ的確な避難行動につながる取組を推進していく。

(2) 応急措置の実施

豪雨により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、ただちに応急措置を施す。

2 県の役割

(1) 市町村等との連絡体制の整備

市町村等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市町村等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市町村等が行う防災重点農業用ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市町村、土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら、被災者の生活確保を最優先に県管理施設等の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、

所要の手續をとり災害査定前に復旧工事に着手する。

3 市町村の役割

(1) 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市町村から土地改良区等及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手續をとり災害査定前に復旧工事に着手する。

(6) 市町村地域防災計画で定める事項

- ア 点検箇所位置図、点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成
- イ 緊急用資材の点検・備蓄計画（品目・数量・配置場所等）
- ウ 緊急時の資材等の緊急調達、輸送の依頼先

4 土地改良区・施設管理者等の役割

(1) 市町村等との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市町村等に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市町村等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール

等の現状把握に努め、管理施設の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市町村等の協力を得て、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得て被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

5 防災関係機関の役割

(1) 北陸農政局

ア 国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。

イ 農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

ウ 農業用施設における事前防災の徹底に関すること。

(2) 新潟県土地改良事業団体連合会

各土地改良区等との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第15節 防災通信施設の整備と風水害対策

参考資料

【関係機関】 県（◎総務部、土木部、防災局）、市町村、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、関東管区警察局、消防機関、警察本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進する。
- イ 防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講じる。

資料編3「通信に関する資料」

2 県の役割

(1) 新潟県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市町村、防災機関の意志決定を支援し、県民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。

(2) 新潟県防災行政無線施設の整備（総務部）

ア 地上系、衛星系無線施設

- (ア) 災害に伴う公衆回線の途絶、輻輳時においても防災関係機関相互の通信を確保するため、地上系、衛星系による新潟県防災行政無線施設の整備を図る。
- (イ) 有線・無線、地上・衛星を活用した多ルート化及び関連装置の二重化などにより、災害に強い伝送路の構築を図る。

イ 移動系無線施設

災害時の情報収集活動を円滑に進めるため、基地局と陸上移動局（車載・携帯）で構成される無線施設の整備を図る。

(3) 防災相互通信用無線機の整備（総務部）

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備を図る。

(4) 停電対策（総務部）

- ア 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の整備を図る。
- イ 発電設備の無給油による運転可能時間は、無人施設で72時間以上、有人施設で6時間以上を目安とする。

(5) 新潟県防災行政無線施設の運用（総務部、土木部、防災局）

ア 新潟県防災行政無線を設置する機関は、新潟県防災行政無線運用規程（昭和50年5月26日新潟県告示第590号）に基づき、これを運用する。

- イ 通信管理者は通信取扱責任者を指名し、通信の輻輳及び途絶を想定した通信機器の操作、訓練及び災害時の運用方法について指揮をさせる。
 - ウ 非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
 - エ 非常通信の取扱い、通信の統制及び緊急時の可搬型衛星地球局等通信機器輸送・操作等について、平時から訓練を定期的に行う。
 - オ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。
- (6) 通信機器の配備及び調達体制の整備（総務部、土木部、防災局）
- ア 無線不感地帯での連絡手段を確保し、災害時における情報の収集・連絡を円滑に行うため、通信事業者の提供する衛星携帯電話等の移動通信機器の配備を図る。
 - イ 通信施設のバックアップとして、衛星携帯電話、インターネットなど、通信事業者の提供する情報伝達手段の導入及び整備を図る。
 - ウ 通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。
 - エ ヘリコプターテレビ電送システムなどにより、災害対策本部等に被災現場の状況画像を発信できる通信ネットワークの構築を図る。
 - オ ホームページにおける災害情報へのアクセス数殺到への対応を講じる。

3 市町村の役割

(1) 市町村防災行政無線施設の整備

ア 同報系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市町村から住民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うための通信設備を整備する。

イ 移動系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市町村と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためのデジタル移動通信システムを整備する。

(2) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等を整備する。

(3) 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市町村と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

(4) 県・市町村防災行政無線施設の運用

ア 勤務時間外においても、非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。

イ 実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟を図る。こ

の場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

ウ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

(5) 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(6) 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

(7) 市町村地域防災計画で定める事項

ア 災害時の情報伝達に利用する通信施設

イ 災害時の情報収集に利用する通信施設

ウ 常用の通信手段が利用できない場合の対応

4 防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア 水防・道路用通信施設の整備

(ア) 画像情報等を含めた高度な情報伝達に対処するために、地上系マイクロ多重無線回線と光ファイバー通信回線総合化の計画的な推進に努める。

(イ) 衛星回線については、機動性の向上を図るため、計画的な機器の整備に努める。

(ウ) 災害時における外部との情報連絡を確実なものとするため、関係機関との通信網の強化に努める。

(エ) 情報を迅速かつ的確に収集、伝送し、応急対策等を円滑に実施するため、情報収集、伝達体制等の整備に努める。

イ 停電対策

(ア) 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の計画的な整備に努める。

(イ) 発電設備の無給油による連続運転可能時間を72時間以上確保の整備に努める。

ウ 点検整備

電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るため、国土交通省電気通信施設保守要領に基づく点検整備を行う。

(2) 第九管区海上保安本部

ア 通信設備の維持管理

(ア) ヘリテレ伝送装置の迅速かつ的確な映像伝送ができるよう取扱いを含めた伝送訓練を定期的実施する。

(イ) 管内無線施設の非常用発動発電機を含めた通信機器の定期的な保守・点検を行う。

イ 通信系の確保

災害発生時において、現場画像の情報伝送や非常用通信回線設定等により、早期の状況把握及び適切な対策の実施を図るため、臨時の情報通信回線の確保に努める。

ウ 通信訓練への参加

防災関係機関による通信訓練に積極的に参加し、災害時における円滑な通信の確保に努める。

(3) 警察本部、関東管区警察局

ア 警察無線通信施設の整備

(ア) 通信機器の整備に努め、警察活動の効率化を図る。

(イ) NTT東日本専用回線の2ルート化に努める。

イ 停電対策

(ア) 定期的に非常用電源設備の保守点検を行い、機器の万全に努める。

(イ) 商用電源の2ルート化に努める。

ウ 通信の確保

(ア) 平常時から通信設備の総点検を定期的を実施して、機器の万全に努める。

(イ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

(4) 消防本部

ア 消防デジタル無線の整備

防災救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの整備に努める。

イ 停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

ウ 耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図り、危機の万全に努める。

エ 通信の確保

(ア) 定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

(イ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

第16節 放送事業者の風水害対策

【関係機関】放送機関

1 計画の方針

放送は、風水害発生時において、気象警報や避難に関する情報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保のため、放送施設の浸水、落雷、強風対策等の推進と防災体制の確立を図る。

気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

2 各放送機関の対策

○日本放送協会新潟放送局（NHK）

1 対策の現況

- (1) 放送設備の落下転倒防止の補強等耐震対策
- (2) 消耗品、機材等の常備
- (3) 無線中継状態の把握
- (4) 各種無線機器等の伝搬試験の実施
- (5) ラジオ放送基幹放送所での仮演奏所の設置
- (6) 各防災機関が設備している通信網の把握
- (7) 非常用簡易自家発電装置を会館屋上に新設

2 対策の計画

震災に備えて、次により各設備ごとに有効適切な予防措置を講じるものとする。

(1) 電源関係

自家発電装置室及び電源室の浸水防止対策

(2) 中継回路及び連絡回線回路

N T T 東日本回線の確保

(3) 非常用放送装置の点検整備

3 体制面の整備

公共放送の使命を達成するため、非常災害対策についてハード・ソフト両面にわたる点検整備に努め、放送・通信機器の更新・整備、建物・設備の耐震対策災害即応体制の見直し等を実施している。大規模な災害が発生した場合は「災害対策本部」を設置して、放送の確保を図ることとし、日

常においては職員の防災教育及び防災訓練を実施している。

(1) 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合、非常配備体制が発令され「災害対策本部」を設置する。

[主な対策事項]

- ア 災害に関する重要事項の審議・決定
- イ 災害に関する情報の収集、連絡
- ウ 各対策部における緊急計画の調整
- エ 災害対策についての対外折衝

(2) 防災教育及び防災訓練の実施

ア 非常災害対策ハンドブックにより、緊急連絡訓練及び緊急動員訓練を実施する。

イ 県及び市町村が実施する防災訓練に参加又は協力する。

(3) 防災関係者を対象とした各種講習会に参加する。

○ 新潟放送（BSN）

1 対策の現況

- (1) 放送の確保に必要な設備・機材・機器の転倒防止などの補強
- (2) 災害対応の機材・消耗品・備品の備蓄
- (3) 無線装置、中継車等の持ち出し方法及び移動方法を決定し、具体的なマニュアルを策定
- (4) 電源確保には、平常から発電設備の整備点検

2 対策の計画

- (1) 局舎の耐震強度の再点検及び構造の補強
- (2) 放送施設の構造の強化
- (3) 送信所設備の再点検及び非常用設備の設置

3 体制面の整備

平成8年4月に「非常事態対策ハンドブック」を制定した後、数回の改定を経て、東日本大震災発生後の平成24年6月に改定。このハンドブックは、県内の放送エリア内で中越地震規模の大地震やそれに類する大災害が発生し、多くの人命や財産に被害が生じた場合あるいは本社及び送信所が災害により被害を受け、正常な放送が困難になった場合を想定し、災害時における放送の使命を果たすことを目的として体制面の整備を図り、日常的には非常事態を想定した訓練等を通じて社内対応を確立する。主な要旨は次のとおり。

- (1) 非常事態対策本部の設置と社内組織の確立
- (2) 特別放送の実施
 - ア ラジオ及びテレビの機能の発揮
 - イ 取材機器及び通信連絡設備の充実
 - ウ 臨時放送体制

- エ 放送現場各局の特別放送実施対応マニュアルの制定
- (3) 社員の緊急呼び出しと自発的出社
- (4) 大地震による放送設備被災の場合の対策
 - ア 本社放送設備
 - イ 送信所
 - ウ 電源設備
- (5) 非常事態対策事前の対応
 - ア 管理体制面の整備
 - イ 社内備蓄品の整備及び緊急物資・資材の入手ルートの確立
- (6) 「非常事態対策委員会」の設置とハンドブックの定期的な見直し、非常事態を想定した訓練の実施

○㈱NST新潟総合テレビ

1 対策の現況

平素より以下の各項目について、防災措置を実施している。

- (1) NTT東日本～NST間の中継回線、NST本社～弥彦送信所間の回線途絶対策として、移動局による回線設営機器の整備
- (2) 商用電力の停電に備え、UPS及び非常用発電機を整備。更に弥彦送信所は2系統受電
- (3) 弥彦送信所は3KW放送機を完全2台化運用、アンテナへの給電線を2条化し、冗長度を有している。また、NST本社～弥彦送信所間の中継回線を無線及び有線の2ルートで構成
- (4) 全国150か所（県内3か所）に給油所を有する業者と優先給油契約を結んでいる

2 対策の計画

災害に備え、以下の項目について充実を図る。

- (1) 非常用発電機の燃料補給先（業者）の確保及び燃料備蓄量の増大
- (2) 取材用無線設備の充実
- (3) 防災意識の高揚及び防災体制の強化

3 体制面の整備

災害発生時には、その規模並びに本社及び放送設備の被災状況により「災害対策本部」を設置し報道機関としての責務を果たすこととし、日常においては「非常災害マニュアル」の実践と職員の防災意識の啓蒙と防災訓練の参加、消防訓練を実施している。

(1) 災害対策本部の設置

災害の規模及び放送設備の被災状況に応じて「災害対策本部」を設置し、災害放送の確保などに努める。

(2) 防災教育及び防災訓練の実施

ア 災害発生時の非常災害マニュアルに基づき、社員の実践訓練及び防災意識の啓蒙に努める。

イ 系列局の防災訓練に参加するとともに、自社の防災訓練を実施して災害時に備えている。

○(株)テレビ新潟放送網（T e N Y）

1 対策の現況

- (1) 本社演奏所 建物と鉄塔について耐震診断と非破壊検査を実施し、必要な補強対策を実施済み。地震による津波対策として、1階の重要施設保全を図るべく止水板（1 m）の設置と重要機器の高位置への移設。無停電電源装置の2重化。非常用発電機は高圧と低圧を組み合わせて3重化とし、停電時や高圧発電機の故障、年次点検での高圧停電時にも放送系低圧は停電せずに放送継続を可能とした。放送系非常用低圧発電機の常用化対策として防火壁設置と地下燃料タンクへの接続で、高圧/低圧系とも長時間運転を可能とした。消防訓練等に合わせて、BCP対応として放送系を除く全館停電訓練等を定期的実施。
- (2) 弥彦送信所 建物と鉄塔について耐震診断と非破壊検査を実施し、必要な補強対策を実施済み。非常用発電機・無停電電源装置を2重化し、定期的に検査運転を実施。
- (3) 放送設備 地震などでの落下転倒を防止するための補強、放送機器ラックなどの移動防止、天井吊り物の補強などの耐震対策の実施済み。
- (4) その他 各種連絡用無線機の設置、伝送テストの実施
災害時、緊急時に対応するバックアップ用放送機器や臨時映像伝送回線装置などの確保と、定期的な訓練を実施。

2 対策の計画

- (1) 本社演奏所 津波対策として SNG 中継車保全のための2階建車庫棟新築
- (2) 弥彦送信所 本社被災時における送信所単独での衛星回線を使用した緊急放送設備構築

3 体制面の整備

日常における防災体制の整備を図るとともに、災害時の放送の責務を果たすため、社員の安全確保と社内体制の整備、十分な機材の保全及び情報の取材など災害報道に全力を注げるよう、平常時における準備と非常時を想定した指揮体制の整備を図る。

(1) 初動体制

出社判断基準の明確化、連絡方法、出社手段の整備等をできるだけ速やかに放送体制を確保できるよう初動体制を明確にしておく。

(2) 非常災害統括本部及び技術本部、放送本部、対策本部の設置

非常災害マニュアル等の基準により、規模に応じた統括本部、総務本

部、放送本部を設置し、社員各自の本部所属及び役割分担、責任体制を明確にしておく。

ア 統括本部 各本部と連絡を取り災害対策体制全般につき指揮する。

イ 技術本部 放送機能の維持、復旧に努めるとともに、放送本部とともに、緊急放送体制を構築する。

ウ 放送本部 緊急放送体制を構築する。

エ 対策本部 社員の安否の確認、社屋の保全・設備機能の維持回復、緊急放送体制支援のための対策を講じる。

(3) 放送体制の確保

ア 協力会社との非常災害対応に関する取決め

イ 系列各局による応援

ウ 燃料供給会社との「非常時における燃料調達に関する協定書」を締結

エ 隣接県の系列局との「災害時燃料相互支援に関する協定書」を締結

オ 新潟県と石油連盟との「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」における重要施設として登録

(4) 防災教育及び防災訓練

ア 各社員の任務、連絡方法等非常災害マニュアルの周知徹底

イ 情報伝達訓練等の実施により非常事態体制への参加意識を高める。

○(株)新潟テレビ21 (U X)

1 対策の現況

(1) 2015年4月新館完成。耐震構造で重要度係数は防災拠点となりうる1.5倍で設計。耐震耐水設備を備え、電源（非発・UPS含む）・空調等主要設備と災害時に取材・編集拠点となる報道フロアを新設。

また、津波対策として新潟西港の平均潮位から約10m高い位置となる3階に報道フロア・スタジオを設置。4階にマスタースペース（2020年度移設予定）、5階に電気室を配置し災害時においても取材・放送が可能となる社屋。

(2) 各種放送器のコンソール、ラックはアンカーボルトによる床面固定あるいは転倒防止のために壁面に固定

(3) 停電時電源の確保

本社演奏所 商用電源は2系統受電。2系統とも停電時は高圧非常用発電機による給電体制。

弥彦送信所 商用2系統受電体制を構築。商用停電時は非常用発電機による給電。

中継局 全52局にバックアップ電源設置。

(4) 本社演奏所～弥彦送信所のS T L回線は無線と光回線による二重化。

2 対策の計画

(1) 防災意識の高揚

(2) 防災体制の確立とシミュレーションの実施

(3) I P伝送による情報の確保

3 体制面の整備

非常災害時の報道機関の責務を果たし放送の確保を図るため、日常においては「非常災害対策マニュアル」の周知と防災訓練などによりその実践を図り、大規模な災害発生時には「災害対策本部」を設置して災害報道に対応する。

ア 災害対策本部の設置

大地震・大火災・大事故等の発生により、放送設備及び放送機器などに著しく支障が生じた場合に、災害対策本部を設置する。災害対策本部の下に「放送対策部会」を設置して、災害報道に対応する。

イ 情報伝達及び連絡

社内安否確認システムで社員の安否確認、出社の可否など送受信する。NTTのPBXシステムを導入。停電時自家発電により優先電話は確保。社内ポータルサーバは自社にあり、耐震対策及び非発による電源バックアップ。メール・WEBサーバはクラウドでサービス提供者より二重化対策構築済み。

ウ 防災教育及び防災訓練の実施

社員の業務分担、勤務時間外の伝達・非常対応措置などを定めた「非常災害対策マニュアル」の周知と防災訓練などにより災害時の防災業務の徹底を図る。

○㈱エフエムラジオ新潟

1 対策の現況

- (1) 平成15年5月から耐震設計により新局舎を建設、運用。局舎内演奏所は、冠水に配慮し地上高8.4メートルの3階に設置。各種放送設備は、転倒防止、移動防止などの耐震対策を実施している。
- (2) 停電時に備え、演奏所は、非常用自家発電装置及びCVCF（無停電装置）を設備し、弥彦送信所及び各中継局は、非常用自家発電装置又は非常用バッテリーを設備している。
- (3) 当社の加盟する全国FM放送協議会で加盟局相互に機材支援を行う「JFN災害時応援機材リスト」を整備している。

2 対策の計画

- (1) 震災による具体的被害を想定し、被害レベルに合わせた回線・設備・要員等の対応計画を検討する。
(例：演奏所又は送信所が倒壊した場合等)
- (2) 全国FM放送協議会加盟局で機材支援を含む全般的な相互支援体制をさらに整備し、充実する。

3 体制面の整備

(1) 初動体制

「災害対策マニュアル」で、連絡ルート・方法、出社判断基準等を定め、可能な限り迅速に放送体制を確保する。また、継続的に見直しを行う。

(2) 非常災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、「非常災害対策要領」に基づき、代表取締役

社長を本部長とする非常災害対策本部を設置し、必要に応じた措置を講じて、災害特別放送を実施する。また、継続的に見直しを行う。

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

「非常災害対策要領」及び「災害対策マニュアル」を社員及び協力スタッフへ徹底し、防災意識の高揚及び災害対応能力の向上を図る。また、必要に応じて防災訓練を実施するとともに、自治体等が実施する防災訓練に参加し、協力する。

第17節 電気通信事業者の風水害対策

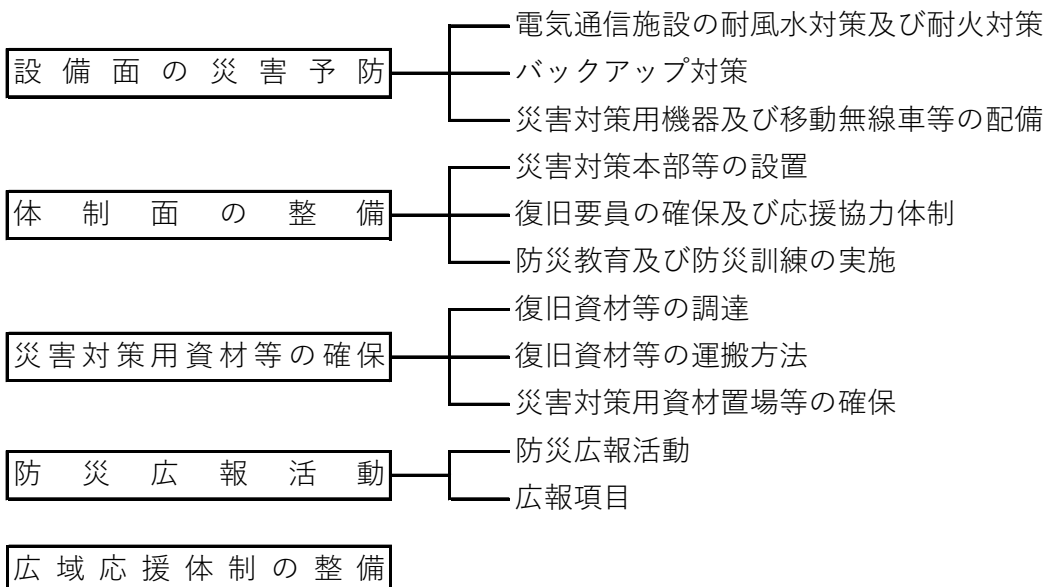
【関係機関】 電気通信事業者

1 計画の方針

基本方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の風水害等の対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の耐風水対策及び耐火対策

ア 通信建物及び電気通信設備等の防風水対策

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、防風水対策及び防潮対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

イ 倒木等による通信網への障害対策

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施

に当たっては、市町村との協力を努める。

ウ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが必要に応じて機能改善等を実施する。

(2) バックアップ対策

風水災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視システムの整備を図る。

ウ 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策を図る。

(3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア 衛星携帯電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動電源車及び可搬電源装置

エ 応急復旧光ケーブル

オ ポータブル衛星車

カ その他応急復旧用諸装置

4 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、風水災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速に防災業務を遂行できるよう、風水災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力するものとする。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた規模以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

ア 情報連絡室の設置

イ 支援本部の設置

ウ 災害対策本部の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ グループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情

報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。

イ 中央防災会議及び県・市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

ウ 防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加する。

5 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、電気通信事業者が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材

イ 電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

6 防災広報活動

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

風水災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

ア 広報車での呼びかけ

イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じたの広報

ウ インターネットを通じたの周知

(2) 広報項目

ア 被害状況

イ 復旧見込み

ウ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知

エ 災害用伝言サービス提供に関する事項

オ 災害時の不要不急な通信は控えることの周知

7 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合、電気通信事業者は防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

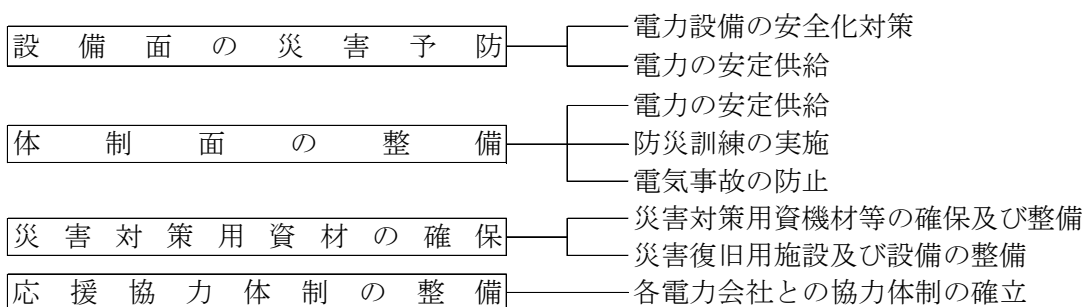
第18節 電力供給事業者の風水害対策

【関係機関】 電力発電事業者（東北電力株式会社）、電力送配電事業者（東北電力ネットワーク株式会社）

1 計画の方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

(1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、各設備毎に計画設計時において建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、従来の経験を生かし予防対策を講ずる。

(2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力・火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は2回線化やループ化するなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も2重化を行う。

さらに、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。

4 体制面の整備

(1) 電力の安定供給

系統給電指令所、各電力センターにおいて24時間の監視体制を

行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

(2) 防災訓練の実施

風水害等を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

5 災害対策用資機材等の確保

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

6 防災時広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

7 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

第19節 ガス事業者等の風水害対策

【関係機関】 都市ガス事業者、LPガス充てん事業所、LPガス販売事業者、新潟県ガス協会、一般社団法人新潟県LPガス協会、県（防災局）、市町村、県民、企業

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 都市ガス事業者、LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、次の対策を行う。

(ア) 都市ガス供給設備及びLPガス充てん所（以下「ガス供給設備」という。）の風水害に対する安全対策を講じる。

(イ) 消費者に対して風水害発生時にとるべき安全措置を広報等により周知する。

(ウ) 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

イ LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下「LPガス事業者」という）は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

ウ 県民は、風水害発生時にとるべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水害対策に努める。

エ 県は、風水害発生時にとるべき安全措置等について普及・啓発を図る。

オ 市町村は、次の対策を行う。

(ア) 公共施設等でガスが使用できなくなった場合のLPガス等による代替措置を確保する。

(イ) 風水害発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

(2) 積雪地域での対応

県民は、ガスメーター・配管及びLPガス容器周辺の除雪に努める。

また、ガス事業者は、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2 ガス事業者の役割

(1) 風水害による被害を最小限にとどめると共に、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

ア ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

(ア) ガス供給設備の浸水による故障を防ぐ措置のほか、風水害対策を計画的に進める。

(イ) 消費者に対してLPガス容器の流出防止措置等の風水害対策について助言を行うほか、浸水のおそれのある地域においては容器の流出防止対策を計画的に進める。

イ 二次災害防止のための措置

- (ア) 消費者に対して風水害発生時に取りべき安全措置を予め周知する。
 - (イ) 緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。
 - (ウ) LPガス事業者は、風水害により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。
 - (エ) 風水害発生時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。
- (2) 複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を県及び市町村へ連絡する体制を整備する。
- (3) 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。
- (4) 積雪期における風水害発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対してLPガス容器やガスメーター周辺の除雪について協力を求める。
- (5) LPガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある指定避難所、公共施設等へのLPガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

3 県民・企業の役割

- (1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、風水害対策を行う。
- (2) 風水害発生時に取りべき安全措置の重要性について、ガス事業者からの周知等を通じてあらかじめ理解しておく。
- (3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を家庭で準備する。
- (4) 積雪時における風水害発生時の事故防止と緊急点検・安全確認点検のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

4 県の役割

LPガス事業者に対して、次の事項について指導する。(防災局)

- (1) LPガス充てん所の風水害に対する安全対策の推進
- (2) 被害の生じたLPガス充てん所及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備
- (3) 都市ガス供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備
- (4) 一般家庭・事業所における風水害発生時に取りべき安全措置の重要性についての普及・啓発
- (5) LPガス容器の流出防止対策の推進

5 市町村の役割

- (1) 公共施設等でガスが使用できなくなった場合のLPガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。
- (2) 一般家庭・事業所に対して、風水害発生時に取るべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。
また、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、風水害時の安全措置等の重要性について、普及・啓発を図る。
- (3) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

6 防災関係機関の役割

- (1) 新潟県ガス協会
 - ア 研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して風水害対策や災害発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
 - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
 - ウ 風水害発生時に取るべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。
- (2) (一社)新潟県LPガス協会
 - ア 研修会・講習会を開催することにより、LPガス事業者に対して風水害対策や風水害発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
 - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
 - ウ ガス器具等を備蓄するとともに、指定避難所、公共施設等へのLPガス緊急供給体制を整備する。
 - エ 風水害発生時に取るべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

第20節 上水道の風水害対策

【関係機関】 県（福祉保健部）、水道事業者（水道用水供給事業者を含む）、市町村、公益社団法人日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会

1 計画の方針

(1) 基本方針

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、風水害による水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

ア 各主体の責務

(ア) 水道事業者の責務

災害時における水道の断減水を最小限に抑えるため、水道施設の防災対策を強化する。また、水道施設被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

(イ) 市町村の責務

市町村防災担当部局は、水道事業者と連絡をとり、被災状況等の情報を一元化し、市町村全域にわたる総合的な応急体制を確立する。

また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

(ウ) 県の責務

水道事業者及び市町村による緊急時における飲料水等の確保対策が促進されるよう支援体制の充実及び強化を図る。

(エ) 県民の責務

概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

イ 達成目標（応急給水目標水量）

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、風水害による被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

	具体例
①応急復旧期間	被災後、概ね1ヶ月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ/日） ・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30ℓ/日） ・2週間後は生活水量の確保（40ℓ/日） ・1ヶ月後は各戸1給水栓の設置

第2章第31節「食料・生活必需品等の確保計画」

(2) 積雪地域（中山間地）での対応

ア 中山間地での配慮

- (ア) 水道事業者は、地盤条件や周辺の地形条件によっては風水害による土砂崩れや河川の増水で水道施設が冠水するおそれがあることから、水道施設の設置（又は建設）にあたっては、その位置や基礎構造の選定に配慮する。
- (イ) 市町村は、孤立集落の発生が懸念されるため、当該集落に対する応急対策を確立する。
- (ウ) 水道事業者は、ダム等の停滞水域を水源とする場合、土砂崩れ等の影響によって極度に濁度が上昇するおそれがあるため、浄水機能の低下防止対策を検討し、災害に備える。
- (エ) 水道事業者は、集中型の水道システムが長期間に亘り復旧不能な事態に陥ることに備えて予備水源の確保に努める。
- (オ) 市町村及び県は、地域全体の大規模な復旧・復興が必要である場合、他のライフライン部局等と協議し、効率的な復旧・復興を図る。

イ 積雪期の対応

市町村は、積雪期は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

2 水道事業者の役割

風水害等の防災対策計画（耐震化計画を含む）を策定し、施設及び体制面の防災対策を推進するとともに長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

また、市町村防災担当部局が行う緊急時における飲料水等の確保対策に応じて、飲料水等の確保に努める。

(1) 施設の防災対策

ア 主要施設の防災性の強化

(ア) 貯水・取水施設

緊急遮断弁を設置し、汚水等の混入による二次災害の防止等、防災性の強化を図る。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

(イ) 浄水、送水及び配水施設

緊急時における飲料水等の確保対策として、浄水池、配水池等に緊急遮断弁を設置する。

送・配水幹線については、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備を行う。配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

浄水施設は、原水の濁度が上昇した場合においても所要の浄水能力

が発揮できるよう浄水処理薬品類の注入量等についてあらかじめ設定しておく。また、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

隣接する水道事業者間の広域的な相互連絡管を整備する。

イ 附属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の附属施設等についても防災性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて1日以上（孤立が予想される集落は3日以上）連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

(2) 体制面の防災対策

ア 水道施設の保守点検

水道施設を定期的に点検し、機能維持を図る。

イ 風水害による水道施設の被害想定

風水害による被害を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ 応急対策計画の策定

(ア) 動員計画

応急給水及び応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(イ) 応急給水計画

a 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。

b 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。

c 応急給水マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ウ) 応急復旧計画

a 応急復旧期間を設定する。

b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。

c 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。

d 応急復旧マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備・確保

a 給水拠点となる浄水場、配水池等の施設を整備する。

b 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。

エ 災害時における協力・応援体制の確立

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道工事業者等の関係機関との協力、応援体制を確立しておく。

(3) 施設の長寿命化

水道事業者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

3 県の役割

(1) 水道事業者及び市町村からの情報収集や助言等

水道施設の災害予防対策に関する国の施策及び他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、水道事業者及び市町村に対し助言等を行う。

(2) 災害対策用資機材の備蓄状況の把握

水道事業者における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。

(3) 関係機関との防災体制の構築

市町村からの応援要請に対応できるよう平時から（公社）日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。

(4) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講じる。

4 水道事業者・市町村の役割

(1) 飲料水等の確保

飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

(2) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講じる。

(3) 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、住民、町内会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

(4) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 市町村全域にわたる応急体制（水道事業者との連絡・協議）
- ・ 風水害による防災対策計画の策定（施設及び体制面の防災対策）
- ・ 飲料水等の確保対策
- ・ 防災広報活動
- ・ その他必要な事項

5 防災関係機関の役割

(1) （公社）日本水道協会新潟県支部

災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。

(2) 新潟県水道協会

簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。

第21節 下水道等の風水害対策

【関係機関】 県（◎土木部、農林水産部、農地部）、市町村、県民、企業、事業所、学校、地方共同法人日本下水道事業団、一般社団法人地域環境資源センター、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、一般社団法人新潟県下水道維持改築協会、公益財団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 県民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、風水害により、下水道等（下水道、農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水等）の処理場、ポンプ場、管渠等が被害を受け、下水処理機能及び下水流下機能が停止又は機能低下した場合は、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められることを日頃から認識しておく。

下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

風水害発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市町村は、あらかじめ、風水害から住民を守るために、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転管理マニュアルを作成しておく。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、浸水想定区域図、ハザードマップ等を考慮すること。また、必要に応じ、自らの管理する施設の浸水対策マニュアルを作成しておく。

近年の集中豪雨による浸水被害に対応するため、常習的な浸水地域については、河川管理者等と協力して、ハード・ソフトを含めた雨水計画を立て、雨水対策を進める。特に、減災計画の観点からの検討を加える。

施設が被害を受けた場合に、直ちに、被災状況調査及び復旧工事に着手できるように、あらかじめ、組織体制を整備しておく。

下水道等施設が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報できるように準備しておく。

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

ウ 県は、あらかじめ、風水害の際の自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転管理マニュアルを作成しておく。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、浸水想定区域図、ハザードマップ等を考慮す

第3章第24節「トイレ対策計画」参照

ること。また、必要に応じ、施設の浸水対策マニュアルを作成しておくこと。

また、大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備しておく。

被災により、流域下水道が使用不可能になった場合は、速やかに関係市町村に連絡し、市町村から下水道使用不能地域の情報を住民に周知することができるようにしておく。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

エ 下水道等施設復旧は、おおむね次の計画を目安にする。

風水害後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風水害対応運転、施設の浸水対策 ・ 住民への情報提供、使用制限の広報 ・ 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃 3日目程度～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

オ 県及び市町村は、被災施設の復旧計画を立て、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。

県及び市町村は、新設及び既存の施設に対して風水害対策を講ずるように努める。

カ 下水道等管理者は、老朽化した下水道等施設について、ストックマネジメント計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市町村は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

イ 県及び市町村は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被害を受けないように配慮するように努める。

(3) 積雪地域での対応

ア 県及び市町村は、積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

2 県民、企業等の役割

(1) 県民及び地域の役割

- ア 各家庭において、風水害発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。
- イ 災害時には、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするように努める。
- ウ 県民は、地域の指定避難所における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日ごろから共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。
- エ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

- ア 企業・事業所、学校等において、風水害発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。
- イ 災害時には、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするように努める。
- ウ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

3 県の役割

(1) 緊急体制の整備

- ア 関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備
- イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- ウ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- エ 流域下水道の応急対策マニュアルの作成

(2) 市町村に対する支援体制の整備

- ア 大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備するように努める。
- イ 市町村の応急対策マニュアル等の作成支援を行う体制を整備するように努める。
- ウ 災害査定における、技術的・知識的アドバイス等支援を行う体制を整備するように努める。

(3) 災害時における下水道等の使用に関する県民への普及啓発

- ア 一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発を図るように努める。

(4) 流域下水道施設の管理

- ア 流域下水道施設を早期に点検し、被災箇所の特定制及び必要な応急処置を実施する。
- イ 流域関連公共下水道管理者である市町村の協力を得て、早期に機能回復できるように努める。
- ウ 流域下水道に関する情報を関係市町村、関係機関、県民等に周知するように努める。
- エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるように努め

る。

4 市町村の役割

(1) 緊急体制の整備

- ア 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- エ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- オ 応急対策マニュアルの作成

(2) 災害時における下水道等の使用に関する県民への普及啓発

- ア 一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発を図るように努める。
- イ マンホールトイレの整備に努めるとともに、災害時の活用について普及啓発を図るように努める。

(3) 下水道等施設の管理

- ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所特定及び必要な応急処置を実施する。
- イ 県と協力し、早期に機能回復できるように努める。
- ウ 下水道等施設の被災に関する情報を関係市町村、関係機関、県民等に周知するように努める。
- エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達できるように努める。

5 関係機関の役割

(1) 地方共同法人日本下水道事業団

- ア 県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

(2) (一社) 地域環境資源センター

- ア 県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

(3) (公社) 日本下水道管路管理業協会

- ア 県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するように努める。

(4) (一社) 新潟県下水道維持改築協会

- ア 県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するように努める。

(5) (公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部

- ア 県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成等、災害時の対応に協力するように努める。

第22節 工業用水道事業者の風水害対策

【関係機関】 県（企業局）、市町村等（小千谷市、胎内市、上越市、新潟工業用水組合）

1 計画の方針

工業用水道は、産業の生産活動にとって欠かすことのできない重要な要素であり、工場の操業が行われる限り、一日たりとも断水することはできない。

工業用水道事業者は、風水害（浸水、濁水、停電等）発生に伴う断減水を最小限にとどめるとともに、二次災害を防止するため、施設面及び体制面の対策を構築する。

2 工業用水道事業者の役割

(1) 設備面の災害予防

ア 県内工業用水道施設の概要

事業者	水源	給水能力(m ³ /日)
新潟県企業局		272,300
新潟臨海	表流水	130,000
栃尾	表流水	12,300
上越	表流水	130,000
小千谷市	表流水、地下水	25,000
胎内市	地下水	7,000
上越市	地下水	2,000
新潟工業用水組合	表流水	146,400

イ 施設の安全及び機能の確保

(ア) 浸水対策

河川の増水等により、施設が冠水するおそれのある場合は、必要に応じて防水対策を講じ、施設の安全及び機能を確保する。

(イ) 濁水対策

条例等に規定した給水水質を確保するため、想定される濁水に対する浄化機能を有する施設とする。

(ウ) 停電対策

受変電設備等の停電に備え、必要に応じて非常用電源設備等を設ける。

ウ 施設の定期点検

施設の巡視点検を定期的実施することで、常に劣化・不具合等の状況を把握するとともに、必要に応じて対策を講じ、風水害発生に伴う被害を未然防止する。

エ 老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 体制面の整備

ア 応急対策マニュアルの策定

災害が発生した場合における施設の安全確保、情報収集、職員の動員及び緊急連絡体制等を明記したマニュアルを定める。

イ 職員に対する教育及び訓練

(ア) 応急対策マニュアルに沿った訓練を定期的に行い、習熟する。

(イ) 計画的な研修会、講習会を開催することにより、風水害時における判断力の養成、防災上必要な知識及び技術の向上等、人材を育成する。

ウ 設備台帳及び図面等の整備

設備台帳及び埋設管路等の図面を常に整備しておく。

エ 製造業者及び施工業者の確認

被害が発生した場合において、必要資機材及び工事等の請負先を迅速かつ的確に確保するため、あらかじめ関係業者を確認しておく。

オ 事業者間の応援体制

他の事業者の被災状況等により、対応が必要な場合に備え、あらかじめ互いの連絡窓口を確認し、連絡体制を整える。

第23節 危険物等施設の風水害対策

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、環境局）、警察本部、消防機関、市町村、関東東北産業保安監督部、第九管区海上保安本部、危険物等取扱事業者

1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿含む）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講ずるとともに、風水害による災害の未然防止を図るため、事業者、消防機関、第九管区海上保安本部及び県は、必要な対策を講ずる。

(1) 基本方針

ア 事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、風水害による災害発生の未然防止を図る。

イ 県、市町村、消防機関は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図る。

(2) 積雪地域での対応

事業者は、降雪、なだれ又は融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市町村及び事業者は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 事業者の役割

(1) 共通事項

ア 災害発生時の消防、県警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ 従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ 初期消火訓練等を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

エ 危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等に努める。

(2) 危険物施設

ア 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

- イ 自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。
 - ウ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。
- (3) 火薬類製造施設等
- ア 火薬類取締法の基準を遵守することにより、災害を未然に防止し公共の安全を確保する。
 - イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。
 - ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。
- (4) 高圧ガス製造施設等
- ア 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。
 - イ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。
- (5) 毒物劇物貯蔵施設
- ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。
 - イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。
- (6) 有害物質取扱施設等
- ア 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。
 - イ 災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。
- (7) 放射性物質使用施設等
- ア 保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。
 - イ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。
- (8) 危険物等積載船舶等
- ア 危険物、高圧ガス等の臨海施設及びパイプライン等の保守、点検等を行うとともに、専用岸壁における保安体制及びオイルフェンス、油処理剤等を整備する。
 - イ 海難事故、危険物等の海上への流出防止のための従業者等の教育訓練を徹底する。

3 県の役割

(1) 危険物施設安全対策（防災局）

ア 市町村、消防機関に対し、効果的で重点的な立入検査を実施して危険物施設の安全確保を図るよう要請する。

イ 危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて危険物施設の自主保安体制の確立に関する指導及び啓発に努める。

(2) 火薬類製造施設等安全対策（防災局）

ア 火薬類製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。

イ 消防機関と情報の共有化を図るとともに、事業者等に対し災害時の連絡体制整備の指導に当たる。

ウ （一社）新潟県火薬類保安協会の協力を得て、火薬類保安責任者講習会等を通じて保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

(3) 高圧ガス製造施設等安全対策（防災局）

ア 高圧ガス製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。

イ 高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。

ウ （一社）新潟県高圧ガス保安協会、（一社）新潟県LPガス協会、新潟県冷凍空調設備保安協会（以下「高圧ガス関係協会」という。）の協力のもとに、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立を指導する。

エ 高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援及び協力できる体制を整備するよう指導する。

(4) 毒物劇物貯蔵施設安全対策（福祉保健部）

ア 毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、危害防止規定等を確認し、対策、改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。

イ 届出を要しない毒物劇物を取扱う業務上取扱者に対しては、実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催など指導の強化を図る。

(5) 有害物質取扱施設等安全対策（環境局）

ア 有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。

イ 届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場等に対し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透等の未然防止対策並びに事故時及び緊急時の措置に関する体制整備を指導する。

4 市町村の役割

(1) 危険物等施設の設置状況を把握する。

(2) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 危険物等施設の安全対策
- ・ 学校や研究施設等における危険物等の安全対策
- ・ その他必要な事項

(3) その他

火薬類製造施設等、高圧ガス製造施設等、毒物劇物貯蔵施設及び有害物質取扱施設等に関する県の権限を委譲された市町村にあつては、対象施設に係る「3 県の役割」で定める事項

5 防災関係機関の役割

(1) 消防機関

ア 所管する危険物等施設を消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態に維持させるため、立入検査を実施する。

イ 危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

(2) 第九管区海上保安本部

危険物等積載船舶及び荷役岸壁等からの海上流出災害を予防するため、平素からこれら船舶及び岸壁の点検を実施し、必要に応じ指導を行うとともに、訪船等を通じ、船舶乗組員及び荷役関係者等に対し災害意識の普及及び啓発を行う。

第24節 火災予防計画

【関係機関】 県（防災局）、市町村、消防本部、第九管区海上保安本部、県民、企業・事業所、学校

1 計画の方針

防火に関する知識の普及に努めるとともに、風水害発生時の火災の発生を防止するため、県民、地域、企業・事業所、学校、市町村及び県は異常乾燥及び強風時における防火管理に努める等必要な対策を講ずる。

(1) 基本方針

ア 県民（各家庭）、地域、企業、学校、事業所等は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意し、また、安全装置付火気器具を使用する等、風水害発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ 市町村は、住民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ 県は、市町村・消防機関の協力を得て、防火思想の普及促進を図るとともに、自主防災組織の育成強化を支援する。

エ 県及び市町村は、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導體制の整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市町村は、要配慮者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や防火クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ 市町村は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

(3) 積雪地域での対応

市町村は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。

イ 安全装置付火気器具の使用に努める。

ウ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

エ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

オ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。

- カ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。
- キ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- ク 町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

自主防災組織等の地域は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

- ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
- イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。
- ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。
- エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3 県の役割

(1) 防火思想の普及促進

県民に対して、市町村・消防機関の協力を得ながら、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置を促進する。

(2) 自主防災組織の育成強化の支援

市町村と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

(3) 消防設備士等の活用

消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

(4) 広域消防応援体制の整備

県内の消防応援体制に加え、近隣県との相互消防応援体制の整備を図る。

4 市町村の役割

(1) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(2) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実に図るため、消火栓及び貯水槽の整備など地域の実情に即した多面的な水利の確保を図る。

(3) 消防団の充実強化

ア 地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所との情報交換等により協調体制を強化する。

イ 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(4) 自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

(5) 臨時ヘリポートの整備

災害時には占用専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

(6) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 出火防止対策
- ・ 初期消火体制
- ・ 火災拡大防止体制

5 防災関係機関の役割

(1) 消防機関

ア 住民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。

イ 住民等に対して、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

ウ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

エ 初期消火体制の確立を図るため、防火管理者を置く事業所に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

オ 消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。

カ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。

(2) 第九管区海上保安本部

風水害発生時の港湾施設及び船舶からの火災発生に備え、関係機関と協同で消火訓練を実施するなど、体制のより一層の充実を図る。

第25節 水防管理団体の体制整備

【関係機関】 県（◎土木部、防災局）、北陸地方整備局、市町村（水防管理団体）

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市町村及び水防事務組合（以下「水防管理団体」という。）は、当該区域における水防を十分に果たすため、水防計画の策定や組織体制の構築等を図る。

イ 県は、県内地域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう水防計画の策定や重要水防箇所の見直し等を行い、関係機関へ周知する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者関連施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報や水防警報等の伝達体制の整備を図る。

(3) 積雪地域での対応

雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても水防管理団体の体制を整備しておく。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

ア 日ごろから、「自らの命は自らが守る」意識のもと自分の住んでいる地域の浸水履歴及び浸水の可能性やとるべき避難行動等について認識を深める。

イ 風水害時、水防管理者、水防団長又は消防機関の長からやむを得ず水防の協力要請があった場合は、水防に従事すること。

(2) 地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。また、避難時においては、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動すること。

(3) 企業・事業所の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、（一社）新潟県建設業協会は、日ごろから応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

(4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割

浸水想定区域図に基づき、市町村地域防災計画にその名称と所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

「水防法」
第24条

「水防法」
第15条の3

3 県の役割

(1) 水防計画の策定

ア 洪水、雨水出水、津波、又は高潮に際し、水災を警戒及び防御し、これ

「水防法」
第7,8条

による被害を軽減するため、新潟県水防協議会に諮って策定する。

イ 水防組織や重要水防箇所に関する事項や気象情報や水防に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

ウ 危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。

(2) 水防管理団体の指定

水防法に基づく水防管理団体である市町村及び水防事務組合のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。

(3) 水防資器材

ア 緊急時の水防活動や応急復旧用資器材の確保について、地域や河川の特性を踏まえ、水防管理団体及び（一社）新潟県建設業協会等の関係機関と協力して、資器材の整備に努める。

イ 非常の際の水防資器材及び作業員の輸送について、あらゆる事態においても必要な輸送措置が講じられるよう体制整備に努める。

(4) 重要水防箇所の調査

洪水、波浪等による重要水防箇所を定期的に調査し、水防管理団体に周知徹底を図る。

「水防法」
第40条

4 市町村の役割

(1) 水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者は、県水防計画に応じて当該区域における水防計画又は地域防災計画を策定し、水防団等の水防組織を整備する。

(2) 水防協力団体の指定

水防管理者は、公益法人又は特定非営利活動法人等で水防活動への協力等の業務を行うことができると認められるものを水防協力団体として指定することができる。

「水防法」
第35条

(3) 消防団・水防団の育成強化

ア 水防管理者は、平時から消防団及び水防団の研修や訓練の計画を定め、水防団組織の充実と習熟に努める。

イ 水防管理者は、自主防災組織のリーダーに対する研修や訓練を定期的実施して、自主防災組織の強化に努める。

ウ 水防管理団体は、毎年出水期に1回以上水防訓練を行う。

「水防法」
第32条の2

(4) 水防施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる防災施設や自主防災組織の研修施設の整備に努める。

(5) 地下空間の浸水被害軽減

地下空間における浸水被害軽減のため地下施設管理者と連帯した情報伝達及び避難体制の整備を図る。

(6) 災害発生時の処置

水防管理団体は、堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。

なお、危険が伴う場合は、水防活動に充実する者の安全の確保を図る。

(7) 予想される水災の危機の周知等

洪水予報河川等に指定されない河川のうち、市町村長が必要と認める河川について、過去の浸水実績の把握に努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知する。

「水防法」
第15条の11

5 防災関係機関の役割

北陸地方整備局

緊急かつ適切な対応に資するため情報伝達訓練及び水防演習を国、県及び水防管理団体と合同で実施する。

第26節 廃棄物処理体制の整備

【関係機関】 県（環境局）、関東地方環境事務所、市町村、県民、新潟県環境整備事業協同組合、一般社団法人新潟県産業資源循環協会、一般社団法人新潟県浄化槽整備協会、一般社団法人新潟県解体工事業協会、公益財団法人新潟県環境保全事業団

1 計画の方針

基本方針

- (1) 県民（各家庭等）は、市町村の広報、防災訓練等を通じて、水害により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。
- (2) 県民（各家庭等）は、豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を2階へ上げるなど、災害ごみの発生防止に努める。
ただし、市町村の避難指示等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、当然のことながら早期の避難を心がける。
- (3) 市町村は、災害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。
- (4) 市町村は、一般廃棄物処理施設の浸水対策及び応急復旧体制の整備に努める。
- (5) 県は、市町村からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。

2 県民の役割

- (1) 各家庭において、宅地の嵩上げなど住宅の浸水対策に努める。
- (2) 市町村が周知する災害時の廃棄物の排出方法等を理解し、災害時の廃棄物処理に協力できるよう努める。

3 県の役割

広域処理体制の整備

- (1) 県内市町村間の広域処理体制を整備する。
県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。
- (2) 関係団体との協力体制
災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。
- (3) 近隣他県との協力体制
災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により近隣他県、国との協力体制を整備する。

4 市町村の役割

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

ア 災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

イ 住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

(2) 一般廃棄物処理施設の浸水対策等

ア 施設の浸水対策を図るとともに、災害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。併せて、災害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

(3) 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

(4) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 廃棄物処理計画
- ・ 災害時の廃棄物処理担当部門・責任者

5 関係機関の役割

(1) 環境省関東地方環境事務所

ア 災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携を図るため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の事務局を務める。

イ 大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画を策定し、ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。

(2) 新潟県環境整備事業協同組合

ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市町村からの要請によるし尿・災害ごみの収集及び運搬に備える。

イ 組合員への緊急連絡体制を整備する。

(3) (一社)新潟県産業資源循環協会

ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市町村からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。

イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

(4) (一社)新潟県浄化槽整備協会

ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市町村からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。

イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

(5) (一社) 新潟県解体工事業協会

ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市町村からの要請による損壊家屋の解体に備える。

イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

(6) (公財) 新潟県環境保全事業団

県からの要請に基づき、災害ごみの処理に備える。

第27節 救急・救助体制の整備

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部）、警察本部、市町村、消防機関、第九管区海上保安本部、自衛隊、医師会（県・地元）、ドクターヘリ基地病院、医療機関、日本赤十字社、医療資器材業者

1 計画の方針

風水害等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの地域住民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

(イ) 県警察、市町村及び消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。

(ウ) 県は、第九管区海上保安本部及び自衛隊等の救助関係機関との情報の共有を図り、相互に協力して迅速かつ効果的な救急・救助活動を行う体制を整備する。

また、県、県警察、消防本部は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

(エ) 県、消防本部、医師会及び医療関係団体は救急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、県、市町村、医療機関及び医療関係団体は、それぞれ関係機関・業者の協力を得て、医療従事者及び医療資器材等を確保する体制を整備する。

(オ) 県は、大規模災害時にあっては、医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受入及び活動が行える体制を整備する。

また、県、消防及び県警察は、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

(カ) 県、市町村、消防本部及び消防団は、大規模災害に備え、防災意識の高揚及び要配慮者への対策を行う。

県民は、大規模災害時にあっては、一人でも多くの地域住民が地元消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

(キ) 県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地

病院等、航空機を保有する機関は、平時から関係機関との協議や訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。

- (ク) 県、県警察、消防機関、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。
- (ケ) 県及び消防機関は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

イ 達成目標

- (ア) 市町村及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき自ら定める計画に基づき、車両等の資機材、消防職員及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。
- (イ) 県警察は、関係機関との情報共有、装備資機材の整備充実など迅速的確な警察活動を実施するための体制確立を図る。

ウ 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、県、県警察、市町村及び消防本部は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

エ 積雪期での対応

市町村及び消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の災害時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への住民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備えるものとする。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

住民は、平時から地域、学区、自治会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 企業・事業所の役割

ア 医療機関

医療機関は、県、市町村、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策に努める。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、県、市町村と災害時における医療従事者及び医療資器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

3 県の役割

(1) 救急・救助連絡体制の確立（防災局）

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、警察本部、市町村、消防本部間の連絡体制を確保する。

(2) 救急医療連絡体制の確立（防災局、福祉保健部）

新潟県救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政、消防、医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防機関とDMATが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

(3) 救急救命士の救命技術の高度化（防災局）

県消防学校において、必要に応じて教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の整備（防災局）

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害時において、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

(5) 医療資器材等の供給協定（福祉保健部）

市町村における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、（公社）新潟県薬剤師会、（一社）新潟県医療機器販売業協会、東北新潟歯科用品商協同組合及び（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

(6) 航空消防防災体制の充実（防災局）

県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実を努めるとともに、緊急消防援助隊等の受援体制の整備を図る。

また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

(7) 航空機保有機関との協力体制の確保（防災局・福祉保健部）

県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

4 市町村及び消防本部の役割

(1) 消防団員の確保及び充実

市町村及び消防本部は、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民の協力を得

て初動体制の確保に努める。

(2) 消防団員と管轄消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と管轄する消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

(3) 消防力の整備

市町村及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署所における資機材及び人員等の整備充実を図る。

(4) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

消防本部は、県、警察署、新潟市消防局、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

(5) 住民等に対する防災意識の啓蒙

市町村、消防本部及び消防団は、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識高揚を図る。

また、要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。

(6) 救急・救助活動における交通確保

市町村は、洪水、浸水等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察署、消防署及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講ずる。

(7) 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(8) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、新潟県救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報共有・伝達体制の確立を図る。

(9) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

(10) 医療資器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、地元医師会、関係業者等と協定を締結し、医療資器材等の供給支援体制の整備を図る。

(11) 県内広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(12) 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊

の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

(13) 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 消防機関との通信連絡体制
- ・ 防災関係機関との通信連絡体制
- ・ 救急・救助活動における交通確保対策
- ・ 民間等の救助車両等の受入れ
- ・ 医療機関との情報伝達体制
- ・ 医師・看護師等の招集体制
- ・ 医療資器材等の供給支援体制
- ・ 県内広域消防応援部隊の要請
- ・ 緊急消防援助隊の要請

5 防災関係機関の役割

(1) 第九管区海上保安本部

海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救助技術の向上及び資機材の整備充実を図る。

また、海上のみでなく、陸上における救急・救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急・救助体制の充実強化に努める。

(2) 県医師会の対策

県から援助の要請があったときは医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

(3) 日本赤十字社新潟県支部の対策

日本赤十字社新潟県支部は、県から援助の要請があったとき又は必要と認めるときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。

災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護に当たる。

(4) 新潟DMA T指定医療機関の対策

ア 新潟DMA T指定医療機関は、県等からの要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。また、新潟DMA Tの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMA Tの研修、訓練の機会の確保に努める。

イ ドクターヘリ基地病院は、ドクターヘリを活用した新潟DMA Tの活動に係る訓練の機会の確保に努める。

第28節 医療救護体制の整備

【関係機関】 県（福祉保健部）、病院局、市町村、医療機関、医療関係団体

1 計画の方針

県、市町村、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 県及び市町村は、風水害等の災害から地域住民の生命及び健康を守るため、それぞれ地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。
- (イ) 県は、災害発生時に市町村、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。
- (ウ) 県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。
- (エ) 県及び市町村は、災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液等血液製剤、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保を図る体制を整備する。
- (オ) 県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

イ 活動の調整

- (ア) 救護班の派遣調整等を行うため、県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など医療関係団体、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。
- (イ) 被災地での医療需給の窓口となり、医療受給（医療資器材を含む）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市町村、保健所及び地域医療政策課等あらかじめ決められている担当者が、コーディネイトチームとして、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

ウ 達成目標

県、市町村、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市町村及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 積雪地域での対応

降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策に留意する。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

住民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(2) 医療機関の役割

ア 病院

(ア) 病院は、県及び市町村の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して病院防災マニュアルを作成するとともにマニュアルに基づき実践的な訓練を行う。

(イ) 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。

- ・災害対策委員会の設置
- ・防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）
- ・災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡・指揮命令系統の確立、情報収集等）
- ・自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
- ・病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
- ・人工透析実施の医療機関にあつては、医療機器及び水の確保対策
- ・その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

(ウ) 広域災害救急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うものとする。

イ 診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニユア

ルに準じて、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行うものとする。

ウ 災害拠点病院

災害拠点病院は、次の体制整備に努めるとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

(ア) 地域災害拠点病院

- a 地域災害拠点病院は、二次医療圏ごとに整備し、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。
- b 地域災害拠点病院は、災害時衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資器材等の備蓄に努める。

(イ) 基幹災害拠点病院

- a 基幹災害拠点病院は、新潟大学医歯学総合病院及び長岡赤十字病院とし、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。
- b 基幹災害拠点病院は、災害時の衛星携帯電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資器材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

エ 新潟DMA T指定医療機関

新潟DMA T指定医療機関は、県からDMA Tの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でDMA Tを直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

また、新潟DMA Tの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMA Tの研修、訓練の機会の確保に努める。

オ ドクターヘリ基地病院

ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

カ 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

キ 医療関係団体

新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県助産師会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、JMA T、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制

を整えておくものとする。

3 県の役割

(1) 新潟DMA Tの派遣体制の整備

県は、災害急性期（概ね発災後48時間）に災害現場へできるだけ早い時期に出向いて救命医療を行う新潟DMA Tの派遣体制の整備を行う。

新潟DMA Tは、原則として1チームにつき医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名で構成する。

(2) 医療救護班及び歯科医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市町村、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

ア 県医療救護班

県医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名の5名で構成し、全県で25班編成する。

イ 県歯科医療救護班

県歯科医療救護班は、原則として歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名の4名で構成し、全県で8班編成する。

(3) 新潟DPATの派遣体制の整備

県は、災害発生時に被災地域の精神保健医療活動を支援するため、新潟DPATの派遣体制の整備を行う。

新潟DPATは、原則として精神科医師、看護師、業務調整員を含めた4～5名で構成する。

(4) 救護センター（患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所）の設置

ア 救護センターの設置場所

県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合などに、保健所等の施設に救護センターを設置する。

イ 救護センターのスタッフの編成

県は、医療機関及び医療関係団体と協議し、救護センター設置に係る医師1名、看護師2名、薬剤師1名、歯科医師1名、歯科衛生士2名、精神科医師1名、精神ソーシャルワーカー1名及び補助者1名の編成計画を定める。

ウ 救護センター予定施設の点検

県は、災害が発生した場合、直ちに救護センターが設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護センター予定施設の設備等の点検を行う。

(5) 災害拠点病院の整備

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災

害拠点病院)を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

(6) 救急連絡体制の確立

県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(7) 医療資器材等の確保

ア 医療資器材等の配備

県は、医療救護班と歯科医療救護班が携行する医療機器セットを購入し、救護班を編成する団体に配備する。

また、災害の規模等によっては要請の可能性があるため、3都市医師会に配備する。

イ 医療資器材等の供給支援

県は、市町村、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、新潟県薬剤師会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

また、災害時における輸血用血液等血液製剤の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

(8) 広域医療搬送拠点・SCUの確保

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の決定)や救急措置等を行うための施設(SCU)・設備の確保に努める。

(9) 電源の確保

病院等の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配置先の候補案を作成する。

(10) 平時からの連携体制の整備

災害時に関係機関・団体が連携して迅速に対応できるよう災害拠点病院、新潟県医師会などの医療関係者等で構成する新潟県災害医療連絡協議会等を定期的に開催し災害医療救護対策について意見交換を行う。

4 市町村の役割

(1) 救護所(初期救急医療(トリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)を伴う医療救護活動)を行う場所)の設置

ア 救護所設置予定施設の指定

市町村は、指定避難所の学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知するものとする。

イ 救護所のスタッフの編成

市町村は、郡市医師会等の医療関係団体と協議の上、救護所設置に係

る医療救護班（医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名）及び歯科医療救護班（歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名）の編成計画を定めるものとする。

ウ 救護所設置予定施設の点検

市町村は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行うものとする。

(2) 救護所等の医療資器材等の確保

市町村は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定めるものとする。

(3) 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 救護所設置予定施設
- ・ 医療救護班及び歯科医療救護班の編成
- ・ 医療資器材の確保

第29節 避難体制の整備

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、土木部）、市町村、北陸地方整備局、新潟地方気象台、北陸信越運輸局、鉄道事業者、福祉関係者

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害による人的被害を最小限に抑えるため、適切な事前避難並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、県、市町村、防災関係機関及び県民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備え、県民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

- ア 浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知
- イ 警報、避難指示等の情報伝達体制の整備
- ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令
- エ 避難誘導體制の整備
- オ 指定緊急避難場所・避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

特に、県、市町村及び防災関係機関は、人間の認知特性（災害リスクが高まっても正常の範囲の事象として歪んで認知する傾向など）を踏まえた上で、県民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達
- ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- エ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 当該地区の避難者全員を収容できる指定避難所の確保
- イ 指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底
- ウ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 県、市町村及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
- イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要なとなる車輛等の事前確保

ウ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2 県民の役割

(1) 住民等に求められる役割

ア 住民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

- (ア) ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害、中小河川における急激な増水等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。
- (ロ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。
- (ハ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。
- (ニ) 警戒レベルに対応した高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

- (ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じること。
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
 - c 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
 - d 近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
 - e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。
- (イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下街等地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。
 - c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退

去させるための情報伝達及び避難・誘導體制を整備すること。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼす恐れのある施設）の管理者等の意見を聞くよう努めるものとする。

(2) 地域に求められる役割

ア 住民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努める。

(ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。

(イ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。

(ウ) 市町村と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

イ 企業等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力を努める。

(ア) 避難行動要支援者等の避難を支援すること。

(イ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

(ウ) 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制を整備するとともに、帰宅困難者対策を行う。

3 県の役割

(1) 県民への防災に関する情報の提供（防災局、土木部）

ア 風水害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 県管理河川の水位情報や土砂災害危険度情報等については、インターネット等により、県民に提供する。

(2) 市町村の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部）

ア 地域の危険情報の市町村への提供

(ア) 主要河川について氾濫時の浸水想定区域図を策定・提供する。

(イ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市町村と共有する。

(ウ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域等を提供する。

(エ) 雪崩危険箇所の危険区域図を提供する。

イ 市町村による警戒レベルを用いた避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援

(ア) 県から市町村への気象警報等の迅速な伝達体制を整備する。

(イ) 市町村の避難指示等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。

- (ウ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市町村への情報支援体制を確立する。
- (エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市町村の発する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。
- (オ) 市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定や発令のタイミング、防災関係機関とのホットラインの活用等を示したタイムラインの作成を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。

ウ 避難場所、避難所等の確保への協力

- (ア) 市町村の指定避難所に、県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。
- (イ) 県の所管する公園整備等に当たり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。
- (ウ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。
- (エ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ 関係機関との情報交換体制の整備

- (ア) 介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。
- (イ) あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。
- (ウ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の状況について、運送機関と情報交換の上、市町村に情報提供を行う。

(3) 広域避難に係る市町村の調整（防災局）

- ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市町村の体制整備の支援
住民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要な車輛等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市町村に情報提供を行う。

イ 広域避難の受け入れに備えるための市町村の体制整備の支援

住民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市町村の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

- ウ 大規模広域災害時に、県内市町村が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発

災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

4 市町村の役割

市町村は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

- ア 住民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた風水害・土砂災害に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。
- イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、洪水、雨水出水又は高潮による浸水、土砂災害警戒区域等の危険箇所や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。なお、ハザードマップ・防災マップの作成にあたっては、住民参加や時間軸の設定によって見せ方を工夫するなど、住民等の理解の促進を図り、住民が災害時の状況を具体的にイメージできるようにするとともに、その周知にあたっては、情報の受け手側の世代等も考慮して確実に災害リスクを覚知できる手段を用いるよう努める。
- ウ ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- エ 防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

(2) 避難指示等の情報伝達体制の整備

- ア 気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。
- イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、Ｌアラート、緊急速報メール（電子メール）、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、住民・企業等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設、地下街等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。
- ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- エ 在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。
- オ 避難指示等の伝達に、地元のコミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続等を定める。
また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。
- カ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び自主的な避難等を含む住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように警戒レベルを用いるなど、伝え方を工夫し、避難行動を促していく。
- キ 避難指示等の解除を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。
- ク 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 避難指示等の発令の客観的基準の設定

- 市町村長は、空振りをおそれずに、遅滞なく避難指示等を発令できるよう、次により警戒レベル相当情報に対応した客観的な基準を設定し、関係機関及び住民等に警戒レベルとの関連を明確化した上で周知する。
- ア 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、上流のダム放水量、台風情報、降水量、洪水警報などの気象情報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。
 - イ その他の中小河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設

等の利用者に危険を及ぼすと判断したものについては、河川に関する情報、気象情報、過去の浸水害実績等から具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

ウ 避難指示等の発令対象区域については、洪水等により避難が必要となる範囲をまとめて発令できるよう、浸水想定区域図等を基に発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

エ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

オ 高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合は直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

カ 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努める。そのために、平時から地域の災害リスクの特性を把握し、地形や避難者数の多寡など、地域の災害特性に応じて避難指示等を発令できるよう準備する。

キ 避難指示等を発令する際には、国や県の専門機関、気象アドバイザーなどの専門家の助言等を積極的に活用する。

(4) 避難誘導體制の整備

ア 避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制を、地区別にあらかじめ定める。

イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して避難支援計画を策定する。

ウ 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。

エ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得

ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

オ 避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の暴雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知する。

(5) 避難場所、避難所の指定

ア 指定と周知

(ア) 市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

(イ) 避難所等を指定したときは標識、広報紙、ハザードマップ・防災マップ、防災訓練などにより住民にその位置等の周知徹底を図る。

(ウ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(エ) 指定緊急避難所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(オ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(カ) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努める。

イ 指定に当たっての注意点

(ア) 指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定する。

また、市町村は、災害に伴う高浪や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンス

- ペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。
- (イ) 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定すること。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
 - (ロ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
 - (ハ) 避難経路が、火災の延焼、津波・浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮すること。
 - (ニ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保すること。面積の目安は、避難場所は1人当たり1.0㎡とし、避難所は避難者1人当たり3～4㎡のスペースとすることに努める。
 - (ホ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。
 - (ヘ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。
 - (ヘ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮した滞在場所の運営に努めること。
 - (コ) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めること。
 - (ク) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建築物とすること。
なお、浸水想定区域内にあたるなど、安全な避難所の確保が困難な地域にあつては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図ること。
 - (ケ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、

洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。

- (シ) 避難所予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (ス) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること。
- (セ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
- (ソ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- (タ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (チ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

ウ 即応体制の整備

- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民等に鍵の管理を委託する。
- (イ) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- (ウ) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- (エ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- (オ) 避難所予定施設には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
- (カ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。
- (キ) 市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (ク) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難

- 方法、避難先での対応等)を調整し、連携して対応するよう努める。
- エ 福祉避難所の指定
- (ア) 市町村長は、障害者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者のため、地域の実情により必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
 - (イ) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。
 - (ウ) 市町村は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。
- (6) 広域避難に係る体制の整備
- ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備
- (ア) 市町村は、避難の際に必要な住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
 - (イ) 市町村は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。
 - (ウ) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備
- (ア) 市町村は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
 - (イ) 市町村は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。
- (7) 住民避難誘導訓練の実施
- ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。
- イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。
- ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、避難所等やマップを活用した訓練を行う。
- エ 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
- (8) 市町村地域防災計画に定める事項
- ア 地区別のハザードマップ・防災マップ
- イ 避難指示等の発令の客観的な基準

- ウ 避難指示等の伝達体制
- エ 地区別の避難・誘導體制及び避難行動要支援者の避難支援計画
- オ 地区別の避難所、福祉避難所及び開設時の管理職員
- カ 防災訓練等の実施

5 防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

- ア 市町村が避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。
- イ 管理する河川等の水位情報等を、インターネット等を通じて常時県民に提供する。
- ウ 過去の河川氾濫の実績や、破堤氾濫による浸水予測結果等を公表し、県民に対して水害の危険に関する注意を喚起する。

(2) 新潟地方気象台

- ア 市町村が警戒レベルを用いた避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。
- イ 気象等の特別警報・警報・注意報及び予報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、気象情報や過去の災害時の気象記録など住民が自ら危険を察知するために必要な情報を随時提供する。
- ウ 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ・防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。
- エ 気象特別警報、警報及び注意報を発表する場合は、警戒・注意の必要な市町村を明確にし、効果的な防災対応につながるよう、市町村ごとに発表する。また、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。
- オ 注意報や警報及び特別警報の発表基準については、適宜見直しを行い、適切な基準を維持する。

(3) 北陸地方測量部

避難所等に位置情報を付与したデータの収集を行い、国土地理院のウェブ地図等により情報を公開する。

(4) 福祉関係者

民生委員、介護事業者等は、市町村の避難支援計画の定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市町村と協議し、対応できる体制を定めておくものとする。

第30節 要配慮者の安全確保計画

参考資料

【関係機関】 県（防災局、知事政策局、環境局、◎福祉保健部、土木部）、
病院局、警察本部、市町村、防災関係機関、社会福祉施設 等

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、県、市町村等の行政と日ごろ、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等という。」）が協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

〔要配慮者の安全確保計画の体系〕

大項目	中項目	小項目
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者の把握 ・ 避難行動要支援者情報の共有 ・ 要配慮者への広報・啓発 ・ 要配慮者向け備品等確保 ・ 避難行動要支援者対象の防災訓練
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示等の情報提供 ・ 避難誘導 ・ 移送
	避難所の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者の安否確認 ・ 避難所の管理・運営 ・ 要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的宿泊施設の確保 ・ 応急仮設住宅での配慮 ・ 公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回相談・栄養指導等 ・ こころのケア ・ 訪問看護等
	福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者のニーズ把握等 ・ 福祉サービスの提供 ・ 情報提供 ・ 生活資金等貸与（特別）

県水防計画

災害弱者関連施設に係る土砂災害危険区域図

保健・福祉対策	社会福祉施設等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者等の安全確保 ・要配慮者の受入れ
	保健・福祉対策の実施体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の実施体制 ・県等の支援体制
外国人支援	防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人への防災知識の普及啓発 ・外国人を含めた防災訓練の実施
	多言語支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語支援窓口の設置・運営体制の整備 ・通訳・翻訳ボランティア等の確保

ア 県

県は、市町村、防災関係機関、関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市町村に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者の個別避難計画策定等のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定するにあたっては、市町村と連携して積極的に支援を行う。

なお、上記避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的を確認するよう努める。

イ 市町村

市町村は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、避難情報に関するガイドラインに基づき、避難行動要支援者の個別避難計画を自主防災組織等と協力して策定する。また、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったとき又は避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利用者の円滑かつ迅速な

避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

なお、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

また、職員、住民等の防災意識の醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

ウ 介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。県又は市町村から要請を受けた避難行動要支援者を受け入れる体制づくりに努めるとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

なお、社会福祉施設等の内、特殊教育諸学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第2章第32節「学校における風水害対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

エ 国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)

外国人関係団体は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、外国人の防災知識の普及啓発に努めるとともに、県・市町村が行う災害時の多言語支援体制の構築を支援する。

オ 地域住民、自治会、自主防災組織等

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市町村、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得ながら、地域社会全体で避難行動要支援者の個別避難計画を策定する等安全確保を図る体制づくりに努める。

カ 避難行動要支援者及び保護責任者

避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことがあれば、市町村、地域住民等に対して情報発信に努める。

キ 避難行動要支援者名簿

市町村は避難行動要支援者名簿を整備するとともに避難行動要支援者マップの整備にも努める。また、地理空間情報(G I S・G P S)を活用し、情報共有に努める。

(2) 積雪期の対応

関係機関の協力を得て、必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、県、市町村と協力して、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民、地域の役割

在宅の避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体・住民主体で取り組む意識を持ち、市町村、自主防災組織、民生委員、自治会等と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

(2) 民生委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員などの福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、県、市町村及び防災関係者と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市町村、福祉関係者及び防災関係者と協働して、在宅の避難行動要支援者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受入体制の整備を図る。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第2章第32節「学校の地震防災対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(4) 外国人関係団体の役割

① 国際交流協会

県及び市町村の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。

② 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

③ 訪日外国人等が利用する施設の管理者

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(5) 企業等の役割

障害者を雇用している企業及び特殊教育諸学校等は、障害者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係団体と協働して避難所まで円滑に避難できるように努める。

3 県の役割

(1) 避難誘導・避難所の支援等（防災局、福祉保健部）

要配慮者への情報提供、避難誘導等に対して、市町村等の要請により支援を行う体制整備を図る。また、避難行動要支援者の移送に必要な車両、船艇等の確保支援体制整備を図る。

(2) 生活の場の確保対策（土木部）

公営住宅等は、要配慮者で健康面に不安のある者のために、県で確保に努めるとともに、市町村が行う公的宿泊施設の確保を支援する体制整備を図る。

(3) 保健・福祉対策（福祉保健部）

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

県は、市町村からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制整備を図る。

また、必要があるときは、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に対して災害福祉支援チームの派遣を要請する。

イ 保健対策

市町村が実施する避難行動要支援者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、市町村保健師と協力して巡回相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ 福祉対策

市町村が行う避難行動要支援者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供（社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所など）等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。

特に、報道機関と協力して、要配慮者に的確に情報提供されるように市町村等を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう市町村等を支援する体制整備を図る。

また、児童の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付（特別）等の適切な措置を講ずる。

(4) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援（福祉保健部）

社会福祉施設等への避難行動要支援者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(5) 外国人支援（知事政策局）

県は、災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相

互支援体制を構築する。

また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

4 市町村の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援計画、避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努める。さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

市町村は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市町村は、避難・誘導に際し、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ 避難所の設置・運営

市町村は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や防災関係機関の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を

行う体制整備を図る。

(7) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(4) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障害者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した伝達手段を確保する体制整備を図る。

(5) 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うと共に、ボランティア等の協力も得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

(4) 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

市町村は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村、災害福祉支援チーム等応援の受入れ、市町村災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

イ 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市町村保健師は、避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(7) 巡回相談・栄養指導

(4) こころのケア

(5) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ 福祉対策

(7) 要配慮者の把握等

発災直後に、避難支援計画等に基づき、自主防災組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保健事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障害者に対しては、平易でわかりやすい言葉や、絵、写真などにより情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急一時受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援

ア 現状・ニーズ把握、普及啓発等

市町村は、日ごろから、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

また、地域に住む外国人や訪日外国人旅行者に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等を活用して、日ごろからの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化を行う。

ウ 防災体制の整備

市町村が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

エ 情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ 災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

(7) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ・ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ・ 名簿の更新に関する事項
- ・ 避難支援等関係者となる者
- ・ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- ・ 避難支援等関係者の安全確保
- ・ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮（避難のための情報伝達）
- ・ 要配慮者に配慮した避難所の設置・運営体制
- ・ 要配慮者への保健・福祉サービスの提供体制
- ・ 訪日外国人旅行者等への情報伝達体制
- ・ 災害時の多言語支援体制

第31節 食料・生活必需品等の確保計画

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、産業労働部、農林水産部、交通政策局）、関東経済産業局、北陸信越運輸局、市町村、県民、企業・事業所、学校、日本赤十字社、公益社団法人新潟県トラック協会
新潟県石油業協同組合

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 災害発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低3日間、推奨1週間」分の必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「食料及び物資等」という）は、県民（各家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市町村は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない住民や一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。

ウ 県は、燃料や物資等の供給又は緊急調達が困難な市町村からの要請に基づき、燃料や物資等の提供又は調達の代行を行う。

エ 県及び市町村は、上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標とお互いの分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。

オ 県及び市町村は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

カ 県及び市町村は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

キ 県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市町村は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を

特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を「大規模災害に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シュミレーター（厚生労働省）」等を活用し適切に把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。食料の備蓄、提供方法、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。県は、市町村の体制整備を支援する。

イ 市町村は、高齢者、乳幼児、女性、障害者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。県は、市町村の体制整備を支援する。

(3) 積雪地域での対応

ア 市町村は、輸送の困難を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。

イ 市町村は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。

ウ 市町村は、避難所予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

(4) 夏季における対応

市町村は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿となることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等、衛生対策に万全な体制を整備する。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

ア 各家庭において、平時から家族の3日分、出来れば1週間分程度の分量等の備蓄に努める。

イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は、平時から少なくとも2週間分の分量を自ら確保するよう努める。

ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。

エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。

オ 車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。

カ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

ア 企業・事業所及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合

に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。

イ 企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な食料及び物資等の備蓄に努める。

ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分（推奨1週間分）の食料及び物資等並びに非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。

3 県の役割

(1) 物資等の備蓄（防災局）

市町村が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に食料及び物資等を備蓄する。

(2) 物資拠点の選定

県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、物資の集積・配送等ができる施設（広域物資輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備（防災局、産業労働部、農林水産部、交通政策局）

ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ 他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。

ウ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配布体制を整備する。

エ 陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

(4) 燃料の緊急供給体制の整備（防災局）

ア 石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報（施設に至る経路や燃料関連設備の状況等）の共有に努める。また、平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。

イ 大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとする。

(5) 市町村に対する支援体制の整備（防災局）

市町村に対し、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・配布等の支援を行う体制を整備する。

(6) 県民への普及啓発（防災局）

ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。

イ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

4 市町村の役割

(1) 物資等の備蓄

- ア 食料及び物資等を備蓄する。
- イ 災害時の必需品で、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市町村での公的備蓄に努める。
- ウ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配布できるようにする。

(2) 物資拠点の選定

県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配布体制を整備する。
- ウ 地域の住民組織及び市町村災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(4) 燃料の緊急供給体制の整備

あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(5) 住民への普及啓発

- ア 市町村は、家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。
- イ 防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配布の訓練を行う。
- ウ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

(6) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 食料及び物資等の備蓄計画（品目、数量、配置場所、調達、輸送、配布等）
- ・ 食料及び物資等の配布担当部門及び責任者
- ・ 食料及び物資等の配布計画
- ・ 食料及び物資等の緊急調達、輸送等の依頼先

5 防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

- ア 毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市町村からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡を密にする。

(2) (公社)新潟県トラック協会

ア 県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど必要な体制を整備する。

イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

(3) 新潟県石油業協同組合

ア 県からの供給依頼に備え、緊急時に供給を行う給油取扱所を指定するなど必要な体制を整備する。

イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第32節 学校の風水害対策

【関係機関】 県（総務部）、県教育委員会、市町村、学校（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、大学）

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各学校は、地域防災計画や文部科学省が示す手引き等を参考に、学校の危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」）を作成するとともに、児童、生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。

イ 学校設置者（県、市町村、学校法人等）は、学校の施設について、風水害の被害を最小限にとどめ、また、ライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を確保できるよう配慮する。

ウ 市町村は、学校設置者としての役割のほか、市町村防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。

エ 県は、学校設置者としての役割のほか、県以外の学校設置者に対し、危機管理マニュアルの作成や施設の整備等について指導・助言を行う。また、県教育委員会は、各学校が作成すべき危機管理マニュアルのモデル等を示すなど、各学校及び学校設置者の取組を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第30節「要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

(3) 積雪地域での対応

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。

2 学校の役割

(1) 学校の危機管理マニュアルの作成

学校は、市町村が示すハザードマップ等を参考に学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引き等を参考に下記予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校の危機管理マニュアルを作成する。

- ア 予防対策
- ① 学校防災組織の編成
 - ② 施設・設備等の点検・整備
 - ③ 防災用具等の整備
 - ④ 防災教育の実施

- ⑤教職員の緊急出動体制の整備
 - ⑥家庭との連絡体制の整備 など
- イ 応急対策
- ①災害発生が予想されるとき的事前休校、授業短縮措置等
 - ②災害発生直後の生徒等の安全確保
 - ③避難誘導
 - ④生徒等の安否確認
 - ⑤気象情報の収集
 - ⑥被災状況の把握と報告
 - ⑦下校又は保護継続
 - ⑧避難所開設・運営協力
 - ⑨教育活動の再開
 - ⑩生徒等の心のケア など

(2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、危機管理マニュアルの作成や見直しについて検討し、及びマニュアルに定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、災害発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

(3) 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・扉の倒壊防止、屋外設備・物品の破損・飛散防止等、必要な措置を行うとともに非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、降雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不能になることを想定し、避難路は複数考えておく。

(4) 防災用具、非常持出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(5) 教職員の緊急出動体制

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

(6) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、生徒等の引渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(7) 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ア) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止方法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

(イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。

(ウ) 自他の生命を尊重し安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に応じて、副読本、映像、ビデオ、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然体験活動、福祉体験、ボランティア活動等の実施により「命の大切さ」、「家族の絆」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(8) 防災訓練の実施

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な内容に終わることなく、災害発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ 地域社会の一員として、生徒、学生を地域の防災訓練に積極的に参加させる。（なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。）

3 学校設置者の役割

(1) 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(2) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

特に公立学校の設置者は、各地域防災計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b 生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ 設備整備

(ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ 情報連絡体制

(ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

(イ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

(ウ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

4 市町村の役割

(1) 市町村立学校の設置者としての役割 …… 前項記載のとおり

(2) 学校に対する支援及び助言

市町村は、市町村地域防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

(3) 市町村地域防災計画で定める事項

ア 市町村立学校施設の防災機能の強化及び災害時の機能確保に関すること。

イ 生徒等に対する防災教育及び防災訓練

ウ 学校を避難所に指定した場合の非常用食料、物資等の備蓄及び保管の体制

5 県の役割

(1) 県立学校の設置者としての役割（総務部、県教育委員会）

第3項記載のとおり

(2) 学校の危機管理マニュアル等に対する指導・助言（県教育委員会）

県教育委員会は、各学校が危機管理マニュアルを策定し、又は見直す際に参考となる指導・助言を行う。

(3) 公立学校教職員に対する防災教育（総務部、県教育委員会）

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。

第33節 文化財の風水害対策

【関係機関】 県（観光文化スポーツ部）、市町村

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。
- イ 市町村は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた風水害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。
- ウ 県は、文化財保護指導員の巡視報告や市町村からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市町村及び文化財所有者に対して、風水害への予防措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。県及び市町村はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、県及び市町村の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、暴風・洪水による倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。県及び市町村はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 県民・地域等の役割

(1) 県民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風・洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復や災害時の対応に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ 市町村指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、市町村を通じて文化財の防災対策や災害時の対応についての啓発・助言を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市町村を通じて支援や助言を行う。

4 市町村の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

各市町村内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 市町村指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

(3) 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 各市町村内に所在する文化財の現状把握
- ・ 文化財所有者・管理者に対しての災害予防に関する指導及び助言
- ・ 災害時における文化財に係る対応方法の啓発及び指導

第34節 ボランティアの受入れ体制の整備

【関係機関】 県（◎総務部、環境局、福祉保健部）、新潟県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社、新潟県共同募金会、県内NPO、公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会、市町村、新潟県災害ボランティア調整会議

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、県及び関係機関の支援・協力体制について整備する。

(2) 事前体制整備

ア 県は、平時から設置する新潟県災害ボランティア調整会議（以下「調整会議」という。）と協働して災害ボランティアを受け入れる新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）の体制を整備する。

体制整備に当たっては、県内のボランティア組織をはじめとして、全国的に活動する組織や個人の知見を取り入れるよう努める。

《調整会議の組織》

構成員 新潟県共同募金会、新潟県社会福祉協議会、新潟NPO協会、県（県民生活課）、新潟県市長会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県民生委員児童委員協議会、新潟県国際交流協会、日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会、チーム中越、新潟県災害救援機構、にいがた災害ボランティアネットワーク、新潟県生活協同組合連合会、日本労働組合総連合会新潟県連合会、地域活動サポートセンター柏崎、天理教災害救援ひのきしん隊新潟教区隊、真如苑救援ボランティア SeRV 新潟、新潟恩返し隊、くびき野NPOサポートセンター、NPOさんじょう、aisa、日本防災士会・新潟県支部

事務局 新潟県社会福祉協議会

事業内容 災害ボランティア活動を行う団体間の連携、市町村災害ボランティアセンターの設置及び運営の支援、災害ボランティア活動に関する人材育成、災害ボランティア活動に関する情報発信、県外における災害ボランティア活動の支援、災害ボランティア基金の管理 など

イ 市町村社会福祉協議会は、市町村等の協力を得ながら災害ボランティアを受け入れる市町村災害ボランティアセンター（以下「ボランティア

センター」という。)の体制を整備する。

ウ 災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。

災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置運営、情報の受発信
避難指示解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握
〃 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信

2 県支援センターの役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、県民生活課長と調整会議座長が協議し、県支援センターを新潟県庁内に設置する。

(1) 情報の受発信に係る体制の整備

- ア 被災状況、各種の団体の活動状況などに関する、行政機関及び関係団体との情報交換を行う。
- イ 被災地の外に向けた、寄付金・義援金や災害ボランティアの受入体制などの情報の発信を行う。
- ウ マスコミや県外の行政機関、県内外の支援団体などの総合窓口

(2) ボランティアセンターの立ち上げ支援体制の整備

- ア ボランティアセンターだけでは対応できない課題の整理やニーズに対する支援要請について、連絡調整を行う体制を整備する。
- イ 調整会議構成団体のコーディネーター派遣などによるボランティアセンターの立ち上げ支援体制を整備する。

3 市町村社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、市町村災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。

(1) 災害ボランティアの受入れ計画の作成

- ア 災害ボランティアの受入れに伴うボランティアセンターの運営計画を作成する。
- イ ボランティアセンターの運営計画の作成において当該市町村との協議を行う。

(2) ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの体制整備を支援する。

4 県の役割

県支援センターの体制支援（総務部）

- (1) 県支援センターへのスペース等の提供、職員の派遣を行う。
- (2) 県支援センターを統括し、県災害対策本部との情報共有を図る。
- (3) 県外の行政機関や県内外の支援団体などとの調整を図るため職員を配置できる体制を整備する。

5 市町村の役割

(1) 災害ボランティアの受入れ体制の整備

- ア 災害ボランティアを受け入れる体育館等の公共施設を事前指定する。
- イ ボランティアセンターの体制整備については、市町村社会福祉協議会と協議する。

(2) ボランティアセンターの運営支援

- ア ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、運営を支援する体制を整備する。
- イ ボランティアセンターと市町村災害対策本部との情報を共有するための体制を整備する。

(3) 災害ボランティア活動に対する住民への普及啓発

防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。また、普及啓発の実施にあたっては、ボランティアとの協働に努める。

(4) 市町村地域防災計画で定める事項

- ア ボランティアセンターの設置計画（配置場所、配置数等）を作成する。
- イ ボランティアセンターの設置及び運営担当・責任者を明確にする。
- ウ 市町村災害対策本部とボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会等との災害ボランティアに関する情報共有の方法を策定する。

6 関係機関の役割

(1) 新潟県社会福祉協議会

- ア 県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び県支援センターを支援する体制を整備する。
- イ 県内外の社会福祉協議会等との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(2) 日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会

ア 県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び県支援センターを支援する体制を整備する。

イ 他県の日本赤十字社の支部や他県の共同募金会との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(3) 県内NPO及び（公社）日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会

県支援センターやボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について支援する体制を整備する。

第35節 災害救助基金の積立及び運用計画

参考資料

【関係機関】 県（防災局）

1 計画の方針

(1) 基本方針

県は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下、この節においては「法」という。）に基づく応急救助の実施に要する費用の財源に充てるため、法第22条に基づき災害救助基金を積み立てる。

(2) 災害救助基金の使途（基金取崩し可能範囲）

災害救助基金は、法が適用された場合において以下の費用への充当財源とするため、県は事前に積み立てる。

ア 法第4条に規定する救助に要する県の支弁費用（法第18条）

イ 法第16条に規定する委託を行った場合の、日本赤十字社への補償費用（法第19条）

ウ 本県に対する応援を行った他の都道府県からの求償費用（法第20条）

(3) 災害救助基金の積立て

ア 法定最少積立額

基金の各年度における最少額は、当該年度の前年度の前3年間における普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5に相当する額である。（法第23条）

イ 運用収入

基金から生じる収入は、基金に繰り入れる。（法第24条）

(4) 災害救助基金の運用

ア 基金の運用方法

以下の方法によるものとし（法第26条）、最も確実に適切な運用方法を選択する。

(ア) 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

(イ) 国債証券、地方債証券その他確実な債券の応募又は買入

(ウ) 法による救助に必要な給与品の事前購入

イ 基金の運用計画

県は以下の方法により基金の運用を行う。

(ア) 市中銀行への預金

(イ) 法第4条に規定する救助の実施に必要な物品のうち、被災者に直接給与する物品の事前購入

事前購入物品は、本計画第3章第54節「災害救助法による救助」により給与する。

第3章第54節「災害救助法による救助」参照

第36節 事業所等の事業継続

【関係機関】 県（産業労働部）、市町村、商工団体、企業・事業所

1 計画の方針

企業・事業所（以下、「事業所等」とする。）は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、各事業所等において防災活動の推進に努める。

2 県の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等の事業継続計画策定など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、事業所等の事業継続計画策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

中央防災会議・民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会「事業継続ガイドライン」

中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」

3 市町村の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等のBCP策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(3) 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(4) 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

4 商工団体の役割

(1) 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

(2) 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。

(3) 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

(4) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

5 事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

(1) 災害時に事業所等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業な

ど外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

イ 二次災害の防止

事業所等において、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調の下、企業の特徴を活かした活動による地域貢献に努める。

(2) 平常時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保を実施するなど、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

[参考]

国において、事業継続の取組を促進するため、各種ガイドライン等を策定し公開している。

【内閣府】

- 中央防災会議・民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会「事業継続ガイドライン」
- 「企業等の事業継続・防災評価 検討委員会」の検討の経緯と成果について

【中小企業庁】

- 「中小企業BCP策定運用指針」

第37節 行政機関等の業務継続計画

【関係機関】 県、市町村、防災関係機関

1 計画の方針

風水害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 県の役割

風水害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

本計画に定めるほか、新潟県業務継続方針に基づき、業務継続の確保を図る。

なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画及び新潟県業務継続方針に従い、別途個別の詳細計画等を策定するものとする。

(1) 業務継続計画の対象となる非常時優先業務

ア 非常時優先業務の対象

大規模災害時にあっても優先して実施すべき業務を「非常時優先業務」という。非常時優先業務は、災害応急対策業務や早期実施の優先度の高い災害復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

イ 非常時優先業務の選定基準

選定にあたっては、「災害発生後1か月以内に業務を実施できなかった場合に、社会的影響が発生する業務」に該当することを基準とする。

ウ 業務開始目標時間の設定

非常時優先業務を実施できなかった場合に社会的影響が発生する時間帯を「業務開始目標時間」とし、各業務において業務開始目標時間を定める。

エ 平時の取組

各所属は、職員の参集可能時間を考慮した要因の指名等を行うとともに

に、職員が被災等により非常時優先業務を実施できない事態等に備え、業務マニュアル等の整備、代替要員の指名、関係機関との応援協定締結の検討を実施するものとする。

(2) 業務執行体制の確保

ア 職員の参集体制

非常時優先業務について、必要な要員を確保し、迅速に実施体制を構築するため、平時から職員の安否確認の実施方法を整備する。

イ 安否確認

非常時優先業務について、必要な要員を確保し、迅速に実施体制を構築するため、平時から職員の安否確認の実施方法を整備する。

ウ 人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

エ 業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

オ 庁内の応援体制の確立

① 所属の取組

所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他所属による応援体制の確立に努める。

② 部局等の取組

部局主管課等は、部局等内各所属の業務及び人員計画等を取りまとめ、部局等としての対応計画を作成する。対応計画を作成する際は、各所属の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。

カ 庁外からの応援体制の確立

大規模な危機の発生時でも、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。

キ 受注業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ク その他

上記の他、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(3) 執務環境の確保

ア 庁舎

庁舎管理者は、発災後速やかに庁舎の被災状況を確認し、使用の可否を判断するとともに、立入禁止等の必要な措置を実施する。

イ 執務スペース

① 物品の安全対策

キャビネット等の転倒やガラスの飛散等の防止対策を実施する。また、キャビネットの上など、高所に書類等を置かないように徹底する。

② 執務スペースに被害があった場合の対応

非常時優先業務の継続に支障のない範囲で散乱した机やキャビネット等を片づけ、執務環境を整える。また、必要に応じて災害対策本部に対して資機材の提供や応援を要請する。

ウ 通信（電話・防災行政無線）

① 通信障害対策

不測の故障が生じないよう経年劣化を考慮し、通信設備等の改修及び更新を行う。

② 障害があった場合の対応

関係業者に復旧等の対応を依頼するとともに、必要に応じ、代替通信手段を選定する。

エ 通信（電子メール）

① 庁内LANの復旧対策

通信事業者との間に、災害時における庁内LAN回線の優先的な復旧についての取り決めを行う。

② 障害があった場合の対応

庁内LAN回線については、通信事業者に対して優先的な復旧を要請する。また、庁外との回線については、通信事業者に故障対応を依頼し、復旧の見通しを確認する。

オ 情報システム

① システムを利用しない代替手段等の設定

公金支払い等の緊急を要する非常時優先業務については、システムを利用しない手作業等による代替手段及び復旧後のシステムへの反映方法を定める。

② システムの復旧対策

システムの迅速な復旧のため、データの遠隔地保管等、障害等への対応マニュアルを作成する。また、システム運用保守業者との契約において、発災後の早期対応が図られる内容とするよう努める。

③ 停電が起こった場合の対応

停電の優先的な復旧について、電気事業者に要請するとともに、自家発電設備の燃料供給体制を確立する。

④ 障害があった場合の対応

復旧手順マニュアルに基づき、迅速なシステム復旧を図る。

カ 電源

① 長時間の停電対策

自家発電設備が継続稼働できる燃料の調達方法などを検討する。

なお、必要な燃料は、72時間分備えるよう努める。

② 停電対応訓練

非常用発電機による電源供給箇所の確認、停電時にとるべき対応等を確認するため、停電対応訓練を実施する。

キ 上下水道、工業用水道（雑用水）

① 断水対策

早期使用再開のため、事業者との調整や協定に基づく飲料水の確保等を明確にしておく。また、下水道の断水を想定した、仮設・簡易トイレの配置計画を策定し、体制整備を進める。

② 断水が起こった場合の対応

発災後速やかに給排水管の被災状況を確認し、早期に給排水を再開するための必要な措置を講じる。また、受水槽の貯留水等を飲料水として使用するとともに、復旧までの間、トイレを使用停止とし、仮設・簡易トイレ等で対応する。

ク エレベーター・空調設備

① エレベーター

エレベーター内での閉じ込めが発生した場合の対処方法を確認する。

② 空調設備

冬期の不具合を想定した防寒対策を行う。

③ 停止した場合の対応

保険点検業者に対し、優先的な点検及び復旧を要請し、早期の運転再開に努める。

ケ 職員の非常食・飲料水・簡易トイレ

① 職員の備蓄対策

家庭において最低3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄し、非常時には2～3日分の食料品等を携帯し登庁するよう周知する。また、職場においても最低1食分の食料等を備蓄するよう周知する。

② 物資提供協定

災害時における食料品等物資の提供に関する協定を複数事業者と締結する。

③ 発災時の対応

備蓄している物資を計画的に供給するとともに、災害時における食料品等物資の提供に関する協定の締結先に物資の供給を依頼する。

コ 庁舎の代替施設

① 代替庁舎への移転の検討

地震等の発生により一時的に庁舎の一部機能が停止、又は庁舎周辺の被災による職員の参集不能等により、庁舎を長期的に利用できないと判断される場合は、代替庁舎への移転を検討するものとする。

② 移転の決定

庁舎の被害状況等を踏まえ、災害対策本部会議において、本部長が

決定する。

③ 本庁舎の移転に係る対応

- ・ 移転先の施設は、あらかじめ選定した候補から、災害対策本部で被害状況等を考慮して決定する。
- ・ 移転する業務は、災害対策本部業務及び非常時優先業務を優先する。また、通常業務は、在宅勤務による実施や業務の中止を検討する。

サ その他

所属長は、上記の他、重要業務を目標時間内に実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(4) 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

(5) 教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。

(6) 業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

3 市町村及び防災関係機関の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

特に、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

業務継続計画の策定にあたっては、内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」及び「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」等を参考とする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教

育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

災害応急対策タイムスケジュール

参考資料

【関係機関】全防災関係機関

1 計画の方針

風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、応急救容、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

また、被災地の時間・空間は有限の資源であるため、風水害発生前後の各段階に応じた作業の優先順位を、県民も防災関係機関も共に理解し、行動しなければならない。

風水害発生前後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に示すと次のとおりである。

(1) 豪雨・暴風等により災害発生が予測される段階

- 気象警報の伝達
- 災害警戒本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外の場合）
- 土砂災害警戒情報の発表、水防警報の発令、河川等の警戒監視強化
- 土砂災害緊急情報の通知
- 住民避難情報の収集
- ア 避難準備情報の発表
 - ・ 指定避難所の開設準備（施設の安全確認、管理・運営職員の派遣）
 - ・ 避難行動要支援者の所在確認、避難所等への移動
 - ・ 一般住民の避難準備
 - ・ 児童・生徒の安全確保
- イ 避難の指示
 - ・ 一般住民の移動避難、避難所への収容
 - ・ 避難所備蓄物資による対応
 - ・ 避難者の状況把握
- ウ 避難の指示
 - ・ 残留住民の移動避難、建物上層階等への垂直避難

エ 警戒区域の設定

- ・立入りの制限又は禁止、残留住民の退去

(2) 豪雨・暴風等による災害の発生中（破堤氾濫、浸水等）

- 災害対策本部の設置
- 被害情報の収集
- 知事・市町村長の緊急アピール
- 水防活動等被害拡大防止活動の実施
- 土砂災害緊急情報の通知
- 自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
- 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- 交通規制の実施
- 県災害ボランティア支援センターの設置
- 避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
- 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- 避難所等への仮設トイレの設置
- 被災地への救護所の設置
- 避難所での要配慮者支援対策の実施

(3) 避難指示等の解除から 24 時間以内

- 災害救助法の適用
- 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- 市町村等の被害状況の把握
- 被災地外からの医療救護班の派遣（必要に応じて）
- 避難所外避難者の状況の把握
- ボランティアセンターの設置
- 義援金の受付

(4) 避難指示等の解除から 3 日以内

- ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置
- 健康相談の実施
- 浸水地域の消毒・感染症予防対策の実施
- 断水地域への給水車による給水
- ボランティアの作業開始

2 災害応急対策各業務の実施時期

防災関係機関は、災害応急対策の各業務が相互に深く関連していることを理解し、他の業務との整合に留意して効率的な実施を図る。本計画の災害応急対策の全業務の時系列的進行目標を、参考までに別表に示す。

災害応急対策タイムスケジュール

【風水害対策編】

No.	節 名	高齢者等避難発表	避難指示	浸 水 ・ 暴 風 雨 に よ る	
1	災害対策本部の組織・運営計画		災害警戒本部の設置	災害対策本部の設置 第1回本部会議の開催	第2回本部会議の開催 防災会議連絡室へ関係機関参集 地方本部の設置・連絡本部設置
2	県及び防災関係機関の災害配備体制		職員の登庁(夜間・休日) 職員の非常配備 稼働可能職員数の確認	職員配備体制の強化	
3	防災関係機関の相互協力体制			緊急消防援助隊派遣要請 応援協定に基づく応援要請 自衛隊に対する派遣要請	民間団体等に対する要請
4	気象情報等伝達計画	気象情報の発表 注意報・警報の伝達		土砂災害警戒情報の伝達 土砂災害緊急情報の通知	
5	洪水予報・水防警報伝達計画	特別警戒水位到達の周知 水防警報の伝達			
6	災害時の通信確保			防災行政無線の疎通状況確認 被災地との通信インフラ確認 防災相互波の開局確認	非常通信の取り扱い要請 無線局開局 アマチュア無線に協力要請
7	被災状況等収集伝達計画	水位情報、気象情報の把握 地域の状況等把握		県施設(防災拠点・指定避難所)状況把握 火災の発生状況 医療機関の被災状況・受入可否 知事第一声	県管理(道路・河川・砂防)施設状況把握 人的被害の把握 市町村被災状況把握 先遣隊等による被災情報の発表 医療機関の被災状況・受入可否
8	広報計画				
9	住民等避難計画	災害時要援護者避難所へ避難 避難の準備	住民避難		災害時要援護者の移動
10	避難所運営計画	避難所の開設 避難者数・内訳の把握	タオル・毛布日用品等提供 要配慮者用別室・別施設の確保	防災関係機関への支援要請 仮設トイレ設置	
11	自衛隊の災害派遣計画			派遣準備要請 LO派遣要請 派遣要請	被災状況の把握
12	輸送計画		避難者の輸送	緊急交通路の確保(中継基地・ヘリポート) 緊急輸送ネットワークの確保 輸送車両の確保 医療物資・人員、患者等搬送	食料等の輸送
13	警備・保安及び交通規制計画			緊急交通路の確保 交通規制 救助	
14	海上における災害応急対策				
15	災害時の空港運用及び航空管制			空港の被災状況確認 救助機関航空機の運航支援	
16	消火活動計画			初期消火 県内広域応援による消火 地域の防災力による消火	緊急消防援助隊による消火
17	水防活動計画	浸水区域、土砂災害危険箇所等の警戒	警戒区域の設定	被害拡大防止活動	
18	救急・救助活動計画		初期救急救助活動の実施	重傷者等の搬送 消防等による救助活動	
19	医療救護活動計画		医療機関の被災状況受入可否 職員の招集	救護所の設置 負傷者等の状況、救護所の設置状況 医療救護班の派遣	関係団体への要請 医療関係ボランティアの把握
20	防疫及び保健衛生計画			緊急食品の衛生確保、炊出し等の衛生指導	避難場所環境整備
21	こころのケア対策計画	職員参集 関係課から情報収集 DPAT統括者と情報共有	DPAT調整本部を設置 DPAT出動要請・届及び結果にDPAT派遣要請	DPAT先遣隊活動	
22	児童生徒に対するこころのケア対策計画				
23	廃棄物の処理計画			収集体制の検討	
24	トイレ対策計画			レンタル会社への打診 仮設トイレ設置	
25	入浴対策計画				
26	食料・生活必需品等供給計画		食料供給量の把握 避難所備蓄物資による対応	調達食の配給 協定等に基づく食料等の調達 避難所へ寝具、日用品、乳児用品	(広域応援要請)
27	要配慮者の応急対策	地域協力による誘導・集団避難 福祉避難所の開設 避難状況の把握	避難所及び自宅避難等の被災状況等確認	市町村の要配慮者対策の強化 社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認	社会福祉施設等への緊急入所
28	学校における応急対策	避難所開設・運営協力 在学生徒等の安全確保		保護者への安否情報の提供 被災状況の把握	
29	文化財応急対策			入館者の安全確保(建物の場合) 被災状況の調査報告	被害拡大防止措置
30	障害物の処理計画				

災害応急対策タイムスケジュール

【風水害対策編】

No.	節 名	高齢者等避難発表	避難指示	浸 水 ・ 暴 風 雨 に よ る	
31	遺体等の捜索・ 処理・埋葬計画				
32	愛玩動物の保護 対策				
33	災害時の放送	高齢者等避難の放送	避難指示の放送	被害状況の放送 インフラ等の状況放送 施設点検	
34	公衆通信の確保			被災状況の把握	復旧人員・資機材の調達 重要通信の確保 被災状況の広報
35	電力供給応急対 策			被災状況の把握	復旧人員・資機材の調達 病院等重要施設の復旧 被災状況の広報
36	ガスの安全、供 給対策			被災状況の把握 二次災害防止措置(LPGガス)	
37	給水・上水道施 設応急対策			被災状況の把握 個人備蓄による対応	
38	下水道等施設応 急対策			処理場等の緊急点検・緊急調査・緊急措置	
39	工業用水道施設 応急対策			被災状況の把握	
40	危険物等施設応 急対策			施設等被災状況把握 取り扱い作業緊急停止 初期消火・流出防止措置	現地調査 二次災害防止措置 危険物流出の場合の応急対策
41	道路・橋梁・トン ネル等の応急対 策			交通規制 被災状況の把握	緊急措置 緊急交通路確保
42	港湾・漁港施設 の応急対策				
43	空港の応急対策			被災状況の把握 危険箇所の閉鎖	応急復旧
44	鉄道事業者の応 急対策			運休等の措置・安全確認 乗客への広報 被災状況の把握	応急復旧
45	土砂災害・斜面 災害応急対策	土砂災害危険箇所等の警戒	土砂災害緊急情報の通知	土砂災害緊急情報の通知 緊急措置	被災概要調査 被災点検調査 二次災害の防止措置
46	河川・海岸施設 の応急対策	浸水区域の警戒		緊急措置	被災概要調査 被災点検調査 二次災害の防止措置
47	農地・農業用施 設等の応急対策				緊急措置
48	農林水産業応 急対策			被害状況把握(聞き取り)	
49	商工業応急対策				
50	応急住宅対策				
51	ボランティアの受 入れ計画				県災害ボランティア支援センター設置
52	義援金の受入れ・ 配分計画				
53	義援物資対策				
54	災害救助法によ る救助			被害状況の把握 災害救助法の適用手続き 災害救助法による救助	

被害発生中	避難指示等解除	解除後1日以内	解除後3日以内	事後1週間以内	事後1ヶ月以内	事後3ヶ月以内
		遺体の捜索 霊柩車、棺、骨壺等確保 火葬場の被災状況、受入可否確認	遺体安置所へ搬送、検視、身元確認等 火葬			
				動物救済本部の設置		
			食料等供給に係る情報の発信 復旧復興に係る生活関連情報の発信 ボランティア等情報発信			
仮復旧工事			本復旧工事			
復旧工事						
被災状況の把握			2日以内で消費先の緊急点検完了(LPガス) 充填所復旧・消費先安全確認完了(LPガス)			
供給停止判断・措置 二次災害防止措置 消費先安全確認 供給再開確認(都市ガス)					供給再開完了(都市ガス)	
住民への広報			給水車による運搬給水 主要施設の復旧 医療機関等への応急復旧 応急調査	仮設給水栓の設置 主要配水管の応急復旧 本復旧調査	仮設給水栓の増設 配水管、給水管の応急復旧 各戸1給水栓の設置 施設の応急対策 下水道施設の復旧計画	恒久復旧
		利用者への被災状況・復旧状況の周知		施設・設備の仮復旧	施設設備の本復旧	
応急措置						
応急復旧					公共土木施設災害復旧事業	
被害概要調査 立ち入り禁止等緊急措置・住民への広報 応急工事				本復旧		
応急復旧			被害状況の広報		公共土木施設災害復旧事業	
応急復旧			被害状況の広報		公共土木施設災害復旧事業	
			被災概要調査 被災点検調査 二次災害の防止措置	応急復旧 被害状況の広報	災害復旧事業	
		被害状況把握	二次災害防止	応急対策		
			被害状況把握			
			公営住宅の空家提供・空家情報広報 民間賃貸住宅の斡旋・紹介	被災戸数の確定 供与対象者の確定 応急修理		仮設住宅の供与 (2ヶ月以内)
情報の受発信	災害ボランティア調整会議構成団体による先遣隊の派遣 市町村災害ボランティアセンターの設置 ボランティアニーズの把握		ボランティア受入広報の発信			
	受入口座の設定及び報道機関を通じた公表				義援金配分委員会による配分	
	義援物資の受付・保管場所の公表 初期必要物資の公表	市町村への物資輸送		市町村への物資輸送 今後必要とする物資の公表	市町村への物資輸送 今後必要とする物資の公表	

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

【関係機関】 県、市町村、防災関係機関

1 計画の方針

国、県及び市町村をはじめとした防災関係機関は、県内に大規模な風水害等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合には、相互協力体制を構築し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

(1) 県の災害対策本部等の種類

県は、風水害等が発生した場合又は発生するおそれのある場合には、必要に応じて、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」又は「新潟県危機管理対応方針」に基づく「対策本部」若しくは「警戒本部」を設置する。

設置区分	災害対策基本法に基づく対策本部	複数部局が関係する案件に対処	被害の発生に備えた対処
名称	〇〇災害対策本部	〇〇対策本部	〇〇警戒本部
設置者	知事	知事	危機管理監又は主たる対応部局長
本部長	知事	知事又は危機管理監	危機管理監又は主たる対応部局長
副本部長	副知事	危機管理監又は主たる対応部局長	主たる対応部局長等
本部長の職務代理	副本部長が職務代理		—
本部員	統括調整部長 応急対策部長 その他指定職員	関係部局長又は関係課長	本部長が指定する課長
事務局の名称	統括調整部	事務局	事務局
事務局の長	危機管理監（部長）	主たる関係課長	主たる関係課長
根拠	災害対策基本法	新潟県危機管理対応方針	

(2) 災害対策本部等の組織・運営

県災害対策本部の組織・運営は、災害対策基本法、新潟県災害対策本部条例及び同規則に定めるほか、本節で定める。

なお、災害対策本部等の要員配置の規模については、災害等の状況、規模等を勘案して本部長がその都度定める。

また、災害対策本部等を設置し、本部活動を展開する中核施設は県庁舎西回廊危機管理センターとする。

2 災害対策本部

(1) 新潟県災害対策本部（本庁）の設置

ア 設置の基準

知事は、次の場合に新潟県災害対策本部（以下この項において「本部」という。）を設置し、又は廃止する。

設置 基準	○ 県の地域において、風水害等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全庁的な対応が必要であると認められる場合
廃止 基準	○ 災害応急対策が概ね完了した場合 ○ その他必要がなくなったと認めた場合

イ 本部（本部室）の設置場所

本部（本部室）は、県庁舎西回廊危機管理センターに設置する。

ウ 本部体制の規模

本部長は、災害の規模に応じた必要な体制を指示する。

エ 本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき又は本部が設置された場合の各部局等への周知は、庁内放送又はメール等により行う。

オ 本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への通知等

(ア) 危機管理監は、本部が設置された場合又は廃止された場合は、直ちに、部局長、警察本部長、被災市町村を所管する地域振興局、被災市町村、県防災会議構成団体、隣接県等（山形県、福島県、群馬県、長野県、富山県、石川県、兵庫県）消防庁等、の関係機関にその旨を電子メール又はファックスにより連絡する。

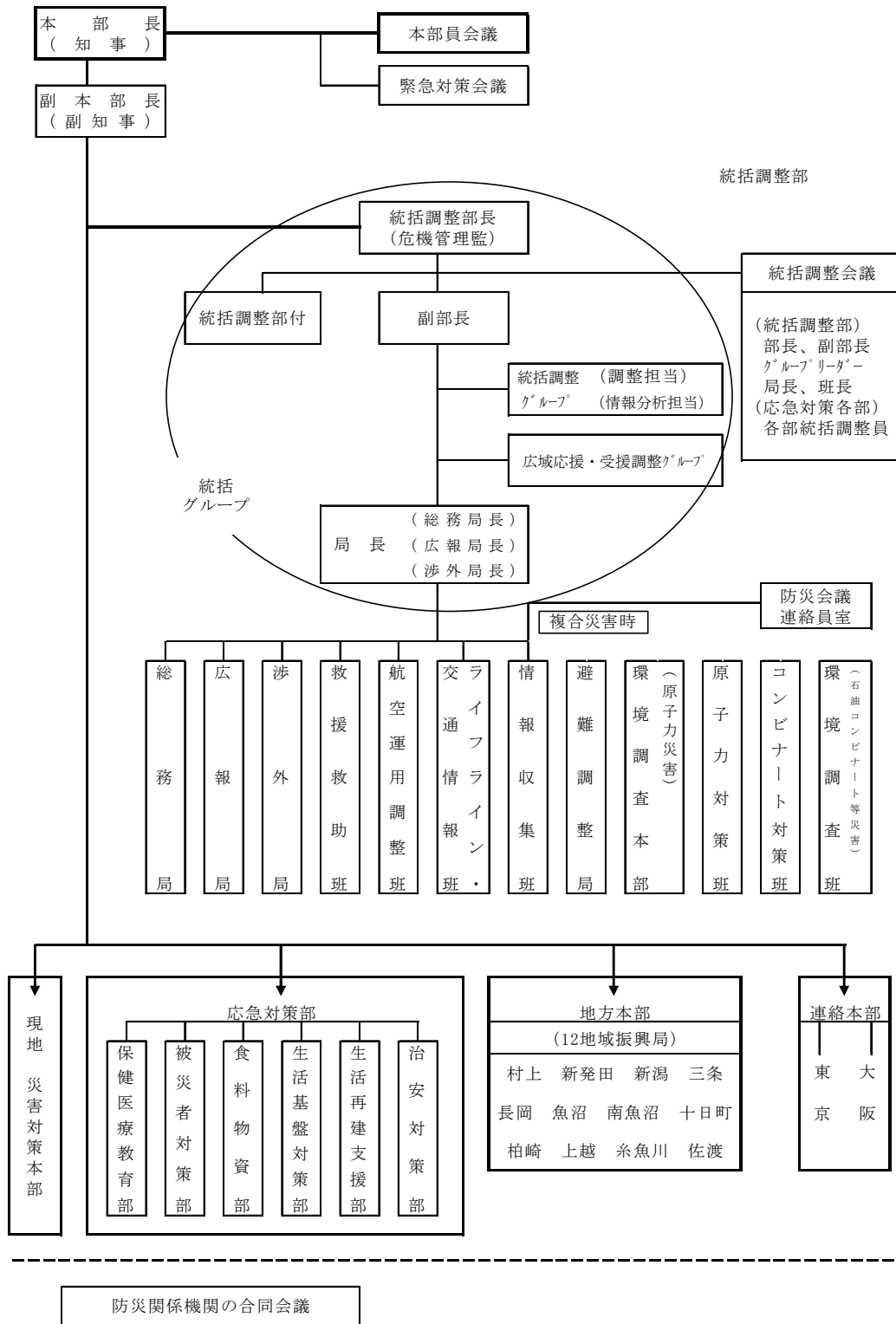
(イ) 広報広聴課長は、本部が設置又は廃止された場合には、直ちにその旨を報道機関に発表する。

カ 防災会議連絡員室の設置

(ア) 本部が設置された場合は、防災会議連絡員室を県本部（本部室）又はその他の庁内会議室に設置する。

(イ) 県防災会議構成機関等は、必要に応じて、職員を防災会議連絡員室に派遣し、災害対策本部と協働して応急対策を実施する。

(2) 新潟県災害対策本部の組織図



(3) 本部（本庁）の組織、運営等

ア 本部長（知事）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副知事）

(ア) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(イ) 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、「知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則」で定める順位による。

（第1順位：第1副知事、第2順位：第2副知事）

ウ 本部員

(ア) 本部員は、本部長の命を受け、原則として本部（本部室）において、県本部の事務に従事する。

(イ) 本部員の構成は次のとおりとする。

統括調整部長（危機管理監）、保健医療教育部長、被災者対策部長、食料物資部長、生活基盤対策部長、生活再建支援部長、治安対策部長（警察本部長）及びその他必要に応じその都度本部長が指名又は委嘱する県の職員

エ 災害対策本部要員

(ア) 災害対策本部の要員については、あらかじめ知事が指名する。

(イ) 災害対策本部の要員に指定された職員は、自らが所属する部（班）の業務を平素から理解するとともに、原則として、訓練や研修等に参加しなければならない。

オ 統括調整部

本部の活動を掌理するとともに、各部、現地本部、地方本部、連絡本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に統括調整部を置く。

(ア) 部長及び副部長

a 部長は、危機管理監をもって充てる。

b 副部長は、防災局長及びあらかじめ指定された者をもって充てる。

c 部長は、統括調整部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

d 部長に事故あるときは、副部長がその職務を代理し、その順序は、第1順位を防災局長とする。

(イ) 統括調整部の組織

a 統括調整部に、統括調整グループ及び広域応援・受援調整グループを置く。

b 統括調整グループにグループリーダー、サブリーダー（調整担当）及びサブリーダー（情報分析担当）を置く。

c 広域応援・受援調整グループにグループリーダー及びサブリーダーを置く。

d グループリーダーは、統括調整部長の命を受け、統括調整グループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

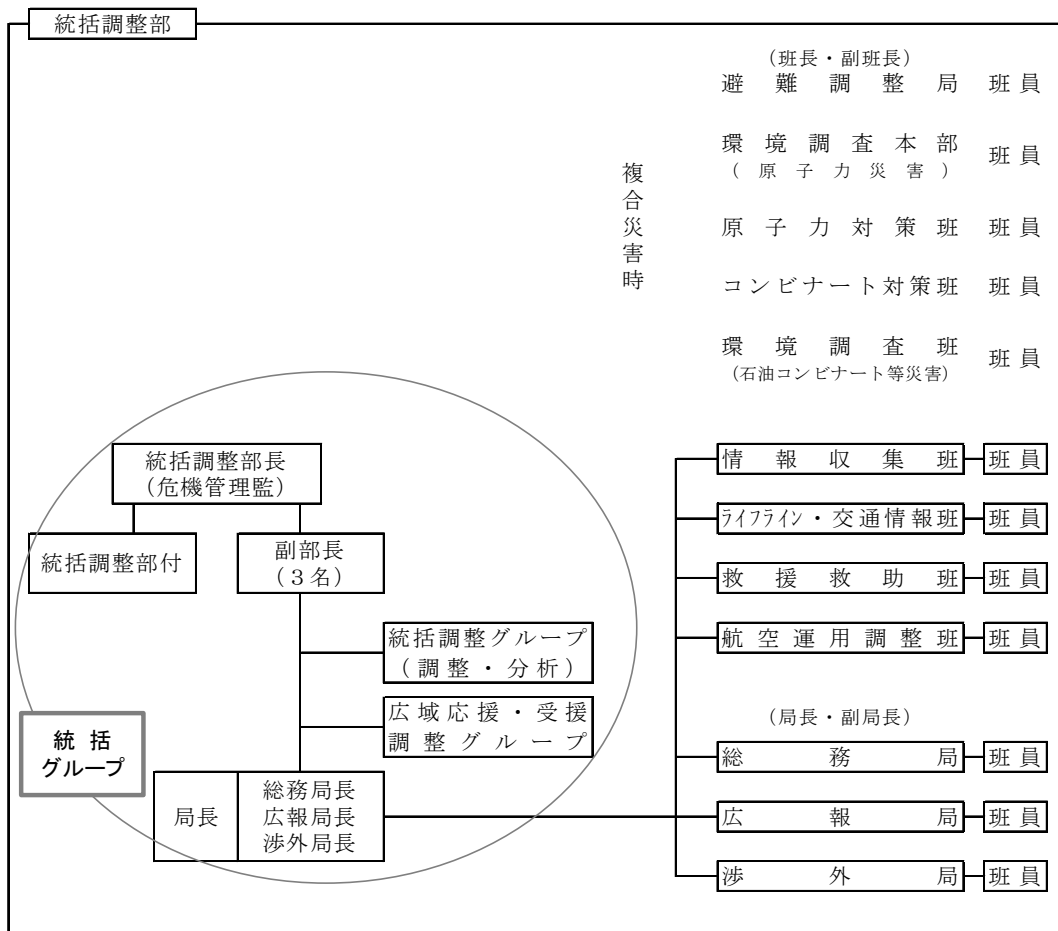
e 統括調整部に、総務局、広報局及び渉外局を置く。

f それぞれの局に局長及び副局長を置く。

g 局長は、統括調整部長の命を受け、それぞれの局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- h 局長に事故あるときは、副局長がその職務を代理する。
 - i 統括調整部に情報収集班、ライフライン・交通情報班、救援救助班及び航空運用調整班を置く。
 - j 各班に班長及び副班長を置く。
 - k 各グループ、局、班の構成員は知事があらかじめ指名する。
 - l 各グループ、局、班の主な分掌事務は、「資料編」災害応急対策計画「1(2)災害対策本部と既存部課の関係」のとおりとする。
- (ウ) 統括調整会議の開催
- a 統括調整部長は、必要に応じ統括調整会議を招集する。
 - b 統括調整会議は、統括調整部長、統括調整部副部長、統括調整部各グループ、局、班の長及び統括調整部長が指定する部の統括調整員をもって構成する。

《統括調整部の組織図》



カ 応急対策各部

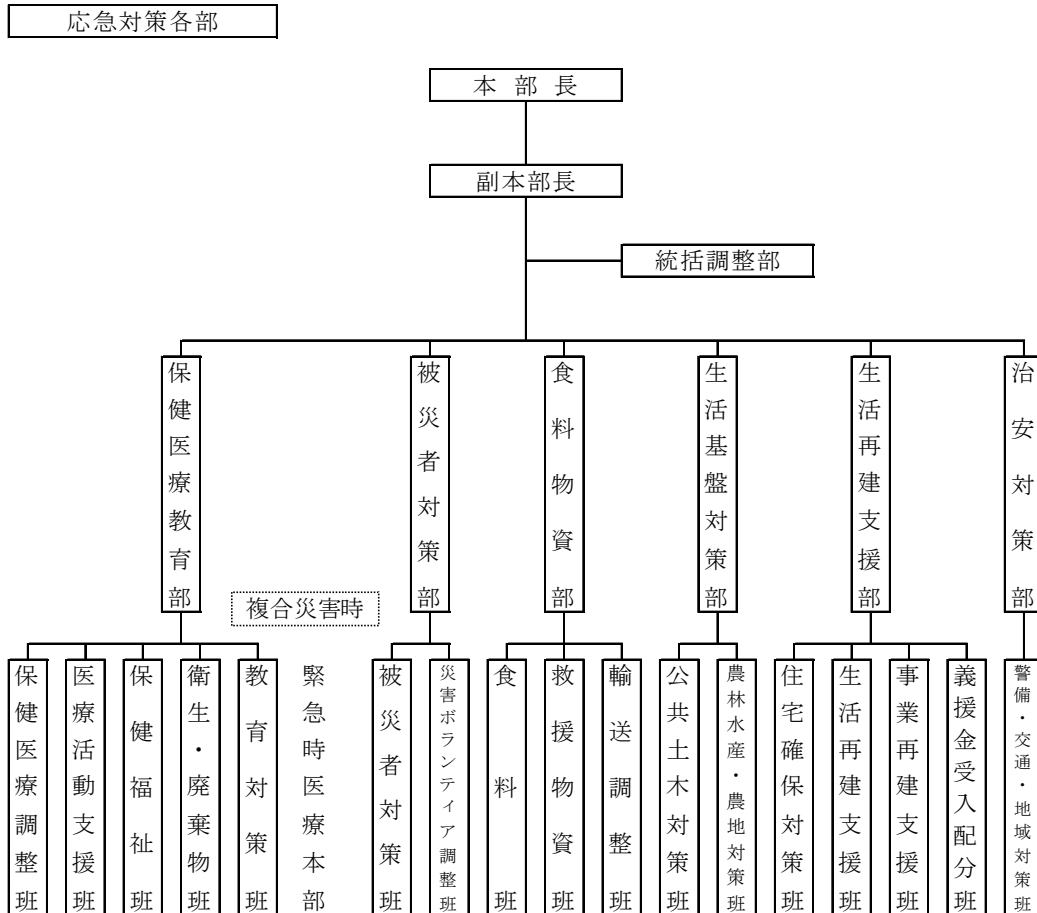
災害応急対策の全庁的な推進を図るため、本部に応急対策業務を担当する部を置く。

- (ア) 部長及び副部長
- a 部長及び副部長はあらかじめ知事が指名する。
 - b 部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - c 部長に事故あるときは、副部長がその職務を代理する。

(イ) 各部の組織等

- a 部に班を置き、班長、副班長及び班員で組織する。
- b 各班の班長、副班長及び班員は知事があらかじめ指名する。
- c 各班の体制は、災害状況の推移に応じて整える。
- d 各班の主な分掌事務は、「資料編」災害応急対策計画「1(2)災害対策本部と既存部課の関係」のとおりとする。

《応急対策各部の組織図》



キ 本部会議の開催

- (ア) 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。
- (イ) 本部会議の構成は、本部長、副本部長、統括調整部長及び本部長がその都度指示する本部員とする。ただし、本部設置直後の本部会議は、全本部員を原則とする。
- (ウ) 協議事項等は、次のとおりとする。
 - a 県内市町村の災害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項
 - b 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
 - c 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
 - d 公用令書による公用負担に関する事項

e その他災害対策上重要な事項

ク 防災関係機関の合同会議

本部長は、災害応急対策を実施するに当たり、他の防災関係機関との調整及び情報共有を図るため、必要に応じ県及び他の防災関係機関による合同会議を開催することができる。

(4) 現地災害対策本部

本部長は、土砂崩れ、雪崩等により局地的に人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合には、必要に応じ被災地で本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」（以下「現地本部」という。）を置く。

ア 現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場又は災害地の市町村庁舎等に設置することとし、市町村庁舎等についてはあらかじめ定める。

イ 現地本部の組織

(ア) 現地本部に現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）を置く。

(イ) 現地本部長は、本部の災害対策副本部長（副知事）又は災害対策本部員のうちから災害対策本部長（知事）（以下「本部長」という。）が指名する。

(ロ) 現地本部員は、統括調整部、応急対策部及び地域振興局の職員のうちから本部長が指名する。

(ハ) 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

ウ 現地本部の設置期間

現地本部は、現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

(5) 地方本部

本部長は、県内各地域で災害が発生し、地方の県機関が災害対策に対処する必要があると認めた場合に、県災害対策本部に地方本部を設置する。

ア 地方本部の設置場所

地方本部は、「資料編」災害応急対策「1 (7) 地方本部の所管区域」の単位で設置する。

イ 地方本部の組織等

(ア) 地方本部長（地域振興局長）

地方本部長は、本部長等の命を受け、地方本部における災害対策を総括し、地方本部職員を指揮監督する。

(イ) 地方副本部長

a 地方副本部長は、地方本部長となる地域振興局長があらかじめ指名する。

b 地方副本部長は、地方本部長を補佐し、地方本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(ロ) 地方本部に班を置き、班長、副班長及び班員で構成する。

(エ) 各班の班長、副班長及び班員は、地方本部長となる地域振興局長があらかじめ指名する。

(オ) 地方本部の組織及び各班の分掌事務は、「資料編」災害応急対策「1(8)地方本部・連絡本部の組織及び分掌事務基準」のとおりとする。

ウ 地方本部の設置期間

地方本部の設置期間は、地方本部における災害応急対策が概ね終了するまでの間又は地方本部設置の必要性がなくなると認められるまでの間とする。

エ 地方本部会議

(ア) 地方本部長は、地方本部の災害対策について、各班との連絡調整を図るため、必要に応じ地方本部会議を招集する。

(イ) 地方本部会議は、地方本部長、地方副本部長及び連絡調整が必要な班長で構成する。

(6) 連絡本部

本部長は、災害対策に関し国及びその他関連機関との連絡、情報収集、災害対策用物資の調達等のため必要があると認めた場合、連絡本部を設置する。

ア 連絡本部の設置場所

連絡本部は、東京事務所及び大阪事務所に設置する。

イ 連絡本部の組織等

(ア) 連絡本部長（東京事務所長、大阪事務所長）

連絡本部長は、本部長等の命を受け、災害連絡本部における事務を総括し、災害連絡本部職員を指揮監督する。

(イ) 連絡副本部長（東京事務所長又は大阪事務所長を補佐する職にある職員）

連絡副本部長は、連絡本部長を補佐し、連絡本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ウ) 連絡本部の組織等

連絡本部の組織及び主な分掌事務は、「資料編」災害応急対策「1(9)連絡本部の組織及び分掌事務」のとおりとする。

ウ 連絡本部の設置期間

連絡本部の設置期間は、連絡本部における応急対策関連事務が概ね終了するまでの間又は連絡本部設置の必要性がなくなると認められるまでの間とする。

(7) 本部、現地本部及び地方本部における職員応援

ア 本部

(ア) 災害対応に必要な人員については、統括調整部（総務局）が調整を行う。

(イ) 職員の応援は、主として本庁を中心に行うこととし、それでも不足する場合は、地域機関に対して応援を依頼する。

(ウ) 県の組織の全体をもってしてもなお不足するときは、北海道・東北地方広域応援協定道県、隣接応援協定県（群馬県、長野県、富山県、石川県）及びその他の都府県に職員の派遣を要請し、応援を得る。

イ 現地本部

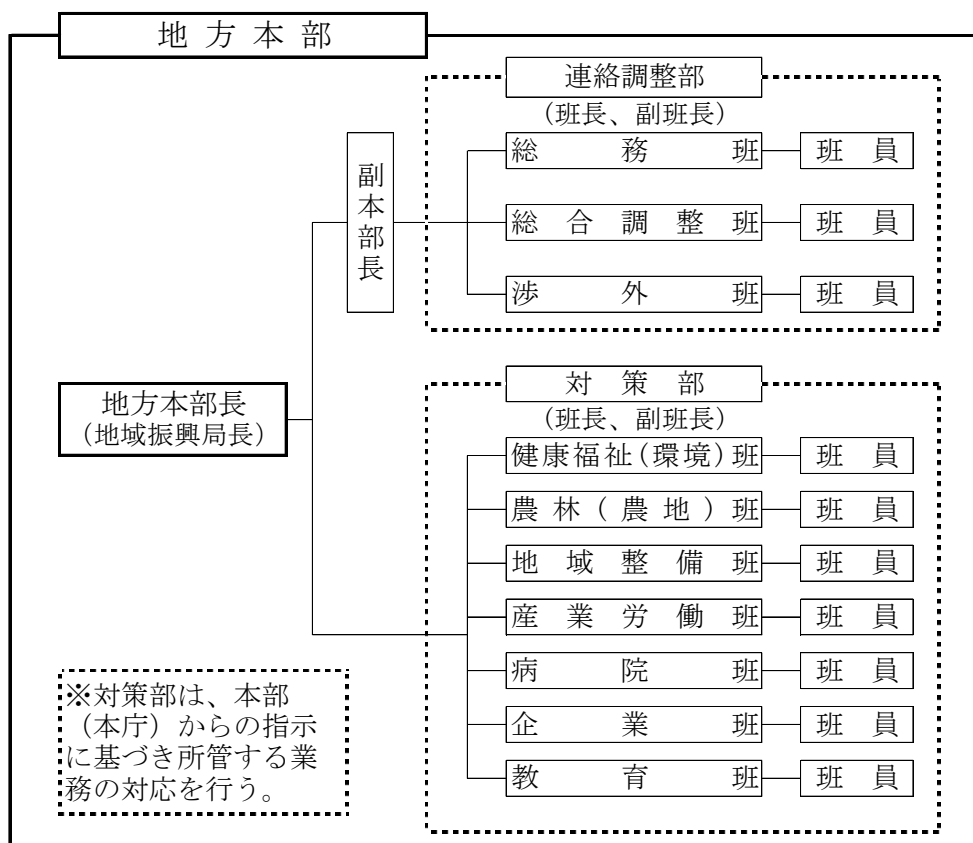
現地本部の所在地を管轄する地域振興調整会議は、現地本部が実施する災害応急対策に協力する。

ウ 地方本部

- (ア) 災害対応に必要な人員については、地方本部の連絡調整部（総務班）が調整を行う。
- (イ) 各班長は、災害対応に人員が不足する場合は地方本部長に応援を要請し、地方本部長は地域振興調整会議を通じて各地域機関に応援を依頼する。
- (ウ) 地方本部長は、地方本部組織全体をもって人員が不足するときは、災害対策本部の統括調整部（総務局）に応援を要請する。

なお、通信途絶又は緊急を要する場合は、隣接地域振興局に応援を要請し、事後に統括調整部（総務局）へその旨を報告する。

〔地方本部の組織図（基本）〕



3 対策本部

(1) 設置

風水害等が発生し、災害対策基本法に基づく災害対策本部の設置には至らないものの、全庁的な対応が必要と知事が認めた場合には、新潟県危機管理対応方針に基づく「対策本部」を設置する。

ア 名称は「〇〇対策本部」とする。

イ 設置者は知事とする。

ウ 設置場所は県庁舎西回廊危機管理センターとする。

エ 対策本部を設置又は廃止した場合は、直ちに次により関係方面に周知する。

a 県本庁舎内：庁内放送又は総合防災情報システム等

b 県地域振興局等、市町村、消防本部：防災行政無線一斉FAX又は総合防災情報システム等

c 警察本部その他関係機関：FAX又はメール等

d 総務省消防庁：専用FAX

オ 対策本部を設置又は廃止した場合は、広報広聴課を通じて、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、県ホームページに掲載する。

(2) 組織

ア 本部長：知事又は危機管理監

イ 副本部長：危機管理監又は主たる対応部局長

ウ 本部員：関係部局長又は関係課長

エ 事務局：危機対策課

(3) 所管事務

ア 風水害等による被害の情報収集並びに関係部局及び関係機関への情報提供

イ 応急対策の検討、調整及び実施

ウ 関係機関との連絡調整

エ 報道機関への情報提供

オ その他風水害等の対応に必要な事務

(4) 本部会議

風水害等の対応に関する重要事項について、措置方針の決定その他の事務を処理するため、対策本部に本部会議を置く。

ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。

イ 本部長は、必要に応じて、警察等の関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼する。

(5) 本部課長会議

本部における危機対応を円滑に実施するため、対策本部に本部課長会議を置く。

ア 本部課長会議は、危機管理監及び本部長の指定する課の課長で構成し、危機管理監が主宰する。

イ 危機管理監は、必要に応じて、警察等の関係機関の職員に対し本部課長会議への出席を依頼する。

(6) 廃止

次の場合は対策本部を廃止する

ア 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合

イ その他必要がなくなると本部長が判断した場合

4 警戒本部

(1) 設置

梅雨前線の活発化や台風の接近などにより、県内で風水害等が発生し、又は発生するおそれがあり、災害への対応が必要になると予想される場合で、危機管理監が必要と認めた場合には、新潟県危機管理対応方針に基づく「警戒本部」を設置して気象や被害情報などの収集を行う。

ア 名称は「〇〇警戒本部」とする。

イ 設置者は危機管理監又は主たる対応部局長とする。

ウ 設置場所は県庁舎西回廊危機管理センターとする。

エ 警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちに次により関係方面に周知する。

a 県本庁舎内：庁内放送又は総合防災情報システム等

b 県地域振興局等、市町村、消防本部：防災行政無線一斉FAX又は総合防災情報システム等

c 警察本部その他関係機関：FAX又はメール等

d 総務省消防庁：専用FAX

オ 警戒本部を設置又は廃止した場合は、広報広聴課を通じて、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、県ホームページに掲載する。

(2) 組織

ア 本部長：危機管理監又は主たる対応部局長

イ 副本部長：主たる対応部局長等

ウ 本部員：本部長の指定する関係課長等

エ 事務局：危機対策課

(3) 所管事務

ア 風水害等による被害情報の収集並びに関係部局及び関係機関への情報提供

イ 関係機関との連絡調整

ウ 報道機関への情報提供

エ その他風水害等の対応に必要な事務

(4) 本部会議

風水害等の警戒に関する指示の徹底及び各部局の情報交換と対応の調整のため、必要に応じて本部会議を開催する。

ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。

イ 本部長は、必要に応じ警察等の関係機関職員に本部会議への出席を依頼する。

(5) 廃止

次の場合には、警戒本部を廃止する。

ア 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合又は新潟県危機管理対応方針に基づく対策本部が設置された場合

イ 被害が軽微又は発生せず、災害応急対策の必要がないことを確認した場合

ウ その他必要がなくなると本部長が判断した場合

5 国の現地災害対策本部との連絡調整

大規模な災害の発生等により国の現地災害対策本部が設置された場合には、県災害対策本部は、国の現地災害対策本部と緊密な連絡調整を図り応急対策を推進する。

6 防災機関の活動体制

(1) 防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておく。

- (2) 県内の主な防災関係機関における災害対策本部の組織等は、「資料編」災害応急対策「2
(3) 主な防災関係機関の災害対策本部の組織等」のとおりである。

7 市町村の活動体制

市町村は、当該市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

(1) 組織及び活動体制

市町村長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておく。

(2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市町村長は、市町村災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を新潟県総合防災情報システムにより、県（危機対策課）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市町村長は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

(4) 勤務時間外における体制の整備

市町村長は、休日及び夜間等の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておく。

第2節 県及び防災関係機関の災害配備体制

【関係機関】 県、防災関係機関

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 県の責務

風水害等の被害を最小限に食い止めるため、以下の対応に必要な職員の配備を実施する。

(ア) 平日夜間・休日の宿直及び警戒対応

(イ) 災害発生時の迅速な初動対応の実施

配備体制については、別紙基準をもとに、あらかじめ登庁職員を指定することにより、迅速な職員配備を実現する。

イ 活動の調整

県（防災局又は災害対策本部）

ウ 達成目標

防災局において平時から24時間宿日直体制を実施し、災害等発生時に備えるとともに、大規模な災害が発生した場合は、迅速に各部局及び地域機関等に職員配備の連絡を行い、指定職員の配備を実施する。

(2) 被災地及び積雪地域での対応

被災地や降雪期における災害時は、職員本人の被災や交通途絶等により、登庁が困難な状況が予想されることから、庁舎からの距離などを考慮し、登庁職員の指定を行う。また、登庁が不可能な職員は、最寄りの県庁舎から防災行政無線や電話等でその旨所属長に報告し、その後の指示を受けるものとする。

2 業務の内容

(1) 勤務時間内における対応

ア 警戒対応

危機対策課内において気象情報等の送受信や、市町村や各部局、地域機関、防災関係機関等からの災害関連情報の集約を行う。

イ 初動対応

危機対策課からの庁内連絡（本庁）や一斉FAX（地域振興局等）により、関係所属は直ちに職員を警戒配備につかせ、被害状況の収集、県民生活への影響等の情報収集や、関係機関との災害関連情報の交換及び必要に応じ災害危険箇所のパトロール等を実施する。

なお、県内に災害が発生した場合の配備基準については、次の基準による。

配備体制区分	配備基準
災害第1次配備	局地的な災害に対応するため、応急対策を実施する必要のある所属（課・室等）が中心となる体制
災害第2次配備	複数市町村にわたる災害に対応するため、応急対策を実施する必要のある部局が中心となる体制
災害第3次配備	広範囲にわたる大規模な災害に対応するため、全庁的な体制を配備する。

(2) 勤務時間外における対応

ア 警戒対応

本庁において職員2名（管理職1名 防災局職員1名）が宿日直対応を行い、気象情報の送受信や、災害関連情報の把握等を行う。

また、部局等で独自に指定されている警戒配備職員については、警備員からの情報又はラジオ・テレビ等で気象等に関する注意報及び警報等の情報を得たときは、当該情報の内容に応じ速やかに登庁し警戒配備につくものとする。

イ 初動対応

登庁した職員等は速やかに市町村や消防本部、防災関係機関から被害状況等を収集するとともに、本庁各部局又は地域機関の配備体制について上記基準により、各部局連絡指令者及び地域連絡指令者に対し、指定職員の配備を連絡する。

配備連絡を受けた各部局連絡指令者及び地域連絡指令者は、各部局で定められた指定職員連絡網をもとに、各配備指定職員に対し登庁の連絡を行う。

3 防災関係機関の配備体制について

北陸地方整備局等の災害初動対応が必要な防災関係機関の職員配備体制については、それぞれの防災業務計画に定めるものとする。

第3節 防災関係機関の相互協力体制

【関係機関】県災害対策本部（◎統括調整部、保健医療教育部、被災者対策部、食料物資部、生活基盤対策部、生活再建支援部、治安対策部）、県公安委員会、市町村、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市町村の責務

- a 被災市町村にあつては、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請等を行うとともに、受入体制を確立する。
- b 被災市町村から応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。
なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。
- c 被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。
- d 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、その際、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。
- e 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- f 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体

制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

g 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

(1) 県の責務

a 県は、国、公共機関、被災市町村と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な災害応急対策を迅速に実施する。

b 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、県内市町村に対して被災市町村を応援することを求めるとともに、県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、協定や応急対策職員派遣制度等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派遣の要請等を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

c 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。

d 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

e 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努め、相互応援体制の強化を図る。

f 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

g 市町村が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域へ

の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

- h 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたりるとともに、平常時から連絡体制等の構築、応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。
- i 連絡不通時の市町村への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。
- j 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。
- k 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。
- l 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。
- m 県は、国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

(ウ) その他の防災関係機関の責務

- a その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。
- b 国は、被災により、市町村及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。
- c ライフライン事業者は、必要に応じ、災害応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

- d 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置づけるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。
- e 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。

イ 達成目標

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

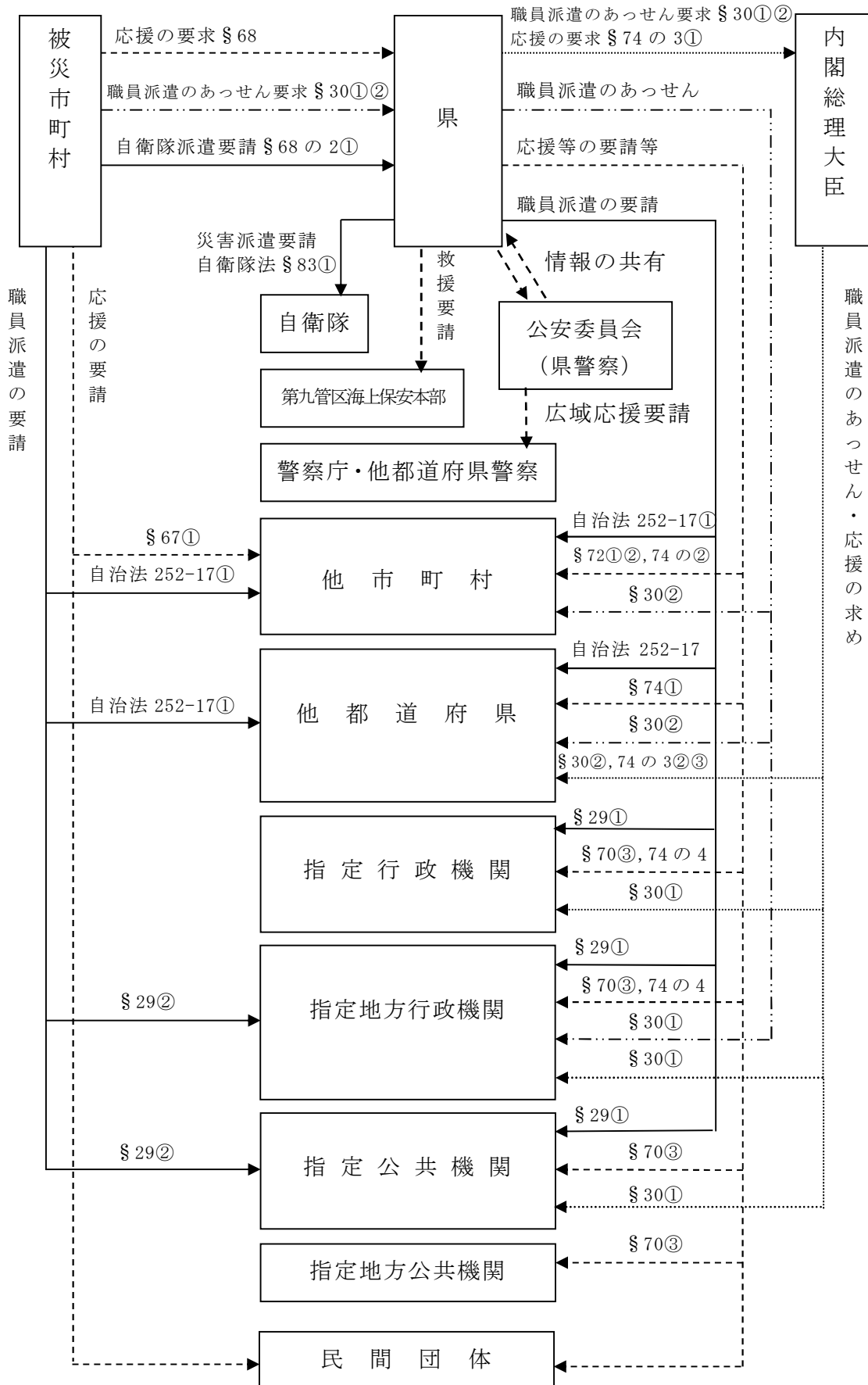
- (ア) 災害時相互応援に関する協定の締結
- (イ) 災害時の情報収集及び連絡体制の確立
- (ウ) 受援計画の整備など応援受入体制の確立
- (エ) 応援計画の整備など応援体制の確立

(2) 積雪期の対応

積雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した応援の受入体制を確立する。

2 情報の流れ

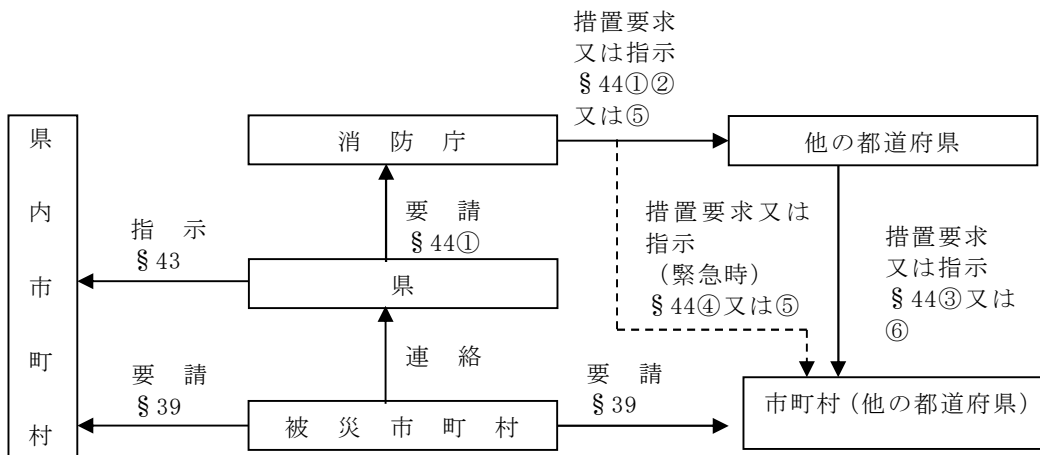
【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



※ § 67①
= 災害対策
基本法第 67
条第 1 項

【消防組織法に基づく応援要請等】

§44①
= 消防組織
法第44条第
1項



3 業務の内容

(1) 応急対策に関する応援等の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
被災市町村長	<p>○他市町村への応援要請 災害応急対策実施のために、必要があるときは、他の市町村長に対し応援を求める。</p> <p>○県への応援又は災害応急対策実施の要請 災害応急対策実施のため、必要があるときは、知事に対し応援又は県が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>○民間団体への応援要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、民間団体に応援を要請する。</p> <p>○自衛隊の災害派遣要請の依頼 (第3章第11節)</p> <p>○消防の広域応援の要請 (第3章第16節、第18節)</p>	<p>他の市町村長</p> <p>県知事</p> <p>民間団体</p>
県知事	<p>○他の市町村への応援の指示等 被災市町村が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、必要があるときは、他の市町村長に対し、消防、福祉、保健その他の必要な事項についての指示又は調整を行う。</p>	<p>他の市町村長</p>

	<p>○他の都道府県等への応援の要請 県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した他都道府県との応援協定や応急対策職員派遣制度、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等に基づく応援を要請する。</p> <p>○指定行政機関等への応急措置の実施要請 県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、当該機関が実施すべき応急措置の実施を要請する。</p> <p>○指定行政機関等への応援の要求等 災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>○第九管区海上保安本部への支援要請 人命に危険が急迫する場合等、緊急を要する事態に対し、巡視船艇、航空機による海上輸送等の救援が必要なときは、第九管区海上保安本部に対し支援を要請する。</p> <p>○民間団体への応援要請 県内における災害応急対策を的確かつ円滑に行うために必要があるときは、民間団体に対し、協力を要請する。</p> <p>○自衛隊に対する災害派遣要請 (第3章第11節)</p>	<p>北海道・東北ブロック協定締結県、五県協定締結県(福島県、茨城県、栃木県、群馬県)、三県協定締結県(群馬県、埼玉県)、中日本四県協定締結県(長野県、山梨県、静岡県)、富山県、石川県、兵庫県、全国知事会、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関</p> <p>指定行政機関の長、指定地方行政機関の長</p> <p>第九管区海上保安本部</p> <p>民間団体等</p>
--	--	--

	○消防の広域応援の要請 (第3章第16節、第18節)	
指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長	○応急措置の実施要請・指示 所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。	知事、市町村長、指定公共機関、指定地方公共機関
指定公共機関及び指定地方公共機関	○指定行政機関の長等への応援要請 所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事、市町村長

※ 応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行う。ただし、文書によるいとまのない場合は、電話等により要請を行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする場所
- ウ 応援を必要とする期間
- エ その他応援に関し必要な事項

(2) 職員の派遣（あっせん）等に関する応援

実施主体	対 策	協力依頼先
被災市町村	○職員の派遣要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、都道府県知事若しくは市町村長又は指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 ○職員派遣のあっせんの要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関若しくは特定地方公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員派遣についてあっせんを要請する。	都道府県知事、市町村長、指定地方行政機関の長、特定公共機関 県知事

<p>県</p>	<p>○職員の派遣要請</p> <p>県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要がある場合は、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長若しくは指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>○職員派遣のあっせんの要請</p> <p>県内における災害応急対応又は災害復旧のため、必要がある場合は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは特定公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員の派遣についてあっせんを要請する。</p>	<p>都道府県知事、市町村長、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関</p> <p>内閣総理大臣</p>
----------	---	---

※ 職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 応援受入体制の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
県知事及び被災市町村	<p>○情報の収集・伝達・交換</p> <p>応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。</p> <p>○受入体制の確立</p> <p>国、関係都道府県、市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。</p>	

(4) 他都道府県への応援及び職員の派遣

実施主体	内 容	協力依頼先
県	<p>○支援体制の確立</p> <p>他の都道府県において大規模な災害が発生した場合には、迅速に被災都道府県への物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確立する。</p> <p>○情報収集</p> <p>応援を迅速かつ的確に行うため、被害地の被害状況等に関する情報収集を速やかに行う。</p> <p>○応援の実施</p> <p>収集した被害情報等に基づき応援の内容を決定し、被災都道府県への物資等の供給、職員の派遣等を実施する。その際、職員は、派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。</p>	

4 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 知事等に対する応援要請
- ・ 他の市町村長に対する応援要請
- ・ 応援協定に基づく応援要請
- ・ その他必要な事項

第4節 気象情報等伝達計画

参考資料

【関係機関】新潟地方気象台、県（防災局）、市町村、第九管区海上保安本部、東日本電信電話株式会社、日本放送協会、県民

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 県民の責務

市町村が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

法第7条

イ 市町村の責務

市町村は、気象等の特別警報・警報・注意報について、県、消防庁、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

法第56条
【気象業務法】第15条

特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む）及び広報車等により住民へ周知する。

また、気象等の特別警報の通知を受けた市町村は、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

ウ 県の責務

県は、新潟地方気象台から災害に関する予報又は警報の通知を受けたときは、直ちに市町村に通知するよう努める。

法第55条
【気象業務法】第15条
同第15条の2

特に、気象等の警報・特別警報の通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに通知された事項を関係市町村に通知しなければならない。

エ 国の責務

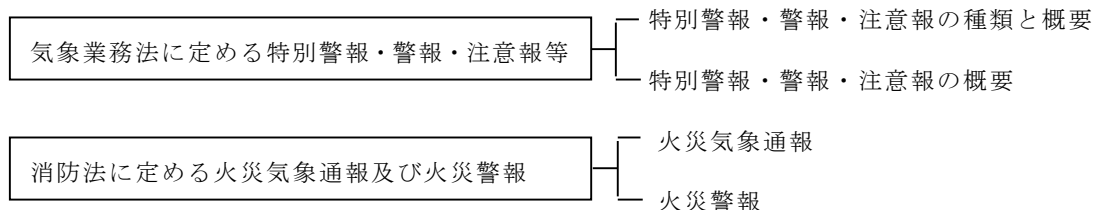
新潟地方気象台は、気象等の警報等をしたときは、直ちにその警報事項を関係機関に通知しなければならない。

【気象業務法】第15条
同第15条の2

オ 達成目標

気象等の警報や災害関係予報、災害関係情報を関係機関及び住民に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報等

新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより新潟県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報等の発表を行い、関係機関に通知し住民に周知させる。

その際、地方公共団体等の防災機関や住民が風水害による危険度を具体的に把握できるよう、危険度が高まる時間帯や場所を色分けして示した表や地図（危険度分布（通称：キキクル））など、より適切な形態での伝達を図り、気象等に関する警報等の利用の高度化に努めるものとする。

ア 特別警報・警報・注意報

気象警報等の伝達系統図を第3章第4節末尾に示す。

(ア) 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

種類及び概要は以下のとおり。発表基準は気象庁ホームページ掲載の値を確認のこと。

なお、大雨・洪水の発表基準については、過去災害の発生履歴等に関連性が高い指数値を用いて設定されている（令和元年5月29日運用開始）。本指数値は、新潟地方気象台が災害事例等の蓄積により毎年見直しを行っている。

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

(イ) 特別警報・警報・注意報の発表対象区域

特別警報・警報・注意報は新潟県内を市町村毎に分けた二次細分区域単位で発表する。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、一次細分区域や市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
上越	上越市	上越市
	糸魚川市	糸魚川市
	妙高市	妙高市
中越	三条地域	三条市、加茂市、田上町
	魚沼市	魚沼市
	長岡地域	長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町
	柏崎地域	柏崎市、刈羽村
	南魚沼地域	南魚沼市、湯沢町
	十日町地域	十日町市、津南町
下越	岩船地域	村上市、関川村、粟島浦村
	新発田地域	新発田市、胎内市、聖籠町
	新潟地域	新潟市、燕市、阿賀野市、弥彦村
	五泉地域	五泉市、阿賀町
佐渡		佐渡市

イ 気象情報等

(ア) 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する新潟県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」、という表題の気象情報が発表される。大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

また、降雪が大雪警報の基準を大幅に上回り、一層の警戒が必要となる場合には、「除雪が困難となる積雪になっており」等の表現を用いた新潟県気象情報が発表される。

(イ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がい

つ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方气象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

新潟県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(エ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(オ) 荒川洪水予報、阿賀野川洪水予報、信濃川下流・中ノロ川洪水予報、信濃川中流洪水予報、魚野川洪水予報、関川洪水予報、姫川洪水予報
河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。洪水予報の標題（種類）は気象庁ホームページを参照のこと（標題に応じて警戒レベル2～5に相当）。

(カ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警

戒レベル3に相当。

- ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
- ・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)
短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
- ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)
指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
 - ・「災害切迫」(黒)：災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当。
 - ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
 - ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
 - ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
- ・流域雨量指数の予測値
指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(キ) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(下越、中越、上越、佐渡)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(新潟県)で発表される。大雨又は高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

ウ 新潟地方気象台の業務

(ア) 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報等の伝達

新潟地方気象台は、気象警報等(航空機、鉄道、電気事業等に適合するための警報を除く)を発表、切替え、解除したときは、気象警報等の伝達系統図により、関係機関へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

(イ) 船舶の利用に適合する予報及び警報

新潟地方気象台は、日本海中部海域(能登沖、佐渡沖、秋田沖、沿海州南部沖)の海上を対象として地方海上予報及び警報を発表する。

【気象業務法】第13条、第14条、第14条の2

【気象業務法】第15条

(海上風警報、海上濃霧警報等)

地方海上警報等を発表、切替え、解除したときは、第九管区海上保安本部に通知するほか、報道機関に伝達し、航行中の船舶や陸上の関係者に周知するよう努める。

(ウ) 航空機の利用に適合する警報

東京航空地方気象台は、飛行場業務機関等に対して、飛行場警報及び飛行場気象情報等の発表を行う。(飛行場強風警報、飛行場暴風警報等)

東京航空地方気象台は、飛行場警報等を発表、解除したときは、東京航空局新潟空港事務所、県警察航空隊、第九管区海上保安本部新潟航空基地、航空自衛隊新潟救難隊及び航空機運航関係機関への伝達を行う。

(エ) 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報

a 新潟地方気象台は、鉄道事業施設の気象、津波等による災害の防止及び鉄道事業の運用に資するため、鉄道気象通報を行い、鉄道事業者に対し、鉄道気象通報を行う。

b 新潟地方気象台は、電気事業施設の気象災害防止及び電力事業の運用に資するため、電力気象通報(雷雨警戒報等)を行い、電気事業者に対し、電力気象通報を行う。

エ 県の業務

知事は、(1)ア又はイの通報を受けた時は、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれに関係地方機関及び市町村長に伝達する。また、気象情報等の通報についても、必要と認める事項は関係市町村等に通報するものとし、この場合は、一斉メールによるほか、新潟県防災行政無線、一般電話、県警察本部所管の通信網及び日本放送協会新潟放送局の放送等により周知を図るものとする。

オ NTT東日本の業務

NTT東日本(障害時にはNTT西日本)は、(1)ア(イ)の通報を受けたときは、一般通信に優先し所管の通信網(FAX)により、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを各市町村長に伝達する。

カ 放送機関の業務

日本放送協会新潟放送局は、(1)ア又はイの通報を受けた時は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕により放送し、速やかに関係地域一般にこれを放送しなければならない。

なお、その他の放送機関においても積極的に協力するものとする。

キ 第九管区海上保安本部の業務

第九管区海上保安本部長は、(1)ア又はイの通報を受けた時は、必要と認めるものについて管内関係先へ通報するものとする。

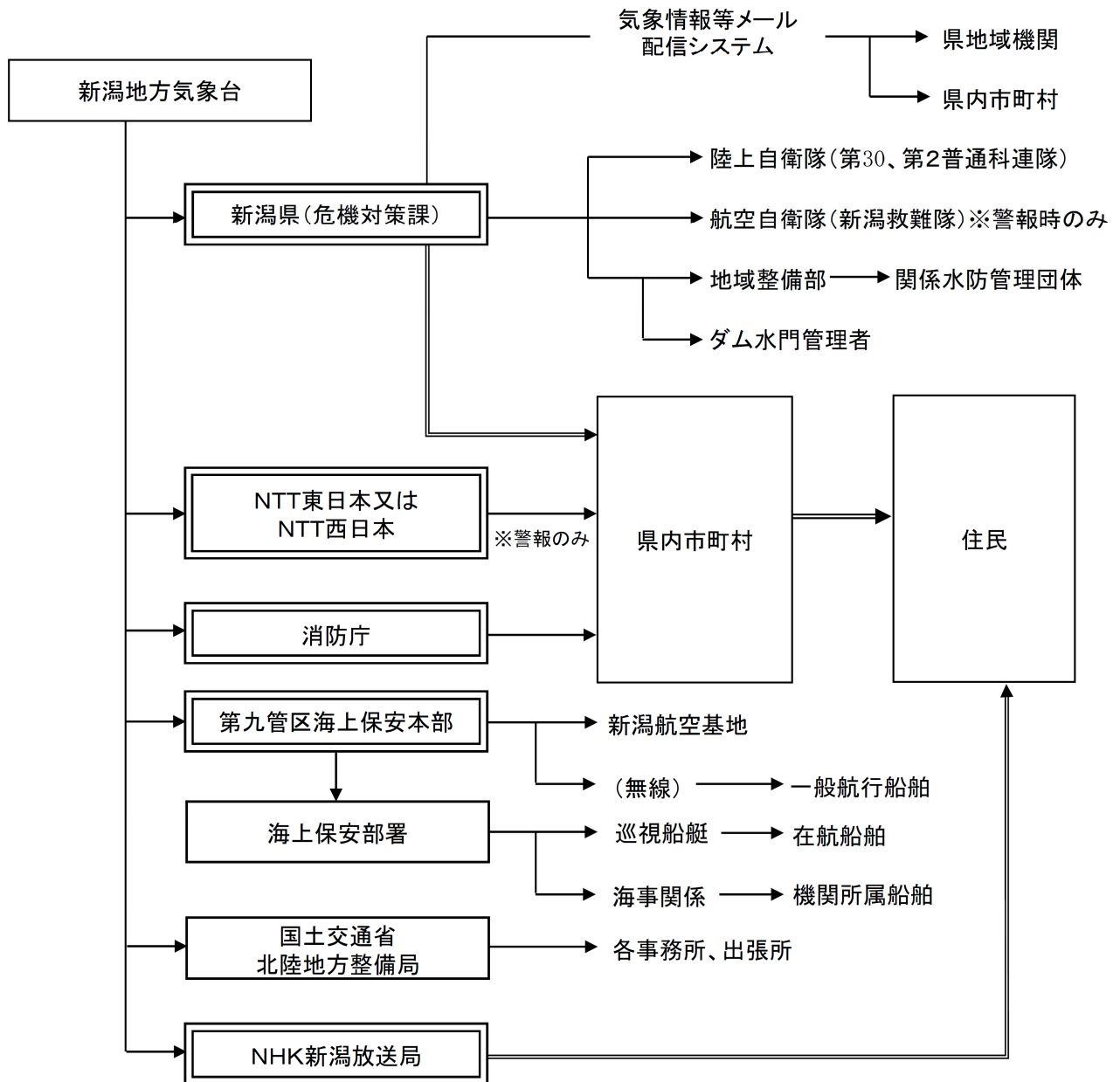
ク 市町村の業務

市町村長は、関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災及び避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、所在官公庁及び市町村民に周知するものとする。

ケ 水防警報等の取扱い

第5節「洪水予報・水防警報伝達計画」に定めるところによる。

気象警報等の伝達系統図



二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

コ 異常現象発見時における措置

(ア) 異常現象の種別

- a 竜巻 農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- b 強い降ひょう 農作物等に被害を与える程度以上のもの
- c 異常潮位 天文潮（干潮）から著しくずれ、異常に変動するもの
- d 異常波浪 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であつて、前後の気象状況から判断して異常に変動するもの
- e なだれ 建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
- f その他異常なもの

(イ) 通報手続

- a 異常現象を発見した者は、速やかに市町村長、警察官又は海上保安官に通報する。
- b 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨市町村長に通報する。
- c (イ)の a 又は b により通報を受けた市町村長は、直ちに下記機関に通報する。
 - (a) 新潟地方気象台
 - (b) その地域を管轄する県地域機関その他関係機関
 - (c) 当該災害に関係する隣接市町村
- d 県地域機関の長は、その旨を直ちに県危機対策課長及び関係部課長に通報する。
- e 県危機対策課長は、新潟地方気象台にその旨を直ちに通報する。

(2) 火災気象通報

ア 新潟地方気象台の業務

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに新潟地方気象台が新潟県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。伝達については、気象警報等の伝達系統図に準ずる。

イ 県の業務

知事は、新潟地方気象台長から火災気象通報を受けたときは、一般の気象注意報・警報の伝達に準じて、関係市町村に伝達する。

ウ 火災気象通報の通報基準

新潟地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

(3) 火災警報

ア 市町村の業務

市町村長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、「火災警報」の発令等火災予防上適切な措置を講じるものとする。

市町村長から「火災警報」が発せられたときは、その市町村の区域に在る者は、当該市町村の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

市町村は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等、市町村地域防災計画の定めるところにより、公衆及び所在の官公署・事業所等に周知するとともに、県消防課に通報する。

イ 県の業務

県消防課は、市町村から「火災警報」の通報を受けたときは、放送機関に放送を依頼する。

4 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 特別警報・警報・注意報等の所在官公庁及び市町村民に対する伝達方法
- ・ 異常現象発見時における措置
- ・ 火災警報の伝達方法
- ・ 土砂災害警戒情報の伝達方法

第5節 洪水予報・水防警報伝達計画

参考資料

【関係機関】 県（土木部、◎防災局）、警察本部、北陸地方整備局、新潟地方気象台、陸上自衛隊、市町村、コミュニティ FM 放送各社

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 県民の責務

「自らの命は自らが守る」という意識のもと市町村が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

「法」第7条

イ 市町村の責務

住民が主体的かつ適切な避難行動がとれるように国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、住民への避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

「法」第5条
「水防法」第3条、第12条第1項、第17条

また、水防管理者として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位を超えるときは水防計画で定める関係者に通報し、水防上必要があるときは水防団及び消防機関を準備又は出動させる。

「水防法」第3条の6

ウ 国及び県の責務

(ア) 洪水予報河川

流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を国は県に、県は水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

「水防法」第10条第2、3項
第11条第1項

(イ) 水位周知河川

上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が水位周知河川に指定し、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を国は県及び市町村に、県は水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

「水防法」第13条

(ウ) 水防警報河川

洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が水防警報河川に指定し、これにより水防警報をしたとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を国は県に、県は水防管理者その他水防関係機関に通知する。

「水防法」第16条

「水防法」第12条

(エ) 水位の通知及び公表

量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

エ 達成目標

洪水予報、水防警報及び水位周知を行う河川を拡充し、水防活動及び住民の避難行動を支援する防災情報を迅速かつ的確に伝達する。

(2) 要配慮者に対する配慮策

市町村は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、高齢者等避難に時間を要する方へ的高齢者等避難（警戒レベル3）等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

(3) 積雪地域での対応

積雪期と出水期が重ならないため、特段の対応は不要であるが、積雪期・融雪期に発生する河川の埋塞への対応は、本計画に準じて行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市町村	関係行政機関	河川の水位の状況
県（地域機関）	関係行政機関	〃
国（河川事務所）	関係行政機関	〃

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市町村	住民、水防従事者	避難情報
県（地域機関）	市町村、住民、報道機関	河川の水位又は流量
国（河川事務所）	〃	〃

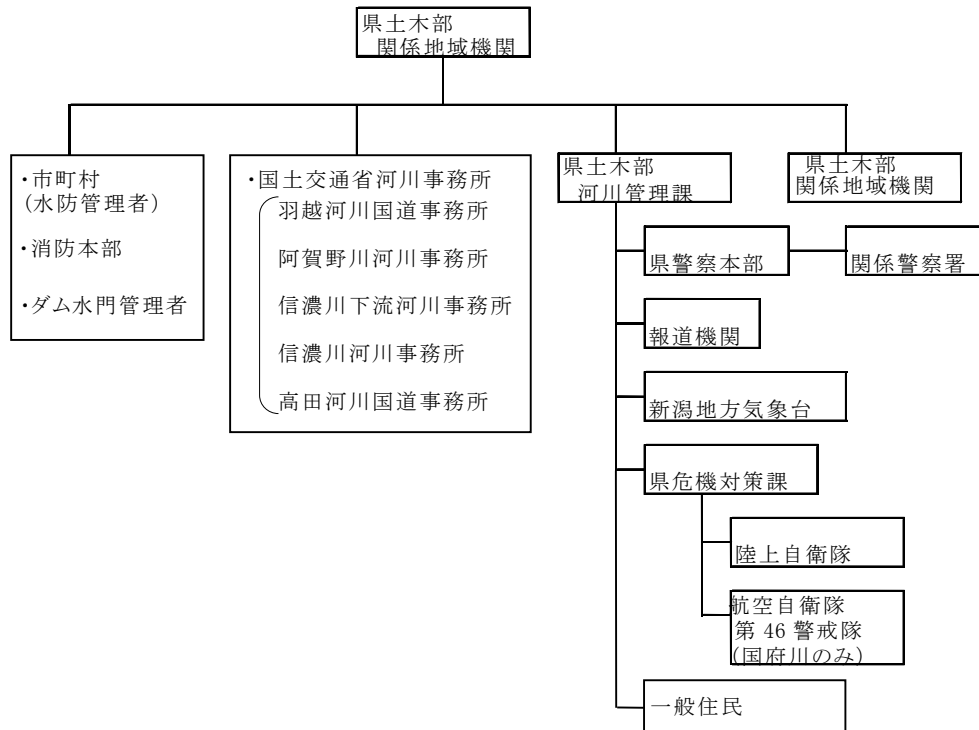
3 設定水位の種類

- ・ 水防団待機水位：通常の水位から上昇し、水防団の出動準備の目安となる水位
- ↓
- ・ 氾濫注意水位：水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）
- ↓
- ・ 避難判断水位：市町村長の高齢者等避難発表の判断目安
避難に時間を要する人は避難開始する参考となる水位
- ↓
- ・ 氾濫危険水位：市町村長の避難指示発令の判断目安（洪水特別警戒水位）
通常の避難行動が出来る方が避難を開始する参考となる水位

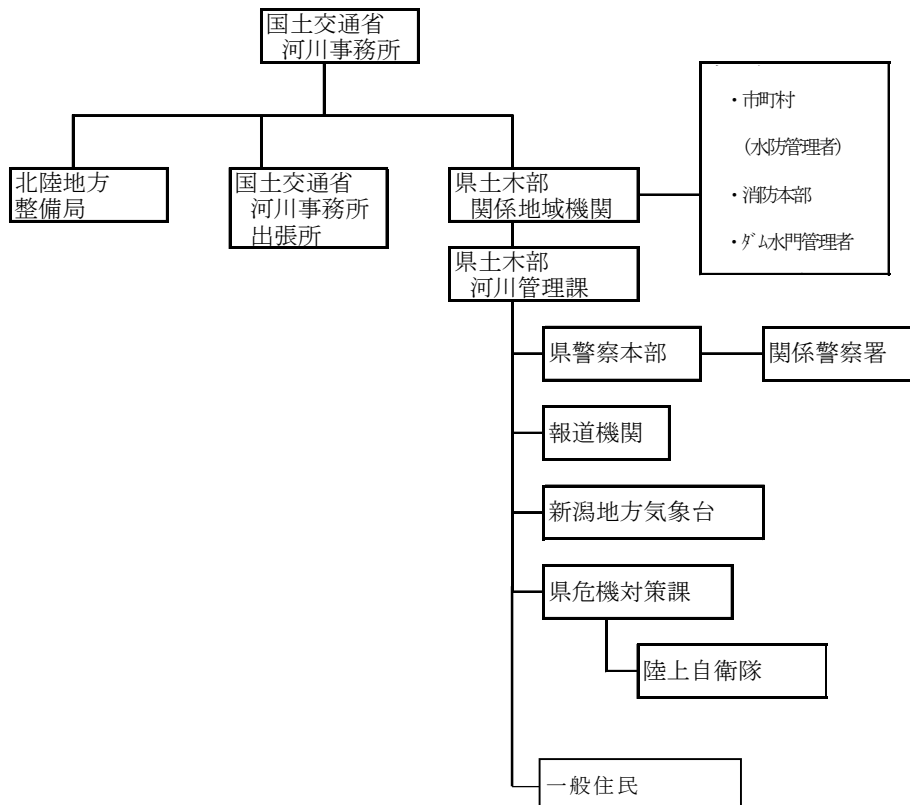
4 業務の体系

量水標管理者からの伝達フロー図

(1) 量水標管理者が県の場合



(2) 量水標管理者が国の場合



5 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
国又は県	洪水予報河川の指定	新潟地方气象台
国又は県	水位又は流量の通知及び公表	市町村、報道機関
国又は県	水防警報河川及び水位周知河川の指定	
国又は県	河川防災情報の一般への提供	県民一般
市町村	水防団の準備・出動	水防団、消防団、 水防協力団体 (NPO)
市町村	避難情報の発令	住民、報道機関

(1) 国の業務

ア 洪水予報河川

- (ア) 流域面積の大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。
- (イ) 洪水のおそれがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を、氾濫した後においてはそれらに加え浸水の区域及びその水深を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ 水位周知河川

- (ア) 上記洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川に指定する。
- (イ) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位がこれに達したときは河川の水位又は流量を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ 水防警報河川

- (ア) 洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に指定する。
- (イ) これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を県に通知する。

エ 水位の通報及び公表

- (ア) 量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定める関係者に通報する。
- (イ) また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定めるところにより公表する。

「水防法」
第3条
第3条の6
第10条第2、3項
第11条第1項
第12条
第13条
第16条

「水防法」
第3条
第17条
「炎対法」
第5条

「水防法」
第10条第2項

「水防法」
第13条第1項

「水防法」
第16条第1、2項

「水防法」
第12条

オ 国所管の洪水予報・水位周知・水防警報河川の一覧

(7) 洪水予報河川（令和4年6月1日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所	関係市町村
荒川	上関 葛籠山	羽越河川国道事務所	村上市、関川村、胎内市
阿賀野川	馬下 満願寺	阿賀野川河川事務所	新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町
信濃川下流 (関屋分水路)	尾崎 保明新田 帝石橋(平成 大橋)	信濃川下流河川事務所	新潟市、三条市、田上町、 加茂市、燕市、長岡市
信濃川中流 (大河津分水)	十日町(姿) 小千谷 長岡 大河津	信濃川河川事務所	長岡市、小千谷市、十日 町市、燕市、弥彦村
魚野川	六日町 小出 堀之内		長岡市、魚沼市、南魚沼 市、小千谷市
関川	高田	高田河川国道事務所	上越市、妙高市
姫川	山本		糸魚川市

(4) 水位周知河川（令和4年6月1日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所	関係市町村
早出川	善願	阿賀野川河川事務所	新潟市、五泉市
保倉川	佐内	高田河川国道事務所	上越市

(7) 水防警報河川（令和4年6月1日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所	関係市町村
荒川	上関 葛籠山	羽越河川国道事務所	村上市、関川村、胎内市
阿賀野川	馬下 満願寺	阿賀野川河川事務所	新潟市、阿賀野市、五泉 市、阿賀町
早出川	善願		新潟市、五泉市
信濃川	尾崎 荒町 保明新田 臼井橋 新酒屋 帝石橋(平成 大橋)	信濃川下流河川事務所	新潟市、三条市、田上町、 加茂市、燕市、長岡市

信濃川	十日町（姿） 小千谷 長岡 大河津	信濃川河川事務所	長岡市、小千谷市、十日町市、燕市、弥彦村
魚野川	堀之内 小出 六日町		長岡市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市
関川	高田	高田河川国道事務所	上越市、妙高市
姫川	山本		糸魚川市

カ 市町村長の避難指示等発令の判断の支援

- (ア) 洪水時に、河川管理者から市町村長へ、避難指示等の発令の判断に資する情報を直接伝えるホットラインを行う。

(2) 県の業務

ア 洪水予報河川

- (ア) 国の洪水予報河川について水位又は流量、氾濫後においては加えて浸水の区域及びその水深について通知を受けたときは、直ちにこれを水防管理者に通知する。
- (イ) 国が洪水予報河川に指定した以外の流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。
- (ウ) 洪水のおそれがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

「水防法」
第10条第3
項
第11条第1
項

イ 水位周知河川

- (ア) 国の水位周知河川について水位情報の通知を受けたときは、直ちにこれを水防管理者に通知する。
- (イ) 洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川に指定する。
- (ウ) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位がこれに達したときは河川の水位又は流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

「水防法」
第13条第
2,3項

ウ 水防警報河川

- (ア) 国の水防警報河川について警報事項の通知を受けたときは、直ちにこれを市町村に通知する。
- (イ) 洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に指定する。
- (ウ) これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を市町村その他水防関係機関に通知する。

「水防法」
第16条第
1,3項

エ 水位の通報及び公表

(ア) 量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるとときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

(イ) また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

オ 河川防災情報システムによる情報提供

(ア) 河川に関する雨量・水位・ダム放流量・画像等をリアルタイムで情報処理する河川防災情報システムを更新・整備する。

(イ) 上記について広く一般に情報提供するため、インターネットにより配信する。

(ウ) 雨量の度合いや水位の状態（水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位）を各段階に応じて色分け表示し、これを地図上に示すなどして、わかりやすい防災情報の提供を行う。

カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警報・水防情報提供河川の一覧

(ア) 洪水予報河川（令和4年6月1日現在）

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
中ノ口川	白根橋 道 金	信濃川下流河川事務所 新潟地域振興局	新潟市、燕市、三条市、 加茂市

(イ) 水位周知河川（令和4年6月1日現在）

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
三面川	宮ノ下、泉町	村上地域振興局	村上市
門前川	山辺里		
高根川	早稲田		
荒川（県）	鷹ノ巣		村上市、関川村
加治川	岡田、小松	新発田地域振興局	新発田市、聖籠町
胎内川	下館		胎内市
安野川	金田町、大室		阿賀野市、新潟市、新発田市
早出川（県）	不動堂	新潟地域振興局 （新津地域整備部）	新潟市、五泉市
能代川	北上		新潟市
	千原		五泉市
阿賀野川（県）	津川	新潟地域振興局 （津川地区振興事務所）	阿賀町、阿賀野市、五泉市、新潟市
常浪川	常浪、広瀬		阿賀町
小阿賀野川	寿橋	新潟地域振興局	新潟市
五十嵐川	荒沢、滝谷、	三条地域振興局	三条市

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
五十嵐川	渡瀬橋	三条地域振興局	三条市
加茂川	黒水、昭和橋		加茂市、田上町
下条川	大平、小橋		加茂市
刈谷田川	栃尾、本明、大堰	長岡地域振興局	長岡市、見附市、三条市
渋海川	飯塚		長岡市
栖吉川	長倉、地蔵		長岡市
猿橋川	大黒		
太田川	宮内		
黒川	広野		
破間川	今泉		魚沼地域振興局
佐梨川	佐梨		
信濃川（県）	割野	十日町地域振興局	長岡市、十日町市、津南町、小千谷市
魚野川（県）	中之島	南魚沼地域振興局	長岡市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町
三国川	三国川		南魚沼市
鯖石川	加納	柏崎地域振興局	柏崎市
別山川	栄橋		
鶴川	宮之窪		
保倉川（県）	顕聖寺 遊水池外水位	上越地域振興局	上越市
関川（県）	二子島		上越市、妙高市
矢代川	石塚、石沢		上越市
柿崎川	角取		
正善寺川	藤新田		上越市、妙高市
渋江川	渋江川		
姫川（県）	大前	糸魚川地域振興局	糸魚川市
国府川	八幡	佐渡地域振興局	佐渡市
羽茂川	羽茂		

（県）：直轄管理区間に対する県管理区間のこと

(ウ) 水防警報河川（令和4年6月1日現在）

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
三面川	宮ノ下、泉町	村上地域振興局	村上市
荒川（県）	鷹ノ巣		村上市、関川村
高根川	早稲田		村上市
門前川	山辺里		

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
加治川	岡田、小松	新発田地域振興局	新発田市、聖籠町
胎内川	下館		胎内市
安野川	金田町、大室		阿賀野市、新潟市、新発田市
早出川（県）	不動堂	新潟地域振興局 （新潟地域整備部）	新潟市、五泉市
能代川	北上		新潟市
	千原		五泉市
阿賀野川（県）	津川	新潟地域振興局 （津川地区振興事務所）	阿賀町、阿賀野市、五泉市、新潟市
常浪川	常浪、広瀬		阿賀町
中ノ口川	白根橋、道金	新潟地域振興局	新潟市、燕市、三条市
小阿賀野川	寿橋	新潟地域振興局	新潟市
五十嵐川	荒沢、滝谷、渡瀬橋	三条地域振興局	三条市
加茂川	黒水、昭和橋		加茂市、田上町
下条川	大平、小橋		加茂市
刈谷田川	栃尾、本明、大堰	長岡地域振興局	長岡市、見附市、三条市
渋海川	飯塚		長岡市
栖吉川	長倉、地藏		
猿橋川	大黒		
太田川	宮内		
黒川	広野		
破間川	今泉		
佐梨川	佐梨		
信濃川（県）	割野	十日町地域振興局	十日町、津南町、小千谷市、長岡市
魚野川（県）	中之島	南魚沼地域振興局	長岡市、南魚沼市、湯沢町、魚沼市
三国川	三国川		南魚沼市
鯖石川	加納	柏崎地域振興局	柏崎市
別山川	栄橋		
鶉川	宮之窪		
保倉川（県）	顕聖寺 遊水池外水位	上越地域振興局	上越市
関川（県）	二子島		上越市、妙高市
矢代川	石塚、石沢		
柿崎川	角取		上越市

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
正善寺川	藤新田	上越地域振興局	上越市
渋江川	渋江川		上越市、妙高市
姫川（県）	大前	糸魚川地域振興局	糸魚川市
国府川	八幡	佐渡地域振興局	佐渡市
羽茂川	羽茂		

（県）：直轄管理区間に対する県管理区間のこと

(エ) 水防情報提供河川（令和4年6月1日現在）

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
新川・大通川	新川	新潟地域振興局	新潟市、燕市

キ 市町村長の避難指示等発令の判断の支援

(ア) 洪水時に、河川管理者から市町村長へ、避難指示等の発令の判断に資する情報を直接伝えるホットラインを行う。

(3) 市町村の業務

ア 市町村の水防責任

市町村は「水防管理者」として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

イ 避難情報の発令

国・県が伝達する氾濫危険水位（警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、住民に対する避難指示発令の時機を判断し、迅速かつ的確に発令し伝達する。

ウ 水位の通報及び公表

市町村は水防管理者として、洪水のおそれがあるとき国又は県から河川の水位が水防団待機水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を、県及び市町村の水防計画に定めるところにより、関係者に通報する。

エ 水防団及び消防関係の出動

市町村は水防管理者として、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、県及び市町村の水防計画に定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(4) 新潟地方気象台の業務

気象等の状況により洪水のおそれがあるときは、その状況を国及び県に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて一般に周知する。

6 市町村地域防災計画で定める事項

- (1) 洪水予報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 災害対策基本法に定められた防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項。
- (4) 浸水想定区域内に位置する地下街等又は要配慮者利用施設において、その施設利用者に対し洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合
 - ア これらの施設の名称及び所在地
 - イ これら施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られる洪水予報等の伝達方法
 - ウ これら地下街等の施設所有者等による利用者への洪水時の避難確保計画の作成、市町村長への報告と公表及び当該計画に基づく避難訓練の実施
 - エ 市町村長によるアからウまでを記載した印刷物の住民への配布

「水防法」第
3条

「法」
第60条

「水防法」
第12条第1
項

「水防法」
第17条

「水防法」
第10条第1
項

「水防法」
第15条
第42条

第5節の2 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

参考資料

(別冊「土砂災害対策編」を参照)

第6節 災害時の通信確保

【関係機関】 県災害対策本部（◎統括調整部、生活基盤対策部、治安対策部）、市町村、警察本部、消防機関、信越総合通信局、消防庁、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、一般財団法人自治体衛星通信機構、信越地方非常通信協議会、電気通信事業者、通信機器販売者、一般社団法人日本アマチュア無線連盟新潟県支部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

ア 各主体の責務

(ア) 県の責務

- a 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。
- b 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市町村で利用する通信手段の確保を支援する。
- c 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

(イ) 市町村の責務

- a 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。
- b 自力で通信手段を確保できない場合は県に支援を要請する。

(ウ) 防災関係機関、通信事業者等の責務

県又は市町村から要請があった場合は通信の確保に協力する。

通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

イ 活動の調整

県災害対策本部（統括調整部）、市町村災害対策本部

ウ 達成目標

災害発生後1時間以内に通信の状態を確認する。被災による通信の途絶を確認した場合、概ね3時間以内に県災害対策本部と被災地

間及び防災関係機関との通信を確保する。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね6時間以内に確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

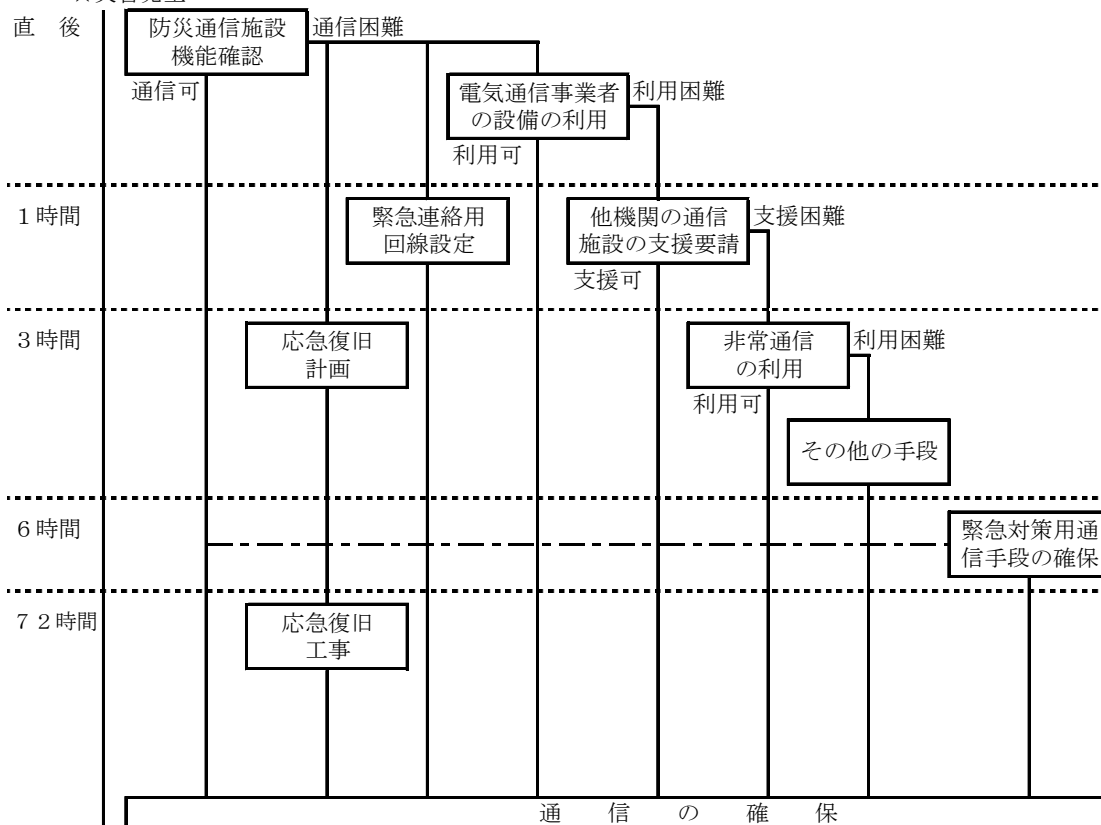
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市町村	県	通信施設の状況 非常時に利用する通信手段の通知 通信手段確保の要請
市町村	防災関係機関等	通信手段確保の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市町村	通信施設の状況 復旧の見込み 非常時に利用する通信手段の通知 提供可能な通信手段の情報
防災関係機関等	市町村	提供可能な通信手段の情報

3 業務の体系

☆災害発生



4 業務の内容

(1) 防災通信施設機能確認

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔監視装置及び実通話試験により、新潟県防災行政無線の機能を確認する。 ・一般財団法人自治体衛星通信機構に地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを要請する。 ・消防防災無線の機能を確認する。 ・水防・道路無線の機能を確認する。 ・中央防災無線の機能を確認する。 ・新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。 ・所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。 ・通信の確保のため必要ある場合は、「新潟県防災行政無線運用規程」に基づく通信の統制を行う。 	県防災行政無線設備設置機関 (一財)自治体衛星通信機構 消防庁 国土交通省
県防災行政無線設備設置機関	<ul style="list-style-type: none"> ・各無線局所の通信管理者は、実通話試験等により新潟県防災行政無線設備の状況を確認し、統制管理者に報告する。 ・庁舎が停電している場合は無線設備用の非常用発電機が動作していることを確認する。 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する防災行政無線設備（同報系、移動系）の状況を確認する。 ・所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。 ・新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。 	
防災相互通信用無線設備設置機関	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する通信設備の状況を確認する。 ・所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。 	
(一財)自治体衛星通信機構	<ul style="list-style-type: none"> ・県の依頼に基づき、地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを行う。 	

(2) 電気通信事業者の設備の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 ・災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることをないように、電話番号の秘匿に努める。 ・携帯電話、メール（インターネット、L G W A N等）を利用して通信を確保する。 	電気通信事業者
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 ・災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることをないように、電話番号の秘匿に努める。 ・携帯電話、メール（インターネット、L G W A N等）を利用して通信を確保する。 	電気通信事業者
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村からの要請に基づき、災害時優先電話の指定を行う。 	

資料編 3

(3) 緊急連絡用回線設定

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興局に配備した衛星携帯電話を市町村災害対策本部に設置し、通信を確保する。 ・県庁に配備した可搬型衛星地球局、移動通信設備等を市町村災害対策本部に設置し、通信を確保する。 ・電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、市町村災害対策本部との通信を確保する。 	電気通信事業者、通信機器販売者等 総務省
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。 	電気通信事業者、通信機器販売者等

	保する。	総務省
電気通信事業者、通信機器販売者等	・ 県又は市町村からの要請に基づき通信機器を貸与する。	
総務省	・ 総務大臣は、非常災害時における重要通信確保のため、無線局の開設、周波数等の指定の変更、無線設置場所等の変更を行う必要がある場合で、緊急やむを得ないと認められるものについては、臨機の措置によりこれを免許又は許可する。	

(4) 他機関の通信施設の支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 ・ 市町村からの依頼又は自らの判断により必要と認めた場合、自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。 	電気通信事業者、防災関係機関等 自衛隊
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 ・ 県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。 	電気通信事業者、防災関係機関等 自衛隊
電気通信事業者、防災関係機関等	・ 県又は市町村からの要請に基づき通信の仲介又は通信支援を行う。	
自衛隊	・ 県からの要請に基づき通信支援を行う。	

資料編 3

(5) 応急復旧計画の策定

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・ 新潟県防災行政無線設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	
市町村	・ 所管する防災行政無線設備（同報系、移動系、地域防災無線）の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	

防災関係機関	・各々が所管する通信設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	
--------	---	--

(6) 非常通信の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・非常通信協議会の要請会議を通じて他の構成員に対し非常通信の取扱いを要請する。 ・非常通信は地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会
市町村	・非常通信協議会に対し非常通信を要請する。 ・非常通信は地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会
非常通信協議会構成員	・県及び市町村の要請に基づき通信の仲介をする。	

(7) その他の手段

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 ・いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。	一般社団法人 日本アマチュア無線連盟新潟県支部
市町村	・通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 ・いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。	一般社団法人 日本アマチュア無線連盟新潟県支部
一般日本アマチュア無線連盟新潟県支部	・県又は市町村からの要請に基づき通信の仲介をする。	

(8) 応急復旧工事

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	
市町村	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配	

	置する。	
防災関係機関	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	

(9) 緊急対策用通信手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 ・必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。 ・利用可能な通信手段の情報を市町村に提供する。 	総務省（信越総合通信局）、通信事業者、防災関係機関等
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 ・必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。 ・通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。 	総務省（信越総合通信局）、通信事業者、防災関係機関等
総務省（信越総合通信局）	・県又は市町村からの要請に基づき災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車を貸与する。	
通信事業者、防災関係機関	・県及び市町村からの要請に基づき利用可能な通信機器を貸与する。	

5 市町村地域防災計画で定める事項

- (1) 災害時に利用する通信手段
- (2) 代替通信手段の確保依頼先
- (3) 非常通信の利用

第7節 被災状況等収集伝達計画

【関係機関】 県災害対策本部（◎統括調整部）、市町村、警察本部、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、自衛隊、東日本高速道路株式会社、鉄道事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害情報の収集・伝達・共有は災害対応の要であることから、県及び関係機関は、一定の規模以上の風水害が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始し、相互に職位レベルに応じた情報の伝達を行うとともに、地理空間情報（GIS・GPS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

ア 各主体の責務

(ア) 県民、企業等の役割

災害発生前後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては、携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。

(イ) 市町村・消防機関の役割

災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集に当たっては、消防団、自主防災組織、自治会等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び防災局へ報告する。

(ウ) 県の役割

a 県は被災地の市町村、消防本部、県地域機関及び警察本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を被災市町村に派遣する。

b 被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。

また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。

c 県は、北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路(株)等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市町村に提供する。

d 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収

集伝達体制を確立する。

- e 県は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理空間情報（GIS・GPS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。
- g 被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合、県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。
- h 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市町村、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

- i 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(エ) 警察本部の役割

- a 災害発生時には、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより、直ちに情報収集に当たり、県警備本部等による一元的な情報収集体制を確立する。
- b ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ警察災害派遣隊等を活用し、被災地の情報を収集する。

(オ) 防災関係機関の役割

災害により被害が発生した場合、自衛隊、第九管区海上保安本部及び北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災地の情報を収集するとともに必要に応じ、ヘリコプター、巡視船艇、パトカーなどを出動させ、被災地情報を収集する。

イ 活動の調整

県、市町村・消防機関、警察本部及び防災関係機関は、普段から情報の共有化に努め、画像電送情報などを相互に交換するなど災害時における情報の共有化を図る。

ウ 達成目標

災害関連情報等を集約し、市町村・消防機関、防災関係機関及びライフライン・公共交通機関に逐次還元し、災害応急対策推進を進めるとともに報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市町村は、要配慮者に対する情報伝達のため、自主防災組織、自治会、消防団などの避難誘導體制の整備を進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図り、また、避難所における手話通訳、文字情報などに配慮する。

県は、警察本部、関係機関等の協力のもと、市町村の取組を支援する。

(3) 積雪期の対応

市町村は、災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから特に積雪地域においては、避難時の携帯ラジオの携行について住民に啓発するとともに、孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段を確保する。

県は、関係機関等の協力のもと、市町村の取組を支援する。

(4) 孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、市町村、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と合わせ、県、被災市町村へ報告する。

また、被災市町村は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

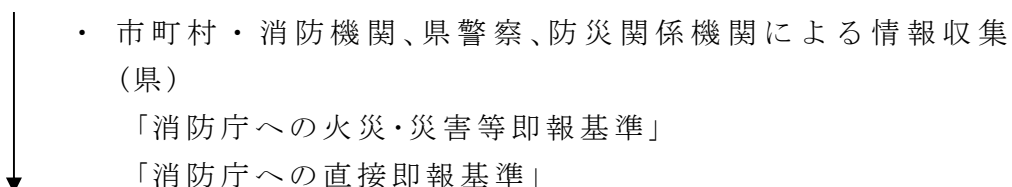
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
自治会、住民等	警察、消防機関、市町村等	地域の状況、被害状況等
警察、消防機関、市町村等	県、報道機関	同上
県	国、防災関係機関	同上

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	市町村、防災関係機関、報道機関	地域の状況、被害状況等
警察、消防機関、市町村等	自治会、住民	同上

3 業務の体系

第1次情報の収集・伝達



- ↓
 - ・ 状況により被災市町村へ連絡職員を派遣（県）
 - ↓
 - ・ 県地域機関による情報収集（県）
- 一般被害情報及び応急活動情報の収集・伝達
- ↓
 - ・ 市町村・消防機関、警察及び防災関係機関による被害情報の把握並びに応急対策活動状況、災害対策本部及び避難所の設置状況等の報告
 - ・ 県地域機関による被害状況の把握と主管課等への報告
 - ・ 消防庁応急対策室及び内閣府（防災担当）被災者行政担当への連絡
- 一般住民等へ広報
- ・ 報道機関等への情報伝達及び報道要請
 - ・ 警戒レベル4（避難指示）又は警戒レベル3（高齢者等避難）の伝達

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の発生が見込まれる市町村、消防本部及び警察本部に照会するとともに県関係部局の被害をとりまとめ、報道機関へ被害の状況を公表する。 ・ 消防防災ヘリコプターによる上空からの目視及び画像伝送による被災地域の情報収集を行う。 ・ 必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、JAXA等に対し被災状況の把握活動を要請する。 ・ 必要に応じて市町村に連絡職員を派遣し、情報収集を行う。 	市町村、消防本部、警察本部、自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、JAXA
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、一元的な情報収集体制を確立する。 ・ ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊等を出動させ、被災地の情報を収集する。 ・ 交通規制を実施した場合については、 	県、市町村・消防機関、各種報道機関

	県、市町村等道路管理者に連絡し、ラジオ、テレビ等各種媒体を通じ、周知徹底を図る。	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村防災計画に定める被害状況収集伝達体制により詳細な被害状況を調査する。 避難所を開設したとき、自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。 	市町村、消防本部、県警察
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 業務計画に定める被害状況収集伝達体制により詳細な被害状況を調査する。 	

(2) 連絡体制

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊及び消防庁応急対策室に被害状況を報告する。 災害救助法の適用が予想される場合は、内閣府（防災担当）被災者行政担当に被害状況を報告する。 収集された災害関連情報等を集約し、応急対策推進に係わる防災関係機関に還元するとともに、報道機関等を通じて広報する。 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 県に被害状況を報告する。 避難指示等を発出した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。 	
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 病院は、被害状況及び急患受入れの可否等を県医務薬事課へ報告する。 ライフライン関係機関及び交通関係機関は、その所管施設の被害状況、応急対策活動状況、応急復旧見込状況等を県へ報告する。 	

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 広報に関する窓口
- ・ 被害状況の伝達方法
- ・ 避難指示等の実施基準
- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

第8節 広報計画

【関係機関】県災害対策本部（統括調整部）、市町村、県警察、新潟地方気象台、北陸地方整備局、ライフライン関係機関、公共交通機関、報道機関、県民、企業・事業所等

1 計画の方針

(1) 基本方針

県・市町村・防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ県民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

ア 各主体の責務

(ア) 県

災害に関する全県的な情報を積極的に収集し、災害発生が予想されるときは、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、住民等の安全を確保する。また、災害発生後は避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる災害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、住民等の安全を確保する。

(イ) 市町村

県からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

(ウ) 県警察

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、広報活動を行う。

(エ) 新潟地方気象台

災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、気象情報等を伝達する。

災害発生後は、災害応急対策活動等を支援するため、防災関係機関の要望を踏まえ、被災地向け気象情報等の提供を行う。

(オ) 北陸地方整備局

災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、河川の水位情報等の観測情報を広報する。

災害発生後は、民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、国道や河川等の所管施設の被害状況や応急対策等の情報を提供する。

第3章第4節「気象情報等伝達計画」参照

第3章第34節「公衆通信の確保」、第35節「電力供給応急対策」、第36節「ガス供給対策」、第37節「給水・上水道施設応急対策」、第38節「下水道等施設応急対策」、第39節「工業用水道施設応急対策」

(カ) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報する。

(キ) 公共交通機関（鉄道、バス、船舶、航空機）

避難・救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報する。

(ク) 報道機関

災害に関する情報を入手した時は、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

(ケ) 県民、企業・事業所等

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

イ 達成目標

「4 災害発生時の各段階における広報」に基づき、多様な手段を活用しながら、時期を失することなく広報する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

イ 視覚、聴覚障害者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。

エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

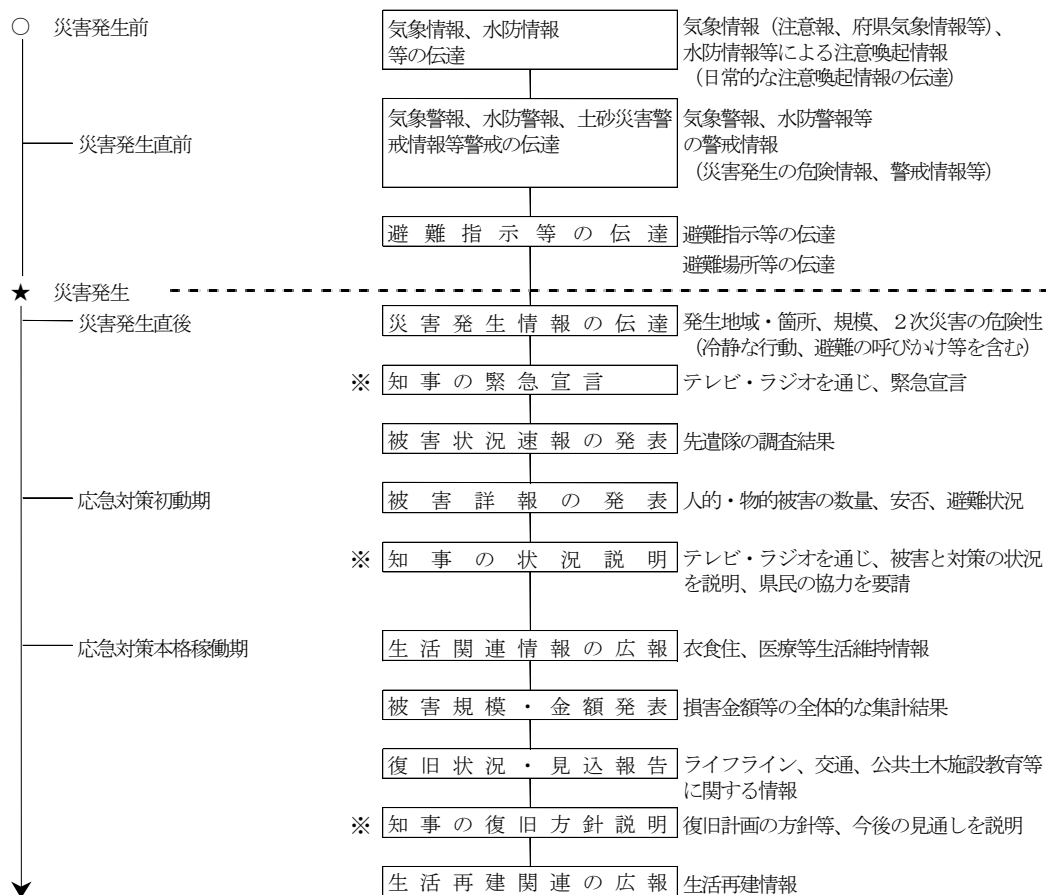
オ 高齢者、障害者等地域の要配慮者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。

カ 地域情報に不案内な観光客、遠距離通知・通学者等に対し、企業・事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

第3章第44節
「鉄道事業者
の応急対策」参
照

第3章第33
節「災害時の
放送」参照

2 業務の体系



(※=必要に応じて実施)

3 各機関の役割

(1) 市町村

ア 役割

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報・広聴活動を行う。

イ 広報・広聴すべき事項

- (ア) 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生及び健康（心のケアを含む）に関する情報
- (イ) 人的被害（行方不明者の数を含む。）建築物等の被害等の情報
- (ウ) 給水、炊き出し及び生活必需品の配給の実施に関する情報
- (エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧計画に関する情報
- (オ) 自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等
- (カ) 被災者の相談・要望・意見
- (キ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

ウ 手段

- (ア) 電話・防災メール、防災情報受信用端末・個別訪問・広報車による呼びかけ及び印刷物の配付・掲示
- (イ) 住民相談窓口の開設

- (ウ) 県を通じた報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- (エ) 防災行政無線（戸別受信機を含む、以下本節中同じ。）による情報発信依頼
- (オ) 緊急速報メールによる情報発信
- (カ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV等コミュニティメディアへの情報発信（平時から事業者との協力体制を整えておく。なお、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。）
- (キ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）
- (ク) 新潟県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者（放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者）への情報提供

(2) 県

ア 役割

報道機関への情報提供等、被災地域内外への情報発信、広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等の収集を行う。

また、市町村が行う被災者への直接的な広報活動に関して、市町村からの要請の有無に関わらず、必要に応じて支援する。

イ 広報・広聴すべき事項

- (ア) 気象観測地点の観測測定情報
- (イ) 県地域機関、市町村、その他防災関係機関から報告された被害状況
- (ウ) 国、県、市町村等公的機関の災害対応、災害対策本部に関する情報
- (エ) 知事の県民への呼びかけ及び対応方針
- (オ) 緊急速報メール
- (カ) 医療機関の被災状況・受入可否
- (キ) ライフライン、交通情報
- (ク) 河川の水位情報、土砂災害情報、道路情報
- (ケ) 物資・食料・義援金、ボランティアの受け入れ情報
- (コ) 救急・救助活動、復旧活動、県災害対策本部会議、視察等の予定
- (サ) 広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供（一斉同報ファックス）
- (イ) 記者会見（知事、県災害対策本部各本部員等）
- (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト、ソーシャルメディア（ブログ等の個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称）等）
- (エ) 災害の記録誌及び記録映像の作成
- (オ) 緊急速報メールによる情報発信

- (カ) 電話、手紙又は電子メールによる意見・要望等の収集
 - (キ) コミュニティメディアでの情報発信（広告掲出を含む）
 - (ク) 新潟県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者への情報提供
- (3) 新潟地方気象台及び北陸地方整備局
- ア 役割
主に災害が発生する危険性がある場合、二次災害が発生する危険性がある場合の観測情報を提供する。
 - イ 広報すべき事項
 - (ア) 特別警報・警報・注意報、予報、噴火警報等
 - (イ) 河川の水位情報、土砂災害警戒情報及び道路情報
 - ウ 手段
 - (ア) 防災情報提供システム等での提供
 - (イ) 報道機関、県、市町村及び防災関係機関への気象予測説明会の実施
 - (ウ) インターネットによる情報発信
- (4) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）
- ア 役割
主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。
 - イ 広報すべき事項
 - (ア) 被災により使用できない区域
 - (イ) 使用可能な場合の使用上の注意
 - (ウ) 復旧状況及び復旧見込み
 - ウ 手段
 - (ア) 広報車による呼びかけ及び印刷物の配付・掲示
 - (イ) 利用者相談窓口の開設
 - (ウ) 報道機関への報道依頼
 - (エ) 防災行政無線による情報発信依頼
 - (オ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV等コミュニティメディアへの情報発信（平時から事業者との協力体制を整えておく。）
 - (カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）
- (5) 公共交通機関（鉄道、バス、船舶、航空機）
- ア 役割
主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行うものとする。
 - イ 広報すべき事項
 - (ア) 被災による不通区間の状況、運休及び運行・運航のとりやめ
 - (イ) 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更及び代替手段
 - (ウ) 復旧状況及び復旧見込み

第3章第34節「公衆通信の確保」
第35節「電力供給応急対策」
第36節「ガス供給対策」
第37節「給水・上水道施設応急対策」
第38節「下水道等施設応急対策」
第39節「工業用水道施設応急対策」参照

第44節「鉄道事業者の応急対策」参照

ウ 手段

- (ア) 乗降場での印刷物の掲示
- (イ) 場内・車内・船内・機内等での放送
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) 防災行政無線による情報発信依頼
- (オ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV・オフトーク通信等コミュニティメディアへの情報発信（平時から事業者との協力体制を整えておく。）
- (カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）

(6) 県警察

ア 役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

イ 広報すべき事項

- (ア) 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- (イ) 交通規制に関する情報
- (ウ) 市町村長から要求があった場合等の避難指示（緊急）広報

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供
- (イ) 警察官による現場広報
- (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(7) その他防災関係機関等

住民等に伝達が必要な事項をインターネット及び報道機関等を通じて公表する。

(8) インターネットによる情報発信における連携

各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

4 災害発生時の各段階における広報

(1) 災害発生直前

ア 風水害・雪害に関する警報等の伝達

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象実況、数値予報等の分析により災害が発生する危険性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報又は注意報を県及び各報道機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 ・ 必要に応じて、県、市町村、報道機関等に今後の気象状況等について、説明会を開催する。 	県 市町村 報道機関
新潟地方気象台 北陸地方整備局 地方公共団体(県、市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害を及ぼす危険性のある洪水等の状況を把握し、予測した場合は関係機関・報道機関等を通じて住民に速やかに伝達する。 	県 市町村 報道機関 防災関係機関
県(土木部及び防災局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第5節 洪水予報・水防警報伝達計画」に基づき、河川の水位又は流量等を市町村及び関係機関に伝達し、必要に応じて報道機関及び県民の協力を求めて一般に周知する。 ・ 土砂災害警戒情報を新潟地方気象台と共同で発表し、市町村、報道機関を通じて県民に周知する。 	北陸地方整備局 市町村 報道機関 防災関係機関
県、北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害対策編第3章第1節「土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画」に基づき土砂災害緊急情報等を市町村に通知する。 	市町村 防災関係機関
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入手した気象警報又は注意報及び水防警報等については、各報道機関の放送マニュアル等に基づき放送する。 	

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（高齢者等避難、避難指示）を広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。 ・ 緊急速報メール等により住民及び旅行者等に避難情報（高齢者等避難、避難指示）を伝達する。 	消防団 自主防災組織
-----	--	---------------

イ 火山災害に関する情報の伝達

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火山活動に関する異常現象を把握し、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報等を関係者機関及び報道機関に通報する。 	県 市町村 報道機関 防災関係機関
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民及び入山者等の生命・身体を保護するための避難指示及び入山禁止の措置等をとる。 ・ 災害が発生する危険性がある場合には、災害避難準備情報を広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。 	消防団 自主防災組織
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入手した噴火警報等については、各報道機関のマニュアルに基づき報道する。 	

(2) 災害発生直後

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険地域の住民に、広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等により広報するとともに、引き続き避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 ・ 消防団、自主防災組織等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れな 	

	く伝達する。	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が大規模にかつ広域に発生するおそれがあるときは、防災行政無線等を使って危険区域の市町村防災関係者に避難又は警戒を呼びかけ、報道機関の協力を得て直ちに住民等に伝達する。 ・ 被害状況等を報道機関や県ホームページを通じて提供する。 ・ 緊急情報は防災ポータルに一元的に集約し、情報発信する。 	市町村 報道機関
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入手した気象警報又は注意報、水防警報及び被害状況等については、各報道機関のマニュアル等に基づき報道する。 	
知事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む）を通じて、緊急宣言を行う。 	報道機関

(3) 災害応急対策初動期

実施主体	広報事項	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続中の避難情報 ・ 避難所の開設等 ・ 医療、救護、衛生及び健康に関する情報 ・ 給水・炊き出しの実施及び物資の配給 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人身・家屋・公共施設等の被害及び住民の避難状況に関する情報 ・ 公共土木施設及び農業土木施設の被害に関する情報（箇所数等の数量情報） ・ 医療機関の被害状況及び救急患者・負傷者受入れの可否 ・ 教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報 ・ 物資・食料の受入情報 ・ ボランティア受け入れ情報 ・ 各種相談窓口に関する情報 	
県警察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に乗じた犯罪の抑止情報 	

	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制情報 市町村長から要求があった場合等の避難指示（緊急）広報 	
ライフライン 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 被災による使用不能状況 使用可能の場合の使用上の注意等 	
公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> 被災による不通区間の状況、運休及び運行・運航のとりやめ 臨時ダイヤ等 	
知事	<ul style="list-style-type: none"> 災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む）を通じて被害の状況、県の対応状況、他県からの応援、自衛隊の出動、防災関係機関の対応状況等を随時自ら分かりやすく県民に説明し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。 	報道機関

(4) 災害応急対策本格稼働期

実施主体	広報事項	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 消毒・衛生・医療救護、健康（心のケアを含む）に関する情報 小中学校の授業再開予定 仮設住宅への入居 	
県	<ul style="list-style-type: none"> 被害金額等の概算集計 公共土木施設等の復旧状況及び復旧見込み 義援金受入 	
ライフライン 関係機関 公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> 復旧見込み 災害時の特例措置の実施状況 	
知事	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて災害の復旧計画の方針、今後の見通し等をテレビ・ラジオ（多重放送を含む）等を通じて県民に分かりやすく説明する。 	報道機関

(5) 復旧対策期

実施主体	広報事項	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書の発行 生活再建資金の貸付け 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 その他生活再建に関する情報 	

県	・ 広域的な復旧計画等	
---	-------------	--

5 広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、県や市町村等の災害対応の参考とする。

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等の受け付け ・ 被災者のための相談窓口の設置 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の行う被災者のための相談活動に対する支援 ・ 災害応急対策や復旧に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取 	
ライフライン 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者相談窓口の開設 	

6 住民等からの問い合わせに対する対応

県、市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県、市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

7 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 情報の収集方法
- ・ 広報内容
- ・ 広報・広聴窓口
- ・ 災害が予想される場合の防災情報・避難情報の伝達方法
- ・ 災害発生後の情報の伝達方法
- ・ 要配慮者や災害や雪で道路や通信設備が途絶した地域等への伝達方法
- ・ 報道機関を通じた広報活動
- ・ コミュニティメディアとの協力体制の構築

第9節 住民等避難計画

【関係機関】 県災害対策本部（◎統括調整部、被災者対策部）、市町村、県教育委員会、警察本部、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、鉄道事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難指示等の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

ア 各主体の責務

(ア) 県民・企業等

a 「自らの命は自らが守る」ため、気象情報や市町村等の広報に注意するとともに、身近な河川の水位や斜面の状況等を自ら確認する。

避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。

b 市町村が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。

※「平成30年7月豪雨」を教訓として、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、令和元年6月1日から防災情報を5段階の警戒レベルにより提供している。

[警戒レベル3]

・高齢者等避難

→高齢者や障害のある人は危険な場所から避難する。高齢者等以外も必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難の準備や自主的な避難を行う。

[警戒レベル4]

・避難指示 →原則全ての住民は危険な場所から必ず避難する。

・警戒区域設定 →当該区域へ立ち入らない、又は当該区域から退去する。

[警戒レベル5]

・緊急安全確保 →命の危険 直ちに安全確保

c 異状を発見した場合は、直ちに市町村、消防等に通報する。

d 危険を感じた場合は、近隣住民等とともに自主的に避難する。

e 浸水等で移動避難が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、

必要に応じて救助を要請する。

(イ) 市町村

a 気象情報、河川水位、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等に関する情報等を的確に入手・把握し、早い段階から住民に注意喚起の広報を行う。

b 市町村長は、防災気象情報等の様々な予測情報や河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

c 避難指示等の伝達は避難情報伝達マニュアルに従い、Lアラート（防災情報共有システム）の活用や関係事業者等の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、サイレン、半鐘、電子メール、スマートフォン用アプリ、コミュニティFM放送、ソーシャルメディアなど、多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実にを行う。

危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市町村が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

d 危険の切迫性に応じた伝達文の工夫、対象者の明確化等により積極的な避難行動の喚起に努める。

e 消防及び警察の協力を得て、避難住民の誘導に当たり、必要に応じて県に応援を要請する。

f 避難指示等を発出した場合は、直ちに避難所を開設する。避難指示等発出前に住民が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し必要な支援を行う。

g 避難指示等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。

(ウ) 県

a 気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等、避難の判断材料となる情報を、市町村に随時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。

また、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言をするとともに、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。

b 前記の情報収集・提供を行う拠点を県庁舎西回廊危機管理センターとし、市町村への情報支援体制を確立する。

- c 市町村の避難指示等の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。
- d 知事は、避難住民の輸送や救出のため、市町村からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部の協力等を要請する。
- e 市町村の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供など必要な支援を行う。
- f 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整のうえ、市町村長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の確保に係る支援を行う。
- g 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(エ) 県教育委員会

所管する県立学校の避難所としての使用に協力する。

(オ) 県警察

- a 住民の避難途上の安全確保に協力する。
- b 必要に応じて、警察災害派遣隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。

イ 活動の調整

市町村災害対策本部、県災害対策本部等

ウ 達成目標

浸水、土砂崩れ等の被害事象発生前に、住民の避難を完了する。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 情報伝達及び避難行動に制約がある要配慮者は、避難準備・高齢者等避難開始の発令等により、一般の住民よりも早く、車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。
- イ 市町村は、あらかじめ策定した「個別避難計画」に基づき、消防、警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている災害時要配慮者がいないか点検する。
- ウ 市町村は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。
- エ 県は、避難後の要配慮者のケアについて、受け入れ施設の提供、人員の派遣等、市町村を支援する。

(3) 積雪期の対応

- ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市町村は、無雪期よりも確実に避難指示等を伝達するよう留意する。
- イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市町村は、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。
- ウ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

(4) 広域避難への対応

ア 被災市町村による協議等

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該都道府県との協議を求める。

イ 県による協議等

県は、市町村からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

ウ 県による助言

県は、市町村から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有に努める。

2 情報の流れ

(1) 避難行動

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県、防災機関等	市町村	河川情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報、気象情報等
市町村	自治会、住民等	避難指示等
自治会、住民等		避難行動

(2) 救助活動（被災地から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
自治会、住民等	消防、県警察、市町村	地域の状況、安否情報、被害情報、被災地ニーズ
市町村	県、県警察	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ
県	県内広域消防相互応援部隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊等	活動範囲、業務内容

(3) 救助活動等（被災地へ）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市町村	活動範囲、部隊規模、受入体制
市町村	自治会（自主防災組織）、住民等	避難所の開設、運営協力要請、支援規模等の情報
自治会、住民等	その他の被災地域	支援体制

3 業務の体系

地域の状況（気象警報、河川情報等）→ 危険地域からの自主避難

↓

高齢者等避難（警戒レベル3）の発令

→ 住民及び県、報道機関への情報伝達

避難行動要支援者の把握及び避難誘導支援

避難所の準備及び開設（それ以外の住民に

ついては、避難の準備又は避難行動）

↓

避難指示（警戒レベル4）の発令

→ 住民の安否確認、孤立者等への救助活動

（必要に応じて警戒区域の設定）

↓

避難

→ 避難者ニーズの取りまとめ

4 業務の内容

(1) 避難準備・高齢者等避難開始等

実施主体	対 策	協力依頼先
自治会（自主防災組織）、住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況の連絡 ・自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握、避難誘導及び救助要請 	市町村、消防、県警察
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設と避難状況の収集 ・県及び報道機関への情報提供と発信 ・要配慮者への対応 	指定避難所設置者、消防、県警察、報道機関等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難状況等の全体把握及び関係機関への情報伝達 ・自衛隊、消防庁、警察本部等への連絡 ・管理施設の避難所開放 	放送機関 自衛隊、消防庁、第九管区海上保安本部、警察本部等
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・避難状況の把握及び緊急通報への対応 ・広域応援の必要性の判断及び市町村との情報交換 	警察本部、消防

(2) 避難指示等

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への伝達と避難の指示 ・避難の広報、避難誘導 ・避難路の安全確保及び避難所の開設 ・報道機関、消防、警察等関係機関への連絡 	報道機関 消防本部、県警察
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 ・関係機関に災害派遣等を要請 ・応急対策の実施 	報道機関 自衛隊、消防庁、北陸地方整備局、警察本部等
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の地域からの避難誘導 ・交通規制の実施 ・犯罪予防 	県警察、消防

(3) 避難誘導及び救助

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者、自主防災組織	・ 自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握及び避難誘導及び救助要請	
市町村	・ 被害状況の収集と避難所の開設及び避難者の概数把握 ・ 被害情報の提供と発信 ・ 自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要求	指定避難所設置者、消防、県警察等
県	・ 被害状況の全体把握及び関係機関への情報伝達 ・ 自衛隊、緊急消防援助隊等の派遣要請 ・ 管理施設の避難所開放	放送機関 自衛隊、消防庁、第九管区海上保安本部、警察本部等
防災関係機関	・ 避難状況の収集及び緊急通報への対応 ・ 広域応援の必要性の判断及び市町村との情報交換	県警察、消防

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 市町村避難計画
- ・ 地区別のハザードマップ
- ・ 指定避難所及び避難施設運営に関する窓口
- ・ 緊急時情報の収集・伝達方法
- ・ 避難指示等の発令基準、対象区域
- ・ 避難行動要支援者等の避難支援計画
- ・ 災害意識の向上（防災訓練等）に関する事項

第10節 避難所運営計画

【関係機関】県災害対策本部（統括調整部、保健医療教育部、◎被災者対策部、食料物資部、治安対策部）、県教育委員会、警察本部、市町村、自衛隊、電気通信事業者、日本赤十字社、電力供給事業者、ガス事業者、一般社団法人新潟県LPガス協会、社団法人新潟県医師会、県・市町村社会福祉協議会、県災害ボランティア支援センター、市町村災害ボランティアセンター、新潟県生活衛生同業組合連合会

1 計画の方針

風水害の場合の指定避難所は、当該地域への避難指示等発出後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難指示等の発出がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。

避難所の開設・運営は市町村が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

(イ) 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。なお、指定避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認する。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(ウ) 県は、市町村の避難所の開設・運営を支援する。

(エ) 県警察は、避難所の保安等に当たる。

(オ) 避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市町村に協力する。

イ 達成目標

(ア) 避難に関する最初の情報の発出後速やかに開設する。（施設の安全確認、職員配置）

(イ) 開設6時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、避難行動要支援者の把握と初期的な対応を行う。

- (ウ) 開設 12 時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。
- (エ) 開設から概ね 3 日以内に、避難者の入浴の機会を確保する。
- (オ) 避難所での生活をおおむね開設から 2 ヶ月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

(2) 避難所運営の留意点

ア 一般的事項

- (ア) 避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。
- (イ) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意する。
- (ロ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。
- (ハ) 避難者に食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。
- (ニ) 避難者 1 人当たり 3～4 m²のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティションや段ボールベッド等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ 2 m（最低 1 m）空けることを意識するよう努める。
- (ホ) 風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。
- (ヘ) トイレは仮設も含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。
なお、災害発生当初は避難者約 50 人当たり 1 基、避難が長期化する場合には約 20 人当たり 1 基、トイレの平均的な使用回数は 1 日 5 回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。
- (ト) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
- (チ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。
- (リ) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
- (ニ) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
- (シ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。
- (ス) 市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよ

う努める。

(セ) 県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(ソ) 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。

(タ) 住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。

(チ) 家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営

避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

(ツ) 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。

(テ) 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。

(ト) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮を求める。

(チ) 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(リ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。

(ニ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場の運営に努める。

(ホ) 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(ヘ) 身体障害者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や、入浴できる環境が確保できるよう配慮する。

(3) 要配慮者への配慮

ア 避難所での配慮

(ア) 市町村は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。

- (イ) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。
- (ウ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。
通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障害者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

イ 福祉避難所の開設

- (ア) 市町村は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、指定避難所からの誘導を図る。
- (イ) 県は、(ア)による対応で福祉避難所が不足する等の場合には、新潟県生活衛生同業組合連合会との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。
- (ウ) 福祉避難所には、障害者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

(4) 積雪期での対応

- ア 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。
- イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに暖かい食事の早期提供に配慮する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所配置職員	市町村災対本部	避難者数、ニーズ
市町村災対本部	県災対本部	避難所・避難者数、ニーズ
	市町村災害ボランティアセンター	
県災対本部	国、関係機関等	避難状況、支援・供給要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
国・関係機関等	県災対本部	支援・供給情報
県災対本部	市町村災対本部	
市町村災対本部	避難所	

3 業務の体系

☆風水害発生のおそれ（避難指示等の発令）

0～3 h	指定避難所開設
～6 h	避難者の状況把握
～12 h	外部からの応援受入開始
～24 h	避難行動要支援者の移動

～3日	避難所の拡張・充実
3日～	避難者サービスの充実
7日～	避難所の集約化
～2ヶ月	避難所の解消

4 業務の内容

(1) 避難所開設後24時間以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所開設時の支援（～3h） <ul style="list-style-type: none"> ・県施設避難所の開設への協力 ・施設の応急危険度判定要員派遣 ○避難所運営の応援（～12h） <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営応援職員の派遣 ・食料・生活必需品の調達・配送 ・県備蓄物資の提供 ・仮設トイレの手配 ・県医療救護班及び県歯科医師救護班の派遣 ・看護師及び保健師の派遣 ○避難行動要支援者の移動（～24h） <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ医療機関の確保 ・福祉関係者への協力依頼 	県内市町村、 協定締結道県 協定企業等 県トラック協会 災害拠点病院 等 県看護協会 県医師会等 障害者施設 介護事業者等
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所開設時の支援（～3h） <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設、避難行動要支援者受入れ ・職員配置及び避難所開設報告 ・施設の安全確認 ○避難者の状況把握（～6h） <ul style="list-style-type: none"> ・避難者数・ニーズの把握及び報告 ・避難所備蓄物資の提供 ○外部からの応援受入開始（～12h） <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営応援職員の受入れ ・ボランティアの配置 ・食料・生活必需品提供の開始 ・仮設トイレ設置 ・冷房器具の手配（夏季） ・暖房器具及び燃料の手配（冬季） 	介護事業者等 県災対本部 施設管理者 避難者 〃 県災対本部 ボランティアセンター 県災対本部 〃 〃 〃

	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村医療救護班及び市町村歯科医療救護班の派遣 ・避難行動要支援者支援要員の配置 ○避難行動要支援者の移動（～24h） ・傷病者等の医療機関への搬送 ・福祉施設等への緊急入所 	<p>郡市医師会、郡市歯科医師会 保健所</p> <p>消防、保健所 福祉施設</p>
避難所予定施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全確認（開設～3h） ・避難所開設作業への協力 	
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請により食料・物資を輸送 ・ 〃 傷病者等を搬送 	

(2) 避難所開設後3日目以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊に避難者用テント設営を要請 	自衛隊
県警察	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における保安対策の実施 ・住民が避難した地域の保安・警備 	市町村 自主防災組織
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の拡張・充実 ・屋外避難者へのテント等提供 ・避難所環境の改善 （パーティション、段ボールベッド等設置） ・避難者による自治組織編成 	県災対本部 避難者
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請により避難者用テントを設営 	
電力供給事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所施設の電力供給再開 	

(3) 避難所開設後3日目以降の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者サービス充実への協力（3日～） ・自衛隊に現地炊飯及び入浴支援を要請 ・入浴施設への協力依頼 ○避難所・避難者の集約（7日～） 	自衛隊 県内市町村 新潟県生活衛生同業組合連合会 LPガス協会
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者サービスの充実（3日～） ・入浴機会の確保 ・避難所での炊飯開始 ・避難者の随伴ペットの保護及び飼育用資機材、飼料の手配 	県災対本部 ボランティアセンター 新潟県獣医師会 新潟県動物愛護協会 ボランティアセンター等

	・ 臨時公衆電話等の設置を要請	電気通信事業者
自衛隊	○ 避難者サービス充実への協力（3日～） ・ 県の要請により避難所での炊飯、入浴支援を実施	
電気通信事業者	○ 避難者サービス充実への協力（3日～） ・ 市町村の要請により、臨時公衆電話、携帯電話充電器を避難所に設置	

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 避難所の管理運営責任者及び職員配置
- ・ 避難所予定施設の解錠者
- ・ 避難所と市役所・町村役場等との連絡体制
- ・ 応援職員の受入れ体制
- ・ 市町村災害ボランティアセンターとの協力体制
- ・ 避難所予定施設への物資等の事前配置状況
- ・ 外来者・一時滞在者への支援方法
- ・ 積雪期の避難者収容計画
- ・ 避難所での感染症予防対策

第10節の2 避難所外避難者の支援計画

【関係機関】県災害対策本部（統括調整部、保健医療教育部、◎被災者対策部、食料物資部）、市町村、県災害ボランティア支援センター、市町村災害ボランティアセンター

1 計画の方針

避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援を行う。

(1) 基本方針

「避難所外避難者」とは、指定避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

ア 各主体の責務

(ア) 避難所外避難者は、市町村、消防、県警察又は最寄りの公的避難所に、現況を連絡する。

(イ) 市町村は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(ウ) 県は、市町村が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市町村からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

(エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市町村へ提供する。

イ 達成目標

避難所外避難者の状況は、避難開始後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

(2) 要配慮者に対する配慮

指定避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(3) 積雪地域での対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所外避難者	市町村災対本部	避難所外避難者の状況
市町村災対本部	県災対本部	避難所外避難者の支援ニーズ
県災対本部	国、関係機関等	避難状況、支援・供給要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県災対本部	市町村災対本部	避難所外避難者の支援に関する情報
市町村災対本部	避難所外避難者	避難所外避難者の支援に関する情報

3 業務の体系

指定避難所外避難者の状況調査

↓

必要な支援の実施

4 業務の内容

(1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内）

実施主体	対 策	協力依頼先
県	市町村に対する支援（人員、助言等）	応援県等
市町村	指定避難所外での住民の避難状況の調査 （場所、人数、支援の要否・内容等）	自治会、町内会等
避難者	避難状況の市町村災対本部への連絡	避難所管理者

(2) 必要な支援の実施（発災後3日以内に開始）

実施主体	対 策	協力依頼先
県	市町村に対する支援（物資提供等）	協定県など
市町村	・新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど） ・食料・物資の供給 ・避難者の健康管理、健康指導	自治会、県災害ボランティア支援センター、市町村災害ボランティアセンター、NPO

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 各地区との連絡体制
- ・ 避難所外避難者への食料・物資の供給方法と協力依頼先

第11節 自衛隊の災害派遣計画

【関係機関】 県災害対策本部（統括調整部）、陸上・海上・航空自衛隊

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

(2) 自衛隊の災害派遣基準

- ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。（公共性の原則）
- イ 差し迫った必要があること。（緊急性の原則）
- ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

2 災害派遣要請手続

(1) 市町村が実施する手続

市町村長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を防災局危機対策課経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市町村長は、その旨市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

県の災害派遣担当窓口	住 所 等
防災局 危機対策課 危機対策第1	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-285-5511(代)(内 6434、6435、6436) 025-282-1638(直通) 防災無線(発信番号)-40120-6434、6435、6436 NTT FAX 025-282-1640 衛星 FAX (発信番号) 401-881

(2) 知事の派遣要請

知事は、市町村長から派遣の要請依頼を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を10に定める要請先へ提出する。ただし、事態が急なときは、電話等をもって要請し、事後に文書を送付するものとする。なお、事態の推移に応じ、要請しないことを決定した場合、直ちにその旨を要請先に連絡する。

3 自衛隊の災害初動準備及び自主派遣

各自衛隊は、部隊を自主派遣する場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと効率的な救助活動の実施に努める。

4 県への連絡幹部の派遣

知事が、各自衛隊に対して連絡幹部の派遣を要請した場合又は各自衛隊が被災地に部隊を派遣した場合には、連絡幹部を県に派遣し、連絡、調整を実施する。

また「特別警報」発表時は、速やかに派遣する。なお、県は受入れにあたっては、部隊の作業が効率的に実施できるように執務室等の受入施設を提供する。

5 派遣部隊の受入体制

県及び受入れ市町村は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

- (1) 派遣部隊と市町村との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画の協議、調整及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

6 業務の内容

(1) 救助、応急復旧、偵察業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	事前の情報連絡 → 災害派遣要請 連絡幹部の受入れ	各自衛隊 各市町村等
市町村	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入体制整備	市町村防災機関
防災関係機関	救助における調整及び情報共有	自治会、地域住民

(2) 給食、医療等民生支援業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	事前の情報連絡 → 災害派遣要請 連絡幹部の受入れ	各自衛隊 各市町村等
市町村	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入体制整備	各自治会等
自治会等	民生支援に対する協力及び各避難所等での協力体制の構築	地域住民

7 災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民生の安定等に支障がないよう当該市町村長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則市町村長の撤収要請により決定する。

8 救援活動費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた市町村の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市町村に代わり負担する。

- (1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- (3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- (4) 災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に係わる運搬費

9 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 自衛隊受入窓口
- ・ 自衛隊要請に関する伝達方法
- ・ 受入施設及び場所の指定

10 派遣要請先

(1) 陸上自衛隊

災害派遣要請先	主な情報内容
○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)	〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村大字新井 1017-2 第12旅団第3部防衛班 TEL 0279-54-2011 内 2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX 切替 内 2239
	連絡窓口 第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 TEL 025-523-5117 内 235、237 NTTFAX 025-523-5117 FAX 切替 内 239
○高田駐屯地司令(第5施設 群長) (上越市の災害派遣)	〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 第5施設群第3科 TEL 025-523-5117 内線 435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX 切替 内 538
○新発田駐屯地司令(第30 普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)	〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 TEL 0254-22-3151 内 230、236 NTTFAX 0254-22-3151 FAX 切替 内 537

※派遣先の地域が限定できない場合の事前の連絡先は、新発田駐屯地(第30普通科連隊)とする。

(2) 海上自衛隊

災害派遣要請先	主な情報内容
○海上自衛隊舞鶴地方総監	〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方総監部防衛部ホバレーション TEL 0773-62-2250 内 2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX 切替
	連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 TEL 025-273-7771 内 431 NTTFAX 025-273-7771 FAX 切替

(3) 航空自衛隊

災害派遣要請先	主な情報内容	
○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)	〒197-8503 東京都福生市大字福生 2552 航空総隊司令部防衛部運用課作戦室 初動対処クルー TEL 042-553-6611 内 2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX 切替	
	○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)	〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 TEL 042-362-2971 内 2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX 切替 2631
	○航空救難団司令 (救援機の派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稻荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 TEL 04-2953-6131 内 3832、3836(夜間 3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX 切替
		連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 TEL 025-273-9211 内 218、221 NTTFAX 025-273-9211 FAX 切替 内 227
○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稻荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 TEL 0429-53-6131 内 2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX 切替	
	連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保丙2-27 TEL 0259-63-4111 内 205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX 切替 内 264	

第12節 輸送計画

【関係機関】 県災害対策本部（統括調整部、◎食料物資部、生活基盤対策部、治安対策部）、市町村、警察本部、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、自衛隊、消防庁、東京航空局新潟空港事務所、各鉄道事業者、公益社団法人新潟県トラック協会、輸送関係機関

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、市町村、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、陸・海・空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 市町村

- a 災害の発生が予測され、住民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター、船艇等により、住民等を安全な地域へ輸送する。
- b 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。
- c 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

(イ) 県

- a 道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。
- b 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。
- c 市町村からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。
- d 災害発生 of 初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。
- e 災害の規模により、被災市町村が自ら輸送体制の確保等を行うこと

が困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。

(ウ) 県警察

- a 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。
- b 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

(エ) 輸送関係機関

自動車・海上・港湾運送事業者等の輸送関係機関は、北陸信越運輸局及び新潟運輸支局の指導のもと、県災害対策本部との連絡を密にしながら、輸送体制の確保に協力する。

(オ) 輸送施設管理者

道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市町村、県、県警察、消防機関及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して被災地に至る緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

イ 活動調整

県災害対策本部（統括調整部、食料物資部）、市町村災害対策本部

ウ 達成目標

(輸送手段の確保)

車両等の輸送手段は、おおむね6時間以内に確保する。

(緊急輸送ネットワークの確保)

緊急輸送ネットワークは、おおむね24時間以内に確保する。

(輸送活動)

輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。

a 総括的に優先されるもの

- (a) 人命の救助及び安全の確保
- (b) 被害の拡大防止
- (c) 災害応急対策の円滑な実施

b 災害発生後の各段階において優先されるもの

第1段階（災害発生直後の初動期）

- (a) 救助・救急活動及び医療救護活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (b) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (c) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者及び重傷患者
- (d) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- (e) 緊急輸送に必要な輸送施設及び物資輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資

第2段階（応急対策活動期）

- (a) 第1段階の続行
- (b) 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資
- (c) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (d) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第3段階（復旧活動期）

- (a) 第2段階の続行
- (b) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (c) 生活用品
- (d) 郵便物
- (e) 廃棄物の搬出

(2) 積雪期の対応

ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

2 情報の流れ

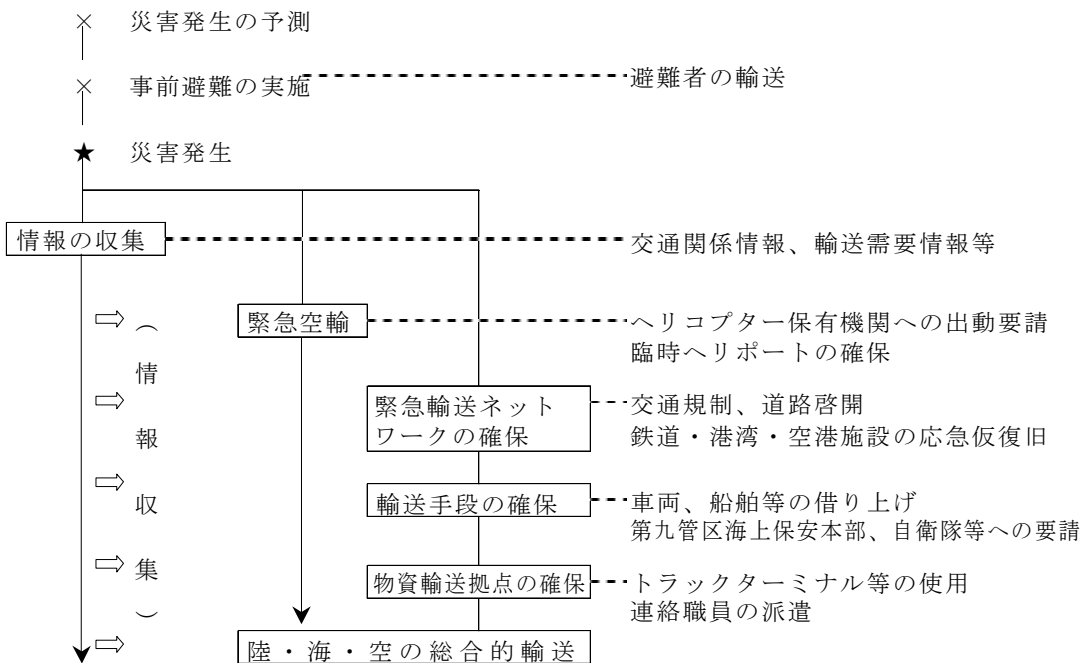
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	市町村 県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送施設の被災状況 ・ 交通規制等の状況
市町村	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送施設の被災状況 ・ 臨時ヘリポートの確保状況 ・ 応援要員及び物資等の輸送需要
県	関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送施設の被災状況（収集した広域的情報） ・ 輸送体制確保についての応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送体制確保についての応援の内容 ・ 輸送施設の被災状況（収集した広域的情報）
県警察 道路管理者	関係機関 県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通の確保及び交通規制の実施状況 ・ 渋滞の状況

3 業務の体系



資料編

4 業務の内容

(1) 事前避難の実施

実施主体	対策	協力依頼先
市町村	・事前避難の実施	県（災対本部 統括調整部）

第3章第13節「警備・保安及び交通規制計画」参照

(2) 緊急輸送ネットワークの確保

実施主体	対策	協力依頼先
県	・緊急輸送ネットワークの全体の状況把握を行い、応急復旧等に必要な対策を実施するとともに、必要に応じて関係機関に応援を要請する。	
輸送施設管理者	・各輸送施設管理者の間で相互に協力し、他の復旧作業に優先して道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。	
市町村	・発災初期のヘリによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。	
県警察 道路管理者	・緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定された区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。	

災対法第71条
災害救助法第24条～27条

(3) 輸送手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 ・災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあつせんを要請する。 	他市町村 県（災対本部 統括調整部）
県	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送車両等が不足し、災害応急対策の実施に支障がある場合は、関係機関と協力して災対法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。 	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 (公社)新潟県 トラック協会 自衛隊 等防災関係機 関

(4) 物資輸送拠点の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる物資輸送拠点を確保する。 	施設管理者 県倉庫協会
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する。 	県 施設管理者

<広域物資輸送拠点の機能>

- ア 国、他都道府県及び関係機関等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管
 - イ 地域内輸送拠点等への物資の配送
- (注) 配送にあたっては、輸送車両やヘリコプター等への積み込みを行う

<地域内輸送拠点の機能>

- ア 広域物資輸送拠点等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管
 - イ 避難所等への物資の配送
- (注) 配送にあたっては、小型車両等への積み込みを行う

<物資輸送拠点の開設に係る県及び市町村の業務>

- ア 物資輸送拠点の施設管理者との調整

- イ 物資輸送拠点への職員等の派遣
- ウ 物資輸送拠点への資機材等の配備
- エ 県及び市町村の災害対策本部との連絡体制の確保

(5) 応援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。 	県（災対本部統括調整部） 他市町村
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村からの応援要請に基づき、（公社）新潟県トラック協会、自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。 ・ ヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、航空自衛隊新潟救難隊及び陸上自衛隊、海上自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプター保有機関に応援を要請する。 ・ ヘリコプターを保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。 	（公社）新潟県 トラック協会 陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 第九管区海上保安本部 他都道府県

(6) 輸送の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村の輸送計画に基づき、輸送を実施する。 ・ 配送、保管にあたり衛生面に配慮する。 	県（災対本部食料物資部） 他市町村
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部局は、それぞれの配車計画及び運行計画により所管車両等を運行するものとするが、必要に応じ、県災害対策本部（統括調整部総務局）が集中管理して運用する。 ・ 緊急輸送が必要な場合又は陸路輸送が困難な場合は、関係機関と協力してヘリコプター又は船舶等で輸送する。 	陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 北陸信越運輸局新潟運輸支局 第九管区海上保安本部

北陸信越運輸局 新潟運輸支局	・災害輸送の必要があると認めるときは、自動車運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者等の輸送関係機関に対し、輸送力の確保に関する措置を取るよう指導を行うとともに、県の要請により車両等のあっせんを行う。	
第九管区海上保安本部	・必要に応じ、又は県からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。	
自衛隊	・陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊による緊急輸送が必要な場合、第3章第11節「自衛隊の災害派遣計画」により行う。	
消防庁	・県の依頼により、大規模特殊災害時における広域航空消防応援による輸送を行う。	
東京航空局新潟空港事務所	・民間航空機による輸送を必要とする場合は、県の要請により民間航空機のアッセンを行う。	
(公社)新潟県トラック協会	・県との協定に基づき、貨物自動車等の供給に協力する。	
(公社)新潟県バス協会	・県の要請に基づき、人員輸送用のバス等の供給に協力する。	
各鉄道事業者	・県の要請に基づき、災害発生に伴う人員、救援物資並びに復旧資機材等の輸送に協力する。	

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 輸送の責任部門
- ・ 他機関に応援要請をした場合の受入体制
- ・ 緊急輸送ネットワークの整備及び確保に関すること
- ・ 応援要請を受けた場合の支援体制

第13節 警備・保安及び交通規制計画

【関係機関】 県災害対策本部（治安対策部）

1 計画の方針

(1) 基本方針

警察本部は、平素から国、県及び市町村並びに防災関係機関・団体と緊密な連携の下に総合的な防災業務の推進に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警備体制を確立し、県警察各部門が相互に連携を密にして一体的な災害警備諸対策を実施するものとする。

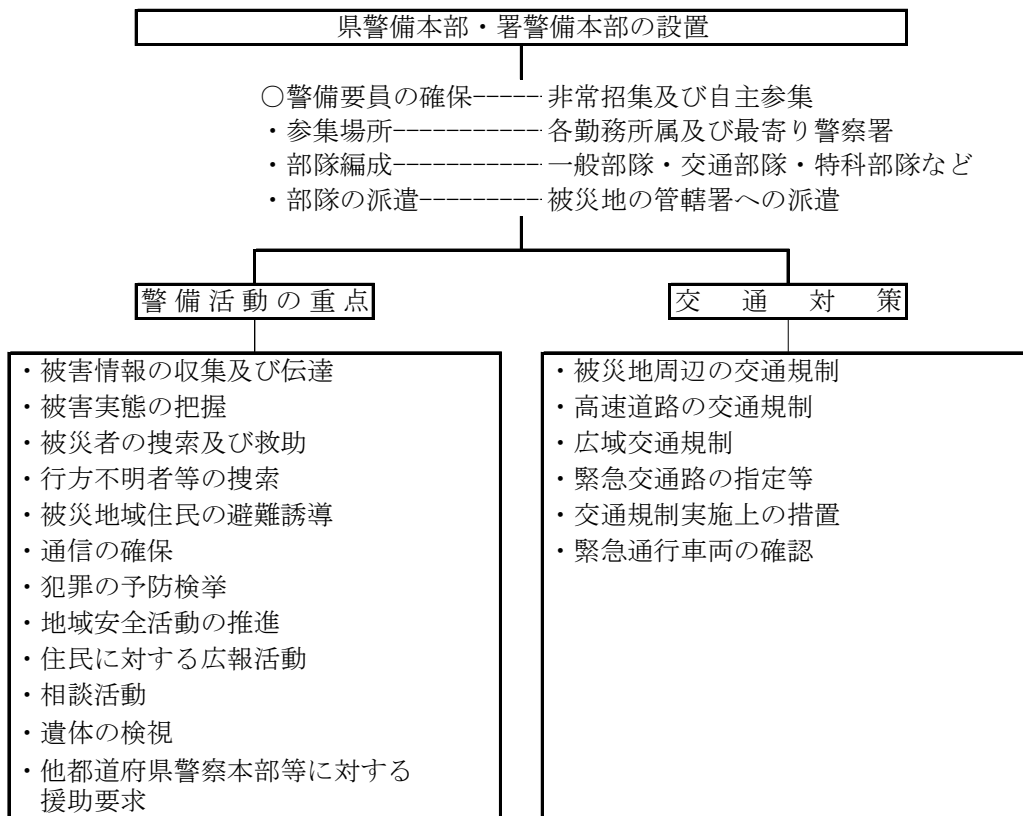
(2) 要配慮者に対する配慮

住民の避難誘導に当たっては、高齢者、障害者、子ども、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

(3) 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

2 警察本部における応急対策フロー図



3 大規模災害に備えての措置

警察本部は、大規模災害の発生に備えて次の措置を行うよう努める。

- (1) 警察施設の耐久性の点検、補強等
- (2) 装備資機材の部隊別必要品目・数量の検討と計画的な設備充実
- (3) 通信施設の防護措置並びに通信資機材の部隊別必要品目・数量の検討及び計画的な整備充実
- (4) 通信指令機能・情報処理機能の防護措置及びバックアップシステムの確保
- (5) 県警備本部の代替施設の確保
- (6) 部隊員用非常用食料及び非常用消耗品の備蓄
- (7) 装備資機材保有業者及びリース業者の把握
- (8) 部隊の宿泊・補給等に必要な施設、敷地及び業者の把握
- (9) 非常時の警察関係車両用燃料及び航空燃料の確保
- (10) 関係機関との連絡体制の整備
- (11) 交通信号機への電源付加装置の設置等の確保

4 県警察における警備活動

大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。

(1) 警備体制の確立

ア 指揮体制の確立

大規模災害が発生した場合には、警察本部に県警備本部を、また、被災地域を管轄する警察署に署警備本部を設置して警備体制を確立する。

なお、新潟県に災害対策本部が設置された場合、警察本部長は、その本部員として県災害対策本部に加わり、県が行う応急対策との総合調整に当たるとともに、県警備本部の指揮に当たる。

イ 警備要員の確保

(ア) 大規模災害が発生し、必要があると認めた場合は、警備要員の非常招集を行う。

(イ) 警察職員は、警察法第71条第1項に規定されている「緊急事態」の布告があったことを知ったときは、命令を待つことなく速やかに自主参集する。

(ウ) 参集場所は、原則として各勤務所属とする。なお、交通の不通等で勤務所属に参集できないときは、最寄りの警察署に参集し、一時的にその署長の指揮下に入る。

(エ) 県警備本部は、被災の状況等警備活動の必要性を考慮し一般部隊、交通、刑事等の特科部隊などを編成し、被災地域管轄警察署に対し部隊を派遣する。

また、署警備本部は、必要に応じ県警備本部に部隊の派遣を要請する。

(2) 警備活動の重点

ア 情報の収集及び伝達

気象予報(注意報、警報)、災害による被害の実態及び被害の拡大の見通しなど災害応急対策活動を実施するために必要な情報を重点的に収集するとともに速やかに関係機関へ伝達するものとする。

イ 被害実態の把握

県警備本部は、各所属、各部隊等からの報告に基づいて、被害状況の把握及び情報の収集と集約に当たること。また、県災害対策本部へ連絡員を派遣し、災害警備活動に必要な情報の収集と交換に当たる。

署警備本部は、パトロールカー、交番・駐在所勤務員及び各部隊(班)の活動により、次の事項について被害状況の調査及び情報の収集に当たり、内容を逐次県警備本部に報告する。また、市町村災害対策本部へ連絡員を派遣し、情報の収集と交換に当たる。

(ア) 初期段階における主な情報収集項目

- 火災の発生状況
- 死傷者等人的被害の発生状況
- 家屋の倒壊等建物被害の発生状況
- 住民の避難状況
- 主要道路・橋梁及び鉄道の被害状況
- 堤防、護岸等の損壊状況
- 市町村・消防等の活動状況
- 災害拡大の見通し
- 危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況
- 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況

(イ) 初期段階以降における主な情報収集項目

- 「初期段階」に掲げる事項
- 火災の発生及び被害拡大の原因
- 被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
- 市町村・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況
- 被災者の動向
- 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
- 被災地域・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況

ウ 被災者の捜索及び救助

捜索・救助は、火災による類焼危険地域、倒壊家屋の密集地域、学校・病院・デパート・地下街その他多数人の集合する場所、山(崖)崩れによる生き埋め場所等に重点的に、各種救出機材を有効活用し、実施する。

負傷者については、応急処置をした後、県、市町村、消防機関、日本赤十字社新潟県支部等の救護班に引き継ぎ、又は病院に搬送する。

エ 行方不明者等の搜索

大規模災害発生時の混乱の中で予想される事故遭遇者等の行方不明者、迷い子及び迷い人（以下「行方不明者等」という。）の発見、保護、調査等の警察活動を迅速に行うため、次の活動を実施するものとする。

- (ア) 行方不明者等を早期に発見するため、各警備本部及び他都道府県警察本部との連絡に当たるとともに、報道機関の協力を得て積極的に広報を行うこと。
- (イ) 行方不明者等の搜索等に関する相談に応じるため、警察署、主要交番、その他適切な場所に「行方不明者等相談所」を設置すること。
- (ウ) 行方不明者等のうち、保護者その他の引取人がいない者又は判明しない者は、児童相談所、社会福祉事務所又は市町村等の開設する保護・収容施設に連絡して引き継ぐこと。
- (エ) 行方不明者等について届出を受理した場合は速やかに電算処理を行い、事後の届出、照会及び照合に対応すること。

オ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導

(ア) 警戒区域の設定

法第63条「市町村長の警戒区域の設定」に関し、危険物の爆発、毒物の流出、山（崖）崩れ等のおそれがある場合には、警戒区域を設定して、当該区域への立入禁止、避難等の危険防止措置をとるよう市町村長に対して通報する。

また、通報するいとまがなく現場の警察官が警戒区域を設定し、立入禁止、退去命令等の措置をとった場合は、直ちに市町村長に通知する。

(イ) 被災地域住民の避難誘導

- a 地元市町村、消防関係者等と協力し避難誘導を実施するものとする。なお、実施に当たっては、本章第9節「住民等避難計画」に基づき実施する。
- b 被災の危険が予想される場合は、住民を早めに避難させること。また、市町村長と協議の上、高齢者、障害者、子ども、外国人等の要配慮者を優先的に避難させること。

多数の住民を避難させる場合には、所要の部隊を配置するとともに、現場広報を積極的に行い混乱による事件事故の防止を図ること。

- c 駅、学校、病院、福祉施設、地下街、劇場その他多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、災害の規模・態様により所要の部隊を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して安全な場所へ誘導する。

カ 通信の確保

警察通信活動は、大規模災害発生時において、一般の通信施設が被害を受け途絶することがあっても、休むことなく通信を行わなければならない。

したがって、このような場合、通常より多量の情報を疎通させることが必要で、その対策として、各警察通信回線の2ルート化や有線回線、無線回線、更には衛星回線を用いた二重、三重の通信網を構成し、各種通信設備を如何なる状況においても運用可能な状態に保つとともに、あらゆる事態にも対応できる通信の確保を行う。

キ 犯罪の予防検挙

- (ア) 各種事件、事故等の被害防止を図るため、関係行政機関との情報交換を行い、容疑情報の積極的な収集を図る。
- (イ) 各種犯罪の発生状況、被害予測、不穏動向等の情報を収集・分析し、被災地域住民に対する積極的な情報提供を行う。

ク 地域安全活動の推進

- (ア) 被災地域、避難所等に対するパトロールを強化して、被災者から困り事、悩み事等の生の声を聞くなど、幅広い活動を実施して、被災住民が望んでいる安全安心情報を収集し、「地域安全ニュース」等を発行して幅広く地域住民に情報を提供する。
- (イ) 危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等の被害の有無及び実態、被害拡大のおそれ等を関係機関の協力を得ながら早期に把握し必要な措置をとらせるとともに、状況により所要の部隊を派遣すること。また、漏出が発生した場合は、速やかに警戒区域を設定して立入禁止措置、付近住民の避難措置等を講じること。
- (ウ) 銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対しては盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等保管場所が被災した場合には、保管委託又は警察署における一時預かりを依頼するよう指導する。
- (エ) 被災者等からの相談、要望、被災状況及び安否確認などの問い合わせ等については、迅速、適正かつ誠実に対応し、被災者等の不安解消に努める。
- (オ) 自治会等の責任者に対して、地域安全活動の概要を説明して警察活動に対する協力を要請するとともに、防犯、流言飛語の防止等について地域住民への徹底を図るよう要請する。
- (カ) 被災者に対する給食、救援物資等の配分及び県・市町村、日赤その他機関が行う緊急物資・救援物資の輸送、遺体処理、医療防疫活動等に対しては、必要によって部隊を派遣する。
- (キ) 事業者に対して、防犯情報の提供及び活動に対する助言により防犯CSR活動を促進するとともに、必要に応じて青色回転灯装備車保有団体に対してパトロールを要請する。

ケ 住民に対する広報活動

- (ア) 責務
生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関の協力を得ながら広報活

動を行う。

(イ) 役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

(ウ) 広報すべき事項(例示)

- a 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- b 交通規制に関する情報
- c 市町村から要求があった場合等の避難指示広報

(エ) 広報手段(例示)

- a 報道機関への情報提供
- b 警察官による現場広報
- c インターネットによる情報発信(パソコン、携帯サイト)

コ 相談活動

県警備本部及び署警備本部は、被災者等からの相談、要望、被災状況、安否照会、迷子、行方不明者の照会及び外国人からの照会等の各種問い合わせの相談に応じ、迅速かつ的確な処理に努める。

サ 遺体の検視

災害発生から検視規則等に基づき、遺体の検視を行う。

また、身元不明の遺体は、人相、身体特徴、所持品、着衣等を写真撮影するとともに記録化し、事後の身元確認に備える措置を施し、遺品とともに市町村に引き継ぐ。

シ 他都道府県警察本部等に対する援助要求

県公安委員会は、被害状況を考慮し必要と認める場合は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条に基づく援助要請を行う。

(3) 災害警備活動に対する関係機関の協力

県警備本部長又は署警備本部長は、県、市町村、消防、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、必要な措置を要請する。

ア 県・市町村

- (ア) 一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。
- (イ) 警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に県・市町村災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。

イ 消防機関

- (ア) 消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。
- (イ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効率的に実施する。

ウ その他関係機関

- (ア) 被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であ

ることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。

- (イ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において、警察の活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。
- (ウ) 離島(佐渡島・粟島)が被災し、緊急に部隊の輸送が必要な場合には、関係機関に船舶の支援を要請する。

5 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等のため必要な交通規制を実施する。あわせて交通情報、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

- ア 緊急交通路
- イ 避難路
- ウ 交通規制実施時の迂回路

(2) 交通規制の実施

大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民の避難路及び緊急交通路を確保するため、順次、次の交通規制を実施する。

ア 被災地周辺の交通規制

被災地域の周辺警察署において、被災地域に通じる幹線道路の主要交差点に警察官を配置して、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の被災地への流入を抑制する。

イ 高速道路の交通規制

高速道路の必要な区間を全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、道路管理者と協力して、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出並びに各インターチェンジ等からの車両の流入を禁止する。

ウ 広域交通規制

被災地周辺への流入抑止を広域的に実施するため、主要幹線道に検問所を設置し広域交通規制を実施する。

(7) 広域交通規制の対象道路

関越自動車道、上信越自動車道、北陸自動車道、磐越自動車道、日本海東北自動車道、国道7号、国道8号、国道17号、国道18号、国道49号、国道113号、国道116号、国道117号

ただし、上記対象道路の被災状況によっては、他の幹線道路を対象道路に含める場合がある。

(イ) 検問所の設置

被災地域における道路の被害状況、及び迂回路の確保等の交通状況、並びに積雪等の天候状況等を考慮して、必要な地点を選定し検問所を設置する。

エ 緊急交通路の指定等

(ア) 都道府県公安委員会は、緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(イ) 幹線道路の被害調査結果に基づいて、法第76条第1項の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及び区間内主要交差点において、交通規制を実施し、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止する。警察官が配置できない交差点においては、道路管理者等の支援を受け、緊急交通路への車両の流入を禁止する。

(ウ) 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止する。

(エ) 緊急交通路の指定に際しては、必要に応じて隣接県警察本部等と調整を実施する。

(オ) 緊急交通路等における車両等の措置

a 緊急交通路等を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導退去させる。

b 緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合には、法第76条の3の規定により、直ちに立退き又は撤去の広報又は指示を行う。著しく妨害となる物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制実施上の措置

ア 交通規制の結果生ずる滞留車両への措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切なる回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講ずる。

イ 主要交差点対策

停電等により主要交差点の信号機が作動しない場合は、速やかに電源確保等の必要な措置を講ずると共に、復旧までの間、警察官等による交通整理を実施する。

(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認

県知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続等は、次のとおりである。

ア 緊急通行車両の確認範囲

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保すること

が特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの

(イ) 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの

(ウ) 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

(オ) 被災地の施設及び設備の応急の復旧に関するもの

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

(キ) 犯罪の予防、交通規制その他被災地域における社会秩序の維持に関するもの

(ク) 緊急輸送の確保に関するもの

(ケ) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ 規制除外車両の確認範囲

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、主に次の業務に従事する車両を、順次、規制除外車両の範囲の拡大に応じて、確認の対象とする。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両は規制除外車両であるが、確認標章の交付はしないことから確認の対象には含まない。

(ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

(イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

(ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(エ) 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両

(オ) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）

(カ) 路線バス・高速バス

(キ) 霊柩車

(ク) 一定の物資（被災地への必要物資等）を輸送する大型貨物自動車

ウ 確認事務の実施区分等

(ア) 交通規制時において、アに掲げる緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により県知事及び県公安委員会が次の区分により実施する。

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
県知事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県有車両 ○ 県管理施設の災害応急対策を実施する車両 ○ 災害応急対策を実施するため県が調達、借上等をする車両 ○ 県との災害協定を締結している団体が使用する車両 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災局危機対策課 ○ 各地域振興局

<p>県公安委員会</p>	<p>○国、市町村、公共的団体及びその他の者が所有する車両</p>	<p>○警察本部交通規制課 ○各警察署 ○交通検問所 ※交通検問所は、原則、事前届出済証携帯車両のみ</p>
---------------	-----------------------------------	--

(イ) 交通規制時において、イに掲げる規制除外車両の確認は、車両の使用者の申出により、原則として県公安委員会が実施する。

エ 緊急通行車両の事前確認届出

(ア) 県知事は、アに掲げる緊急通行車両のうち、県の保有車両、県管理施設の災害応急対策を実施する車両、災害応急対策を実施するため県が調達、借上げ等をする車両及び県との災害協定を締結している団体が使用する車両で、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。

(イ) 県公安委員会は、アに掲げる緊急通行車両のうち、市町村等公的団体が保有し、若しくは市町村等公的団体との契約等により常時市町村等公的団体が使用する車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両、並びにイに掲げる規制除外車両のうち、(ア)～(エ)に該当する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。

なお、イに掲げる規制除外車両のうち、(オ)～(ク)に該当する車両については、事前確認届出の対象としない。

(ウ) 事前届出済証交付車両について、交通規制実施時に緊急通行車両又は規制除外車両としての確認申請があった場合は、他に優先して確認を行う。

オ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認標章等の交付

緊急通行車両としての確認後は、速やかに法施行規則第6条に基づく標章及び証明書を交付する。

(5) 運転者のとるべき措置

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を左側に停車させること。

(イ) 停止後はカーラジオやSNS等により災害に関する情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

(エ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る場合は次の措置をとること。

(ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

- ・ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ・ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）

(6) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。

(7) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

第14節 海上における災害応急対策

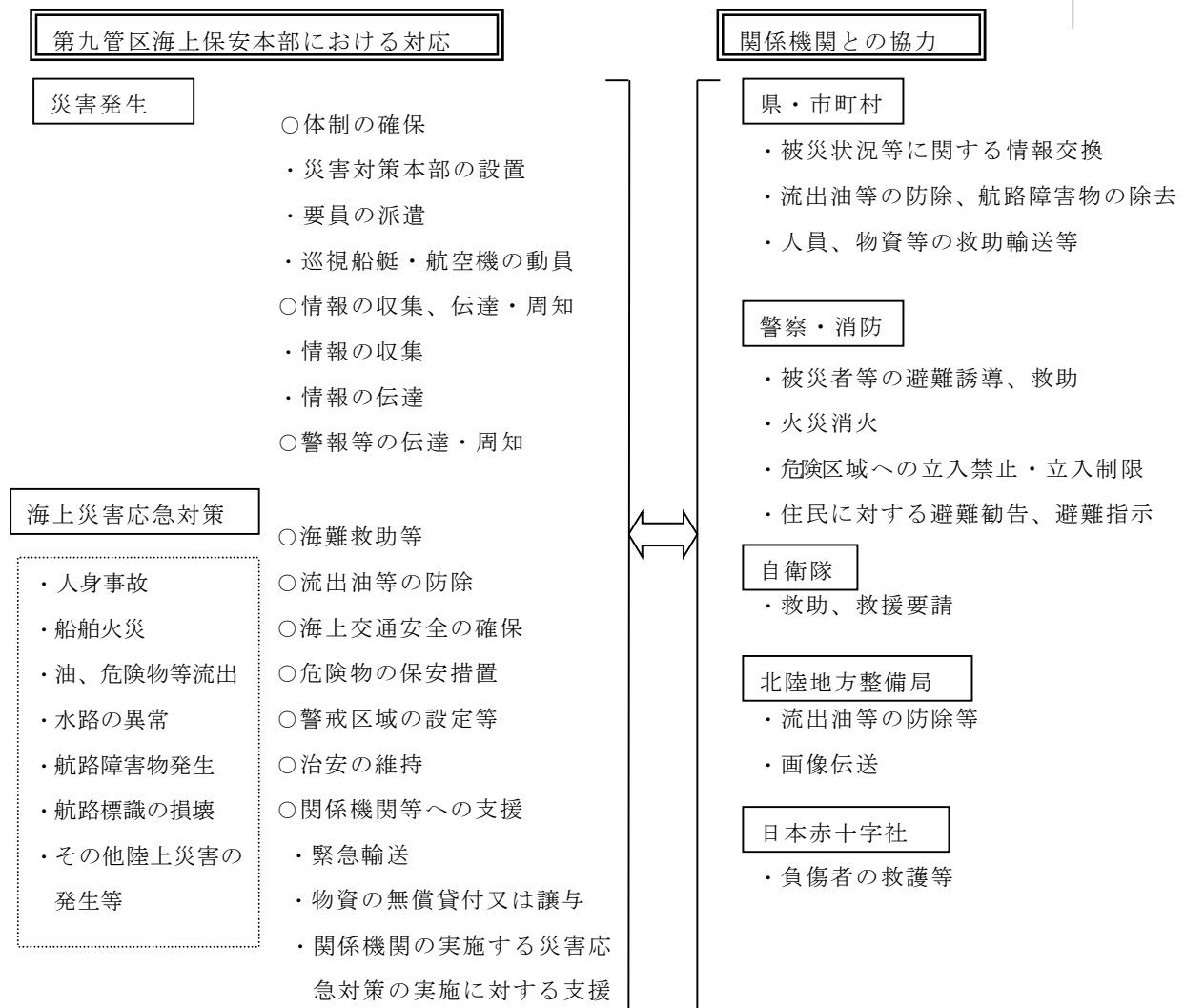
【関係機関】 第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、自衛隊、県災害対策本部（◎統括調整部、生活基盤対策部）、市町村、警察本部、消防機関、日本赤十字社

1 計画の方針

台風又は発達した低気圧が県内を通過又は接近する等により、船舶の転覆及び座礁等の海難、それらに起因する大量の油又は有害液体物質の流出、人身事故の発生が予想される。

これら災害による大規模な海上災害に対して迅速かつ的確に対処するため、第九管区海上保安本部は、必要に応じて対策本部を設置するとともに、関係機関との協力体制を構築し、効果的な災害応急対策を行う。

2 第九管区海上保安本部における応急対策フロー図



3 災害発生時の対応

第九管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。

(1) 体制の確保

ア 対策本部の設置

台風又は発達した低気圧が県内を通過又は接近する等により大規模海難等の発生が予想される場合又は発生した場合であって必要と認めるときは、必要な職員を直ちに参集し、第九管区海上保安本部に対策本部を設置するとともに、関係機関にその旨連絡する。

イ 要員の派遣

県等に対策本部等が設置されたときは、直ちに職員を派遣し、関係機関等との協力体制を確保する。

ウ 巡視船艇・航空機の動員

必要に応じ巡視船艇及び航空機に所要の資機材を搭載し、被害の発生が予想される周辺海域に出動させる。

(2) 情報の収集及び伝達・周知

ア 情報の収集

災害が発生したとき、その他必要と認めるときは、関係機関等と密接な連絡をとり情報収集に努めるとともに、巡視船艇及び航空機を活用し、積極的な情報収集活動を実施する。

イ 情報の伝達・周知

収集した情報は、必要に応じて関係機関等に伝達する。

(3) 警報等の伝達・周知

ア 高潮、波浪等に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚及び巡視船艇及び航空機による巡回等により、航行船舶、被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶並びに被害が予想される沿岸地域の住民、関係事業者等に対して直ちに周知する。

イ 航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報を行い、船舶等に対して周知する。

ウ 大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により船舶等に周知する。

4 海上災害応急対策

第九管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。

(1) 海難救助等

ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空

機により捜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。

ウ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

エ 海上における行方不明者の捜索を行う。

オ 救助活動に関し、その規模、事態の急迫性等から必要と認めるときは、自衛隊に対して救助等の要請を行う。

(2) 流出油等の防除

ア 船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇、航空機等により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

イ 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。

エ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

関係機関及び関係事業所等が実施すべき流出油等の防除

- 防除対策推進のための組織体制の整備
- オイルフェンス、吸着材、処理剤等の油防除資材の調達
- 防除作業の実施、援助及び協力
- 住民等の危険防止に関する火気使用の制限、避難勧告及び陸上交通規制等の措置

(3) 海上交通安全の確保

ア 高潮、波浪等による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶等に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所要の規制を行う。

イ 港内等船舶交通の輻輳^{ふくそう}が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

- ウ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- オ 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- カ 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(4) 危険物の保安措置

- ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(5) 警戒区域の設定等

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知する。

(6) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

- ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

5 関係機関等への支援

第九管区海上保安本部は、次に掲げる措置を行う。

(1) 緊急輸送

負傷者、避難者、救急・救助要員、医師等の人員及び必要な機材並びに飲料水、食料その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたときは、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

(2) 物資の無償貸付け又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、被災者に対して物品を無償で貸付け又は譲与する。

(3) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、巡視船による医療活動場所の提供及び災害応急対策従事者に対する宿泊場所の提供等を行う。

6 関係機関との協力

風水害等による海上災害に対処するため、第九管区海上保安本部、県、市町村、警察、消防、自衛隊等は、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動を効果的に行う。

(1) 県・市町村

- ア 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。
- イ 港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等に当たる。
- ウ 第九管区海上保安本部の活動が迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請する。
- エ 第九管区海上保安本部の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。

(2) 県警察

- ア 関係機関とともに、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。
- イ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。
- ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示及び避難誘導に当たる。

(3) 消防機関

- ア 関係機関とともに、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助に当たる。
- イ 初期消火、延焼の防止に当たっては、相互に情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。
- ウ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送及び負傷者の救急措置を行う。
- エ 流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近

の警戒に当たる。

オ 関係機関の協力を得て、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

(4) 自衛隊

ア 第九管区海上保安本部及び県・市町村からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。

イ 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

(5) 北陸地方整備局

ア 関係機関と連絡をとり流出油の防除等災害応急対策に協力する。

イ 第九管区海上保安本部等が撮影した画像情報の関係機関へ伝送等について協力する。

(6) 日本赤十字社

関係機関と連絡をとり負傷者の救護に当たる。

第15節 災害時の空港運用及び航空管制

【関係機関】県災害対策本部（統括調整部、◎生活基盤対策部）、県警察航空隊、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、自衛隊、東北電力、報道機関、新潟空港事務所

1 計画の方針

災害時における新潟空港の運用について、東京航空局新潟空港事務所が実施する航空機の安全運航対策及び業務支援対策について定める。

2 空港事務所の対応

風水害等による被害が予測される場合又は発生した場合は、次の措置を講じるとともに、必要に応じ災害対策本部を設置する。

- (1) 気象情報の収集及び航空機の運航状況の把握に努め、関係機関と連絡調整を図る。
- (2) 滑走路、誘導路等の基本施設、航空灯火及び航空保安無線施設の点検を行う。ただし点検中であっても滑走を必要としない回転翼航空機にあっては、被害調査及び救助活動等に向かう関係機関（以下、救難機関という。）のものに限り離陸を認める。
- (3) 関係機関と連絡調整を図り、人命救助及び緊急輸送等の支援体制を取る。

3 航空機の安全運航対策及び業務支援対策

(1) 空港が使用できない場合の措置

航行している航空機に対し空港が使用できない旨を通知し、代替空港又は最寄りの飛行場への飛行を調整する。

(2) 空港が使用できる場合の措置

通常どおりの航空保安業務を実施する。

(3) 救難機関が運航する航空機に対する措置

人命救助及び緊急物資輸送のために運航する航空機に対し、次の措置を講じる。

ア 新潟空港サウスエプロン及びノースエプロンの駐機スポットが不足する場合には、誘導路等も使用し、駐機スポットを確保する。

イ 関係機関ごとに駐機可能なスポットを連絡する。

ウ 交通状況が許す範囲で可能な限り優先的に取り扱う。

エ 緊急用航空機の安全を確保するために必要な措置を講じる。

(4) 取材用航空機及び公的機関の航空機に対する措置

ア 駐機場の円滑な運用を図るよう努める。

イ 被災地での円滑な救助活動を図るため、必要に応じて被災地上空の飛行自粛要請を行う。

(5) 被災地への緊急物資輸送のために空港が使用される場合の措置

- ア 物資輸送機の駐機場及び物資保管場所の確保に努める。
- イ 空港内制限区域への立入承認は、円滑な支援業務が実施できるよう措置する。
- ウ 空港内の混乱及び事故等を防止し、秩序を維持するため適切な措置を講じる。

第16節 消火活動計画

【関係機関】 県災害対策本部（統括調整部）、市町村、消防本部、第九管区海上保安本部、自衛隊、消防庁、県民、企業・事業所

1 計画の方針

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民の初期火災による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 県民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

(イ) 消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。

(ウ) 消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力に対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

(エ) 新潟県代表消防機関である新潟市消防局（（代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局）以下この節において「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

(オ) 県は、大規模な火災が発生した場合、被災市町村の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

イ 達成目標

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速・効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(2) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(3) 積雪期の対応

ア 県民の対応

(ア) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房

器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(イ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

イ 消防機関の対応

(ア) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

(イ) 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

(ウ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(4) 惨事ストレス対策

ア 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

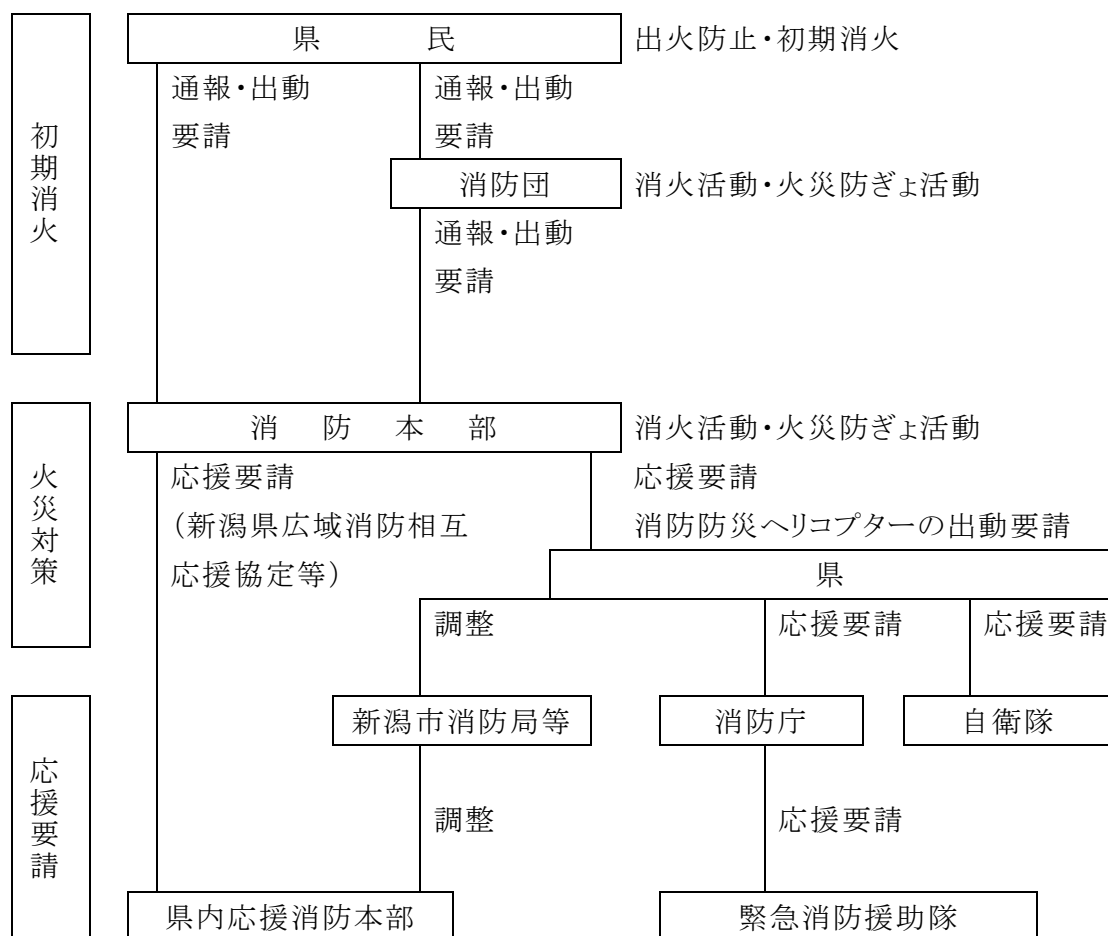
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県民	消防団・消防本部	出火・延焼の通報
消防団・消防本部	市町村	出火・延焼等被害状況、消火活動・応援要請
市町村・消防本部	被災地外消防本部 又は地域代表消防本部（大規模火災の場合） 県	出火・延焼等被害状況、消火活動 応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）
県	消防庁・自衛隊	出火・延焼等被害状況、消火活動・緊急消防援助隊要請・自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
消防団・消防本部	県民	出火・延焼等被害状況、避難・消火活動
被災地外消防本部 又は地域代表消防	市町村・消防本部 県	県内広域消防応援部隊出動

本部（大規模火災の場合）		
県	市町村・消防本部	緊急消防援助隊出動 自衛隊出動
消防庁・自衛隊等	県	緊急消防援助隊出動 自衛隊出動

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 初期消火

実施主体	対 策	協力依頼先
県民	<p>県民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止、初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に火災発生を通報しなければならない。</p> <p>ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す。</p> <p>イ 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。</p> <p>ウ 消防機関へ迅速に火災発生を通報する。</p>	消防署（所） 消防団
自主防災組織	<p>地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、極力自力消火・救助活動を行う。</p>	消防署（所） 消防団
消防団	<p>消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。</p> <p>ア 消防団の参集 参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団へ参集し、消防資機材等を準備する。</p> <p>イ 初期消火の広報 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。</p> <p>ウ 情報の収集、伝達 現地の火災状況等を消防署所へ電話、無線等により連絡する。</p> <p>エ 消火活動 消防部隊が到着するまでの間、県民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。 消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。</p>	消防署（所）

(2) 火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	<p>消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに、適切な消火活動を行う。</p> <p>ア 消防職員の招集 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。</p> <p>イ 火災情報の収集 119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等による防災行政無線等による情報、森林管理者等からの情報を収集する。</p> <p>ウ 緊急車両等の通行路の確保 (ア) 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制及び道路管理者に対して道路啓開を要請する。 (イ) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。</p> <p>エ 火災防ぎょ活動 (ア) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。 (イ) 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難場所、避難所及び避難路確保の消防活動を行う。 (ウ) 避難所、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中核機関、県民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。</p> <p>オ 消防水利の確保 消防機関は、あらかじめ作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図る。</p>	<p>消防団</p> <p>県警察 道路管理者</p>
県	<p>県は、大規模な火災が発生した場合、県警及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、市町村長等の要請に応じて消防活動等を行う。</p>	<p>県警察</p>
第九管区海上保安本部	<p>海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動に当たる。また、港内・湾内等で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防機関とともに速やかに消火活動を行う。</p>	<p>消防署(所) 消防団</p>

新潟県消防
防災ヘリコプター
緊急運航要
領

第3章第14
節「海上にお
ける災害応
急対策」参照

(3) 広域応援の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	<p>ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請する。</p> <p>イ 消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。</p> <p>ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。</p>	<p>隣接消防本部 各地区代表消防本部 新潟市消防局等 県</p>
新潟市消防局等	<p>ア 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。</p> <p>イ 上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。</p> <p>ウ 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。</p>	<p>県 消防庁 県内消防本部</p>

新潟県広域
消防相互
応援協定
覚書別表
2 地域代
表消防本部

<p>県</p>	<p>ア 県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。</p> <p>イ 県は、市町村から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。</p> <p>ウ 新潟県消防防災航空隊は上記アにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。</p> <p>エ 県は、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。</p> <p>オ 県は、市町村の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。</p> <p>自衛隊が消火活動を実施するために必要な、空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。</p>	<p>新潟市消防局等 県内消防本部 消防庁 第九管区海上保安本部 自衛隊</p> <p>空中消火用バケツト依頼先 長野県、群馬県、栃木県、茨城県、静岡県</p>
<p>市町村</p>	<p>市町村は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。</p>	<p>県（防災局） 自衛隊</p>

第3章第11節「自衛隊の災害派遣計画」参照

第3章第11節「自衛隊の災害派遣計画」参照

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 消防体制の確立
- ・ 火災防ぎょ活動計画
- ・ 自主防災組織等の役割
- ・ 消防団活動計画
- ・ 応援要請
- ・ 他の防災機関の受入体制

第17節 水防活動計画

参考資料

【関係機関】 県災害対策本部（生活基盤対策部）、北陸地方整備局、市町村（水防管理団体）、水防団（消防団）、水防協力団体、消防機関、警察本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

「水防法」第7条の2

ア 県民の責務

(ア) 水防管理者（市町村長）、水防団長又は消防機関の長が要請したときは、水防に従事する。

「水防法」第24条

(イ) 堤防その他の施設が決壊したときは、国、県、市町村、水防団又は消防機関に直ちに連絡する。

「水防法」第25条

イ 市町村の責務

洪水、雨水出水、津波、又は高潮により、水災の発生が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

「水防法」第3条

ウ 国及び県の責務

国及び県は、洪水、雨水出水、津波、又は高潮により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び避難判断水位到達情報の通知並びに水防資機材の提供を行うものとする。

「水防法」第3条の6及び第4条

また、国は、洪水、雨水出水、津波、又は高潮によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施することができる。

エ 達成目標

国、県及び市町村が協力し、洪水、雨水出水、津波、又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持する。

「水防法」第1条

(2) 危険地域の住民の避難・誘導

水防管理団体（市町村）、県及び国は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者及び滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。

(3) 積雪地域での対応

雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。

2 情報の流れ

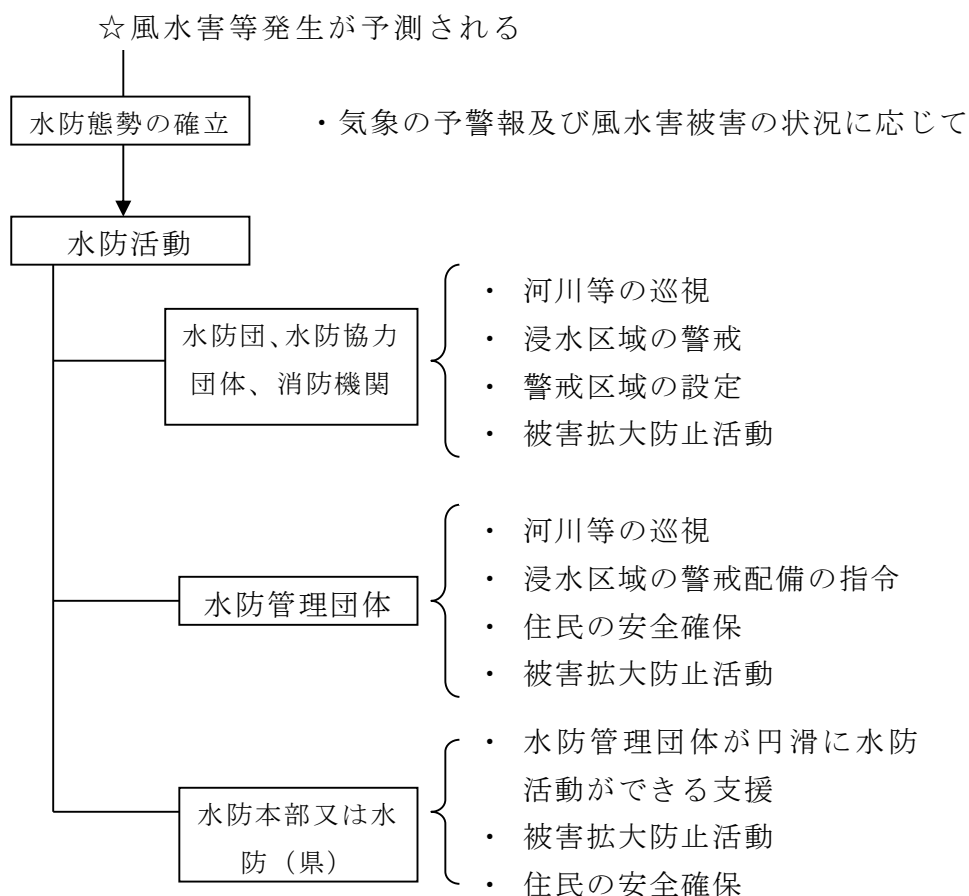
(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県民	水防団 水防協力団体 消防機関	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所
水防団 水防協力団体 消防機関	水防管理団体 (市町村)	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所、水防活動状況
水防管理団体 (市町村)	(県)	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所、水防活動状況

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
水防支部（県）	水防管理団体 (市町村)	防災情報、洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報 その他円滑な水防活動に資する情報
水防管理団体 (市町村)	水防団 水防協力団体 消防機関	防災情報、洪水予報、水防警報、特別警戒水位到達情報 その他円滑な水防活動に資する情報
	要配慮者施設や地下街等の管理者	洪水予報等、円滑かつ迅速な避難を確保するための情報
水防団 水防協力団体 消防機関	県民	防災情報、水防活動の状況 避難等に係る情報

3 業務フロー



4 業務の内容

(1) 水防態勢の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団 水防協力団体 消防機関	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、各水防管理団体から発する待機、準備又は出動の配備指令により体制を整える。	
水防管理団体 (市町村)	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、各水防管理団体の水防計画に定めている配備内容及び配備時期に体制を整える。	
(県)	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、県水防計画に定めている配備内容及び配備時期に体制を整える。	

資料編

「新潟県水防計画」

(2) 河川等の巡視

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団 水防協力団体 消防機関	水防団長又は消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川、海岸管理者
水防管理団体 (市町村)	水防管理者は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川、海岸管理者
(県)	県は必要に応じ河川・海岸巡視を実施するとともに、巡視の結果や水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者からの連絡等により、水防上危険であると認められる箇所の措置を早急を実施する。	

「水防法」第9条

「河川法」第2条
「海岸法」第5条及び第37条の3

(3) 浸水区域の警戒

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団 水防協力団体 消防機関	河川管理施設や海岸保全施設は、洪水、高潮及び高波の災害から住民の生命・財産を守る根幹施設となるため、準備・出動にあつては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。 ア 河川施設 ・河川水位が氾濫注意水位に近づいている箇所 ・過去に洪水被害を生じた箇所 ・地形地質上の弱堤箇所 ・土地災害防止の観点から弱堤箇所 ・二次被害防止の観点からの低標高箇所 ・主要河川構造物の設置箇所 イ 海岸施設 ・過去に高潮や高波被害を生じた箇所 ・二次被害防止の観点からの低標高箇所 ・主要河川構造物の設置箇所	

水防管理団体 (市町村)	適時に水防団、消防機関が浸水被害の警戒に当たれるよう配備指令を発する。	
-----------------	-------------------------------------	--

(4) 警戒区域の設定

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団 水防協力団体 消防機関	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるときは、水防団長、水防団員、水防協力団体の構成員及び消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。	警察機関

「水防法」第
21条

(5) 住民の安全確保

実施主体	対 策	協力依頼先
水防管理団体 (市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。 ・災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者及び滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。 ・住民に対する避難指示(警戒レベル4)は、関係法令に基づき、それぞれの実施責任者が時期を失わないようにするものとする。 特に市町村長は、避難措置実施の第1次責任者として必要に応じ、県、警察機関、自衛隊等に協力を求め、適切な措置を講ずるものとする。 ・避難を指示する場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。 	警察機関 自衛隊
県	<ul style="list-style-type: none"> ・必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。 	

「水防法」第
29条

(6) 被害拡大防止活動

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団 水防協力団体 消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防団長、水防協力団体の代表者及び消防機関の長は、直ちにその状況を関係者（所管の国土交通省各河川事務所長、土木部関係地域機関の長、保線区長、警察署長及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体その他必要な団体）に通報しなければならない。 ・決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。 	
水防管理団体 (市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防団長、水防協力団体の代表者及び消防機関の長は、直ちにその状況を関係者（所管の国土交通省各河川事務所長、土木部関係地域機関の長、保線区長、警察署長及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体その他必要な団体）に通報しなければならない。 ・決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。 	
水防本部又は 水防支部（県）	<p>洪水、高潮又は高波によって著しく激甚な災害が発生した場合に次に掲げる水防活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該災害の発生に伴い浸入した水の排除 ・高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動 	

「水防法」第
25 条及び第
26 条

「水防法」第
3 条の 6 及び
第 10 条、第
11 条、第 12
条、第 13 条、
第 14 条、第
16 条

(7) 水防管理団体が円滑に水防活動ができる支援

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<p>県は、水防管理団体が円滑に水防活動できるように努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防計画の策定 ・雨量、河川の水位、ダム放流情報等の防災情報の提供 ・洪水予報、水防警報、避難判断水位到 	

	達情報の通知と住民への周知 ・ 浸水想定区域図の作成と指定 ・ 水防資材の提供	
--	---	--

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 重要水防箇所や危険箇所等に関する情報の掲載
- ・ 河川、海岸災害に関する情報の収集及び伝達方法
- ・ 洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報の伝達方法
- ・ 避難、救助その他浸水を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

○資料編

県の水防態勢

配備体制	配備内容	配備時期
第1 配備体制	土木部河川管理課及び各土木部関係地域機関に水防当番員を配置し、情報連絡その他に従事させる。 状況により、第2 配備態勢に必要な要員を即時召集できる体制をとる。	洪水、または高潮に関係ある気象等の警報発表時又は洪水の危険が予想されるとき。
第2 配備体制	水防本部及び支部を設置し、水防事務の処理が円滑に遂行できる体制を整える。 事態の推移によっては、第3 配備体制に移行できる体制をとる。	洪水等のおそれがあると認められ、水防本部長又は支部長が必要と認めて指令したとき。
第3 配備体制	水防本部並びに支部に係る機関の職員全員で水防対策に当たる。	気象等の特別警報が発表されるなど、すでに相当の被害が発生し、重大な災害のおそれがある場合、または災害対策本部が設置されたとき。

※新潟県水防本部

土木部河川管理課に新潟県水防本部（水防本部）を、各土木部関係地域機関に水防支部を設置し、水防事務を処理する。（道路・港湾・砂防の各班については、必要に応じて設置する）水防本部は、新潟県災害対策本部が設置された場合に、同本部に統合される。

水防団の非常配備

水防管理者が水防団に発する配備指令は、概ね次表の基準で行うものとする。

配備指令	配備内容	配備時期
待機	水防管理者はその後の情勢を把握することに努め、団員を待機させ、直ちに次の段階に入り得る態勢	水防に関係ある気象の予報又は注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合
準備	水防団の長は、所定の詰所に集合し、また資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水門、開	水防団待機水位を超え、かつ氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。

	門、樋門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員に出動させる。	
出動	水防団の全員が所定に集合し、警戒配備につく。	河川水位が氾濫注意水位以上に上昇のおそれがあり、出動の必要を認めたとき。

※配備指令は、水防管理者が自らの判断で行うもののほか、次の場合にも発するものとする。

- ① 水防警報河川について、水防警報が発せられた場合
- ② 水防情報提供河川にあつては、水防情報が発せられた場合
- ③ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があつた場合

第18節 救急・救助活動計画

【関係機関】 県災害対策本部（◎統括調整部、保健医療教育部）、警察本部、市町村、消防機関、第九管区海上保安本部、自衛隊、総務省消防庁、医師会、ドクターヘリ基地病院、医療機関

1 計画の方針

災害により被災した住民等に対し、県、県警察、市町村、消防機関、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、自衛隊、第九管区海上保安本部、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊等は、関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 被災地の地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動に当たる。
- (イ) 市町村は、直ちに市町村地域防災計画の定めるところにより、地元医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。
- (ウ) 消防職員及び消防団員は市町村地域防災計画の定めるところにより、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、消防署所及び消防団は直ちに救助隊を編成し、指揮者の下で救急・救助活動を行う。
- (エ) 救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。
- (オ) 市町村及び消防本部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画並びに県・市町村地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。
- (カ) 新潟県代表消防機関である新潟市消防局（（代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局）以下「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。
- (キ) 警察本部は、市町村等からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編成し救出・救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊を要請する等、必要な救出・救助体制を迅速に確立する。
- (ク) 県は、被災市町村の被害状況及び救急・救助活動状況を把握し、関

係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

(ケ) 県、警察本部は、市町村からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急・救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、警察、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急・救助活動の支援・調整を行う。

(コ) 県内の災害派遣医療チーム（新潟DMAT）は、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

また、ドクターヘリ基地病院は、必要に応じてドクターヘリを病院所属のDMATの移動、患者の搬送等に活用することができる。

イ 達成目標

(ア) 住民又は住民の自治組織等により迅速な初動対応ができる。

(イ) 消防職員及び消防団員による救助隊等が迅速に活動を実施できる。

(ウ) 新潟DMAT、救護所及び最寄りの医療機関等、現地で迅速に負傷者等の手当が実施できる。

(エ) 市町村及び消防本部並びに県が他機関等への応援要請を行い、迅速に必要な救急・救助体制を確立する。

(オ) ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施できる。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 地域住民、市町村及び消防本部等は、避難行動要支援者の適切な安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

イ 県警察は、必要に応じ避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、救出・救助活動を行う。

(3) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、地元消防団、自治組織等による速やかな初動対応が重要であり、市町村、消防機関、県警察は地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。

(4) 惨事ストレス対策

ア 救急・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
住民、消防団など	消防本部、警察署	被災状況、救急・救助要請
消防本部、警察署	県、警察本部	救急・救助、応援、へりの要請
県、警察本部	消防庁、警察庁など	広域応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
消防庁、警察庁など	県、警察本部	広域応援出動
県、警察本部	消防本部、警察署	救急・救助、応援、へりの出動
消防本部、警察署	住民、消防団など	救急・救助活動

3 業務の体系

関係機関は、次の活動を必要が生じたとき又は必要とされる間、実施する。

住民、消防団、県、県警察等、地域における初動対応

↓

地元消防本部、県警察等の救急・救助隊等による救急・救助

↓

新潟DMAT、救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

↓

県警察へり、県消防防災へり等による救急・救助活動

↓

広域応援等の要請

↓

広域応援部隊及び関係機関の総合調整

↓

航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

4 業務の内容

(1) 住民、消防団、県、県警察等及び地域における初動活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
県民	ア 救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報する。 イ 電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。 ウ 災害の現場で消防等救急・救助活動を	消防署（所） 県警察 警察署 消防団 自主防災組織 市町村役場 県

	行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応ずるものとする。	等
消防団	消防団員は、直ちに自発的に参集し、指揮者は救助隊を編成し、住民の協力を得て初動時の救急・救助を実施する。	消防署（所） 県警察 市町村役場 県民（自主防災組織含む） 等
市町村 消防本部	消防団等から現地被災状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。	消防団、県、 市町村役場、 県警察 等
県 県警察	県（防災局、福祉保健部及び県警察）は、市町村、消防本部等から情報を収集し、関係機関と情報を共有して必要な総合調整を行う。	市町村、消防本部、警察署、 防災関係機関 等

(2) 地元消防本部、県警察等の救急・救助隊による救急・救助

実施主体	対 策	要請等連絡先
消防本部	ア 消防職員は自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救助隊を編成する。 イ 消防本部は、現地で活動中の消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに、必要な救急・救助体制を確立する。 ウ 出動対象の選定と優先順位の設定、現地での住民の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努める。 エ 必要に応じ、県警察に救急・救助活動の応援を要請する。	消防団 県 県警察
県警察	市町村等から救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。	

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

実施主体	対 策	要請等連絡先
市町村	ア 地元医師会と協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護に当たる。また、必要に応じて県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。 イ 負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関や市町村の開設した救護所	医師会 医療機関 医療資器材業者 県 県警察

	<p>等、現地で行う。</p> <p>ウ 重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。</p>	
消防本部	新潟県救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。	<p>県地域医療政策課</p> <p>医療機関</p> <p>医師会 等</p>
新潟DMAT	<p>ア 被災地内のDMATに関する指揮及び関係機関との調整等（本部活動）を行う。</p> <p>イ 消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。</p> <p>ウ 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（地域医療搬送）を行う。</p> <p>エ 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。</p> <p>オ 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。</p>	<p>県</p> <p>消防本部</p>

(4) 県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
<p>市町村</p> <p>消防本部</p> <p>医療機関</p> <p>その他</p>	<p>市町村、消防本部、医療機関等は、救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプター等による搬送を要請する。</p> <p>ただし、医療機関等その他関係機関は、やむを得ない場合を除き、原則として、地元消防本部、警察署等を通じて要請するものとする。</p>	<p>県</p> <p>県警察</p> <p>要請方法及び連絡先等は資料編を参照。</p>
<p>県</p> <p>県警察</p>	<p>ア 県及び県警察は、市町村等からの要請があった場合又は自らの判断により保有するヘリコプターで重症患者等の搬送を行う。</p> <p>イ ヘリコプターの要請が同時多発的に行われた場合、県（災害対策本部統括調</p>	<p>県</p> <p>県警察</p>

	整部航空運用調整班又は防災局危機対策課)及び県警察がそれぞれ、又は相互に調整の上、その効率的な運航を図る。	
--	---	--

(5) ドクターヘリによる救命救急活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市町村 消防本部 医療機関 その他	市町村、消防本部、医療機関等は、必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。	県 要請方法及び連絡先等は資料編を参照。
県	県は、市町村等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討の上、派遣を決定した場合には、直ちにドクターヘリ基地病院に出動を指示する。	ドクターヘリ 基地病院
ドクターヘリ 基地病院	ドクターヘリ基地病院は、県からの出動指示又は市町村等からの派遣要請があった場合又は出動指示等がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、被災地の消防本部と十分な調整を取った上で、ドクターヘリを出動させることができる。	県 消防本部

(6) 広域応援の要請

実施主体	対 策	要請等連絡先
消防本部	<p>ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。</p> <p>イ 消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請し、応援部隊を受け入れるものとする。</p> <p>ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県(災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課又は危機対策課)にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備するものとする。</p>	隣接消防本部 各地区代表消防本部 新潟市消防局等 県
新潟市消防局等	ア 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡(被災地消防本部からの事前情報を含む)が	県 消防庁 県内消防本部

	<p>行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。</p> <p>イ 上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県(災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課又は危機対策課)と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。</p> <p>ウ 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援を行う。</p>	
<p>県</p>	<p>ア 県は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請が行われ、新潟市消防局内に応援調整本部が設置された場合は、職員を派遣する。</p> <p>イ 県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請と受援の準備をする。</p> <p>ウ 県は、市町村から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。</p> <p>エ 新潟県消防防災航空隊は上記イにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。</p> <p>オ 県は、市町村からの要請があった場合又は自らの判断により、消防庁長官に緊急消防援助隊を要請する。</p> <p>カ 県は、市町村の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請及び第九管区海上保安本部に救援要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。</p>	<p>新潟市消防局等 県内消防本部 消防庁 第九管区海上保安本部 自衛隊</p>

第3章第11節「自衛隊の災害派遣計画」参照

第3章第14節「海上における災害応急対策」参照

警察本部	警察本部は、災害の規模が大きく、県内部隊では対処できず、警察庁、関東管区警察局又は他の都道府県警察に対して援助の要求を行う必要があると認められる場合は、公安委員会の承認を受け、援助の要求に係る手続きを行い必要な体制を確保する。	警察庁 関東管区警察局 他都道府県警察
市町村	市町村は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	県（防災局） 自衛隊

(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	対 策	要請等連絡先
県	<p>ア 救急・救助活動に係る総合調整は県災害対策本部統括調整部で行うものとし、消防庁、県防災局、県福祉保健部、消防応援活動調整本部、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部及びその他関係機関を構成員とし、各機関が相互に情報を共有し、協力して活動を実施するものとする。</p> <p>イ 消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊の調整を行い、必要に応じ、消防機関とDMATの連携体制を確立するものとする。</p> <p>ウ 県は、新潟県救急医療情報システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療資器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。</p>	消防庁 新潟市消防局等 県警察 自衛隊 第九管区海上保安本部
県警察	県、消防本部等と連絡調整を行い、警察災害派遣隊の円滑な救出・救助活動の実施を図る。	
市町村 消防本部	市町村及び消防本部は、県内広域消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急・救助活動に当たる。	
市町村 消防本部 緊急消防援助	災害現場で活動する関係機関の部隊は、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等につ	

隊 県警察 自衛隊 第九管区海上 保安本部 ドクターヘリ 基地病院 他県のドクタ ーヘリ 新潟DMAT	いて、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。	
--	--	--

(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

実施主体	対 策	要請等連絡先
県	<p>ア 緊急消防援助隊の応援消防防災ヘリコプターの活動は、新潟県消防防災航空隊が消防応援活動調整本部及び被災地指揮者と協議してその調整を行う。</p> <p>イ 県災害対策本部統括調整部は航空機保有機関の活動及び動態情報の共有を図り、効率的かつ安全な運航に努める。</p> <p>ウ 県災害対策本部統括調整部は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>エ 県災害対策本部保健医療教育部はドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な運航に努める。</p> <p>オ ヘリコプターを必要とする救急・救助事案が同時多発的に発生した場合は、必要に応じ、県災害対策本部統括調整部が各機関と協力して、総合的に調整を行う。</p>	
市町村 消防本部	市町村及び消防本部は、ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県又は県警察等に要請を行う。	県 県警察

緊急消防援助 隊 県警察 自衛隊 第九管区海上 保安本部 ドクターヘリ 基地病院 他県のドク ターヘリ	ヘリコプターの動態情報及び活動情報 等を相互に提供・保有し、安全かつ効率的 な航空機の運用に協力する。	
--	---	--

第19節 医療救護活動計画

【関係機関】 県災害対策本部（統括調整部、◎保健医療教育部）、市町村、医療機関、医療関係団体、消防機関

1 計画の方針

県、市町村、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制のもとに、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、県は、発災直後に被災地域内の市町村及び医療機関等から必要な情報収集を行う。
- (イ) 被災地を所轄する保健所は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため災害保健対策現地本部を設置する。
- (ウ) 県は市町村と情報共有し、地域住民の生命及び健康を守るため医療救護活動を行う。
- (エ) 医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。
- (オ) 災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）は、後方病院として主に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。
- (カ) 新潟DMA T指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。
- (キ) ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。
- (ク) 医療救護班及び歯科医療救護班編成機関は、県から救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。
- (ケ) 県は、新潟大学医歯学総合病院と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院が透析医療機関の患者受入を調整する。
- (コ) 県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。
- (サ) 県及び市町村は、県災害ボランティア支援センターと情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

(シ) 拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段（衛星携帯電話など）の確保に配慮する。

(ス) 県は、県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣に関する調整を依頼する。

イ 活動の調整

(ア) 県災害対策本部

県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会）、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有したうえで、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。

(イ) DMAT

災害時に、参集したDMATに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DMAT新潟県調整本部のほか、必要に応じてDMAT活動拠点本部等を設置する。

本 部 名	設置場所	主な役割
DMAT新潟県調整本部	県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 県内で活動する全DMATの指揮調整、DMAT新潟県調整本部以外の各DMAT本部の設置、指揮調整 県災害対策本部及び消防等の関連機関との連携・連絡及び調整
DMAT活動拠点本部	参集拠点となる災害拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> 参集したDMATの指揮調整、DMATに病院支援、現場活動、地域医療搬送等の役割付与 消防等の関連機関との連携及び調整
DMAT病院支援指揮所、DMAT現場活動指揮所	DMATが複数活動する病院、現場	<ul style="list-style-type: none"> 病院支援活動、現場活動するDMATの指揮調整 トリアージ、搬送、緊急治療の役割付与
DMAT・SCU指揮所	被災地内のSCU	<ul style="list-style-type: none"> SCU、航空機内で活動するDMATの指揮調整 搬入担当、診療担当などの役割を付与

(ウ) D P A T

災害時に、参集したD P A Tに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、D P A T調整本部のほか、必要に応じてD P A T活動拠点本部を設置する。

本 部 名	設置場所	主な役割
D P A T調整本部	県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 全D P A Tの指揮調整、拠点本部を指揮 県災害対策本部及びD P A T事務局等の関連機関との連携・連絡及び調整
D P A T活動拠点本部	活動フェーズに応じ、適切な場所に設置	<ul style="list-style-type: none"> D P A T調整本部、保健所等との連携及び調整 参集したD P A Tの指揮調整

(エ) 災害医療コーディネーター

被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市町村、保健所及び県地域医療政策課からあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとしてコーディネーターを支援する。

(オ) D H E A T構成員

医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。

ウ 達成目標

県、市町村、医療機関及び医療関係団体が、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市町村及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
市町村 代表消防本部（※） 災害拠点病院	県地域医療政策課	新潟D M A T派遣要請
市町村 消防機関 医療機関	県地域医療政策課	ドクターヘリ派遣要請
市町村	保健所	救護センター設置要請 医療救護班等派遣要請

病院	県地域医療政策課	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
透析実施機関	県地域医療政策課	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
診療所（透析実施機関を除く）	保健所	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
保健所	県地域医療政策課	診療所の被災状況等、救護センター開設、医療救護班等派遣要請
災害医療コーディネーターチーム	災害医療コーディネーター	被災地における医療需給
災害医療コーディネーター	県地域医療政策課	医療救護班等の派遣要請
県地域医療政策課	他の都道府県	県外DMA Tの派遣要請 医療救護に関する応援要請
県地域医療政策課	厚生労働省	県外DMA Tの派遣要請 医療救護に関する応援要請
県障害福祉課	厚生労働省 他の都道府県	県外DPATの派遣要請
県福祉保健総務課	厚生労働省 DHEATの派遣が可能な県等	DHEAT応援派遣の調整依頼 DHEAT応援要請

※ 新潟県広域消防相互応援協定に定める地域の代表消防本部

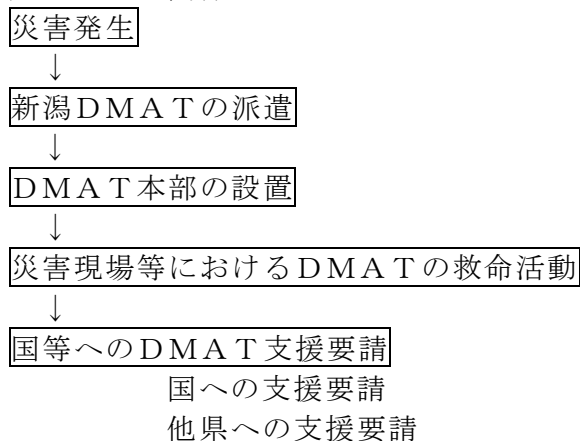
(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県地域医療政策課	市町村 代表消防本部 災害拠点病院	新潟DMA Tの派遣
県地域医療政策課	市町村 消防機関 医療機関	ドクターヘリの派遣
保健所	市町村	救護センター設置 医療救護班等派遣
県地域医療政策課	保健所	病院、透析実施機関の被災状況等 救護センター開設指示 新潟DMA T、医療救護班等派遣

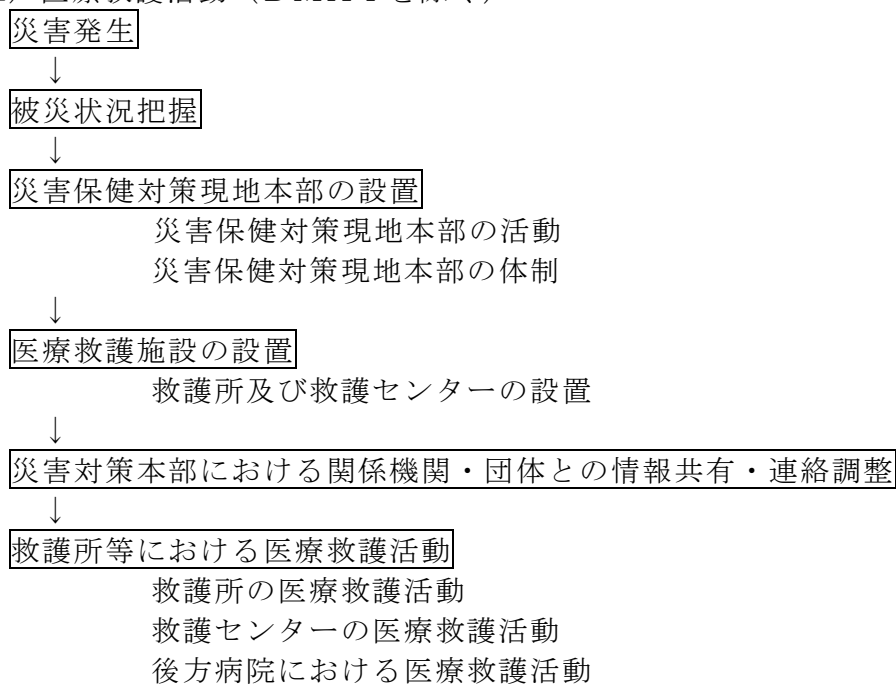
県障害福祉課	医療機関 保健所 市町村	新潟D P A Tの派遣
他の都道府県	県地域医療政策課 県障害福祉課	県外DMA Tの派遣 県外D P A Tの派遣 医療救護に関する応援
厚生労働省	県地域医療政策課 県障害福祉課	県外DMA Tの派遣 県外D P A Tの派遣 医療救護に関する応援
厚生労働省 D H E A Tの派遣が可能な県等	県福祉保健総務課	D H E A T応援派遣の調整結果 D H E A T応援派遣

3 業務の体系

(1) DMA T関係



(2) 医療救護活動（DMA Tを除く）



患者等の搬送
医療資器材等の供給
医療救護体制の支援

↓
国等への支援要請

国への支援要請
他県への支援要請
医療関係団体への支援要請

↓
医療関係ボランティアの活用

↓
医療関係の災害時の対応

(3) DPAT関係

災害発生

↓
新潟DPATの派遣

↓
DPAT本部の設置

↓
被災地域における精神保健活動等

↓
国等へのDPAT支援要請

国への支援要請
他県への支援要請

(4) DHEAT関係

災害発生

↓
国へDHEAT応援派遣に関する調整依頼

↓
国よりDHEAT応援派遣の調整結果

↓
DHEATの派遣が可能な県等への応援要請

↓
DHEAT構成員が医療救護活動の指揮調整業務を補助

4 業務の内容

(1) DMAT関係

ア 新潟DMATの派遣

実施主体	対 策	協力依頼先
県地域医療政策課	被災地の市町村、代表消防本部又は災害拠点病院からの要請を受け、新潟DM	新潟DMAT 指定医療機関

	A T 指定医療機関に対し新潟DMA T の派遣を要請する。	
新潟DMA T 指定医療機関	県からの要請又は自らの判断により、新潟DMA T を派遣する。	

イ DMA T 本部の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県地域医療政策課	県内で活動するすべてのDMA T を指揮するDMA T 新潟県調整本部を設置する。	新潟DMA T 指定医療機関
DMA T 新潟県調整本部	必要に応じてDMA T 活動拠点本部、DMA T 病院支援指揮所、DMA T 現場活動指揮所を設置する。	災害拠点病院等

ウ 災害現場等におけるDMA T の救命活動

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟DMA T	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地内のDMA T に関する指揮及び関係機関との調整等の実施（本部活動） ・ 消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等の実施（現場活動） ・ 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療の実施（地域医療搬送） ・ 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等の実施（病院支援） ・ 被災地内外を問わず、ヘリコプター、救急車等による患者搬送及び搬送中における診療等の実施（地域医療搬送） ・ 自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する間における診療等の実施（広域医療搬送） 	県 厚生労働省 消防機関

エ 国等へのDMAT支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
被災地内の災害拠点病院 新潟DMAT	被災地内の災害拠点病院又は新潟DMATは、被災地の状況等により、県に対し県外DMATの派遣を要請する。	県地域医療政策課
県地域医療政策課	県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外DMATの派遣を要請する。	厚生労働省

(2) 医療救護活動関係（DMAT関係を除く）

ア 被災状況把握

実施主体	対 策	協力依頼先
県地域医療政策課 新潟大学医歯学総合病院	病院及び透析実施機関について以下の情報を収集する。 ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み） エ 医療従事者の確保状況 オ 医療資器材等の需給状況	病院 透析実施機関
保健所	診療所（透析実施機関を除く。）について以下の情報を収集する。 ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼働状況 エ 医療従事者の確保状況 オ 医療資器材等の需給状況	診療所（透析実施機関を除く）
県地域医療政策課	ア 救護所の設置状況 イ 救護所及び医療機関への交通	市町村

イ 災害保健対策現地本部の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
保健所	ア 災害保健対策現地本部の体制 (ア) 災害保健対策現地本部の体制等は保健所長等が定める。 (イ) 災害保健対策現地本部には、医療救護に係る連絡・調整を円滑に行うために、情報の収集及び伝達の窓口	市町村

	<p>となる医療救護情報責任者を置く。</p> <p>イ 災害保健対策現地本部の活動</p> <p>(ア) 保健所の行う災害対策に係る情報の収集・発信、連絡、調整、指導及び支援</p> <p>(イ) 市町村との連絡を確保するための市町村災害対策本部への保健所の職員派遣</p> <p>(ウ) 災害応急業務従事者の健康管理のための健康相談等</p>	
--	---	--

ウ 医療救護施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。	郡市医師会 郡市歯科医師会
保健所	医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合などに、保健所に救護センターを設置する。	郡市医師会 郡市歯科医師会

エ 医療救護活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<p>ア 救護所の医療救護活動</p> <p>設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p> <p>(ア) 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動）</p> <p>(イ) 災害拠点病院等への移送手配</p> <p>(ウ) 医療救護活動の記録</p> <p>(エ) 死亡の確認</p> <p>(オ) 市町村への、救護所の患者収容状況等の活動状況報告</p> <p>イ 患者等の搬送</p> <p>搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p> <p>ウ 医療資器材等の供給</p> <p>医療救護活動に必要な医療資器材等</p>	郡市医師会 郡市歯科医師会

	の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。	
保健所	<p>設置した救護センターにおいて、一般医療及び歯科医療の他に以下の精神科救護活動を行う。</p> <p>ア 精神科患者の治療</p> <p>イ 避難所への巡回診療及び相談</p> <p>ウ 精神科医療機関への移送手配</p>	<p>郡市医師会</p> <p>郡市歯科医師会</p>
県地域医療政策課	<p>ア ドクターヘリの派遣等</p> <p>災害現場にドクターヘリを派遣するとともに、消防等関係機関との緊密な協力体制により広域的な搬送体制を確保する。</p> <p>イ 医療資器材等の供給</p> <p>(ア) 災害時における救護所及び被災医療機関等への医薬品等への円滑な供給並びに避難所での一般用医薬品の配布、服薬指導等を行うため、新潟県薬剤師会と連携し、市町村災害対策本部の医薬品集積場所や避難所等に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理及び服薬指導を行う。</p> <p>(イ) 市町村、被災医療機関等から医療資器材等の供給要請を受けた場合、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、新潟県薬剤師会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合へ供給を要請し確保する。</p> <p>(ウ) 県は、医療機関から輸血用血液等血液製剤の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請し確保する。</p> <p>ウ 医療救護班等の派遣</p> <p>県医療救護班及び県歯科医療救護班の編成計画により、新潟大学医歯学総合病院、県立病院、自治体病院、公的病院等からなる救護班を編成し派遣する。</p>	

災害拠点病院	災害拠点病院は、後方病院として主に以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 ア 被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ イ 医療救護班の派遣等	県地域医療政策課
医療救護班等	医療救護活動に必要な医療資器材を携行するものとし、その補充は県に要請する。	県地域医療政策課

オ 国等への支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県地域医療政策課	被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、次の関係団体に対して支援を要請する。 ア 厚生労働省への支援要請 厚生労働省に対して、独立行政法人国立病院機構病院等の協力を要請する。 イ 他都道府県への支援要請 災害協定を締結している隣接県等に対して、医療救護活動の支援を要請する。 ウ 医療関係団体への支援要請 (ア) 新潟県医師会への支援要請 協定に基づき新潟県医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。 (イ) 新潟県歯科医師会への支援要請 協定に基づき新潟県歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。 (ウ) 日本赤十字社新潟県支部への支援要請 契約に基づき、日本赤十字社新潟県支部に対して、救護班の派遣を要請する。	厚生労働省 他都道府県 新潟県医師会 新潟県歯科医師会 日本赤十字社 新潟県支部
県	被災状況に応じ、自衛隊に医療救護班の派遣を要請する。	自衛隊
保健所	郡市医師会又は郡市歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	郡市医師会 郡市歯科医師会

市町村	郡市医師会又は郡市歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	郡市医師会 郡市歯科医師会
新潟県医師会	ア 県から支援の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に收容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 イ 郡市医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	郡市医師会
新潟県歯科医師会	ア 県から支援の要請があったときは、歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に收容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 イ 郡市医師会又は郡市歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	郡市歯科医師会
郡市医師会 郡市歯科医師会	支援の要請があったときは、医療救護班又は歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に收容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請するものとする。	

カ 医療関係ボランティアの活用

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	県の設置する災害ボランティア支援センター及び市町村災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害ボランティア支援センター 市町村災害ボランティアセンター
県地域医療政策課	県災害ボランティア支援センターとともに市町村災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害ボランティア支援センター 市町村災害ボランティアセンター

キ 医療機関の災害時の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
医療機関	災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整えるものとする。	

(3) D P A T 関係

ア 新潟D P A Tの派遣

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	被災地域において精神医療や精神保健活動への需要が増大する等、県が必要を判断した場合、又は被災都道府県知事又は厚生労働省(D P A T事務局)からの要請を受け、新潟D P A Tの派遣を要請する。	新潟D P A T

イ D P A T本部の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	県内で活動する全てのD P A Tを指揮するD P A T調整本部を設置する。	D P A T統括者

ウ 災害現場等におけるD P A Tの活動

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟D P A T	<ul style="list-style-type: none"> 被災地内のD P A Tに関する指揮及び関係機関との調整等の実施(本部活動) 被災地域における精神医療の提供、精神保健活動の支援、被災した医療機関や支援者への支援を行う。 	県 厚生労働省

エ 国等へのD P A T支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外D P A Tの派遣を要請する。	厚生労働省

(4) D H E A T 関係

ア D H E A Tの派遣調整

実施主体	対 策	協力依頼先
県福祉保健総務課	ア 県内での相互支援だけでは保健医療活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、D H E A Tの応援派遣に	厚生労働省

	<p>関する調整依頼を行う。 イ DHEATの派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。</p>	DHEATの派遣が可能な県等
--	---	----------------

イ DHEATの活動

実施主体	対 策	協力依頼先
DHEAT構成員	医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。	

第20節 防疫及び保健衛生計画

参考資料

【関係機関】 県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村、県民、地区食品衛生協会、県栄養士会、防疫薬品業界団体、新潟県ペストコントロール協会

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

イ 県民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努める。

ウ 市町村は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとる。

エ 県は、市町村を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。

オ 県は、県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、D H E A Tの応援派遣に関する調整を依頼する。

(2) 要配慮者に対する配慮

県及び市町村は、避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

(3) 積雪期の対応

冬季間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市町村は、避難所等の採暖に配慮する。

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期する。

2 被害状況等の把握

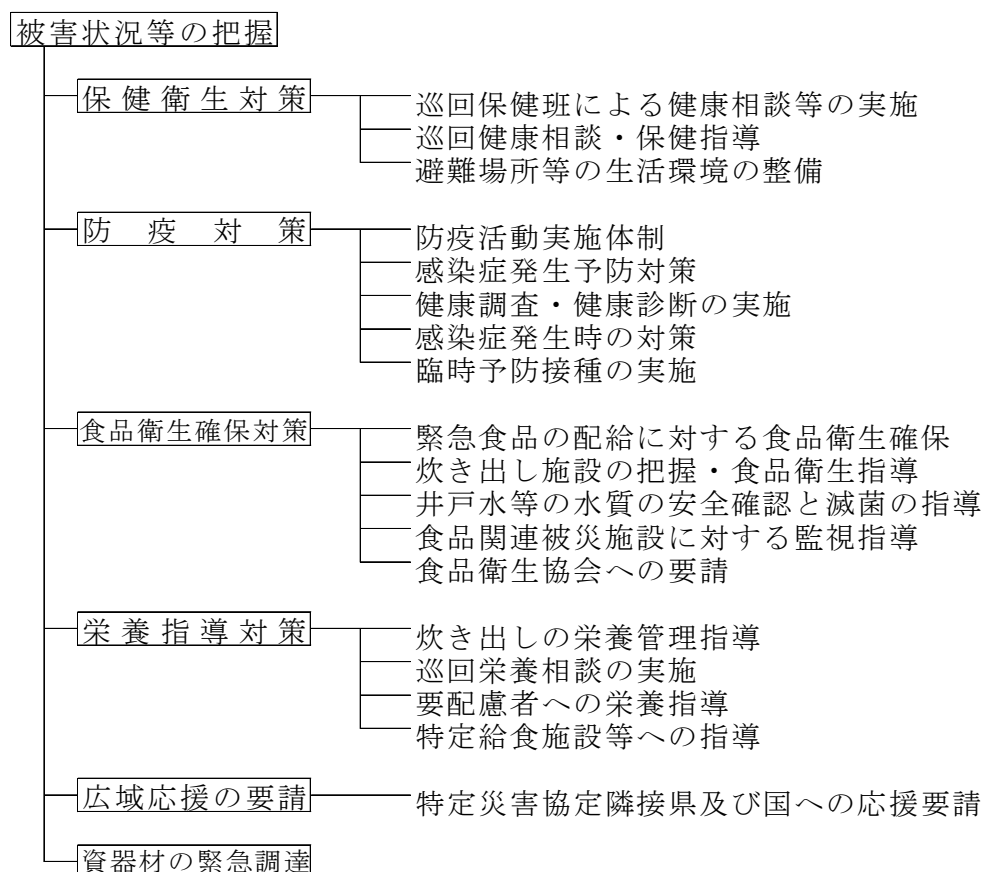
被災地市町村を通じる等の県の情報把握

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況

- (4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 特定給食施設等の被害状況

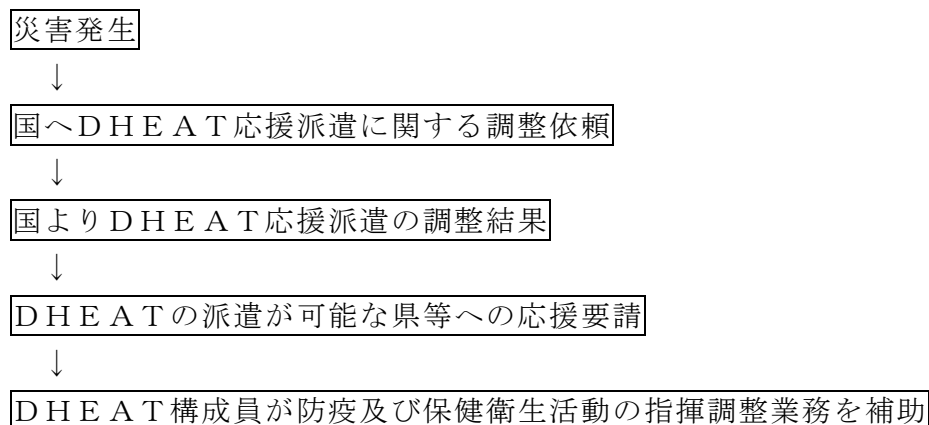
3 業務体系図

(1) 防疫及び保健衛生活動（DHEATを除く）



※ 各業務は必要に応じて共同で実施する。

(2) DHEAT関係



4 業務の内容

(1) 保健衛生対策

実施主体	対策
県	<p>ア 巡回保健班による健康相談等の実施</p> <p>(ア) 地域振興局健康福祉（環境）部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等追加）</p> <p>被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回</p> <p>(イ) 市町村保健師の協力を得て、巡回計画作成</p> <p>(ウ) 福祉保健総務課：必要に応じて、他の健康福祉（環境）部からの応援態勢を確立</p> <p>イ 避難行動要支援者の健康状態確認及び保健指導実施</p> <p>(ア) 地域振興局健康福祉（環境）部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員、歯科衛生士等追加）</p> <p>被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回</p> <p>(イ) ケースへの適切な処遇のため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等と連絡調整</p> <p>a 災害時要援護者及び人工透析患者等の健康状態の把握及び保健指導</p> <p>b 難病患者、精神障害者等に対する保健指導</p> <p>c インフルエンザ等の感染症予防の保健指導</p> <p>d 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導</p> <p>e 不安の除去等メンタルヘルスへの対応</p> <p>f 誤嚥性肺炎予防等のための口腔保健指導</p> <p>ウ 避難所等の生活環境の整備</p> <p>(ア) 避難所、仮設住宅等における状況把握及び被災者への指導・助言</p> <p>(イ) 市町村が実施する生活環境整備への助言・協力</p>
市町村	<p>ア 被災者の避難状況把握、県への報告</p> <p>イ 避難所等の整備、健康相談等の実施</p> <p>ウ 避難所等の生活環境整備</p> <p>(ア) 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）</p> <p>(イ) 衣類及び寝具の清潔の保持</p> <p>(ウ) 身体の清潔の保持</p> <p>(エ) 室温、換気等の環境</p> <p>(オ) 睡眠及び休養の確保</p> <p>(カ) 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔</p> <p>(キ) プライバシーの保護</p>

第3章第27節「要配慮者の応急対策」

第3章第21節「こころのケア対策計画」

(2) 防疫対策

実施主体	対 策
県	<p>ア 防疫活動実施体制</p> <p>(ア) 災害規模に応じ、市町村の防疫活動を指導・支援</p> <p>(イ) 地域振興局健康福祉（環境）部：必要に応じて、地域振興局健康福祉（環境）部に災害防疫対策本部設置</p> <p>(ウ) 被災状況に応じ、自衛隊に防疫活動の支援要請</p> <p>イ 感染症発生予防対策の実施</p> <p>市町村と協力し、感染症発生動向の把握、予防教育及び啓発活動を実施</p> <p>ウ 健康調査及び健康診断の実施</p> <p>(ア) 地域振興局健康福祉（環境）部：緊急度に応じ、計画的に実施（浸水地域住民、集団避難場所の避難者及び応急仮設住宅入居者を重点に実施）</p> <p>(イ) 地域振興局健康福祉（環境）部：健康調査の結果、必要な場合は検便等の健康診断実施</p> <p>エ 感染症発生時の対策実施</p> <p>(ア) 地域振興局健康福祉（環境）部：入院が必要な感染症患者等（感染症患者又は無症状病原体保有者）に対し、速やかに入院措置。交通途絶等のため、感染症指定医療機関に収容することが困難な場合、災害をまぬがれた地域内の適当な医療機関へ収容</p> <p>(イ) 地域振興局健康福祉（環境）部：濃厚接触者（感染症患者等と飲食を共にした者及び頻繁に接触した者）に対し、病気に対する知識、消毒方法等の保健指導を実施</p> <p>オ 臨時予防接種の実施又は実施指示</p> <p>感染症対策・薬務課：疾病のまん延予防上必要のあるとき、対象者又は期間を指定して、健康福祉（環境）部へ臨時予防接種の実施を指示。市町村が実施することを特に適当と認めるときは市町村長に指示</p>
市町村	<p>ア 防疫活動実施体制</p> <p>迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。</p> <p>イ 感染症発生予防対策の実施</p> <p>(ア) 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に実施</p> <p>(イ) 飲み水、食物の注意、手洗い及びうがいの勧奨を指導。台所、便所及び家の周囲の清潔及び消毒方法を指導</p>

	<p>(ウ) 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔を維持。 なお、ごみの処理及びし尿の処理を重点に実施</p> <p>(エ) 便所、台所等を中心に消毒を実施</p> <p>(オ) ねずみ族及び昆虫等の駆除（県が定めた地域内）。</p> <p>ウ 感染症発生時の対策実施 台所、便所、排水口等の消毒実施。汚物、し尿は消毒後に処理</p>
--	--

(3) 食品衛生確保対策

実施主体	対 策
県（地域機関）	<p>ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保 市町村及び食品調製施設に対し監視指導を実施 （市町村の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づくもの）</p> <p>イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導 市町村の協力を得て実施。特に仮設の炊き出し施設に対しては、食品衛生監視員が原料の調達、保管及び調理についての指導を実施</p> <p>ウ 井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導 普段使用していない井戸水等を飲料水等に使用する場合、その水質の安全確認と滅菌を被災者に指導</p> <p>エ 食品関連被災施設に対する監視指導 食品衛生監視員が営業施設の被災状況を確認し、食品の安全確保及び施設・設備の監視指導を実施</p> <p>(ア) 冠水食品の廃棄の指導 (イ) 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の廃棄の指導 (ウ) 施設・設備等の洗浄消毒の指導</p> <p>オ 食品衛生協会への要請 地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請。食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導実施</p>
県（生活衛生課）	必要に応じて、地域機関間の応援体制を確立

(4) 栄養指導対策

実施主体	対 策
県（地域機関）	<p>ア 炊き出しの栄養管理指導 地域振興局健康福祉（環境）部は市町村設置の実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施</p>

	<p>イ 巡回栄養相談 避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養状態の確認及び栄養・食生活相談を実施</p> <p>ウ 要配慮者への栄養指導 乳幼児、妊産婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養相談や特別用途食品の手配に関する支援の実施</p> <p>エ 特定給食施設等への指導 給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導</p> <p>※ ア～エについては、市町村栄養士等と連絡を図りながら実施する。</p>
県（健康づくり支援課）	<p>災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施</p> <p>被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会（JDA-DAT）へ支援要請</p>

(5) 広域応援の要請

実施主体	対 策
県	<p>県内だけでは体制の確保ができない場合、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援の要請</p>

(6) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	対 策
市町村	<p>ア 防疫資器材等の備蓄及び調達について計画作成及び実施</p> <p>イ 防疫資器材等の整備状況を健康福祉（環境）部に報告</p> <p>ウ 緊急時、防疫資器材等の不足による確保要請（健康福祉（環境）部へ）</p>
県	<p>ア 県内の防疫資器材等の備蓄状況を市町村へ情報提供</p> <p>イ 災害時の防疫資器材等の必要量確保のため、防疫薬品業界と協定締結</p> <p>ウ 緊急時の防疫資器材等の調整</p> <p>(ア) 健康福祉（環境）部：管内調整を実施。調整がつかない場合は、感染症対策・薬務課へ確保要請</p> <p>(イ) 感染症対策・薬務課：防疫薬品業界団体へ協定に基づく供給要請</p>

(7) D H E A T 関係

ア D H E A T の派遣調整

実施主体	対 策	協力依頼先
県（福祉保健総務課）	<p>ア 県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、D H E A T の応援派遣に関する調整依頼を行う。</p> <p>イ D H E A T の派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>D H E A T の派遣が可能な県等</p>

イ D H E A T の活動

実施主体	対 策	協力依頼先
DHEAT 構成員	防疫及び保健衛生活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。	

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 防疫資器材等の備蓄及び確保計画
- ・ 被災規模に応じた防疫活動組織体制

第21節 こころのケア対策計画

【関係機関】国（厚生労働省、D P A T事務局）、県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村、精神科病院、精神保健福祉関係機関・関係団体、報道機関

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 県民の責務

被災住民は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

(イ) 報道機関の責務

- a 不用意な取材活動による PTSD 誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。
- b こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

(ウ) 精神科医療機関の責務

- a 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供する。
- b 災害派遣精神医療チーム（D P A T）活動等の県が実施するこころのケア対策を支援する。

(エ) 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務

県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。

(オ) 市町村の責務

- a 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。
- b 必要に応じてこころのケア対策等の支援を県に要請する。

(カ) 県の責務

- a 国の「災害派遣精神医療チーム（D P A T）活動要領」に基づき、県は、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（以下「D P A T」という。）等の体制整備に努める。
- b 必要に応じて、国及び他都道府県に対して、D P A Tの派遣を要請する。
- c D P A Tを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。
- d 被災住民に対するこころのケア対策を実施し、市町村を支援する。

イ 活動の調整

(ア) D P A T 運営委員会

D P A T に関する運営体制、活動の検証等について検討協議を行うため、D P A T 運営委員会を開催する。

(イ) D P A T 活動

県内に大規模災害等が発生し、D P A T の派遣を要することが想定される場合は、県はD P A T の活動を統括するために、D P A T 調整本部を設置する。D P A T 調整本部はD P A T 統括者（精神科医師）が統括する。

必要に応じてD P A T 活動拠点本部を設置する。

本 部 名	設置場所	主な役割
D P A T 調整本部	県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部、災害医療本部、災害医療コーディネーター、D M A T 調整本部、国等との連絡及び調整 D P A T 派遣の開始及び終結の決定、D P A T の派遣要請・派遣先調整 被災地域で活動するD P A T の指揮、調整、ロジスティクス D P A T 活動拠点本部の設置
D P A T 活動拠点本部	活動のフェーズに応じ、適切な場所に設置	<ul style="list-style-type: none"> D P A T 調整本部、D M A T 活動拠点本部、保健所等との連絡及び調整 D P A T 調整本部の指揮下で、参集したD P A T の統括

ウ 達成目標

(ア) 発災直後から情報収集に努め、発災から概ね48時間以内に活動できるD P A T 先遣隊において、本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等を行う。

(イ) 先遣隊の後に中長期に渡り活動するD P A T において、本部機能の継続や、被災地での精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援、支援者への専門的支援等を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

2 情報の流れ

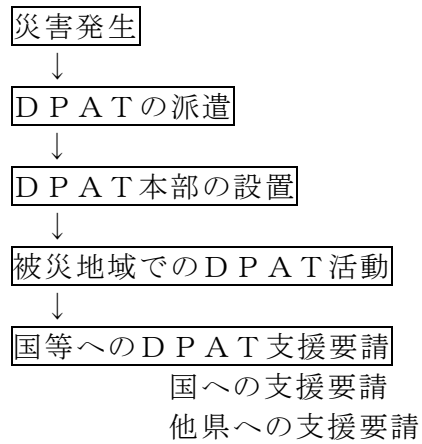
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県障害福祉課	厚生労働省	県外D P A T の派遣要請
県障害福祉課	他の都道府県	県外D P A T の派遣要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
厚生労働省	県障害福祉課	県外D P A Tの派遣
他の都道府県	県障害福祉課	県外D P A Tの派遣

3 業務の体系



4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ D P A T 調整本部の設置 ・ D P A T の派遣要請・受入れ調整 	厚生労働省、D P A T 事務局、新潟 D P A T、精神科医療機関
D P A T	<ul style="list-style-type: none"> ・ D P A T 調整本部、D P A T 活動拠点本部において、D P A T の指揮調整、情報収集、関係機関等との連絡調整等の本部活動を行う。 ・ E M I S や J - S P E E D、関係機関からの情報等を基に、被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握する。 ・ 活動内容の情報発信を行う。 ・ 被災地での精神科医療の提供を行う。 ・ 被災地での精神保健活動への専門的支援を行う。 ・ 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）を行う。 ・ 被災者への専門的支援を行う。 	県、被災地域内の災害拠点病院、災害拠点精神科病院、保健所等

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ こころのケアに関する窓口
- ・ こころのケア情報の伝達方法
- ・ こころのケア支援要請基準
- ・ こころの健康の把握方法
- ・ 市町村職員のこころのケア対策

第22節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画

【関係機関】 県災害対策本部（保健医療教育部）、県教育委員会、市町村教育委員会、各教育事務所、学校、新潟県臨床心理士会

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 県の責務

- a 災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。
- b 被災市町村の学校に対して臨床心理士を派遣し、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を実施する。
- c 災害の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

(イ) 市町村教育委員会の責務

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

(ウ) 各教育事務所の責務

カウンセラー派遣にかかる安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内

(エ) 学校の責務

- a 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童生徒等への説明及び保護者への説明会を実施する。
- b カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングの実施
- c 教員による児童生徒等への早期カウンセリングの実施

イ 活動の調整

県教育委員会、市町村教育委員会

ウ 達成目標

- (ア) 災害救助法適用市町村の学校すべてに対して、災害発生から1週間後をめどに「該当学校教員への説明会」を実施
- (イ) 災害救助法適用市町村の学校すべてに対して、災害発生から2週間後をめどにカウンセラー派遣を開始

(2) 要配慮者に対する配慮

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
学校	県教育委員会	カウンセラーによるこころのケアが必要な児童生徒、実施児童生徒数及び個別相談票の報告
市町村教育委員会	県教育委員会	こころのケアに係る必要な情報
県教育委員会	県臨床心理士会	こころのケアに係る必要な情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	市町村教育委員会	カウンセリング実施日 説明会実施日
市町村教育委員会	学校	カウンセリング実施日 説明会実施日

3 業務の体系

派遣計画の作成と説明会資料作成

↓

説明会の実施

↓

こころの健康調査の実施とスクリーニング

↓

カウンセラー派遣

4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
県	こころのケア説明会及びカウンセラー派遣の計画	県臨床心理士会
市町村	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画送付及び実態把握	

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ こころのケアに関する窓口
- ・ こころのケア情報の伝達方法
- ・ こころのケアチームの派遣等支援要請基準
- ・ こころの健康の把握方法
- ・ 教職員のこころのケア対策

第23節 廃棄物の処理計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（保健医療教育部）、関東地方環境事務所、市町村、県民、新潟県環境整備事業協同組合、一般社団法人新潟県産業資源循環協会、一般社団法人新潟県浄化槽整備協会、一般社団法人新潟県解体工事業協会、公益財団法人新潟県環境保全事業団、自衛隊、警察本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 県民の責務

a ごみ処理

- (a) 避難所での生活ごみについて、市町村の指示する分別等のごみの排出に協力する。
- (b) 家庭からの生活ごみ及び粗大ごみについて、市町村の指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。
- (c) ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等を行わない。

b し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市町村の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

(イ) 市町村の責務

a ごみ処理

- (a) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置する等、復旧までの処理体制を整備する。電気・水・熱の供給設備を設置しているごみ処理施設では、それらの供給拠点としての活用を検討する。
- (b) 避難者の衛生面での支障が生じないように、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- (c) あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- (d) ごみの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。
- (e) ごみの収集方法を決定し、速やかに住民に周知する。この際、排出時の分別について十分周知を行う。
- (f) ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。

第3章第24節「トイレ対策計画」参照

- (g) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。
 - (h) 腐敗が早くかつ重量がある泥水を被った災害ごみが路上に一時に大量に排出されることが予想される場合は、自衛隊の協力を得て、まず幹線道路の確保を行い、次に、路地等に排出された災害ごみの早期収集に努める。
 - (i) 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルート確保を行う。
 - (j) ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。
- b し尿処理
- (a) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。
 - (b) 避難所等の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況の把握を行い、収集体制を整備する。
 - (c) あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
 - (d) し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。
- c 災害がれき処理
- (a) 隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。
 - (b) あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
 - (c) 災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。
 - (d) 災害がれきの処理方法を決定し、速やかに住民に周知する。
 - (e) 災害がれきの処理に当たっては、減量化及び適切な分別を行うことにより減量化とリサイクルに努める。
 - (f) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保

管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化により飛散防止の措置を講ずる。

(g) 損壊家屋が多数に上る場合は、住民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者の斡旋、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。

(h) 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

(ウ) 県の責務

a 必要に応じ災害廃棄物処理実行計画を策定する。

b 市町村の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。

c 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市町村を支援する。

d 市町村が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。

e 市町村から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施する。

イ 活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村災害対策本部

ウ 達成目標

（ごみ収集）

(ア) 生活ごみ等の収集は、おおむね2日～3日以内に開始する。災害ごみの収集は、おおむね2日～3日以内に開始し、5日～7日以内での収集完了に努める。

（し尿収集）

(イ) し尿の収集は、おおむね24時間以内に開始する。

（災害がれきの収集）

(ウ) 災害がれきの収集は、おおむね1か月以内に開始する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市町村は、避難行動要支援者の家庭からのごみ収集等へのボランティアの派遣について、市町村災害ボランティアセンターとの調整を図る。

2 情報の流れ

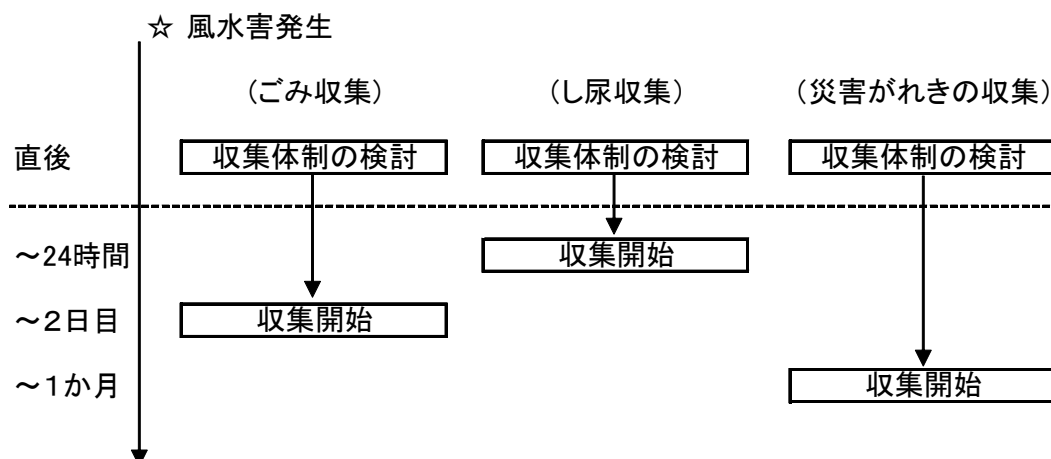
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市町村	ごみ、し尿収集のニーズ
市町村	県	広域支援の必要性
県	協定先・団体	広域支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市町村	広域支援の情報
市町村	避難所、避難者	ごみ、し尿の収集情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) ごみ処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う避難所等のごみの分別及び排出に協力する。 各家庭においては、市町村の指示に従い、ごみの分別及び排出を行う。 	市町村
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 生活ごみ及び粗大ごみ処理の実行計画を策定する。 避難所のごみ収集体制を整備する。 家庭からのごみの分別、排出方法等について住民に周知する。 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村及び県に要請する。 必要に応じ、仮置場の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確認する。 必要に応じ、ごみ収集のためボランティア派遣の調整を図る。 	県災対本部 近隣市町村関係団体 新潟県災害ボランティア支援センター 市町村災害ボランティアセンター
県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 必要に応じ、職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。 	協定団体等 環境省関東地方環境事務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 	

	・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
新潟県環境整備事業協同組合	・市町村及び県からの要請に基づき、現地での災害ごみの収集に協力する。	
(一社)新潟県産業資源循環協会	・市町村及び県からの要請に基づき、災害ごみの収集・処分に協力する。	
(公財)新潟県環境保全事業団	・県からの要請に基づき、災害ごみの処理に協力する。	

(2) し尿処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	・仮設トイレの維持管理に協力し、市町村のし尿収集に協力する。	市町村
市町村	・し尿処理の実行計画を策定する。 ・住民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 ・し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村及び県に要請する。	協定団体等 県
県	・市町村からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。	協定団体等 環境省関東地方環境事務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	・必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
新潟県環境整備事業協同組合	・市町村及び県からの要請に基づき、現地でのし尿収集に協力する。	
(一社)新潟県浄化槽整備協会	・市町村及び県からの要請に基づき、浄化槽の被害調査及び応急復旧に協力する。	

(3) 災害がれき処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	・市町村の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれきの処理に協力する。	市町村

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ県を通じて自衛隊に要請する。 ・災害がれきの発生量を推計し、処理の実行計画を策定する。 ・住民に災害がれき処理の方法を周知する。 ・災害がれきの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村及び県に要請する。 ・必要に応じ、災害がれきの仮置場を設置し管理する。 	県 協定団体等 自衛隊
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、災害がれき処理対策を支援する。 	協定団体等 環境省関東地方環境事務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。 	
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請に基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。 	
(一社)新潟県産業資源循環協会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び県からの要請に基づき、災害がれきの収集、処理に協力する。 	
(一社)新潟県解体工事業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び県からの要請に基づき、損壊家屋の解体に協力する。 	
(公財)新潟県環境保全事業団	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請に基づき、災害がれきの処理に協力する。 	

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 廃棄物処理計画
- ・ 災害時の廃棄物処理担当部門・責任者

第24節 トイレ対策計画

【関係機関】県災害対策本部（◎保健医療教育部、食料物資部）、市町村、企業・団体、公益社団法人新潟県トラック協会

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 県民・企業等の責務

風水害発生から「最低3日間、推奨1週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

(イ) 市町村の責務

a 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。（被災者への供給を行う。）

b 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

c 自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

d 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

(ウ) 県の責務

市町村の把握したニーズや被災の状況に応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市町村を支援する。

イ 活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村災害対策本部

ウ 達成目標

（トイレ利用の確保）

(ア) トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

避難所 開設後	～12時間	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所公共トイレの使用 ・備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレによるトイレ確保 ・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
〃	～1日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体から仮設トイレを調達（県内流通在庫）
〃	12時間～2日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体から仮設トイレを調達（県外流通在庫）

第3章第10節「避難所運営計画」、第37節「給水・上水道施設応急対策」、第38節「下水道等施設応急対策」参照

第3章第20節「防疫及び保健衛生計画」参照

<p>〃 2日目程度～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要に応じてトイレ追加・再配置 ・ 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給
-----------------	---

第3章第26節「食料・生活必需品等供給計画」参照

(トイレ用品の確保)

(イ) トイレトペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね24時間以内に行う。

(トイレ管理の実施)

(ウ) トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね24時間以内に確立する。

(2) 要配慮者に対する配慮 (市町村)

ア 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、要配慮者用の簡易トイレを配備 (概ね24時間以内) する。

イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

ウ 要配慮者特有の需要 (段差の解消、手すりの設置等) が見落とされないよう配慮する。

(3) 快適な利用の確保

ア 市町村は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ・簡易トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ 市町村は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

ウ 市町村は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

エ 市町村は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。

オ 市町村は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

第3章第23節「廃棄物の処理計画」参照

2 情報の流れ

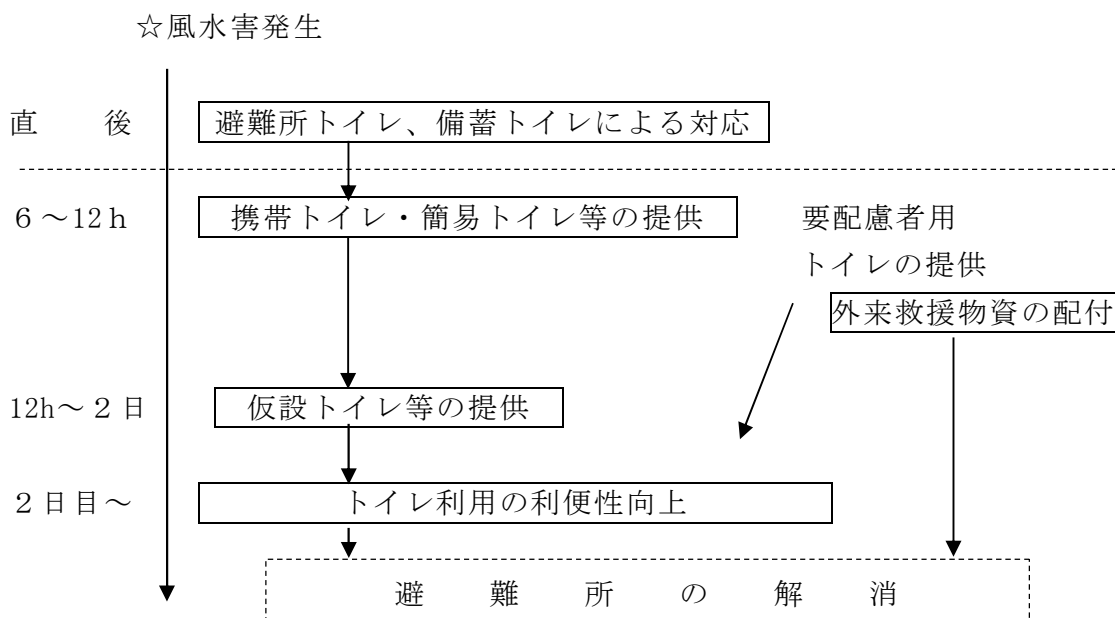
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市町村	被災地ニーズ
市町村	県	集約された被災地ニーズ
県	企業・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	市町村	供給予定情報
市町村	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系



4 トイレの調達

(1) 備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレによる対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。 避難者に対して、携帯トイレ・簡易トイレ及びマンホールトイレの適切な利用方法を周知する。 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。 市町村社会福祉協議会を通じて避難所運営 	県災対本部 市町村社協 県災害ボランティア支援センター

	等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。	
県	・市町村からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。	(公社)新潟県トラック協会
(公社)新潟県トラック協会	・県内の備蓄トイレを避難所等へ配送する。	

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。 ・企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 ・義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける） ・調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。 	自治会長等 企業・団体等 県
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。 ・企業・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。 	企業・団体等 他都道府県
企業・団体等	・県から調達要請があったトイレ等を指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。	

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ トイレ対策責任部門
- ・ 避難所への職員配置
- ・ 避難所のトイレの状況把握方法
- ・ 避難所以外の公共トイレの状況把握方法
- ・ 備蓄トイレの配置計画

第25節 入浴対策計画

【関係機関】 県災害対策本部（被災者対策部）、自衛隊、市町村、新潟県生活衛生同業組合連合会（新潟県公衆浴場業生活衛生同業組合、新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合）

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

ア 各主体の責務

(ア) 市町村の責務

- a 被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請
- b 入浴施設を有する他市町村への協力要請
- c 県への支援要請

(イ) 県の責務

- a 自衛隊に対する入浴支援要請
- b 県内市町村及び隣接県への協力要請
- c 新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請

イ 活動の調整

県災害対策本部（被災者対策部）、市町村災害対策本部

ウ 達成目標

入浴機会の確保は、風水害の発生から3日を目安とする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 入浴施設までの交通手段の確保（市町村）

イ 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保

（市町村、県）

ウ 要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底（市町村、県）

エ 乳幼児に対する配慮

(ア) 沐浴に必要な物品の確保

(イ) 乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため助産師、助産師会への協力要請

(ウ) 乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底

(3) 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請の強化を図る。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

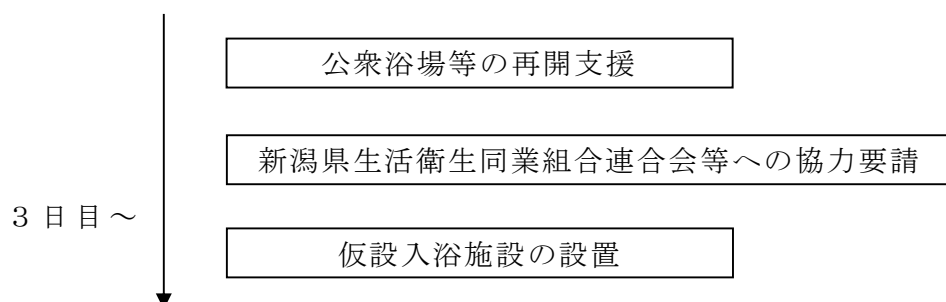
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市町村	県	仮設入浴施設設置要請 入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体、 新潟県生活衛生同 業組合連合会	入浴支援要請、施設利用協力要 請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市町村	入浴施設確保情報
市町村	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報

3 業務の体系

☆風水害発生



4 業務の内容

(1) 公衆浴場等の再開支援

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い入浴環境を確保する。 要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。 避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。 	新潟県生活衛生同業組合連合会 (入浴施設管理者等)

(2) 新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村内の新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請を行う。 当該市町村のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。 	新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等
県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は新潟県生活衛生同業組合連合会又は近隣県を通じて他県の旅館ホテル生活衛生同業組合等へ支援の要請を行う。 	新潟県生活衛生同業組合連合会等

(3) 仮設入浴施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等への仮設入浴施設設置を県に要請する。 	県災対本部
県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。 	自衛隊
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請により避難所等へ野営用入浴施設により支援を行う。 	

5 市町村地域防災計画で定める事項

- 市町村内の入浴施設の指定
- 浴場用水、ボイラー燃料等の供給計画
- 入浴施設までの交通手段の確保方法

第26節 食料・生活必需品等供給計画

参考資料

【関係機関】 県災害対策本部（食料物資部）、市町村、北陸農政局、関東経済産業局、北陸信越運輸局、自衛隊、日本赤十字社、県・市町村社会福祉協議会、公益社団法人新潟県トラック協会、新潟県倉庫協会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会、新潟県石油業協同組合

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者は食料・生活必需品の多くを浸水によって失っていることなどを想定して、食料・飲料水・生活必需品等（以下、「物資等」という。）の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

ア 各主体の責務

(ア) 県民の責務

住民は、避難に当たり、最低限1食分の物資等を携行するよう心掛ける。

(イ) 市町村の責務

- a 被災者への物資等の供給を行う。
- b 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。
- c 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。
- d 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。
- e 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

(ウ) 県の責務

- a 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。
- b 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市町村を支援する。
- c 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。
- d 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行う

資料編10「食料・生活必需品等の供給」

ため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市町村と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

(エ) 指定地方行政機関等の責務

- a 物資輸送拠点が開設された場合、その運用に協力する。
- b 物資等の調達、輸送について、県を支援する。

イ 活動調整

県災害対策本部（食料物資部）、市町村災害対策本部

ウ 達成目標

(ア) 食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として1日3回提供する。

避難～12時間以内：県民による自己確保又は避難所等の保存食料

避難12時間後～：おにぎり、パン等の簡単な調達食

避難24時間後～：自衛隊等による配送食（暖かいもの）

避難72時間後～：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、住民等による現地炊飯（炊き出し）

（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）

(イ) 生活必需品

タオル、着替え、衛生用品、医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）及び衛生材料（ガーゼ、清浄綿、緊急手当て用品等）、乳児用粉ミルクと使い捨て哺乳瓶、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレ、などの供給は需要の把握からおおむね12時間以内に、その他の一般的な物資の供給はおおむね24時間以内に行うことを目標とする。

(2) 要配慮者に対する配慮（市町村）

- ア 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（避難24時間後～）
- イ 要配慮者用の生活必需品供給への配慮（避難24時間後～）

(3) 積雪期の対応

- ア 市町村は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。
- イ 市町村は、防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等）、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

2 情報の流れ

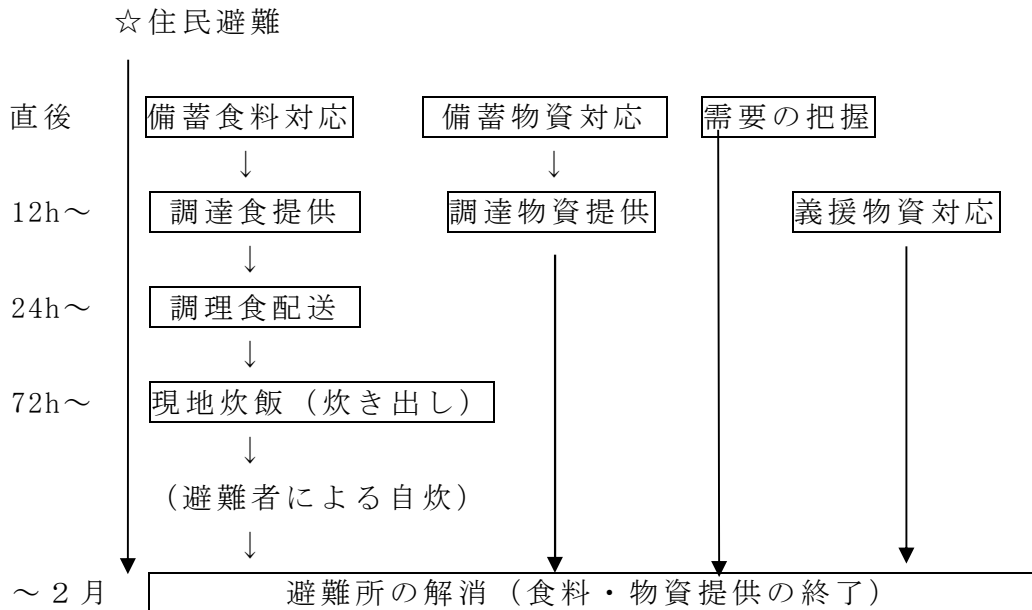
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市町村災対本部	被災地ニーズ
市町村災対本部	県災対本部	集約された被災地ニーズ
県災対本部	協定先企業、他県	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県災対本部	市町村災対本部	供給予定情報
市町村災対本部	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12h程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者 自主防災組織	・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市町村
市町村	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日赤からの緊急提供で補う。	県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等

<p>県 日本赤十字社 新潟県支部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型支援」という。）する。 ・市町村の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。（※） <p>※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。</p>	<p>（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会</p>
-------------------------------	---	--

(2) 調達食・物資等の提供（住民避難 12h～24h 程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者のニーズ把握 ・避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。 ・協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。 ・調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。 	<p>自治会長等 協定業者等 県</p>
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の要請により、プル型支援を行う。 ・市町村の行政機能が低下している場合は、プッシュ型支援を開始する。（※） <p>※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。</p>	<p>協定事業者 他の都道府県</p>
協定先企業・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・県から調達要請があった物資等を指定された市町村又は避難所へ配送する。 	

(3) 調理食配送による提供（住民避難 24h～72h 程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者のニーズを把握し、必要食数を県災対本部に報告する。 ・日赤・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 	<p>県 ボランティアセンター</p>

	・避難所内外の被災者への給食方法を調整する。	
県	・市町村からのニーズ把握 ・自衛隊に給食支援を要請する。 ・炊飯部隊駐留場所を確保する。	自衛隊
自衛隊	・給食支援（調理及び配送）を行う。	

(4) 現地炊飯による提供（住民避難72h以降）

実施主体	対 策	協力要請先
市町村	・自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。 ・自衛隊の炊飯部隊駐留場所を確保し、食材を供給する。 ・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。	県 ボランティアセンター
県	・市町村の希望を取りまとめ、自衛隊に現地炊飯を要請する。	自衛隊
自衛隊	・県からの要請に基づき現地での給食支援（調理）を行う。	

(5) 被災者による自炊（住民避難2週間後以降）

実施主体	対 策	協力依頼先
避難者	・市町村の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在見込みと自炊の意思を伝える。	市町村
市町村	・被災者の自炊の希望を取りまとめ、県に報告する。 ・調理器具の貸付け及び食材、燃料等の提供を行う。	県

(6) 物資等の供給及び運送の要請等

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。	県

<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、プッシュ型支援を開始する。 ・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、国又は指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。 ・緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。 	<p>国 指定地方行政 機関等 運送事業者</p>
<p>指定地方行政 機関等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請または要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。 ・緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。 	<p>運送事業者</p>
<p>運送事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の調達、輸送の代行において、県又は指定地方行政機関等を支援する。 	<p>県 指定地方行政 機関等</p>

(7) 義援物資の配布

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村受入物資を配布する。 ・ 物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。 	ボランティアセンター 自治会長等 報道機関
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援物資の送付先市町村を紹介する。 ・ 県受入れ物資の中から、市町村から要請された品目を送付する。 ・ 自衛隊等に輸送を依頼する。 	自衛隊 (公社)新潟県 トラック協会 新潟県倉庫協会

(8) 燃料の調達・供給

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村 重要施設（病院等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応や住民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、県に対し燃料の緊急供給を要請する。 	県
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村や重要施設から燃料の緊急供給の要請があった場合は、新潟県石油業協同組合に対し、優先的に燃料の供給を要請する。 ・ 被災状況の程度に応じ、国等へ緊急用燃料の確保を要請する。 ・ 燃料類の供給見通しについて県民に広報するとともに、節度ある給油等及び省エネを呼びかける。 ・ 市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。 	新潟県石油業 協同組合 政府災害対策 本部

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 食料・物資の供給責任部門
- ・ 避難所等への職員の配置
- ・ 避難所以外の避難者の状況把握方法
- ・ 備蓄物資の配置計画

第27節 要配慮者の応急対策

参考資料

【関係機関】 県災害対策本部（保健医療教育部）、病院局、警察本部、市町村、防災関係機関、社会福祉施設等

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。県、市町村等の行政と日ごろ、避難行動要支援者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との協働のもと支援を行う。

ア 各主体の責務

(ア) 県の責務

県は、市町村等からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、災害福祉支援チーム等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市町村、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。

また、外国人に対して情報提供等の支援を行うほか、市町村が行う視聴覚障害者等への情報提供を支援する。

(イ) 市町村の責務

市町村は、災害発生直後は地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。

避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。

避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障害者等に対して、適切な情報提供等の支援を行う。

(ウ) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市町村、防災関係機関等の協力を得て、

県水防計画

災害弱者関連施設に係る土砂災害危険区域図

施設外の避難行動要支援者の安全確保の協力を努める。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校及び幼稚園における応急対策は、本節の記述に配慮するほか、第3章第28節「学校における応急対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(エ) 企業の責務

避難行動要支援者を雇用している企業及び関係団体は、避難行動要支援者を優先的に避難誘導、安否確認を迅速に行う。

(オ) 国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)の責務

a 国際交流協会

県及び市町村の国際交流協会は、県及び市町村の要請に基づき、多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の確保及び県内外関係団体への協力要請を行う。

b 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体
(日本語教室を含む)

所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況を把握し、市町村に報告する。

(カ) 地域住民、自治会、自主防災組織等の責務

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市町村、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

(キ) 避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。

イ 活動の調整

県災害対策本部、市町村災害対策本部

ウ 達成目標

(避難誘導対策)

避難行動要支援者をもれなく避難誘導する。

(避難所※の設置・運営) ※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。

避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院により避難させる。

(生活の場の確保)

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

(保健・福祉対策)

要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

(外国人支援)

- ・外国人の被災・避難状況を確認する。
- ・多言語支援窓口を設置し、情報提供、相談の実施等を行う。

(2) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

2 情報の流れ

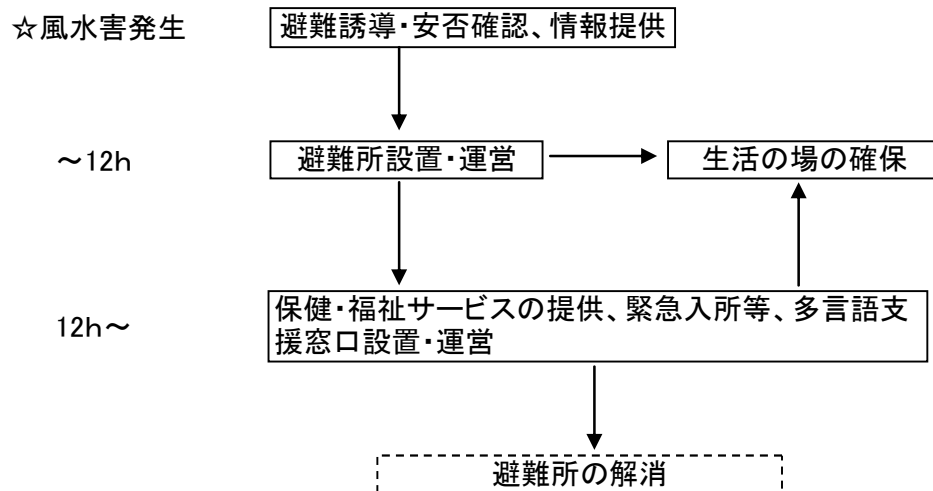
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者 民生委員、自治会、 介護保険事業者、 福祉関係者等	市町村	要配慮者の安否や保健・福祉 等のニーズ
市町村	県、他市町村、介 護保険事業者、社 会福祉施設等	要配慮者の集約された各種ニ ーズ、職員、災害福祉支援チ ーム等応援要請
県	国、都道府県、市 町村、介護保険事 業者、社会福祉施 設、新潟県災害福 祉広域支援ネット ワーク協議会等	要配慮者への各種サービス要 請、職員派遣要請、災害福祉 支援チーム派遣要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市町村	サービス、派遣予定等の情報
市町村、介護保険 事業者、社会福祉 施設等	避難所、避難者等	サービス、派遣予定等の情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	・ 避難情報に関するガイドラインに基づき避難準備・高齢者等避難開始を伝達	自治会、民生委員等
市町村	・ 避難行動要支援者の避難所への誘導及び移送	県警察、消防本部、介護保険事業者、自治会等
市町村	・ 避難所での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保	介護保険事業者、自治会、NPO・ボランティア等
市町村	・ 社会福祉施設等への緊急入所	介護保険事業者、消防本部、社会福祉施設等

(2) 生活の場の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	・ 公的宿泊施設での一時収容	公的宿泊施設等
市町村、県	・ 公営住宅等の確保	他市町村・都道府県等
県	・ 旅館及びホテルの確保	県旅館ホテル生活衛生共同業組合等
市町村、県	・ 応急仮設住宅の確保	国、建設業者、(公社)新潟県宅地建物取引業協会

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により要配慮者の健康を確保	県、保健関係団体、他市町村・都道府県等
市町村	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により要配慮者の福祉の確保	県、福祉関係団体、他市町村・都道府県等
介護保険事業者、社会福祉施設等	・避難所、応急仮設住宅等での治療及び介護の必要な要配慮者の緊急入所	県、市町村等

(4) 情報提供

実施主体	対 策	協力依頼先
県、市町村	・要配慮者への的確な情報提供	報道機関、NPO・ボランティア等

(5) 外国人支援

実施主体	対 策	協力依頼先
県、市町村	・外国人の被災・避難状況の確認	外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
県、市町村	・多言語支援窓口の設置及び情報提供、相談等の実施	国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
国際交流協会等	・通訳・翻訳ボランティア等の確保	県内外の国際交流団体

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 避難指示等の判断・伝達
- ・ 避難行動要支援者の個別避難計画
- ・ 避難所及び福祉避難所の設置・運営
- ・ 福祉・保健対策
- ・ 視聴覚障害者への情報提供方法
- ・ 多言語支援窓口の設置・運営 等

第28節 学校における応急対策

【関係機関】 県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村、学校（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、大学）

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 学校の責務

あらかじめ定めていた学校の危機管理マニュアルに従い、児童、生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）の在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

また、指定避難所の学校又は臨時に避難所となった学校にあつては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあつても、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえ、できる限り保護する。

被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

(イ) 市町村の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

(ウ) 県の責務

各学校や市町村の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

イ 活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村災害対策本部、市町村教育委員会、県教育委員会

ウ 達成目標

平成16年の7.13新潟豪雨災害クラスの風水害に際しても、被災後、概ね1週間以内に全学校で教育活動を再開する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

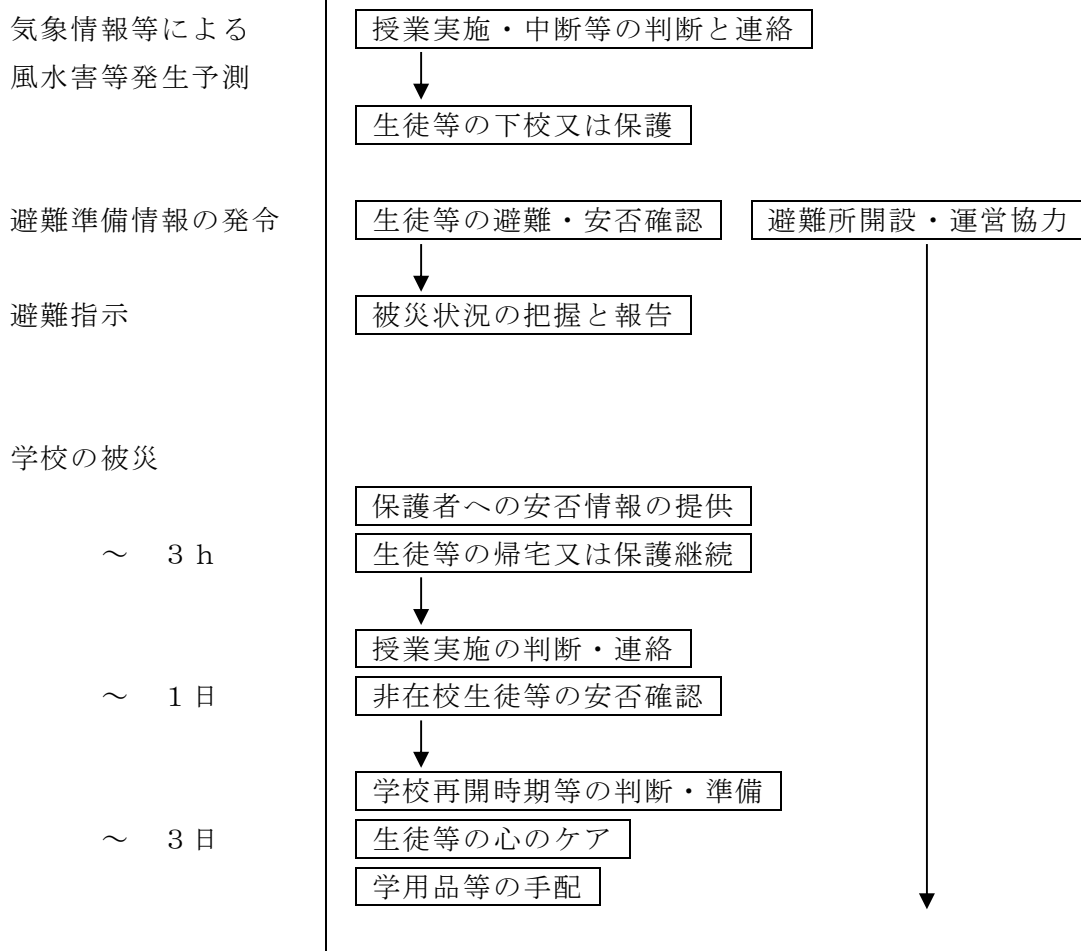
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
私立学校、高等専門学校、大学	県	被害状況、臨時休業等
市町村立学校	市町村教育委員会	被害状況、臨時休業等
市町村教育委員会	県教育事務所 → 県教育委員会	集約された被害状況、臨時休業等
県立学校	県教育委員会	被害状況、臨時休業等

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	私立学校、高等専門学校、大学	指導、助言等
県教育委員会	県立学校	指導、助言等
県教育委員会 → 県教育事務所	市町村教育委員会	指導、助言等
市町村教育委員会	市町村立学校	指導、助言等
市町村	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等
県	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等

注) 緊急を要する場合や、市町村教育委員会、県教育事務所等に何らかの事情で連絡が付かない場合等には、県教育委員会から直接市町村教育委員会や市町村立学校、又は、市町村立学校から直接県教育事務所や県教育委員会に連絡するものとする。

3 学校における業務の体系



4 学校における業務の内容

(1) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

ア 授業実施・中断の判断と連絡

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、臨時休校や授業短縮による一斉下校、学校での待機等の状況に応じた措置をとるとともに、速やかに保護者に連絡する。

(ア) 校外活動中の場合

引率教職員は活動を中止して学校に連絡を取り、生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保したうえで学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機に対応を行う。

(イ) 臨時休校、一斉下校等を決定した場合

校長は、上記2(1)の経路で県に報告する。県は、報告を受けた内容を報道機関に提供し、報道を要請する。

イ 生徒等の下校又は保護継続

下校措置に当たっては、中学校及び高等学校等については集団下校、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、必要に応じて保護者と

連絡を取ったうえで、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。災害の状況によって全校生徒等を学校で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。

(2) 風水害が発生した場合の措置

ア 生徒等の避難・安否確認

(ア) 生徒等が在校している場合

a 生徒等の掌握・避難

学校は、避難情報（高齢者等避難・避難指示）の発令、学校の被災等により学校から退避する必要性が生じた場合は、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいたものが適切に対応する。）。

b 避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保したうえで負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(イ) 登下校時間帯の場合

a 生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記(ア)と同様に対応する。

b 生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聞き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(ウ) 夜間・休日等の場合

a 教職員の参集

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b 生徒等の安否確認

風水害等により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

イ 被災状況の把握と報告

公立学校は、生徒等の避難、生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。

私立学校は、人的・物的被害が生じた場合は、直ちに県に報告する。

なお、夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。

ウ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

エ 生徒等の下校又は保護継続

避難させた生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる場合になるまで避難場所で学校の保護下に置く。

オ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、授業を実施するか否かを判断する。

決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに県に報告する。

カ 非在校生徒等の安否確認

風水害でかなりの被害が発生した場合において、被害発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(3) 教育活動の再開に向けた措置

ア 学校再開時期等の判断・準備

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

イ 生徒等の心のケア

臨時休業が続く場合は、教職員が分担して生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に

応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。

ウ 学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市町村立学校にあっては市町村教育委員会に、県立学校にあっては県教育委員会に、その他の学校にあっては学校設置者に報告する。

(4) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、市町村長から指示又は依頼があったとき、若しくは近隣住民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ア) 校長

施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

(イ) 副校長・教頭

校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ウ) 主幹教諭・教諭

校長等の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。

(エ) 養護教諭

学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。

(オ) 栄養教諭・学校栄養職員等

学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(カ) 事務職員等

行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ 校舎等を避難所として使用するときの注意

(ア) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。

(イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは普通教室も開放する。

(ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

(エ) 障害者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市町村に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

5 市町村の業務内容

(1) 情報の集約・伝達

市町村立学校の被害状況、ニーズ、臨時休業の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を市町村立学校に伝達する。

また、学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について、市町村の広報媒体や地域FM放送などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

ア 必要に応じて、教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する等により、支援する。

イ 避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

(3) 学用品等の支給

学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

6 県の業務内容

(1) 情報の集約・広報

学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、住民等への広報に努める。

(2) 学校や市町村への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

ア 必要に応じて、広報等で保護者に生徒等の心のケアについての情報を提供して教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する。

イ 必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開や心のケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。

ウ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校、市町村に斡旋する。

7 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 生徒等の安全確保について
- ・ 学校への災害情報の伝達及び学校の被災状況の集約・伝達・広報等
- ・ 学校が避難所となった場合、避難所の開設・運営に学校の教職員が協力すべき事項等

第29節 文化財応急対策

【関係機関】 県（観光文化スポーツ部）、市町村

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、暴風・洪水により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市町村等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
- イ 文化財所有者は市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。
- ウ 市町村は文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。
- エ 県は、市町村や文化財保護指導員等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握に努めるとともに、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、二次災害等により被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。県及び市町村はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品及び有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊・浸水又はその危険性がある場合には、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。県及び市町村はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 県民・地域等の役割

(1) 県民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市町村等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

3 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

イ 市町村指定等文化財

市町村等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市町村を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

4 市町村の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

各市町村内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市町村指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

(3) 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 各市町村内に所在する文化財の被害状況把握
- ・ 被災文化財所有者・管理者に対する協力と支援体制の確認
- ・ 被災文化財の応急的な修理・修復に係る指導と支援

第30節 障害物の処理計画

【関係機関】 県災害対策本部（統括調整部、◎生活基盤対策部）、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、市町村、東日本高速道路株式会社、応援協定先企業団体等

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等の災害により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市町村庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点とを連絡する緊急交通路を確保する。

ア 各主体の責務

(ア) 県の責務

- a 県災害対策本部生活基盤対策部は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・港湾・漁港施設等の公共管理施設について、各関係機関から情報を収集する。
- b 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。
- c 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

(イ) 道路管理者等の責務（国、県、市町村及び東日本高速道路株）

- a 道路管理者等は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告するとともに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。
- b あらかじめ締結してある民間団体等との災害時の応援協定などにより、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。
- c 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察等の協力を得て排除する。
- d 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物

又は物件については、市町村の協力を得て排除する。

(ウ) 河川、港湾及び漁港管理者等の責務（国、県及び市町村）

- a 河川管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部生活基盤対策部に情報を報告するとともに、可能な限り障害物を除去する。
- b 第九管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を県災害対策本部生活基盤対策部に通報し、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(エ) 市町村の責務

- a 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。
- b 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

イ 活動の調整

県災害対策本部生活基盤対策部は、被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、国の関係出先機関、自衛隊及び市町村と連絡体制を強化する。

ウ 達成目標

緊急交通路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。

緊急交通路等の障害物情報収集	避難指示等解除後1日以内
緊急交通路等の障害物の除去	避難指示等解除後1日以内
その他の輸送路等の障害物の除去	避難指示等解除後1日以内

ただし、人命救助等に必要な緊急交通路等については、関係機関が協力し、可能な限り早期に障害物を処理する。

(2) 積雪期の対応

積雪期における災害時の輸送路を確保するため、県災害対策本部生活基盤対策部は、国等の関係機関とともに、道路管理者等があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定し、その実施に当たるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市町村	県（施設管理者）	被災地における障害物の情報
県（施設管理者）	県災害対策本部	被災地における障害物の情報
その他の施設管理者	県災害対策本部	被災地における障害物の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市町村	障害物除去に関する情報
県災害対策本部	施設管理者	障害物除去に関する情報

3 業務の体系（避難指示等解除後の達成目標の目安）

被災地における障害物の情報収集（1日以内）

↓

障害物処理計画の策定

↓

緊急交通路の障害物の除去（1日以内）

↓

その他の輸送路等の障害物の除去（1日以内）

4 業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害物除去を必要とする道路、河川、港湾、漁港等の公共管理施設の情報を収集する。 ・ 建物関係障害物の情報を収集する。 	
道路管理者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。 	
河川、港湾及び漁港管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理区域の航路等の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理区域の道路上等の障害物の状況の把握に努め、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。 	

第九管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> 海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を県災害対策本部生活基盤対策部に通報する。 	
------------	--	--

(2) 緊急交通路の障害物の除去、その他の輸送路等の障害物の除去

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら、効率的な緊急輸送及び交通の確保のための、輸送路等の施設管理者に対し、速やかな障害物除去の実施を依頼する。 被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。 	輸送路等の施設管理者
道路管理者等	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の道路の障害物を除去する。 特に、あらかじめ定められた緊急輸送道路については、最優先に実施する。 あらかじめ民間団体等との間に災害時の応援協定を結んでおくなど、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努める。 	応援協定先企業団体等
河川、港湾及び漁港管理者	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、可能な限り障害物を除去する。 	
第九管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> 海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著 	

	<p>しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。 	
<p>応援協定先企業団体等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの応援協定に基づく要請により、輸送路等の障害物を除去する。 	

5 市町村地域防災計画で定める事項

市町村は、災害時の障害物の集積場所（仮置場、最終処分地）など、建物関係障害物の除去について「市町村地域防災計画」にあらかじめ定めておくものとする。

第31節 遺体等の搜索・処理・埋葬計画

【関係機関】 県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村、日本赤十字社、一般社団法人新潟県医師会、一般社団法人新潟県歯科医師会、公益社団法人新潟県トラック協会、警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊、新潟県葬祭業協同組合及び一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下、葬祭関係団体という。）

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等により、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等が発生し、多くの死者を出すことがある。市町村は関係機関の協力を得ながら、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

ア 各主体の責務

(ア) 市町村

市町村は、遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を行うに当たり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止するものとする。

(イ) 県

県内の被害状況の把握を行うとともに、市町村と関係機関との連絡・調整を行う。

(ウ) 警察本部、第九管区海上保安本部及び自衛隊等関係機関

県・市町村等が迅速に業務が推進できるよう支援するものとする。

イ 活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村災害対策本部

ウ 業務内容

遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の搜索	防災関係機関と協力した搜索活動
遺体の収容	遺体を車両又はヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案・処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(2) 関係者に対する配慮

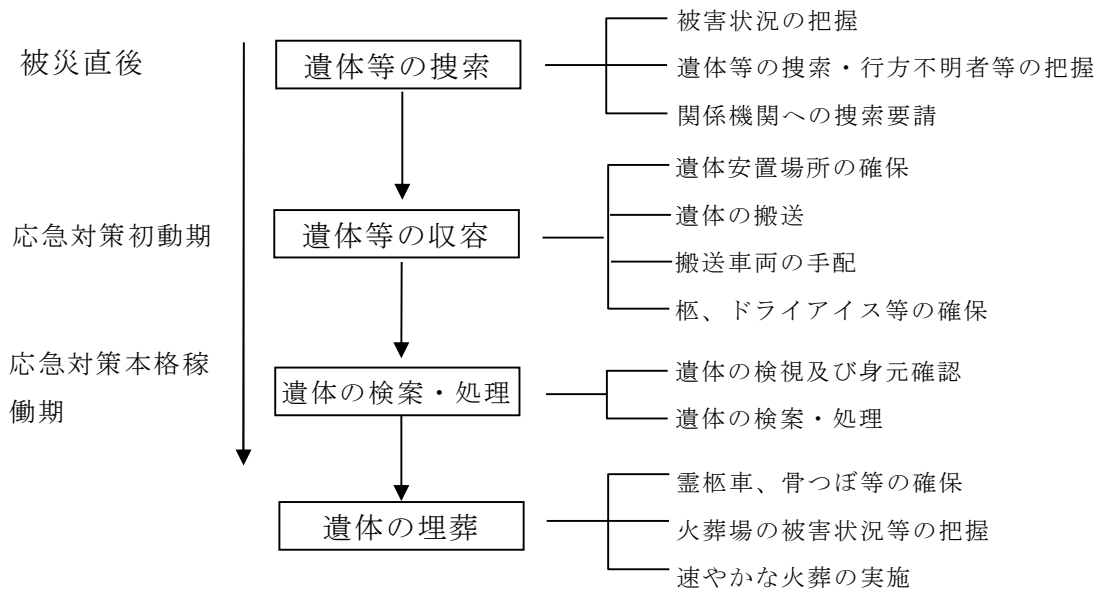
一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災市町村	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搜索状況の報告 ・ 自衛隊への応援要請依頼 ・ 搬送車両不足分の手配依頼 ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・ 霊柩車が不足する場合の手配依頼 ・ 骨つぼ等が不足する場合の手配依頼 ・ 死亡者多数の場合における火葬許可手続きの簡略化依頼 ・ 火葬場の被災状況の報告 ・ 広域火葬の応援要請 ・ 近隣市町村への応援要請
県	市町村（火葬場設置者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域火葬の協力要請 ・ 火葬場の割振りの通知
県	要請先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊への応援要請（市町村の要請による） ・ （公社）新潟県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請（市町村の要請による） ・ 葬祭関係団体に対する柩、ドライアイス等の協力要請（市町村の要請による） ・ 県内市町村等への応援要請（市町村の要請による） ・ 市町村の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び（一社）新潟県医師会へ要請

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 遺体等の搜索

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の搜索を行うものとする。 県に搜索状況を報告するとともに、市町村からの依頼により自衛隊等関係機関と協力して遺体等の搜索を行うものとする。 	警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関
県	<ul style="list-style-type: none"> 県内の被害状況の把握を行うとともに、市町村からの依頼により自衛隊に応援要請を行うものとする。 	自衛隊
警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 遺体等の搜索を市町村と協力して行う。 警察本部は行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。 	市町村

(2) 遺体の収容

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、遺体の安置場所(寺院、学校敷地等)を確保し、関係機関に連絡するものとする。 ・搬送車両が不足する場合は、(公社)新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請するものとする。 ・柩、ドライアイス等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努めるものとする。 	寺院、学校等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村から搬送車両の手配要請があった場合、(公社)新潟県トラック協会に協定に基づき要請する。 ・市町村から柩、ドライアイス等の手配要請があった場合、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。 	(公社)新潟県トラック協会 葬祭関係団体
警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の搬送を行うものとする。 	
(公社)新潟県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送車により協定に基づき遺体の搬送を行うものとする 	
葬祭関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づき、柩、ドライアイス等の確保をするものとする。 	

(3) 遺体の検案及び処理

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社新潟県支部及び(一社)新潟県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保するものとする。 ・所轄警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行うものとする。 	日本赤十字社新潟県支部 (一社)新潟県医師会等 警察署 (一社)新潟県歯科医師会等

県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の行う遺体の検案・処理について、日本赤十字社新潟県支部及び（一社）新潟県医師会に協定に基づき要請する。 	日本赤十字社 新潟県支部 （一社）新潟県 医師会
警察本部、第九管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> 収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。 身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。 	
日本赤十字社新潟県支部、（一社）新潟県医師会	<ul style="list-style-type: none"> 死因その他の医学的検査を行う。 検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。 	

(4) 遺体の埋葬

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 搬送車両が不足する場合は、（公社）新潟県トラック協会に手配するよう県に要請するものとする。 骨つぼ等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請するものとする。 死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議するものとする。 	厚生労働省
火葬場	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の火葬体制を確立しておくものとする。 被災状況等を県及び関係市町村に報告するとともに、速やかに火葬を行うものとする。 	
県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村から搬送車両の手配要請があった場合は、（公社）新潟県トラック協会に協定に基づき協力を要請する。 市町村から骨つぼ等の手配要請があった場合は、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。 	（公社）新潟県 トラック協会 葬祭関係団体

	・市町村又は火葬場設置者から広域火葬の応援要請があった場合は、広域火葬の実施を決定し関係機関に通知する。	
(公社)新潟県トラック協会	・搬送車により協定に基づき遺体の搬送を行うものとする。	
葬祭関係団体	・協定に基づき骨つぼ等を確保するものとする。	

5 身元不明遺体の取扱い

- (1) 身元不明遺体については、市町村が所轄警察署その他関係機関に連絡し、調査に当たるものとする。
- (2) 警察本部は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱うものとする。

6 広域応援体制の整備

- (1) 市町村は、自ら遺体の搜索、処理又は埋葬の実施が困難な場合、近隣市町村又は県に応援要請を行うこととし、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、市町村から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておくものとする。
 - ア 県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市町村から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制
 - イ 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市町村から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制
 - ウ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制

7 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 災害対策本部の体制・任務分担
- ・ 安置場所の確保及び関係機関との協力
- ・ 災害時における各種要請手続
- ・ 各種報告要領

第32節 愛玩動物の保護対策

【関係機関】 県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村、環境省、公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会、ペット災害支援協議会

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

ア 各主体の責務

(ア) 飼い主の責務

- a 災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
- b 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

(イ) 県の責務

- a ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。
- b 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。
- c 動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。
- d 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。
- e 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。
- f 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。
- g 必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。

(ウ) 市町村の責務

- a ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提

- 供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。
- b 避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。
 - c 県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。
- (エ) 公益社団法人新潟県獣医師会の責務
- a 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
 - b 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市町村からの要請に備える。
- (オ) 一般社団法人新潟県動物愛護協会の責務
- a 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
 - b 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。
- (カ) 動物救済本部の責務
- a ペットフード等支援物資の提供
避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう市町村の災害対策本部に物資を提供する。
 - b 動物の保護
県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。
 - c 相談窓口の開設
被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。
 - d 動物の一時預かり
被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預りを行う。
 - e 飼い主さがし
被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。
 - f 仮設住宅での動物飼育支援
仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。
 - g 被災動物の健康管理支援
被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

h ボランティア及び募金の受付・調整・運営

募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働するものとする。

イ 活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村災害対策本部

ウ 達成目標

被災者が安心して安全に避難できるようにするため、ペット同行避難を受け入れる避難所を開設し、飼い主が自らの責任の下、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

被災者が、応急仮設住宅に入居する際にも、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

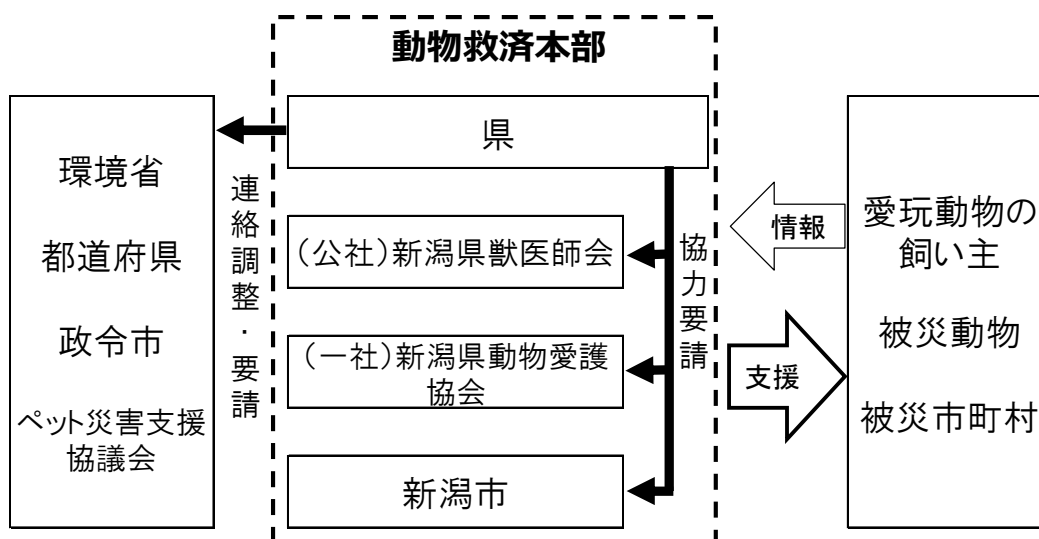
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市町村災対本部	ペット同行避難者の状況 被災者ニーズ
市町村災対本部	県・動物救済本部	集約された被災者ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県・動物救済本部	市町村災対本部	ペット関連の支援内容
市町村災対本部	避難所、避難者	ペット関連の支援内容

3 業務の体系

組織図



☆風水害発生	市町村	県・動物救済本部
～1日	動物同行避難所設置	危険動物の飼育状況確認 負傷動物等の保護
～3日	避難所ニーズの把握	相談窓口の開設 動物救済本部の設置
～7日		避難所での動物飼育支援、物資提供 ペットの一時預かり
～2月	仮設住宅の設置	仮設住宅での動物飼育支援

4 業務の内容

動物同行避難者や被災したペットへの対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者（ペットの飼い主）	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 ・避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。 	市町村
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 ・避難所でのペットの飼養状況などについて県及び動物救済本部に情報提供する。 ・避難者に動物飼育関連物資を配布する。 ・住民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 ・仮設住宅の設置にあたり、被災者のペット飼育について配慮する。 	県 動物救済本部
県	<ul style="list-style-type: none"> ・危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。 ・負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。 ・動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 	県獣医師会 県動物愛護協会 環境省 ペット災害支援協議会

	<ul style="list-style-type: none"> ・動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。 ・環境省や他の自治体及びペット災害支援協議会等との連絡調整及び支援要請を行う。 	
新潟県獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 ・避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。 	
新潟県動物愛護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 ・被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。 	
動物救済本部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。 ・被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、市町村の災害対策本部に提供する。 ・県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 ・被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や迷子動物の一時預かりを行う。 ・被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主さがしを行う。 ・被災動物の健康管理支援を行う。 ・仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う ・ボランティアの受付、調整を行う。 	

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 愛玩動物対応窓口
- ・ 動物同行可能避難所の指定
- ・ 動物同行避難訓練の実施

第33節 災害時の放送

【関係機関】 県災害対策本部（統括調整部）、市町村、県内放送機関

1 計画の方針

(1) 放送機関の対応

県内各放送機関は、風水害に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。

風水害に伴う避難等の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

(2) 緊急放送の要請

県又は市町村は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、法第57条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。

県が全県波放送局に緊急放送を要請する方法及び手続は、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。

市町村が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

ア 緊急放送を要請できる内容

河川の氾濫、高潮、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民への緊急の避難呼びかけとする。

イ 全県波放送局の連絡先

局名	情報受信責任者
日本放送協会	放送部長
(株)新潟放送	報道担当部長
(株)NST新潟総合テレビ	報道制作部長
(株)テレビ新潟放送網	報道部長
(株)新潟テレビ21	報道グループ長
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長

(3) その他緊急を要する情報の提供

市町村が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、法に基づく避難指示の発令及び解除並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

(4) コミュニティ放送局等への情報提供

コミュニティ放送、ケーブルテレビなどの放送事業者（以下「コミュニティ放送局等」という。）が所在する市町村は、事前の協定等に基づき、当該コミュニティ放送局等に、災害に関する情報を逐次提供する。

コミュニティ放送局等への情報提供の手続、手段等については、市町村地域防災計画で定める。

2 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）

○NHK新潟放送局

1 災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申し合わせにより、緊急地震速報、津波注意報、津波警報、特別警報等を放送する。

2 緊急警報放送

緊急警報放送は次の場合に限り実施する。

(1) 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたことを放送する場合

(2) 気象業務法第13条第1項の規定による、津波警報が発せられたことを放送する場合

(3) 法第57条の規定により求められた放送を行う場合

ただし(3)については、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。新潟県との協定（災害時における放送要請に関する協定）による放送要請についても、同様の判断で放送する。

3 高齢者等避難、避難指示

原則として速報するが、住民の避難が既に終了した中で新たな避難情報が出された場合や明らかに時間的余裕がある場合等は、この限りでない。

4 災害関連番組の編成

地震の規模、震度、被害の状況等に応じ災害関連番組を編成する。

○BSN新潟放送

1 災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申し合わせにより、情報の通知を受け、内容的に放送する。当社は緊急警報放送の任を負っているため、次の場合、ラジオ・テレビ緊急警報放送を実施する。

(1) 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたとき。

(2) 気象業務法第13条第1項の規定による津波警報が発せられたとき。

(3) 法第57条の規定により県知事から放送要請があったとき。

ただし(3)については、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。新潟県との協定（災害時におけ

る放送要請に関する協定)による放送要請についても同様の判断で放送する。

2 災害特別番組の放送

被害が大きく、平常番組の内容を変更すべきと判断した場合は、特別番組の編成を行い、災害情報番組を放送する。

なお、全社的な震度6クラス対応の「非常事態対策ハンドブック」を平成8年4月に制定した後、数回の改定を経て、東日本大震災発生後の平成24年6月に改定した。

○NST新潟総合テレビ

非常災害が発生した場合は「非常災害マニュアル」により次の放送を行う。

1 緊急災害放送（速報）

地震…新潟県内は震度1以上、新潟県外は震度3以上を速報する。

津波…全国の津波注意報、津波警報、大津波警報を速報する。

気象警報…新潟県内に気象特別警報・警報が発表された時点で速報する。

2 災害番組編成

速報に引き続き、災害情報の県民への継続的な伝達が必要とされた場合は、災害関連特別番組を編成する。

○T○NYテレビ新潟放送網

1 災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申し合わせにより、連絡を受けた情報を的確に放送する。

2 災害特別番組の編成

災害による被害が大きく、または災害の発生が予想される場合には、必要と判断した時点で、通常番組を中断し、被害状況や対策、今後の予測等を伝える特別番組を編成する。

○UX新潟テレビ21

緊急災害報道体制は、災害の規模に応じて速やかに以下の通りに放送する。

1 通常番組内でのスーパー（字幕）速報対応

(1) 県内で震度に関わらず地震を観測した時

(2) 日本海沿岸に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時（解除も含む）

(3) 気象警報が発令された時（解除も含む）

(4) ニュース担当デスクが速報を必要と判断した時

2 通常番組を中断し、災害特別番組対応

被害の拡大が想定され、県民に的確な情報を伝える必要があると判断される場合は、「UX緊急報道対応基準」により、通常番組を中断し、災害特別番組を編成する。

○エフエムラジオ新潟

当社「非常災害対策要領」に基き、非常事態の規模及び県民への影響度により、「非常事態A」又は「非常事態B」の放送を行う。

1 緊急速報

- (1) 法に基づく放送要請があり、当社が必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。
- (2) 県及び市町村から高齢者等避難、避難指示の発令とその解除など、住民の避難に関する情報を得て、当社が必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。
- (3) その他、人命救助、災害に関連する情報（地震、風水害、気象、交通、生活情報等）、住民の避難誘導などの情報を得て、当社が必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。

2 災害特別番組の編成

当社「非常災害対策要領」及び「災害放送マニュアル」に基づき、必要と判断した場合、平常番組を休止して事態に即応した番組編成を行う。

例) 地震の場合、県内震度5強以上・新潟市及び近郊震度5弱以上で、状況に応じて通常番組を休止し、特別番組に移行する。

3 防災協定を締結した市町村の場合

当社と「災害時緊急放送に関する協定」を締結している市町村とは、当該市町村からの協力要請に基づき、より緊密な協力を行い、高齢者等避難、避難指示の発令とその解除及び関連する情報などについて、可能な限り速やかに放送する。

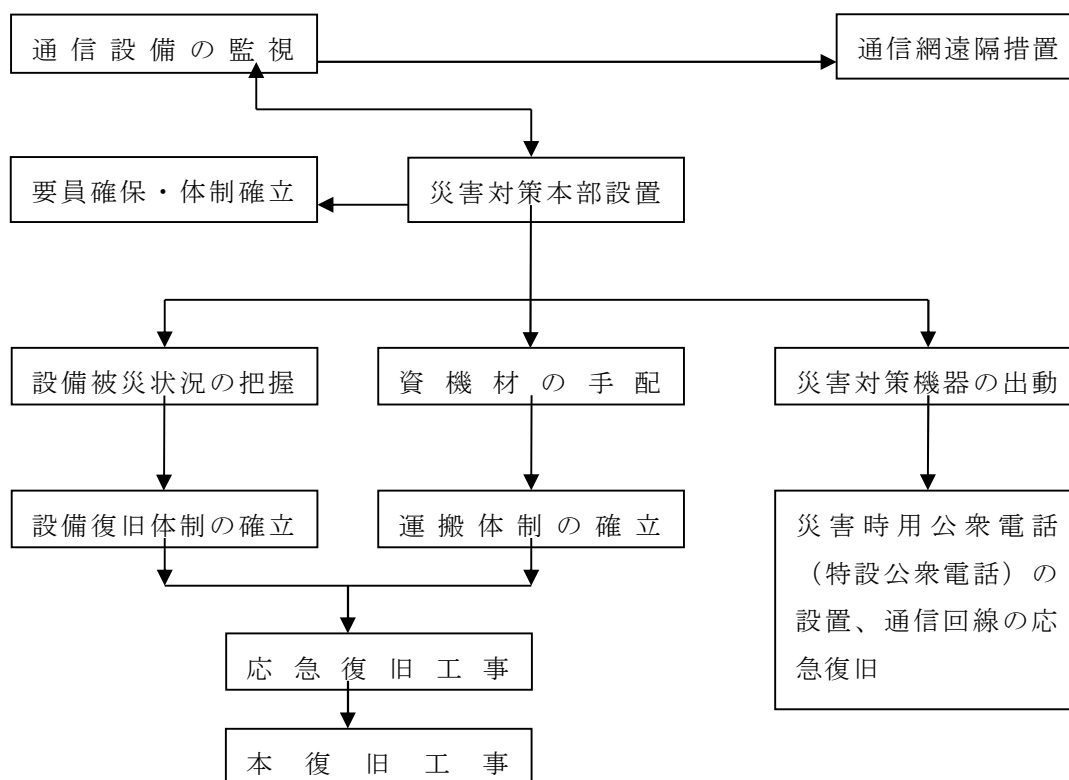
第34節 公衆通信の確保

【関係機関】電気通信事業者、県災害対策本部（生活基盤対策部）、市町村、自衛隊

1 計画の方針

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、県、市町村及び関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2 公衆通信施設（NTT東日本／NTTドコモ）応急対策フロー図



3 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT東日本新潟支店及びNTTドコモ新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

ア 情報連絡室

イ 支援本部

ウ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ N T Tグループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

ア 衛星携帯電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動基地局車

エ 移動電源車及び可搬電源装置

オ 応急復旧ケーブル

カ ポータブル衛星車

キ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、N T T東日本及びN T Tドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。

通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言サービスの提供

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

5 利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車又はインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (2) 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- (3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- (4) 住民に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

6 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、NTT東日本及びNTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、NTT東日本本社災害対策室及びNTTドコ

モ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

N T T東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめのうえ持株会社災害対策本部及び各支店災害対策室へ要請する。

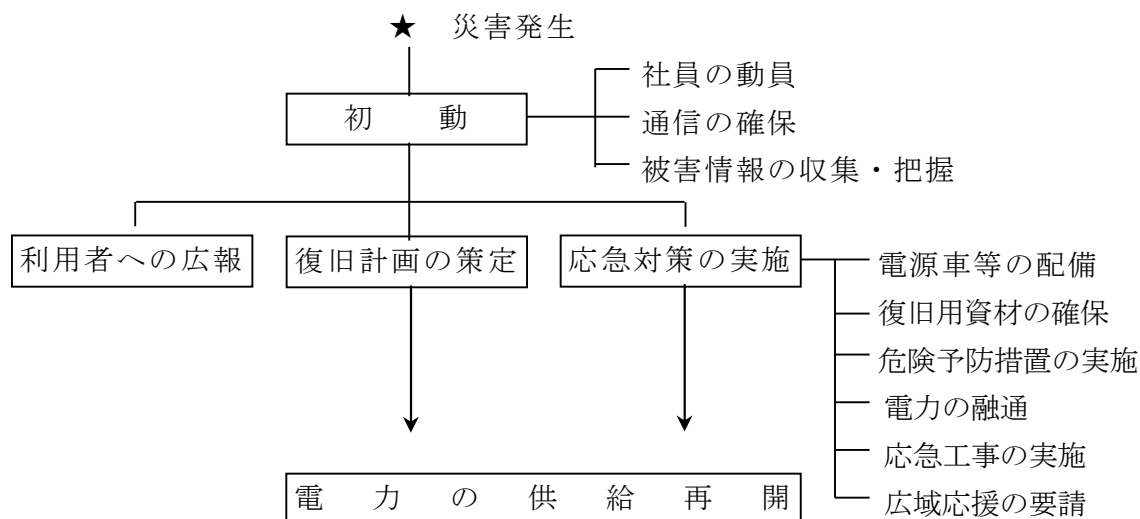
第35節 電力供給応急対策

【関係機関】 電力発電事業者（東北電力株式会社）、電力送配電事業者（東北電力ネットワーク株式会社）、県災害対策本部（統括調整部、生活基盤対策部）、市町村、東北経済産業局、関東東北産業保安監督部東北支部

1 計画の方針

電力供給機関は災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施するものとする。

2 電力供給施設応急対策フロー図



3 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

東北電力及び東北電力ネットワークは、災害が発生した時は非常災害対策本部を設置する。本部には設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区 分	非常事態の情勢
警 戒 体 制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	新潟県および東北6県で非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合

第2非常体制	新潟県および東北6県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合
--------	---

(2) 動員体制

対策本部及び各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。

ただし、当該店所管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

県が災害対策本部を設置した場合、東北電力及び東北電力ネットワークは必要に応じリエゾンを県に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、県は可能な範囲で協力する。

4 応急対策

(1) 電源車等の配備

ア 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

イ 県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

(2) 復旧資材の確保

ア 店所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段

により行う。

ウ 災害時において復旧資材置き場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、当該地方自治体の災害対策本部に要請して確保する。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市町村、県、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運営推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(5) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

5 復旧計画

復旧計画の策定に当たっては病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には国、県及び各市町村の災害対策本部と連携し復旧計画を策定するものとする。

6 利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

また、地域に有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局及びコミュニティーFM局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供し広報活動の協力を得るものとする。

7 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、各電力会社で締結している「各社間の協定」等により実施する。

また、関係工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第36節 ガスの安全、供給対策

【関係機関】 県災害対策本部（生活基盤対策部）、関東東北産業保安監督部、関東経済産業局、都市ガス事業者、LPガス充てん事業者、LPガス販売事業者、一般社団法人新潟県LPガス協会、市町村、県民

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 県民は、ガス栓を閉止する等の風水害発生時取るべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。

(イ) 市町村は、二次災害防止のための広報を行う。

(ウ) 県は、LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下「LPガス事業者」という。）に対して安全確保の徹底を指導する。

また、二次災害防止のための広報を行う。

(エ) 都市ガス事業者、LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、次の事項を行う。

- ・ ガス供給設備の安全点検
- ・ 二次災害防止のための広報
- ・ 被害状況をふまえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。
- ・ 都市ガス事業者は、供給再開前に消費先ガス設備の安全確認点検を行う。
- ・ LPガス事業者は、風水害発生後、速やかに消費先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。
- ・ LPガス事業者は、市町村の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。
- ・ LPガス事業者は、流出・埋没した容器の安全な回収を行う。

イ 達成目標

(ア) 都市ガス事業者

風水害発生後 ↓	ガス供給設備等の被害状況の把握
	供給停止判断・措置
	二次災害防止措置
	県への報告
	消費先の安全確認、供給再開開始
供給停止後 概ね14日	供給再開完了（注）

（注） 大規模な被害が生じた場合を除く。

(イ) LPガス事業者

風水害発生中	充てん所及び販売施設等の被害状況把握、二次災害防止措置、県への報告
避難指示解除後 2日	消費先の緊急点検完了
避難指示解除後 3日	充てん所及び販売施設等の復旧（注1）、消費先安全確認完了（注2）

注1 大規模な被害が必要な場合を除く。

注2 安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合

(2) 要配慮者に対する配慮

ア ガス事業者は、要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検をあわせて行う。

イ 避難時に誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

(3) 積雪地域での対応

県民は、積雪期の風水害発生時に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺を除雪する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
被災者、消防、警察	ガス事業者	供給支障等状況、ガス漏れ・事故等発生状況
ガス事業者	県、市町村、消防、警察	ガス漏れ・事故等発生状況（軽微なガス漏れを除く。）
ガス事業者	県、市町村	供給支障等状況及び停止状況、復旧状況及び見込情報
ガス事業者	報道機関	二次災害防止に関する注意事項、供給状況
ガス事業者	復旧支援団体等	復旧支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
県、市町村、気象台	ガス事業者	気象情報、河川・ダム情報

ガス事業者 県、市町村	被災者	二次災害発生防止情報、供給支 障等状況、復旧状況及び見込状 況
県	ガス事業者	安全確保の指導
復旧支援団体等	ガス事業者	復旧支援予定情報

3 業務の体系

(1) 都市ガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
風水害発生	供給設備の緊急点 検	導管等の漏えい修 理	二次災害防止措置
	供給停止判断	供給停止	供給停止状況等
	県への報告		↓
	消費先の安全確 認、供給再開		復旧状況等
供給停止後 概ね 14 日	供給再開完了	↓	↓

(2) LPガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
風水害等発生 中	充てん所及び販売施 設等の点検	消費先設備の修理	
	消費先ガス設備の点 検		
	県への報告		
避難指示解除 後 3 時間後		↓	二次災害防止措置
避難指示解除 後 2 日後	消費先の緊急点検完 了		↓
避難指示解除 後 3 日後	充てん所及び販売施 設等の復旧完了		
	消費先の安全確認完 了		

4 業務の内容

実施主体	対策	協力依頼先
県民	<ul style="list-style-type: none"> 風水害発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏えい時は換気及び火気に留意する等）を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 避難時に避難行動要支援者の誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の安全措置の実施状況を確認する。 	消防警察
	<ul style="list-style-type: none"> ガス漏れ、供給支障等の情報をガス事業者に通知する。 	ガス事業者
ガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 二次災害防止のための広報を行う。 	報道機関、県、市町村
	<ul style="list-style-type: none"> ガス供給設備の安全点検を行う。 消費先ガス設備の緊急点検・安全確認点検を行う。 復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。また、必要に応じて、復旧支援団体等に救援を要請する。 	復旧支援団体等
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 二次災害防止のための広報を行う。 	報道機関、県
県	<ul style="list-style-type: none"> LPガス事業者に対して、安全確保のための指導を行う。 LPガス事業者に対して、被害状況の調査を行う。 	ガス事業者団体等
	<ul style="list-style-type: none"> 二次災害防止のための広報を行う。 	報道機関 市町村

5 市町村防災計画で定める事項

次に掲げる事項について定めるとともに担当部署を明確にする。

- ・ 二次災害防止のための広報の方法
- ・ 風水害発生時の安全措置の普及啓発の方法

第37節 給水・上水道施設応急対策

【関係機関】 県災害対策本部（◎保健医療教育部、生活基盤対策部）、市町村、水道事業者（水道用水供給事業者を含む）、公益社団法人日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会、新潟県水道工事業協同組合連合会、自衛隊

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

県民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、県民の不安解消に努める。

また、報道機関への対応について、市町村の個別の被害状況等については、市町村で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。

ア 各主体の責務

(ア) 水道事業者の責務

水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

(イ) 市町村の責務

市町村は水道事業者と連絡をとり、市町村全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講じる。

(ウ) 県の責務

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、被災市町村が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

(エ) 県民の責務

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

イ 達成目標（応急給水目標水量）

災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、1週間以内に20～30ℓ、2週間以内に30～40ℓの給水量を確保し、概ね1ヶ月以内に各戸1給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

第3章第8節「広報計画」

災害発生からの日数	目標水量	用途
災害発生～3日目まで	1人1日3ℓ	生命維持に必要な飲料水
1週間以内	1人1日20～30ℓ	炊事、洗面等の最低生活水量
2週間以内	1人1日30～40ℓ	生活用水の確保
概ね1ヶ月以内	各戸1給水栓	

(2) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

(3) 積雪期及び地域性を踏まえた対応

ア 積雪期

積雪期においては、応急対策が困難となるおそれがあるため、必要に応じて国へ自衛隊等の派遣を要請する。

イ 中山間地及び離島

(ア) 中山間地ではその地盤条件や周辺の地形条件によって、土砂崩れや河川の増水で水道施設が冠水するおそれがあるため、関係部局等と協議し、効率的な応急対策を図る。

(イ) 土砂崩れ等の影響による原水濁度の極度な上昇に対応するため、浄水機能の低下防止措置等を講じ、給水機能の維持を図る。

(ウ) 中山間地及び離島については、応急対策が困難となることが予想されるため、必要に応じて国へ自衛隊等の派遣を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市町村 水道事業者	県 関係機関	<p>自発的に県及び関係機関へ逐次、報告することに努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。</p> <p>① 被災直後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害、断減水の状況 ・市町村全域の被害状況（水道未普及地区の被害状況、孤立集落の発生状況等） ・応援部隊の要請 <p>② 応急復旧開始後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策の実施状況（応援部隊の過不足、応急復旧の進捗状況等） ・復旧の見通し ・他ライフラインの復旧に関する情報

県	関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全般的な水道施設等の被災状況 ・ 応援部隊の派遣要請 ・ 全般的な復旧状況
---	------	---

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市町村 水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な被害情報 ・ 応援要請に関する助言 ・ 飲料水の衛生確保対策 ・ 支援制度に関する情報
市町村 水道事業者	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断減水の影響範囲 ・ 応急給水及び応急復旧の実施方法 ・ 飲料水の衛生確保対策 ・ 応急復旧の見通し

3 業務の体系（業務スケジュール）

☆災害発生

	(供給水量)	(業務スケジュール)		
直後 ～3h ～6h ～12h	3リットル/日 生命維持	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○住民への広報、報道機関への対応 ○緊急措置（二次災害の防止） ○応急対策の方針決定 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の見積もり、応援要請の必要性判断 ・応急給水、応急復旧の方針 		
3日		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> ◆応急給水活動 第1段階 ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水 </td> <td style="width: 50%;"> ◆応急復旧活動 第1段階 ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧 </td> </tr> </table>	◆応急給水活動 第1段階 ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水	◆応急復旧活動 第1段階 ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧
◆応急給水活動 第1段階 ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水	◆応急復旧活動 第1段階 ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧			
1週間	20～30リットル 最低生活 水量	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水 </td> <td style="width: 50%;"> 第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業 </td> </tr> </table>	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業
第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業			
2週間	30～40リットル 生活水量 の確保	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用 (生活用水) </td> <td style="width: 50%;"> 第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業 </td> </tr> </table>	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用 (生活用水)	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業
第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用 (生活用水)	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業			
1ヶ月	各戸1 給水栓	第4段階 各戸1給水栓の設置 応急復旧の完了		

注) 避難指示等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

4 業務の内容

(1) 被害状況の把握

実施主体	対策	協力依頼先
市町村 水道事業者	市町村は水道事業者と連絡をとり、居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。 ・テレメータ監視システム等による主要	水道工事業者

	<p>施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録 ・他のライフライン担当部局等から情報収集 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて職員を被災地へ派遣し、被害状況の調査を実施 ・必要に応じて関係機関へ被害状況調査を依頼 	（公社）日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会等

(2) 住民への広報や報道機関への対応

実施主体	対策	協力依頼先
市町村 水道事業者	市町村は水道事業者と連絡をとり、被害状況（断減水の影響区域等）や応急給水の方法（浄水場、配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）について住民に広報・周知するとともに報道機関へ対応する。	報道機関
県	全般的な被害状況等の情報や飲料水の衛生確保対策について、県民に広報するとともに報道機関へ対応する。	報道機関

(3) 緊急措置

実施主体	対策	協力依頼先
市町村 水道事業者	<p>① 二次災害の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保 ・消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置 ・上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置 <p>② 被害発生地区の分離</p>	
県	<p>二次災害の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停 	市町村、水道事業者、（公社）日本水道協会

第3章第40節「危険物等施設応急対策」

第3章第40節「危険物等施設応急対策」

	止等を要請 ・緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について市町村を通じて県民に周知・指導	新潟県支部
--	--	-------

(4) 応急対策の方針決定

あらかじめ定めたマニュアルに基づき、市町村は水道事業者と協議して速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実行するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災住民へ逐次広報・周知することにより、不安の解消に努める。

また、県は被害が甚大な市町村に対する応援部隊の派遣について、関係機関との調整を図る。

実施主体	対策	協力依頼先
市町村 水道事業者	① 被害状況の見積もり ・主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。 ② 応援要請の必要性判断 ・動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。	(公社)日本水道協会新潟県支部、水道工事業者
県	被害が甚大な市町村に対し、応急対策計画の立案及び技術支援ができるように応援の要請について配慮する。	(公社)日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会

(5) 応急給水活動

実施主体	対策	協力依頼先
市町村 水道事業者	・被害状況に応じて地区別に給水方法を選定する。 ・病院、避難場所、社会福祉施設等の優先順位を明確にする。 ・衛生対策、地域特性や積雪期及び要配慮者等に対して配慮する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。	

県	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急用井戸等の使用について、必要に応じて職員等を派遣し、衛生確保の実施について指導する。 ・必要に応じて水道法第40条に基づく水道用水の緊急応援命令を発動する。 	
---	--	--

(6) 応急復旧活動

実施主体	対策	協力依頼先
市町村 水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。 ・病院、避難場所、社会福祉施設等を優先的に通水させるなど優先順位を明確にする。 ・他のライフライン担当部局等（道路、下水道、ガス等）と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。 ・積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡・調整する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。 	各ライフライン事業者
県	異なるライフライン施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防止するため、各ライフライン担当部局等と協議する。	各ライフライン事業者

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 関係機関との連絡体制
- ・ 応急対策計画（応急給水活動、応急復旧活動等）
- ・ 住民への広報に関する事項

第38節 下水道等施設応急対策

【関係機関】 県災害対策本部（生活基盤対策部）、市町村、県民、企業、事業所、学校、地方共同法人日本下水道事業団、一般社団法人地域環境資源センター、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、一般社団法人新潟県下水道維持改築協会、公益財団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 県民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、風水害により、下水道等（下水道、農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水等）の処理場、ポンプ場及び管渠等が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力する。

下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

風水害発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市町村は、被災時に、直ちに被災調査及び復旧工事に着手する。

被災時において、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに県に報告し、必要な応急処置を講ずる。流域関連公共下水道においては流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずる。

下水道等施設が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報する。

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

ウ 県は、市町村の被害状況を把握するとともに、必要な支援を実施する。

流域下水道施設の被害状況を把握するとともに、必要な応急処置を講ずる。

被災により流域下水道が使用不能になった場合は、速やかに関係市町村へ連絡し、市町村から下水道利用不能地域の情報を住民に周知することができるようにする。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供できるようにする。

第3章第24節「トイレ対策計画」参照

エ 下水道等施設復旧はおおむね次の計画を目安にする。

風水害後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害対応運転、施設の浸水対策 ・住民への情報提供、使用制限の広報 ・処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃 3日目程度～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

オ 県及び市町村は、被災施設の復旧計画を立て、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復及び復旧事業の早期完成を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市町村は、避難所に要配慮者用のトイレを設置する。

イ 県及び市町村は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被害を受けないようにする。

(3) 積雪地域での対応

ア 県及び市町村は、積雪期における下水道等施設の被災状況の調査及び応急処置を講ずるため、除雪等必要な対応を行う。

2 情報の流れ

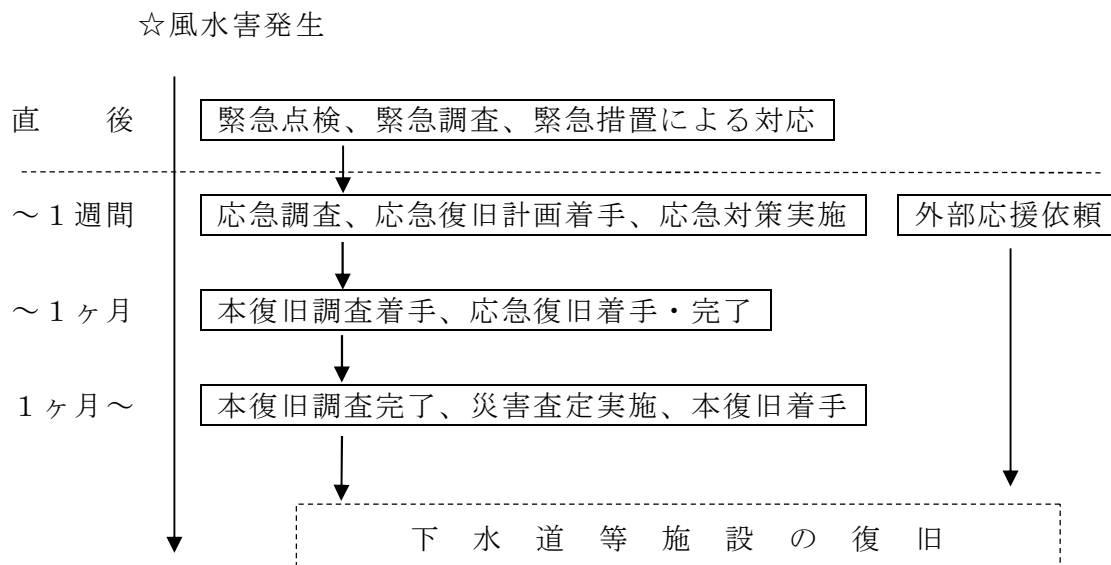
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市町村	被災地ニーズ
市町村	県	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等
県	(協定先) 企業・ 団体、他県、国、 他市町村	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	市町村	支援情報、流域下水道の被害情報
市町村	避難所、避難者	復旧予定、供給予定情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	・マンホール、路面状況又は処理場の異状、雨水排水不良等が確認できた場合に自治会長・市町村へ報告する。	市町村
市町村	・下水道等施設、市町村管理施設の緊急点検及び緊急調査の実施並びに県への報告 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 ・流域下水道関連公共下水道の緊急点検及び緊急調査の実施並びに流域下水道施設管理者の県への連絡及び調整	県 地方共同法人日本下水道事業団 (一社)地域環境資源センター 協定事業者等
県	・流域下水道施設の緊急点検及び緊急調査の実施 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 ・流域関連公共下水道管理者の市町村への連絡及び調整 ・市町村の被害状況の把握 ・被災状況の国への報告・連絡調整	国 市町村 地方共同法人日本下水道事業団 (公社)日本下水道管路管理業協会 (一社)新潟県下水道維持改築協会
地方共同法人 日本下水道事業団	・県及び市町村からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	

(一社) 地域環境資源センター	・ 県及び市町村からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	
(公社) 日本下水道管路管理業協会	・ 県及び市町村からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	
(一社) 新潟県下水道維持改築協会	・ 県及び市町村からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	

(2) 応急復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、下水道等施設利用を再開する。 ・ 仮設用資材調達に努める。 ・ 地域住民等に応急復旧状況等を周知する。 ・ 県に応急復旧状況等を連絡する。 ・ 避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。 	県 協定市町村 地方共同法人日本下水道事業団 (一社) 地域環境資源センター 協定事業者等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、流域下水道施設利用を再開する。 ・ 仮設用資材調達に努める。 ・ 地域住民等に市町村を通じて応急復旧状況等を周知する。 ・ 市町村の応急復旧状況等を把握する。 ・ 避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する 	市町村 地方共同法人日本下水道事業団 (公社) 日本下水道管路管理業協会 (一社) 新潟県下水道維持改築協会 (公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部 協定事業者等
地方共同法人日本下水道事業団	・ 県及び市町村からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(一社) 地域環境資源センター	・ 県及び市町村からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(公社) 日本下水道管路管理業協会	・ 県及び市町村からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(一社) 新潟県	・ 県及び市町村からの要請に基づき、応	

下水道維持改築協会	急復旧に協力する。	
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会 中部支部	・ 県及び市町村からの要請に基づき、急復旧に協力する。	

(3) 外部応援依頼による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県に支援、応援を依頼する。 ・ 協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。 ・ 応援者の受入体制をつくる。 	県 協定市町村 協定事業者等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定他県、協定政令市、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。 ・ 応援者の受入体制をつくる。 	協定他県 協定政令市 協定事業者等

(4) 本復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。 ・ 災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。 ・ 本復旧計画に基づき、下水道等施設の本復旧を実施する。 ・ 地域住民等に本復旧状況等を周知する。 ・ 避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。 	県 協定市町村 地方共同法人日本 下水道事業団 (一社) 地域環境 資源センター
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復旧が速やかに行えるよう、市町村、国と連絡調整を行う。 ・ 災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。 ・ 本復旧計画に基づき、流域下水道施設の本復旧を実施する。 ・ 地域住民等に市町村を通じて本復旧状況等を周知する。 ・ 避難所等に連結する流域下水道施設を優先的に復旧する。 	市町村 地方共同法人日本 下水道事業団 (一社) 地域環境 資源センター (公社) 日本下水道 管路管理業協会 (一社) 新潟県下水 道維持改築協会 (公社) 全国上下 水道コンサルタン

		ト協会中部支部
地方共同法人日本下水道事業団	・県及び市町村からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(一社)地域環境資源センター	・県及び市町村からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(公社)日本下水道管路管理業協会	・県及び市町村からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(一社)新潟県下水道維持改築協会	・県及び市町村からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部	・県及び市町村からの要請に基づき、本復旧に協力する。	

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 応援者を含めた災害時の復旧体制
- ・ 情報収集・伝達の主体と役割分担及び連絡体制
- ・ 緊急時の仮設資器材等の確保、備蓄物資等の配置計画等
- ・ 協定市町村、協定事業者等

第39節 工業用水道施設応急対策

【関係機関】県災害対策本部（生活基盤対策部）、市町村等（小千谷市、胎内市、上越市、新潟工業用水組合）

1 計画の方針

工業用水道の給水先には、社会・経済に不可欠な石油化学、石油精製、鉄鋼、金属等の産業のほか、市民生活に直接結びついているライフラインの電力等も含まれている。これらの産業の生産中断は、地域経済のみならず直接市民生活にも多大な影響をもたらす。

復旧に当たっては、被害状況を把握して二次災害の防止を最優先とし、次に生産用水確保に向けて、順次施設を復旧することとする。

2 業務の内容

(1) 活動体制の確立

風水害発生後直ちに、あらかじめ定めた基準等により職員を動員するとともに、必要に応じて災害対策組織等を設置して、活動体制を確立する。

(2) 被害状況の把握

風水害発生後速やかに、パトロールの実施等により情報収集を行い、施設の運転状況及び被害状況を的確に把握する。

(3) 応急措置

被害状況の把握により、応急措置が必要と判断される場合は、直ちに給水停止等の適切な措置を講じ、被害の拡大防止を最優先に図る。

(4) 利用者等への連絡

ア 受水企業への連絡

施設が被災した場合、受水企業に被害の種類、程度、復旧見込み、送水継続の可否等を速やかに連絡する。

イ 一般住民への広報

一般住民にも被害が及ぶことが予想される時は、広報車等により付近住民に周知し、二次災害の防止に努める。

(5) 復旧対策

復旧は、本復旧を原則とするが、本復旧に長時間を要する場合は、急を要するものから仮復旧を行う。

埋設管路等は道路に電気、ガス又は上水道関係と一緒に配管されている場合が多いため、復旧計画の策定に当たり、これらの機関とも調整を図りながら決定する。

3 事業者間の相互協力

各事業者は、それぞれの応急対策を第一に行う必要があるが、可能な範囲で他の事業者と情報交換を行い、甚大な被害が発生したことにより他からの支援を求める事業者がある時は、相互に協力して早期復旧に努める。

第40節 危険物等施設応急対策

【関係機関】 県災害対策本部（◎統括調整部、保健医療教育部）、警察本部、消防機関、市町村、第九管区海上保安本部、関東東北産業保安監督部、北陸地方整備局、危険物等取扱事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 事業者等の責務

風水害による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所と協力して被害の拡大防止を図る。

イ 消防機関等の責務

風水害による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等の協力を得て被害の拡大防止を図る。

ウ 市町村の責務

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示を行う。

エ 県の責務

風水害による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市町村に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

オ 達成目標

風水害による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物貯蔵施設、有害物質取扱施設、放射性物質使用施設等の損傷による二次災害を防止する。

(2) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者の避難等を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

ア 危険物施設

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所	消防機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害拡大見込等
消防機関	県	災害の種類、危険物等の種類、

	市町村 県警察等	人的被害状況、被害の拡大見込等
県	防災関係機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所	県 消防機関 市町村 県警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県	防災関係機関 ・関東東北産業保安監督部 ・北陸地方整備局 等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

(2) 被災地へ

ア 危険物施設

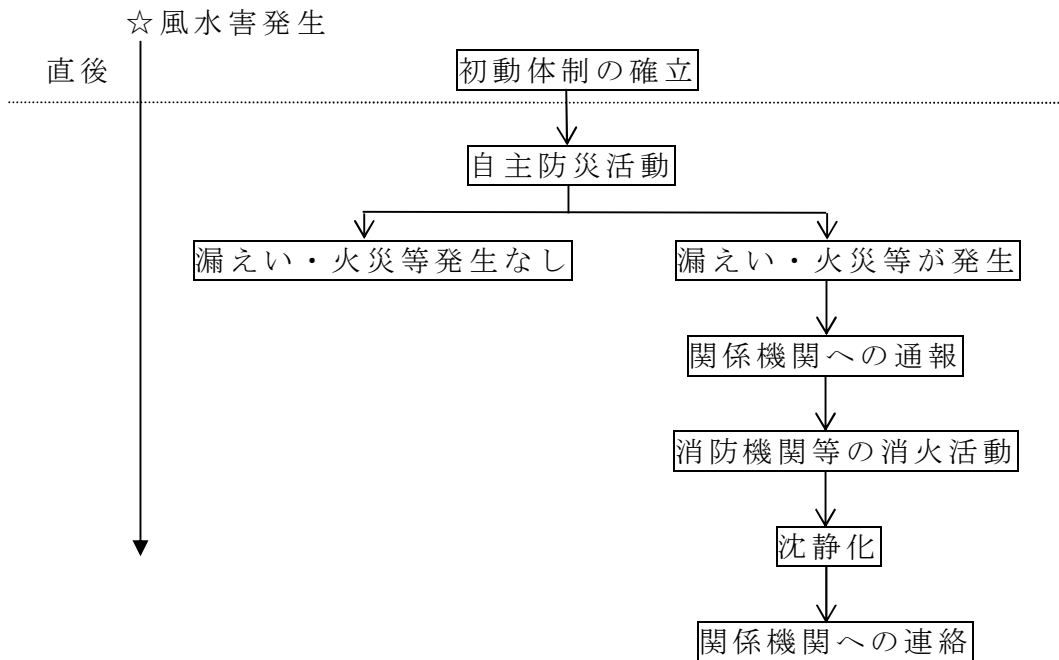
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	消防機関 市町村	・関係機関等との連絡調整事項、 防災資機材の調達状況、緊急 消防援助隊の派遣状況等 ・災害広報及び避難誘導の要請
消防機関	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、 防災資機材の調達状況等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

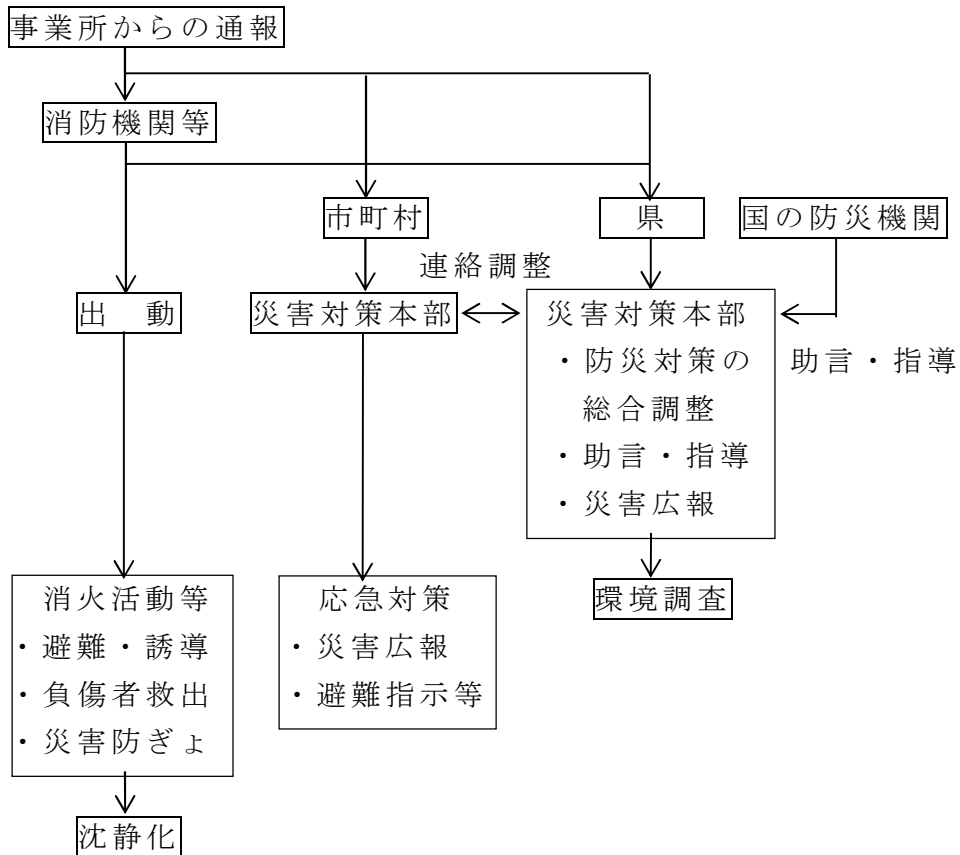
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	市町村 災害発生事業所	・災害広報及び避難誘導の要請 ・関係機関等との連絡調整事項、 防災資機材の調達状況等
消防機関	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、 防災資機材の調達状況等

3 業務の体系

(1) 事業所における業務の体系



(2) 県・市町村等における業務の体系



4 業務の内容

(1) 風水害発生時の共通の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ① 風水害発生時には直ちに応急点検を実施する。 ② 風水害により被害を受けた場合は、消防、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。 ③ 風水害により被害を受けた場合は、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。 ④ 危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。 ⑤ 危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。 	消防機関、県警察、隣接事業所
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防機関等から被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、市町村に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示を行う。 	
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所等の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防ぎよ活動を実施する。 	

(2) 風水害発生時の個別対応

実施主体	対 策	協力依頼先
火薬類取扱事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する等安全な措置を講ずる。 	
高圧ガス取扱事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。 	
有害物質取扱事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出及び地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、県等への通報、周辺住民への避難指示及び被害状況調査を行う。 	
放射性物質使用施設等の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線被害を受けた者または受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。 ・放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・知事が許可した危険物施設等について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物劇物貯蔵施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講ずることを命じる。 ・ 有害物質取扱施設等について、人の健康の保護及び生活環境を保全することに支障が生ずるおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。 	
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物施設について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。 	
高圧ガス関係協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス取扱事業所等の被害情報収集、整理及び防災機関、高圧ガス取扱事業所等からの応援要請に対応する。 	

(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市町村又は消防機関、県警察、海上保安機関等の関係機関に通報連絡する。 	
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。 	
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。 	
第九管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物等積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、避難勧告等を行う。 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講ずる。 ・ 飲料水汚染の可能性がある場合は、直ち 	

	に取水制限等の措置を講ずる。対象となる飲料水が市町村所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。	
国及び県	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者等に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。 ・有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び生活環境に係る被害防止の観点から環境調査を実施する。 	

(4) 住民等に対する広報対応

実施主体	対 策	協力依頼先
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。 	
市町村及び消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、広報車及び防災行政無線等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連絡を密にして、災害の状況、避難の必要性等について広報するとともに、ラジオ・テレビ放送等の報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。 	
第九管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物等施設で災害が発生し、付近の船舶等に対し危険が及ぶおそれがある場合は、巡視船艇等により火気使用の禁止、船舶交通の制限又は禁止等を周知する。 	県 市町村 消防機関 事業所

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 災害情報の収集・報告
- ・ 災害広報
- ・ 避難指示

第41節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

【関係機関】 県災害対策本部（生活基盤対策部）、警察本部、北陸地方整備局、自衛隊、市町村、消防機関、東日本高速道路株式会社、企業・事業所

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

道路管理者等は、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
道路パトロール	被害の場所、状況、集落孤立等の社会的影響など
道路管理者等	
地域の民間団体等	
道路管理者等(地域) ^{注)}	同左(対策本部)

注) 漁港管理者を除く

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
道路管理者等(対策本部)	道路管理者等間の連絡情報等
道路管理者等	被災状況、復旧見込み
道路管理者等	関係機関
道路管理者等	地域住民
	道路情報

注) 漁港管理者を除く

3 業務の体系

風水害の発生

- 被災状況の把握
- ↓
- 通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知
- ↓
- 施設の緊急点検
- ↓
- 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

道路管理者等である東日本高速道路㈱、国土交通省、県及び市町村は直ちに道路パトロールを実施するほか、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等のもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。

特に緊急輸送道路に指定された路線は最優先に情報収集する。

(2) 通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

ア 通行規制等の緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において県警察及び関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

イ 道路情報の周知

(公財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(3) 施設の緊急点検

橋梁やトンネル等の主要な構造物及び異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所）の緊急点検を行う。

(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

ア 道路啓開

(ア) 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者等が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。

(イ) 関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。

(ウ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者等としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

(エ) 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。

(オ) 道路上の障害物の除去について、道路管理者等と県警察、消防機関、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

イ 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。また集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮し取り組む。

ウ 道路情報の周知

(公財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(5) 道路占用施設（道路法以外の道路を含む）

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者等に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。

また、道路管理者等は必要に応じて協力、支援等を行う。

5 市町村地域防災計画に定める事項

市町村は国や県、他の市町村との連絡体制を確立し、災害時の道路情報を共有する体制を整備する。

第42節 港湾・漁港施設の応急対策

【関係機関】 県災害対策本部（生活基盤対策部）、消防機関、警察本部、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、市町村、一般社団法人新潟県建設業協会、一般社団法人新潟県測量設計業協会、一般社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部、一般社団法人新潟県地質調査業協会、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北陸支部、新潟県鋼構造協会、一般社団法人新潟県公園緑地建設業協会（前記の各協会は、以下「各協会」という。）、一般財団法人新潟県建設技術センター（以下「建設技術センター」という。）

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 県民・企業等の責務

風水害による、港湾・漁港施設の被災を発見したときは、遅滞なく県、市町村、消防機関又は警察機関へ通報する。

(イ) 市町村の責務

風水害による、港湾・漁港施設の被災の通報を県民・企業等から受けたとき又はパトロール等により港湾・漁港施設の被災を発見したときは、県へ通報する。

(ウ) 県の責務

県が管理する港湾・漁港施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関と協力し迅速、的確な応急対策を実施する。

(エ) その他の防災関係機関の責務

北陸地方整備局は被災により港湾管理者からの要請があった場合には、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する。

イ 活動調整

県災害対策本部（生活基盤対策部）、北陸地方整備局港湾空港部、第九管区海上保安本部

ウ 達成目標

速やかに被災概要調査を行い、必要に応じて応急対策工事に着手する。

(2) 積雪期の対応

ア 県は、積雪期においては雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておくものとする。

2 情報の流れ

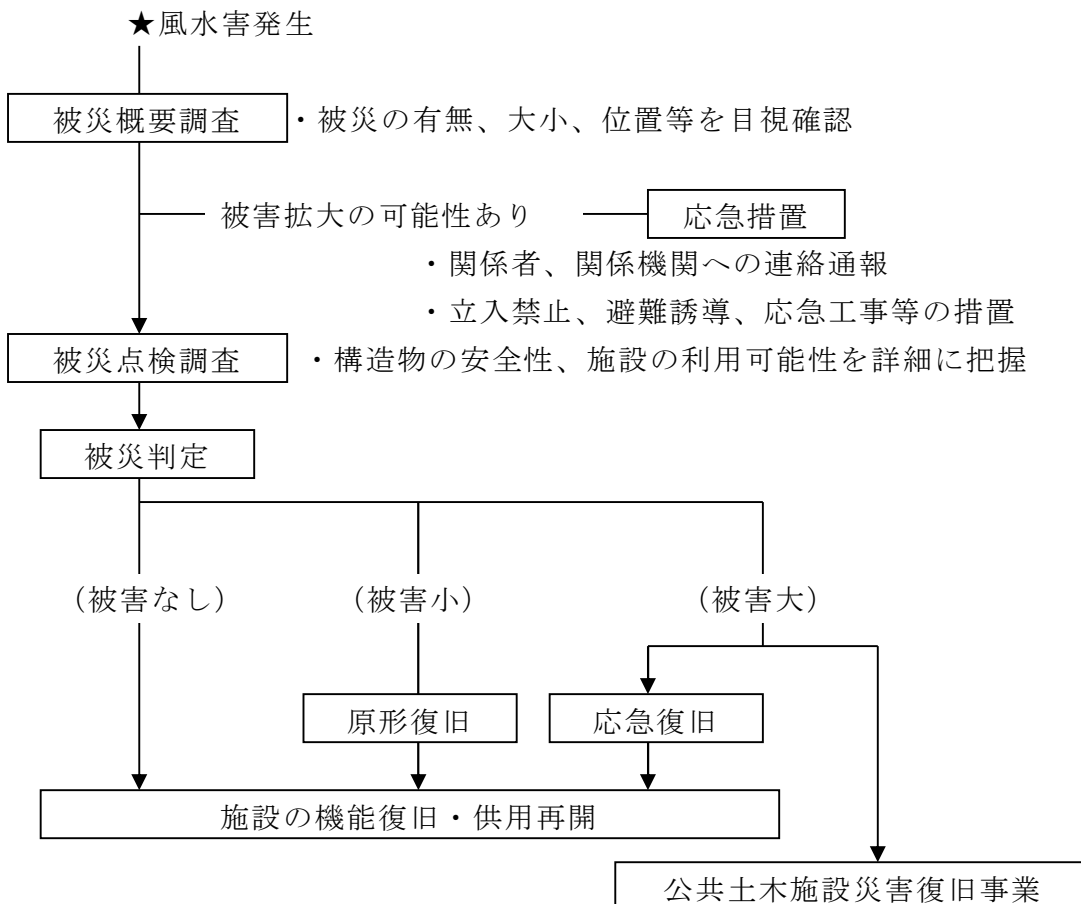
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県民、消防、県警察	市町村、県	被災施設の情報
市町村	県	被災施設の情報
県	北陸地方整備局、各協会等	応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	市町村、消防、県警察	応急対策情報、復旧進捗情報
県、市町村	県民、消防、県警察	応急対策情報、復旧進捗情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 災害の未然防止

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	・施設等の被災により県民に被害が及ぶおそれがある場合は、県民に避難指示及び避難誘導を実施する。	
県	・高潮や風浪により被害が発生するおそれがある場合、過去に高潮、風浪による被害が生じた箇所等の危険箇所について、パトロール及び施設の緊急点検を実施する。 ・パトロール及び緊急点検で被災するおそれがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため立入禁止等必要な措置を実施する。また、必要に応じて応急措置を実施する。	各協会等 建設技術センター

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対 策	協力依頼先
県	ア 人的被害発生防止のための対策の実施 パトロール及び緊急点検で、施設の異状や被災が確認された場合、被災箇所については、波浪等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害の発生を防止するべく、立入禁止措置を講じる。 イ 応急措置の実施 被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。 ウ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視 被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。	各協会 建設技術センター

(3) 障害物の処理

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> 港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部及び北陸地方整備局に報告するとともに、障害物除去等を実施する。 	各協会 建設技術センター

(4) 応急復旧

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> 施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。 	各協会 建設技術センター

(5) 施設利用者及び住民に対する広報

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> 被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民及び関係市町村へ周知する。 被災した施設の緊急措置、応急復旧状況及び復旧の見通しについて施設利用者、周辺住民及び関係市町村に周知する。 	市町村

5 市町村地域防災計画で定める事項

避難、救助その他浸水被害を防止するために必要な警戒避難態勢に関する事項

第43節 空港の応急対策

【関係機関】新潟空港事務所、県災害対策本部（食料物資部、◎生活基盤対策部）、企業・事業所、市町村、日本赤十字社、公益社団法人新潟県トラック協会、自衛隊

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 空港管理者の責務

a 災害等の発生時には、人員及び緊急物資等の輸送など、各種の応急対策活動を支えるとともに、輸送施設として重要な役割を担う空港機能の確保が極めて重要であることから、各施設の被害状況の把握及び機能確保のための応急復旧措置を迅速かつ的確に行う。

b 特に緊急物資等については輸送機能の維持及び確保に必要な措置を行う。

(イ) 企業の責務

空港ターミナル施設の被害状況を把握し、利用者の安全を確保するため安全な場所への誘導や負傷者の救助活動等を行うとともに、周辺地域の被害状況や航空機の運航状況等について情報提供を行う。

イ 活動の調整

県災害対策本部（統括調整部、食料物資部、生活基盤対策部）、市町村対策本部

ウ 達成目標

被災状況を確認し、被害があった場合、3日以内に応急復旧を実施し、滑走路等を使用して、順次運用を開始する。

2 情報の流れ

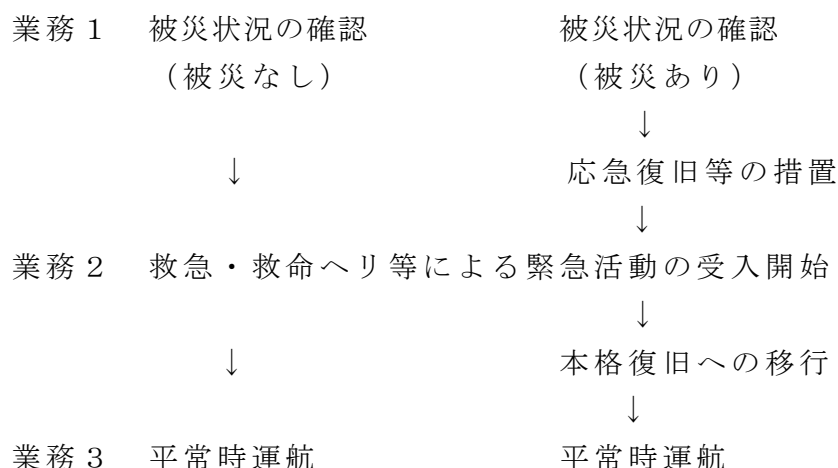
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
空港事務所	県災害対策本部	被災状況、応急復旧状況及び運航状況

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県災害対策本部	空港事務所	緊急活動の受入れの可否

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 業務1

実施主体	対 策	協力依頼先
国土交通省 (新潟空港)	災害情報の収集と空港施設の被害状況を把握し、被害を受けた施設がある場合は、施設の機能回復のための応急復旧を行う。空港施設の利用者の安全確保と情報提供を行う。	(社)新潟県建設業協会佐渡支部
県 (佐渡空港)		

(2) 業務2

実施主体	対 策	協力依頼先
国土交通省 (新潟空港)	救命・救急活動など緊急活動の受入れと平常時運航に向けた本格復旧への移行	(社)新潟県建設業協会佐渡支部
県 (佐渡空港)		

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 緊急活動に関する窓口
- ・ 緊急ヘリポート施設の指定

第44節 鉄道事業者の応急対策

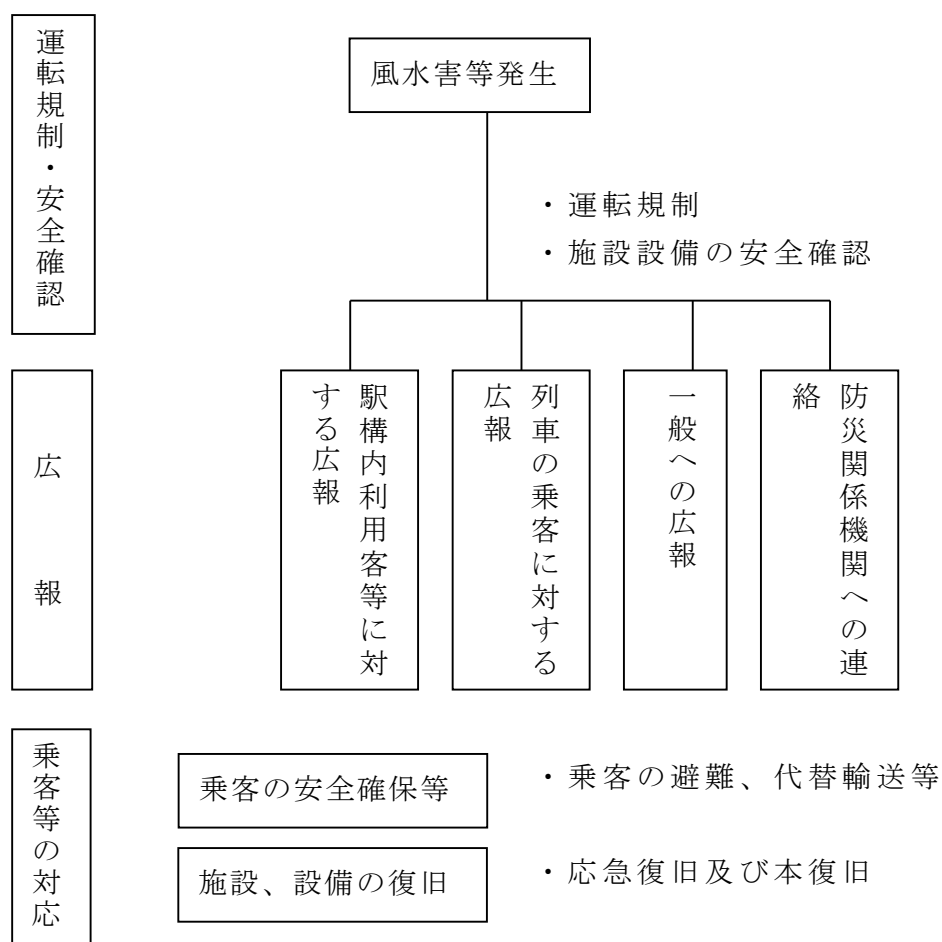
【関係機関】 JR東日本、JR西日本、JR貨物、北越急行(株)、えちごトキめき鉄道(株)、県災害対策本部（生活基盤対策部）、北陸信越運輸局

1 計画の方針

基本方針

JR東日本、JR西日本、JR貨物、北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株)（以下「各鉄道事業者」という。）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努めるものとする。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 運転規制

風水害発生時には、あらかじめ定めた運転基準及び運転規制区間に基づき、その強度により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア 強風の取扱い

風速 20m/s 以上	→	早目運転規制区間注意運転	→	一般運転規制区間通常運転
-------------	---	--------------	---	--------------

風速 25m/s 以上	→	早目運転規制区間運転中止	→	一般運転規制区間注意運転
-------------	---	--------------	---	--------------

風速 30m/s 以上	→	早目運転規制区間運転中止	→	一般運転規制区間運転中止
-------------	---	--------------	---	--------------

イ 豪雨の取扱い

雨量(時間雨量、連続雨量)及び河川水位により、運転規制区間毎の運転基準を定める。

防災情報システムの速度規制警報表示	→	注意運転
-------------------	---	------

防災情報システムの速度中止警報表示	→	運転中止
-------------------	---	------

ウ なだれ発生時の取扱い

電鈴及びなだれ用信号炎管の信号表示	→	運転中止
-------------------	---	------

(2) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- (ア) 災害の規模
- (イ) 被害範囲
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 不通線区
- (オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握した上で、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- (ア) 停車地点と理由

- (イ) 災害の規模
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 運転再開の見込み
- (オ) 避難の有無・方法等

ウ 駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

(3) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報し、連絡を受けた運転指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区のカバリング輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

エ 道路や河川等の災害復旧工事との連携

被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄軌道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

なお、各鉄道事業者は、必要に応じ広域的な応援態勢が的確に機能するよう、北陸信越運輸局に調整を求める。

(6) 住民に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局、コミュニティーFM局）がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

(7) 県への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに県へ報告する。

4 市町村地域防災計画で定める事項

市町村は地域防災計画において、公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について定めておくものとする。

[情報収集・伝達先]

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	FAX
JR東日本新潟支社	総務部企画室	025-248-5104	025-248-5165 運輸部輸送課 指令室	時間内025-248-5112 時間外025-248-5166
JR西日本金沢支社	北陸広域鉄道部(糸魚川)	025-552-0336	(金沢支社輸送指令) 076-253-5261	時間内025-552-0336 時間外076-253-5262
北越急行(株)	経営管理課	025-770-2820	(六日町運輸指令区) 025-770-2822	時間内025-770-2825 時間外025-770-2830
えちごトキめき鉄道(株)	総務企画部	025-546-5520	(指令所) 080-7770-8856	時間内025-543-8020 時間外025-543-7850
JR貨物新潟支店	新潟支店	025-248-5151	(貨物指令室) 025-247-0522	時間内025-248-5152 時間外025-247-0516

県関係課		勤務時間内	勤務時間外	FAX
新潟県交通政策局	交通政策課	025-285-5511 内線3591、3466	025-280-5109	025-284-5042
新潟県防災局	危機対策課	025-285-5511 内線6437、6438	025-285-5511 警備員経由	025-282-1640
新潟県警察本部警備部	警備第二課	025-285-0110 内線5770、5772	025-285-0110 内線2070,2071	昼 025-284-8939 夜 025-281-3915
北陸信越運輸局	総務部安全防災・危機管理課	025-285-9000	025-285-9000	025-285-9170

第45節 土砂災害・斜面災害応急対策

参考資料

(別冊「土砂災害対策編」を参照)

第46節 河川・海岸施設の応急対策

参考資料

【関係機関】 県災害対策本部（生活基盤対策部）、消防機関、警察本部、北陸地方整備局、一般社団法人新潟県建設業協会、一般社団法人建設コンサルタント協会北陸支部、一般社団法人新潟県測量設計業協会、一般社団法人新潟県地質調査業協会、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北陸支部、新潟県鋼構造協会（以下「各協会」という）、一般財団法人新潟県建設技術センター（以下「建設技術センター」という）、特定非営利活動法人にいがた地域創造センター（以下、「地域創造センター」という。）

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 県民の責務

河川・海岸施設の被災を確認した時は、遅滞なく県、市町村、消防機関及び県警察へ連絡する。

イ 市町村の責務

住民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認した時は、県へ連絡する。

また、施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民の安全を確保するため、避難指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 県・国の責務

県・国は、風水害による河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

エ 達成目標

被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から24時間以内に応急工事に着手する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の利用が想定される施設の応急対策に当たっては、利用に配慮した対応を行う。

要配慮者が利用する施設等に係る施設、地域にあっては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう、情報の収集・伝達に特に配慮するものとする。

法第54条

法第51条、
第53条第1項

法第60条第1項
水防法第9条

法第70条第1項
河川法第2条

水防法第15条第2項

(3) 積雪地域での対応

河川管理者及び海岸管理者は、融雪出水や冬季風浪に備え、自らの管理する施設の点検を行い、所定の機能を確保していることを確認する。

また、積雪期間の災害復旧作業は、十分に安全確保に努めるものとし、危険箇所については、市町村及び関係機関を通じ周辺住民に周知するとともに、立入禁止柵を設けるなどの措置を講じるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

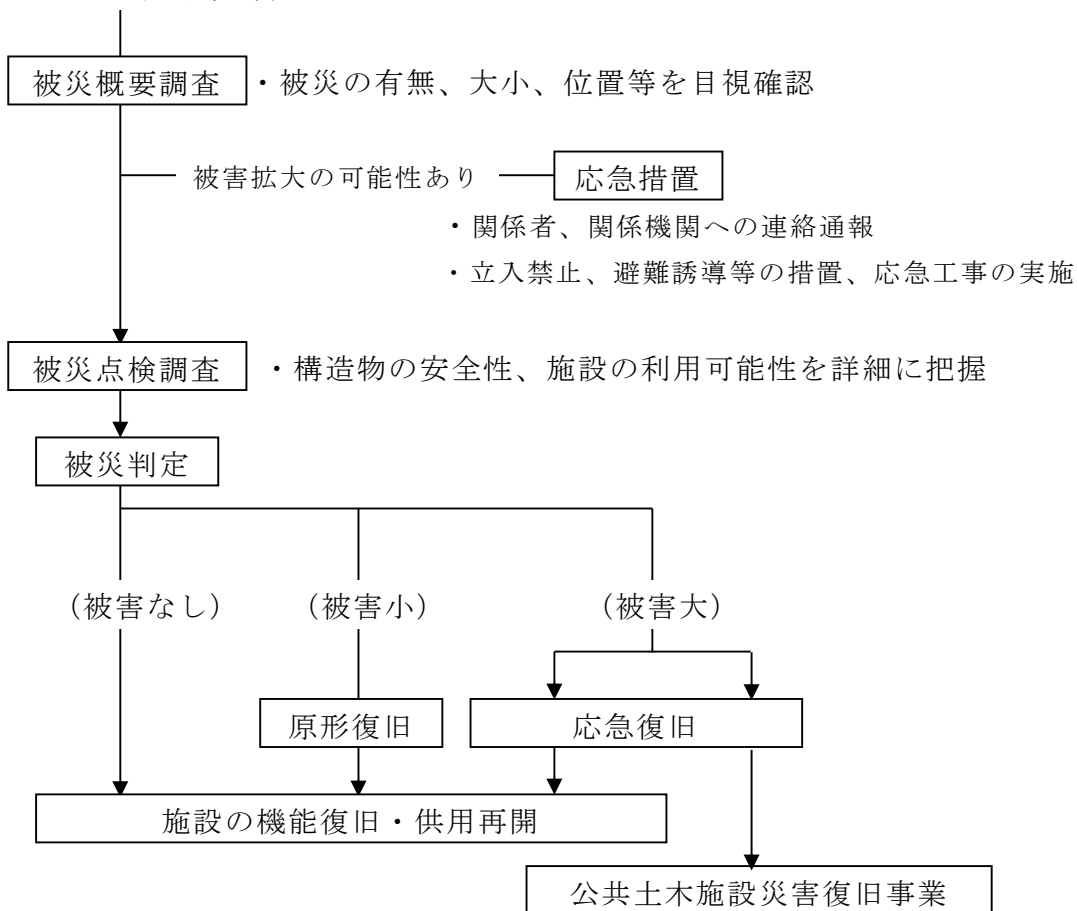
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
住民、県警察、消防	市町村	施設被災の通報
市町村	県	詳細な施設被災情報
県	協定先機関	被災点検、応急対策調査及び応急工事指示
	国	被害情報、洪水予報・水防警報、水防活動状況、緊急復旧情報 水位観測所の水位と堤防高等の関係、代表地点雨量、破堤した場合の被害想定、破堤箇所、水位標高等

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市町村、県警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告
市町村	住民、県警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告 避難指示等の発令

3 業務の体系役割

☆風水害等発生



4 業務の内容

(1) 災害の未然防止

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	・施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。	
県、北陸地方整備局	・降雨等により河川水位が上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがある場合、下記の点検及び巡視を行う。 ○河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）に近づいている箇所（土木部、農地部） ○過去に洪水被害が生じた箇所（土木部、農地部）	各協会 建設技術センター 地域創造センター

実施主体	対 策	協力依頼先
県、北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○地形地質上脆弱な箇所 (土木部、農地部) ○土地利用上からの弱堤箇所(土木部) ○二次災害防止の観点からの低標高箇所(土木部、農地部) ○主要河川構造物の設置箇所 (土木部、農地部) 	各協会 建設技術センター 地域創造センター
県、北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮や高波等により被害の発生するおそれがある場合、下記の点検、巡視を行う。 ○過去に高潮、高波等による被害が生じた箇所 ○地形地質上の弱堤箇所 ○土地利用上からの弱堤箇所 ○二次災害防止の観点からの低標高箇所 ○主要海岸保全施設設置箇所 	各協会 建設技術センター 地域創造センター
県、北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・点検、巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施する。 ・危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を実施する。 ・施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに市町村、消防機関、県警察等へ通報する。 	各協会

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対 策	協力依頼先
県、北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・点検、巡視で施設の異状や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。 ・河川管理施設及び許可工作物 <p>ア 住民の安全確保</p> <p>浸水被害が発生し、その被害が拡大するおそれのある地域に対しては、その原因となる箇所の安全対策を講じ</p>	各協会 建設技術センター 地域創造センター

実施主体	対 策	協力依頼先
<p>県、北陸地方整備局</p>	<p>るとともに、危険箇所は立入禁止等必要な措置を実施する。また、必要な場合、関係各機関への通報、報道機関を通じて住民へ周知を図る等の対策を講じる。</p> <p>イ 被災箇所の応急措置 堤防等の河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の被災は、重大な災害につながるおそれがあるため、被災状況に応じた応急対策を実施する。</p> <p>ウ 低標高地域での浸水対策 低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。</p> <p>エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言 許可工作物の損傷の復旧などについては、被災地の早急な復旧・復興を期すため、施設占有者に適切な指導及び助言を行う。 頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、当該施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。</p> <p>オ 油や危険物等の流出時の措置 油や危険物等が河川へ流出した場合は、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。</p> <p>カ 倒木や流木等の処理 倒木や流木等により河積阻害を生</p>	<p>各協会 建設技術センター 地域創造センター</p>

実施主体	対 策	協力依頼先
<p>県、北陸地方整備局</p>	<p>じている箇所については、速やかにその除去に努める。</p> <p>キ 被災箇所の監視 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。</p> <p>ク その他河川管理に関する事項の調整 災害発生時は応急対策又は復旧活動等に伴う多種多様な河川区域の要請が予測されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。</p>	<p>各協会 建設技術センター 地域創造センター</p>
<p>県、北陸地方整備局</p>	<p>・ダム施設</p> <p>ア 被災箇所の応急措置 施設の被災は、被災状況に応じた応急対策を実施する。</p> <p>イ 放流時の措置 放流を行う場合は、関係機関への通知及び一般への周知を行う。</p>	<p>各協会</p>
<p>県、北陸地方整備局</p>	<p>・海岸保全施設</p> <p>ア 住民の安全確保 被災箇所については、波浪等の影響で施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため、立入禁止措置を講じる。</p> <p>イ 海岸保全施設の応急措置 海岸保全施設が被災した場合は、被害拡大及び二次災害の発生を防止するため、応急対策を講じる。</p> <p>ウ 低標高地域の浸水対策 低標高地域では、浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇</p>	<p>各協会 建設技術センター 地域創造センター</p>

実施主体	対 策	協力依頼先
県、北陸地方整備局	<p>所の応急復旧と可搬式ポンプ等を利用した浸水対策を実施する。</p> <p>エ 被災箇所の監視 被災箇所やその兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。</p> <p>オ その他海岸保全施設の管理に関する事項調整 海岸保全施設においては、波浪等を原因とした海難事故や漂流物等の処理に関する問題が予想されるため、県は海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。</p>	<p>各協会 建設技術センター 地域創造センター</p>

(3) 応急復旧

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。 	
県、北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の確保等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。 	各協会

(4) 住民に対する広報等

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、住民へ逐次連絡する。 気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、住民、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。 被災した施設の被害規模が拡大し、住 	

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難指示等を発令する。	
県、北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、各施設の管理者は、施設被害の規模と状況の推移を関係市町村や県警察、消防機関等へ逐次連絡する。 ・ 各施設の管理者は、被災箇所の応急工事の状況についても関係市町村や県警察、消防機関等へ逐次連絡する。 	

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 重要水防箇所、危険箇所に関する情報の掲載
- ・ 河川、海岸災害に関する情報の収集及び伝達方法
- ・ 洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法
- ・ 避難、救助その他浸水被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

第47節 農地・農業用施設等の応急対策

【関係機関】 県災害対策本部（生活基盤対策部）、北陸農政局、市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、施設管理者、農業者、新潟県土地改良事業団体連合会

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 県の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市町村を支援する。

(イ) 市町村の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

(ウ) 土地改良区・施設管理者等の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、市町村等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ 活動調整

県災害対策本部、市町村災害対策本部

ウ 達成目標

(ア) 緊急的な被災状況の把握を随時行う。

(イ) 避難指示等解除後3日以内に被害概要調査及び点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講ずる。

(ウ) 防災重点農業用ため池の点検及び報告については、以下のとおりとする。

対象災害	大雨特別警報に係る大雨
緊急点検	目視による外観点検（大雨特別警報が解除され次第、速やかに実施。ただし、緊急点検を行うことが危険と判断される場合には、安全が確保され次第、実施）
報告方法	市町村は原則としてため池防災支援システムにより報告

(エ) 緊急的に機能回復を行う必要のある施設等においては、災害発生後速やかに応急復旧を行う。

エ 災害発生 of 未然防止活動

(ア) 施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合に実施する緊急点検において、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検及び監視を行う。

(イ) 施設管理者は、洪水又は高潮の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに住民に周知させる。

(2) 危険箇所についての住民避難（市町村）

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

2 情報の流れ

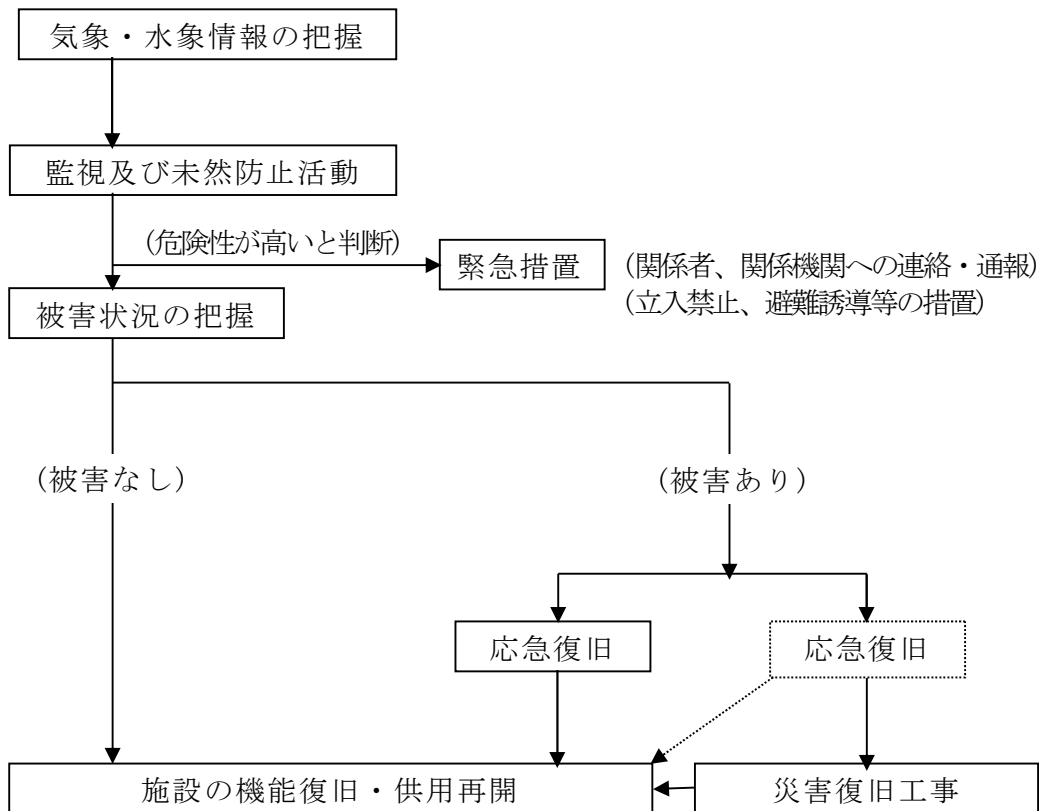
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
土地改良区 施設管理者等	市町村	被害情報、危険箇所等の情報
市町村	県	被害情報、避難情報等 危険箇所等の情報
県	北陸農政局	被害情報、危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	市町村	県管理施設の被害情報
市町村	土地改良区 施設管理者等	緊急資材等調達・輸送情報 応急工事の実施予定等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 土砂災害等発生箇所の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。 	北陸農政局 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 	県 市町村 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(2) 主要構造物や建築物（排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門技術者等を活用して、県管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・ パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・ 二次災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。 	北陸農政局 市町村 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・ パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・ 二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を実施する。 	県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・ パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 	県 市町村 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。 	北陸農政局 市町村 他関係機関 建設業協会等
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。 	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。 	県 市町村 他関係機関 建設業協会等

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。 	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。 	県 市町村 他関係機関 建設業協会等

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 被災情報の収集、連絡方法
- ・ パトロール要員の配置、巡回監視体制
- ・ 避難誘導等の措置基準
- ・ 風水害時緊急点検必要施設、危険箇所等の指定

第48節 農林水産業応急対策

参考資料

【関係機関】 県災害対策本部（生活基盤対策部）、市町村、第九管区海上保安本部、農業協同組合・新潟県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会新潟県本部、新潟県農業共済組合、森林組合・新潟県森林組合連合会、木材組合・新潟県木材組合連合会、漁業協同組合・新潟県漁業協同組合連合会・新潟県内水面漁業協同組合連合会

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 農林水産業生産者及び農林水産業用施設の所有者・管理者

- a 風水害等に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等に努める。
- b 風水害、雪害等が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講ずる。
- c 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに、災害発生時に応急措置を施すことができるよう平時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。
- d 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市町村、関係団体等へ速やかに連絡する。

(イ) 関係団体の責務

a 農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、市町村等が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導及び経営指導を行う。

b 新潟県農業共済組合

農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、市町村と県に情報提供するとともに、二次災害の発生防止等について必要な応急措置を講ずる。

c 新潟県農業協同組合中央会

- (a) 農業協同組合及び農業協同組合連合会等の協力を得ながら、地域の農業被害を把握するとともに、農業協同組合等を通じ農作物及び農業用施設の被害状況に応じた二次被害の応急措置を講ずる。
- (b) 農協系統で取りまとめた農業被害情報を、速やかに県へ提供する。

d 全国農業協同組合連合会新潟県本部

県からの要請により農業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

- e 森林組合・木材組合
 - (a) 市町村、県地域振興局と相互に協力して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下「林業等関係施設」という。）の被害状況を把握し、県地域振興局へ報告する。
 - (b) 市町村、県地域振興局と相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。
- f 新潟県森林組合連合会・新潟県木材組合連合会
県からの要請により林業・木材産業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。
- g 漁業協同組合
水産物及び水産施設の被害状況を市町村と相互に協力し、把握する。
- h 新潟県漁業協同組合連合会・新潟県内水面漁業協同組合連合会
県からの要請により水産被害の二次災害防止や応急対策のための措置を講ずる。
- (ウ) 市町村
 - a 関係団体の協力を得ながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、地域振興局等に報告する。
 - b 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。
 - c 県、関係団体等の協力を得ながら、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。
- (エ) 県
 - a 地域振興局は、市町村からの報告及び自らの調査により被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。
 - b 地域振興局は、必要に応じ市町村及び関係団体に連絡要員を派遣するとともに、必要に応じ二次災害防止等の助言を行う。
 - c 県は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。
 - d 被害状況に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。
- イ 活動調整
県災害対策本部（生活基盤対策部）
- ウ 達成目標
 - (ア) 24時間以内に緊急被害状況調査を取りまとめる。
 - (イ) 被害状況により、3日以内に二次災害を防止するための指導及び指示を行う。
 - (ウ) 被害状況により、1週間以内に応急対策を講じるとともに、復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に

協力を要請する。

(2) 積雪期の対応

市町村は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

2 情報の流れ

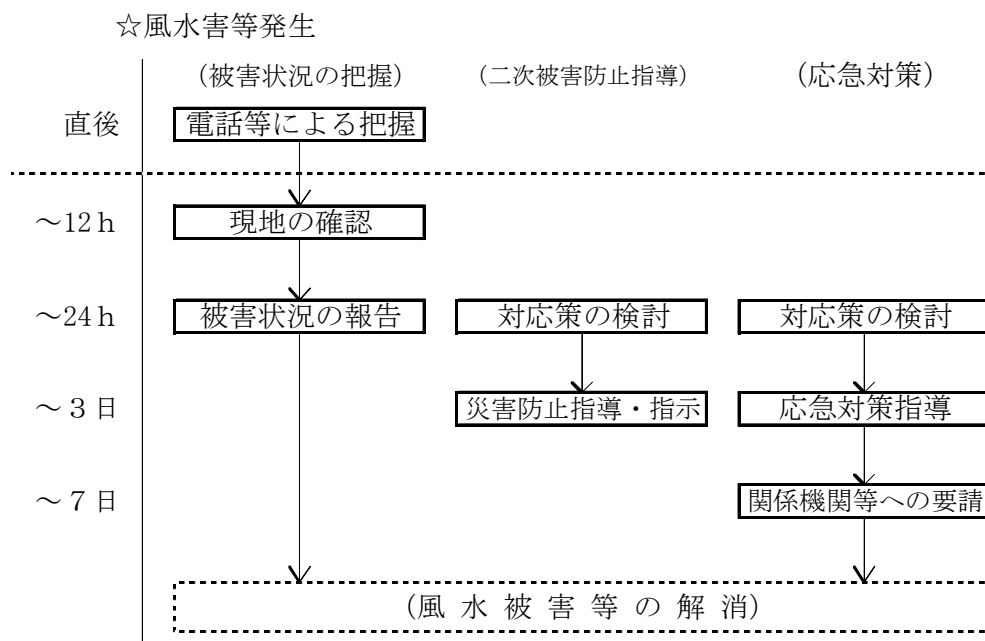
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
生産者・関係団体	市町村	被害状況、被災者ニーズ
市町村	地域振興局	被害状況、被災者ニーズ
地域振興局	県災害対策本部	集約された被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	地域振興局	応急対策等の内容
地域振興局	市町村	具体的な指導

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	農業協同組合等の協力を得ながら農作物及び農業用施設の被害状況を把握(雪害時にあつては併せて降雪及び積雪の状況も把握)し、地域振興局農林水産振興部(以下「地域振興局」という。)に報告する。	農業協同組合、農業共済組合等
県(地域振興局)	市町村からの報告及び自らの調査に基づいて被害状況等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。	市町村
県	県は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域・面積等を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。	

イ 二次災害防止指導

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	農業用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は	農業協同組合、農業共済組合等

	<p>指示を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流出防止措置 2 農業用燃料の漏出防止措置 3 土砂崩れ、雪崩等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置 4 農舎、農業施設等の火災防止措置 	
--	---	--

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村・県(地域振興局)	<p>農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農作物の病虫害発生予防のための措置 2 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 3 応急対策用農業用資機材の円滑な供給 4 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導 5 種苗の供給体制の確保 6 消雪促進のための措置 7 農業用施設の応急工事等の措置 	農業協同組合、農業共済組合等
県	被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。	全農県本部等

(2) 家畜及び家畜飼養施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
農業協同組合、農業共済組合	・市町村等と連絡をとりながら、家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。	
市町村	・家畜飼養者の被害状況を調査し、県に報告する。	農業協同組合、農業共済組合
県	・市町村等の協力を得ながら、被災地域の振興局及び家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。 (困難な場合は、他地域から支援)	市町村、全農県本部、県酪農業協同組合連合会、農業共済組

		合、(公社)新潟 県畜産協会、 (公社)新潟県 獣医師会
--	--	---------------------------------------

イ 二次災害防止対策

実施主体	対 策	協力依頼先
農業協同組合、 農業共済組合	・市町村からの指示及び依頼を受け、二次災害防止対策に協力する。	
市町村	・家畜飼養者、農業協同組合等に下記の二次災害防止対策を指示する。 1 畜舎の二次倒壊防止措置 2 停電発生農場への電源供給 3 生存家畜の救出 4 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容による住民への危害防止措置	農業協同組合、 農業共済組合
県	・二次災害防止及び応急対策の調整をする。 1 二次災害防止対策への協力 2 関係機関及び団体への協力要請	市町村、全農県 本部、県酪農業 協同組合連合 会、農業共済組 合、(公社)新潟 県畜産協会、 (公社)新潟県 獣医師会

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	・県と連絡をとりながら、下記の応急対策を実施及び協力する。	
県	・市町村の協力を得ながら、下記の応急対策を講じる。 1 死亡・廃用家畜の処理 ・死亡家畜の受入れ体制確保 ・死亡家畜の埋却許可 ・傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査 ・家畜廃用認定 ・家畜緊急輸送	新潟県化製興業(株) 福祉保健部、新潟市 県食肉衛生検査 センター、新潟市 農業共済組合 県家畜商協同組合

	<p>2 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜飼養者に対する衛生指導 ・被災家畜の健康診断及び畜舎消毒 ・家畜伝染病予防接種体制の確保 <p>3 動物用医薬品及び飼料等の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請 ・家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請 	<p>農業協同組合、農業共済組合、(公社)新潟県畜産協会、(公社)新潟県獣医師会</p> <p>県動物薬品器材協会、(公社)新潟県獣医師会</p> <p>全農県本部、県酪農業協同組合連合会、(公社)新潟県獣医師会</p>
--	--	--

(3) 林産物及び林産施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び関係団体へ被害状況及び緊急措置を連絡する。 ・近隣の生産者等、関係団体と協力し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。 	関係団体
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、県地域振興局へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 ・市町村、県地域振興局と連絡をとりながら、情報を収集する。 	市町村、県地域振興局
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域振興局へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 ・関係団体と連絡をとりながら、被害状況を収集する。 	関係団体、県地域振興局
県地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ連絡する。 ・市町村及び関係団体と連絡をとりながら、被害情報を収集するとともに、必要に応じ連絡要員を派遣する。 	市町村、関係団体
県	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域振興局から報告のあった被害状 	市町村、関係団体

	<p>況及び必要な緊急措置を取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、さらに被害情報を収集するとともに、連絡要員を派遣する。 	
--	--	--

イ 二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者等	・市町村からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市町村、関係団体
関係団体	・市町村からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市町村、県地域振興局
市町村	<p>・緊急に必要なときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、下記の指導等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 倒木等の除去 2 林業等関係施設の倒壊防止措置 3 燃料、ガス等漏出防止措置 	県地域振興局
県（地域振興局）	・市町村に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。	
県	・県地域振興局へ二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給を行う。	

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者、関係団体	・林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講ずる。	県地域振興局 関係機関
関係団体、市町村、県地域振興局	<p>・相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、下記の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 林地に亀裂又は地すべりが生じている箇所は、シートで覆う等の拡大防止措置 2 病虫害発生予防措置 3 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 	

	4 応急対策用資機材の円滑な供給 5 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導	
県	・必要に応じ、応急対策用資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。	関係機関

(4) 水産物及び水産施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 水産物及び水産施設の被害状況を把握する。 被害状況を県に報告する（佐渡市は地域振興局に報告する）。 	漁業協同組合等
県地域振興局（佐渡）	<ul style="list-style-type: none"> 佐渡市からの報告及び自らの調査に基づいて被害状況を取りまとめ、県農林水産部に報告する。 	漁業協同組合
県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村からの報告を受け、応急対策の総合的調整を行う。 被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、積極的な支援を行う。 	

イ 二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 流出した船舶、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請をする。 船舶の座礁、破損により油の流出が生じた場合の油拡散防止措置、回収、無害化措置と関係機関への協力要請をする。 養殖魚越冬施設の損壊や養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置を図る。 融雪水等により流出した流木等、漂流物の早期回収措置を図る。 	第九管区海上保安本部
県	<ul style="list-style-type: none"> 油拡散防止措置等に対して協力要請を受けたときは、関係機関と連絡をとりながら、必要な措置を講ずる。 	第九管区海上保安本部、漁業協同組合連合会

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村及び県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質の悪化、水温の急激な低下等が想定される場合の増養殖施設の避難又は取水方法の改善を図る。 ・ 応急対策用水産資材の円滑な供給を図る。 ・ 生育に悪影響を与えると考えられる養殖物等に付着した泥を可能な限り除去する。 ・ 土砂又は流木等により機能低下した河川工作物に設置された魚道の機能回復を図る。 	漁業協同組合 連合会
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設被害の復旧に関して、急を要する場合は、市町村又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。 	

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 被害対応に関する担当
- ・ 被害状況の把握方法と連絡体制
- ・ 関係機関との連絡・協力方法
- ・ 想定される二次災害に対する緊急措置
- ・ 応急資機材の供給・確保計画

第49節 商工業応急対策

【関係機関】 県災害対策本部（生活再建支援部）、関東経済産業局、市町村、
商工団体、企業・事業所

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 企業・事業所の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、リスクマネジメントの実施に努め、事業継続計画（BCP）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

(イ) 商工団体の責務

- a 会員・組合員等の被災状況を把握する。
- b 商工会・商工会議所は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- c 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

(ウ) 市町村の責務

- a 企業・事業所の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努め、被害状況を把握する。
- b 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- c 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

(エ) 県の責務

- a 中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。
- b 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。
- c 市町村を通じ中小企業の直接被害件数及び被害額を把握する。
- d 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。
- e 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。
- f 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。
- g 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※ e～gは被災状況により対応

イ 達成目標

(ア) 県は災害発生後24時間以内に被災地の主な商工業の被害概要を把握する。

(イ) 県は被災状況を勘案し必要と認められる場合は、原則として災害発

第2章第36節「事業所等の事業継続」

生後7日以内に関係機関の協力を得ながら現地相談窓口を設置する。
(ウ) 県は災害発生後7日（特に被害が大きい場合は15日）以内に市町村を通じて中小企業の直接被害額を把握し、国に報告する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

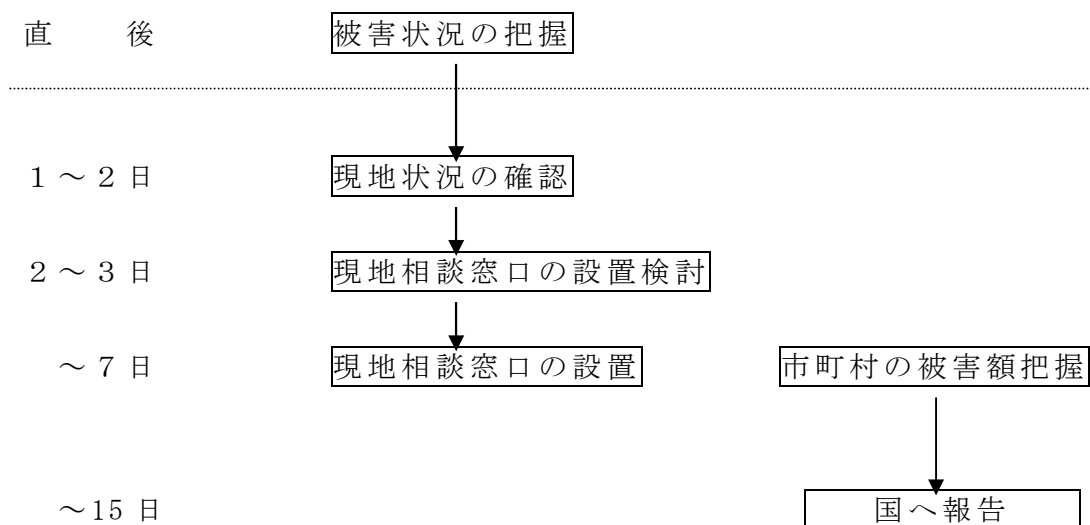
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
商工会・商工会議所 等商工団体	県	被害状況
地場産地企業・産地 組合	県	被害状況
商店街組合、大規模 小売店、共同店舗	県	被害状況
工業団地等進出企業	県	被害状況
観光施設	県	被害状況
市町村	県	被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	市町村・商工団体	被災状況、現地相談窓口の設置、支援策
市町村	企業・事業所	現地相談窓口の設置、支援策
商工団体	企業・事業所	現地相談窓口の設置、支援策

3 業務の体系

☆風水害発生



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> 県産業労働部及び観光局各課は所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。 技術支援センターは支援企業等の被災状況を確認する。 被災地市町村に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。 国に被害状況を報告する。 	企業・事業所 商工団体 市町村
市町村	管内の商工業の被災状況を調査し、県に報告する。	企業・事業所 商工団体

(2) 関係機関への協力・支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県	被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。	金融機関 機械メーカー 輸送業者 商工団体等

(3) 相談窓口の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県	被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。	(公財)にいがた産業創造機構 市町村 商工会・商工会議所 新潟県信用保証協会 政府系金融機関

(4) 風評被害対策

実施主体	対 策	協力依頼先
県	被災地域及び被災状況について適切な情報を提供する。	報道機関、旅行代理店等

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 商工観光業等の被害状況の調査方法
- ・ 被災中小企業者現地相談窓口の設置方法

第50節 応急住宅対策

【関係機関】 県災害対策本部（被災者対策部、生活再建支援部）、市町村、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会新潟県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、新潟木材組合連合会、新潟県森林組合連合会、その他建設業関係団体

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を設置し被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

ア 県の責務

応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。

県から委任を受け市町村が実施する応急修理の事務を補助する。

県営住宅の空家を仮住宅として提供する。

民間賃貸住宅の物件情報を提供する。

イ 市町村の責務

被災した住宅及び宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。

応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

市町村営住宅の空家を仮住宅として提供する。

ウ 達成目標

応急仮設住宅の供与等を実施し、避難所等にいる避難者を早期に解消する。

(2) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(3) 積雪地域における配慮

応急仮設住宅の設置に当たっては、冬期間の積雪や寒さ対策、結露の抑制などに努める。

2 情報の流れ

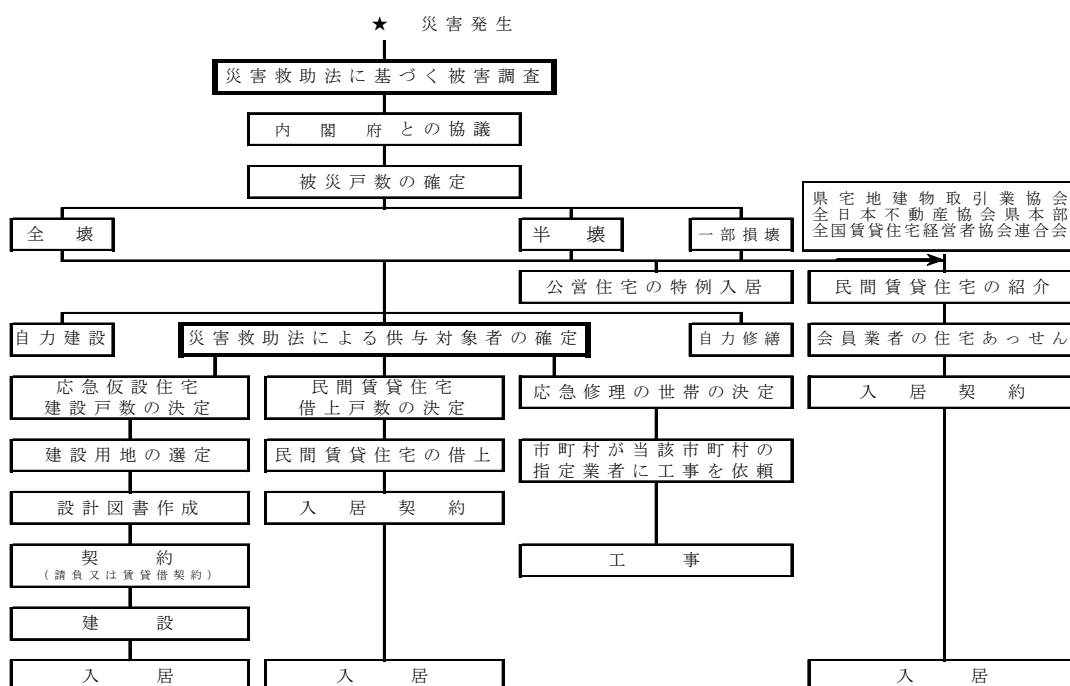
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者	市町村	住宅の被害状況 応急仮設住宅の入居希望 応急修理の希望 公営住宅等の入居希望
市町村	県	住宅の被災戸数 応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地 応急修理希望世帯数等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市町村	応急仮設住宅の供与決定 応急修理事務の委任
市町村	被災者	応急仮設住宅の入居申込み手続 応急修理の申込み手続
県	被災者	応急仮設住宅の設置状況及び応急修理制度の概要 公営住宅等の空家情報

3 業務の流れ



4 業務の内容

(1) 被災住宅調査

実施主体	対 応	協力依頼先
県	<p>災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。</p> <p>ア 市町村調査に基づく被災戸数（災害発生から1週間以内を目途に確定）</p> <p>イ 市町村の住宅に関する要望事項</p> <p>ウ 市町村の住宅に関する緊急措置の状況及び予定</p> <p>エ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項</p> <p>オ その他住宅の応急対策実施上の必要事項</p>	市町村
市町村	<p>災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。（災害発生から1週間以内を目途）</p> <p>ア 住宅及び宅地の被害状況</p> <p>イ 被災地における住民の動向</p> <p>ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望</p>	県

(2) 応急仮設住宅の供与

実施主体	対 応	協力依頼先
県	<p>1 建設による供与</p> <p>(1) 建設の方針</p> <p>ア 建設用地の選定</p> <p>建設場所については、市町村があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活利便施設、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。</p> <p>イ 建物の規模及び費用</p> <p>(ア) 1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。</p> <p>ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大</p>	<p>市町村</p> <p>(一社) プレハブ建築協会</p> <p>(一社) 新潟県建設業協会</p>

	<p>臣に協議し、規模及び費用の調整を行う。</p> <p>(イ) 建設資材の県外調達又は離島等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。</p> <p>ウ 建設の時期</p> <p>災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。</p> <p>ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。</p> <p>応急仮設住宅の供与は、災害発生から2ヶ月以内を目途とする。</p> <p>エ 二次災害への配慮</p> <p>応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の建設方法</p> <p>ア 知事は協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。</p> <p>ただし、状況に応じ知事は、市町村長に建設を委任することができる。</p> <p>イ 市町村長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。</p> <p>(3) 協力要請</p> <p>県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。</p> <p>(4) 入居者の選定及び管理の委任</p> <p>応急仮設住宅の設置完了後、知事は速やかに市町村長と委託協定を結び、入居者の募集、選定及び管理を委任する。</p>	
市町村	<p>(1) 建設候補地の選定</p> <p>ア 市町村は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。</p> <p>建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。</p> <p>イ 建設時に支障が出ないように、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。</p> <p>(2) 入居者の選定及び管理</p> <p>入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。</p>	

	<p>ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。 (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (イ) 居住する住家がない者 (ウ) 自らの資力では、住宅を確保することができない者</p> <p>イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。</p> <p>ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。</p> <p>エ 供与の期間 入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則2年以内とする。</p>	
<p>県</p>	<p>2 民間賃貸住宅借上げによる供与 被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。 ただし、状況に応じ知事は、市町村長に借上げを委任することができる。 入居要件・供与期間は、建設型に準じる。</p>	<p>市町村 (公社)新潟県宅地建物取引業協会 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会</p>

(3) 被災住宅の応急修理の実施

実施主体	対 応	協力依頼先
<p>市町村</p>	<p>(1) 応急修理の対象者 ア 以下の全ての要件を満たす世帯 (ア) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。 (イ) 半壊、大規模半壊又は一部損壊(準半壊)の被害を受けたこと。 (ウ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。</p>	

	<p>(エ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。※</p> <p>※ 応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害の発生の日から原則6ヶ月）</p> <p>イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）</p> <p>災害のため住家が半壊（焼）若しくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、県又は市町村において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。</p> <p>(2) 応急修理の範囲</p> <p>屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。</p> <p>(3) 応急修理の費用</p> <p>応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。</p> <p>(4) 応急修理の期間</p> <p>災害が発生した日から、原則として3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内）に完了するものとする。</p> <p>ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長するものとする。</p> <p>(5) 応急修理の手続</p> <p>別紙「応急修理事務手続き」を参照。</p> <p>(6) 制度の広報</p> <p>広報誌、ホームページ等を通じ、分かりやすい広報を行う。</p>	
--	---	--

(4) 公営住宅の特例使用

実施主体	対 応	協力依頼先
県 市町村	<p>ア 県及び市町村は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する（行政財産の目的外使用許可による。）。</p> <p>イ 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市町村営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、他の都道府県に提供を要請する。</p> <p>ウ 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あつせんに努める。</p>	都道府県 近隣市町村

(5) 民間賃貸住宅の紹介・あつせん

実施主体	対 応	協力依頼先
県	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定及び災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき協力要請を行う。	(公社)新潟県 宅地建物取引 業協会 (公社)全日本 不動産協会新 潟県本部 (公社)全国 賃貸住宅経 営者協会連 合会
(公社)新潟 県宅地建物 取引業協会 (公社)全日本 不動産協会新 潟県本部	県の要請を受け、会員の宅地建物取引業者に対し、被災者への媒介を行うよう協力を求める。	(公社)新潟 県宅地建物 取引業協会 会員 (公社)全 日本不動産 協会会員
(公社)全国 賃貸住宅経 営者協会連 合会	県の要請を受け、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供を行う。	

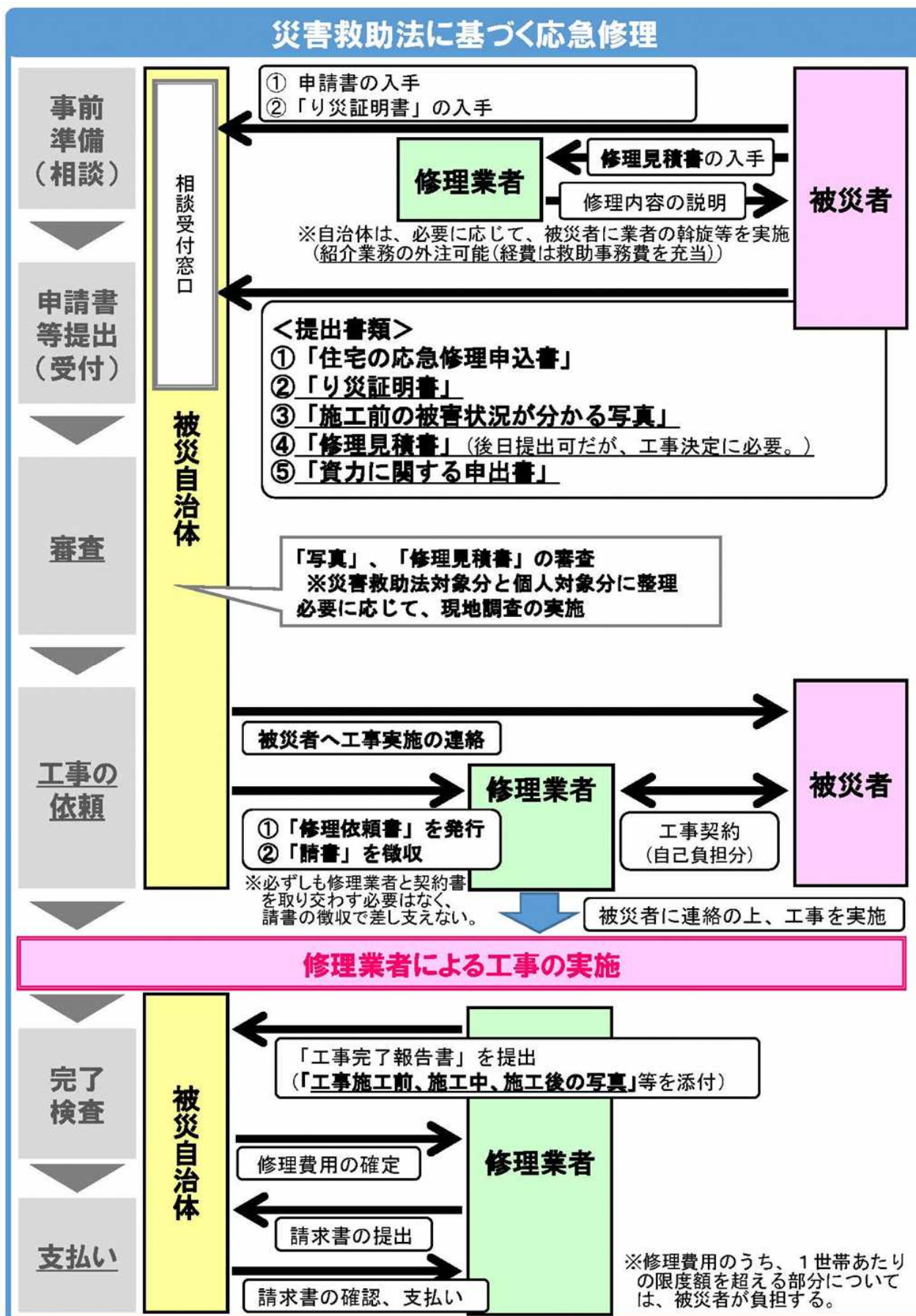
(6) 住宅建設資材のあっせん

実施主体	対 応	協力依頼先
県	新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会及び木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。	新潟木材組合連合会 新潟県森林組合連合会 木材輸入商社・卸 隣接県

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定担当窓口
- ・ 応急仮設住宅の建設予定地

住宅の応急修理の手続き及び流れ



第51節 ボランティアの受入れ計画

参考資料

【関係機関】 県災害対策本部（被災者対策部）、新潟県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社、新潟県共同募金会、県内NPO、公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会、市町村、新潟県災害ボランティア調整会議

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）及び市町村災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 県支援センターの責務

- a 県は、新潟県災害ボランティア調整会議と協働して県支援センターを新潟県庁内に設置し、県支援センターの運営を行う。
- b 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及びボランティアセンターの立ち上げ支援などを行う。

(イ) 県の責務

- a 県支援センターへのスペース等の提供、職員の派遣を行う。
- b 県支援センターを統括し、県災害対策本部との情報共有を図る。
- c 県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。

(ウ) 市町村の責務

- a ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、ボランティアセンターの運営を支援する。
- b 市町村災害対策本部は、ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(エ) 新潟県社会福祉協議会の責務

- a 県支援センターの設置に伴い職員を派遣し、県支援センターの運営を支援する。
- b 県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。

(オ) 市町村社会福祉協議会の責務

- a 災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市町村

第2章第34節「ボランティアの受け入れ体制の整備」参照

- 災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。
- b ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、ボランティアセンターを運営する。
 - c 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため職員を配置し、県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。
- (カ) ボランティアセンターの責務
- a ボランティアセンターの運営、避難所などの施設運営等に係るボランティアニーズの把握を行う。
 - b 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティアニーズに基づいた情報の発信を行う。
 - c 駆けつけたボランティアの受入れ及び登録を行う。
 - d ボランティア活動を支援する救援物資の確保及び仕分けを行う。
 - e その他、ボランティアニーズに基づいた活動を行う。

イ 活動調整

ボランティアセンター、県支援センター

ウ 達成目標

災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。

災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置運営、情報の受発信
避難指示解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のボランティアニーズの把握
〃 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信

2 情報の流れ

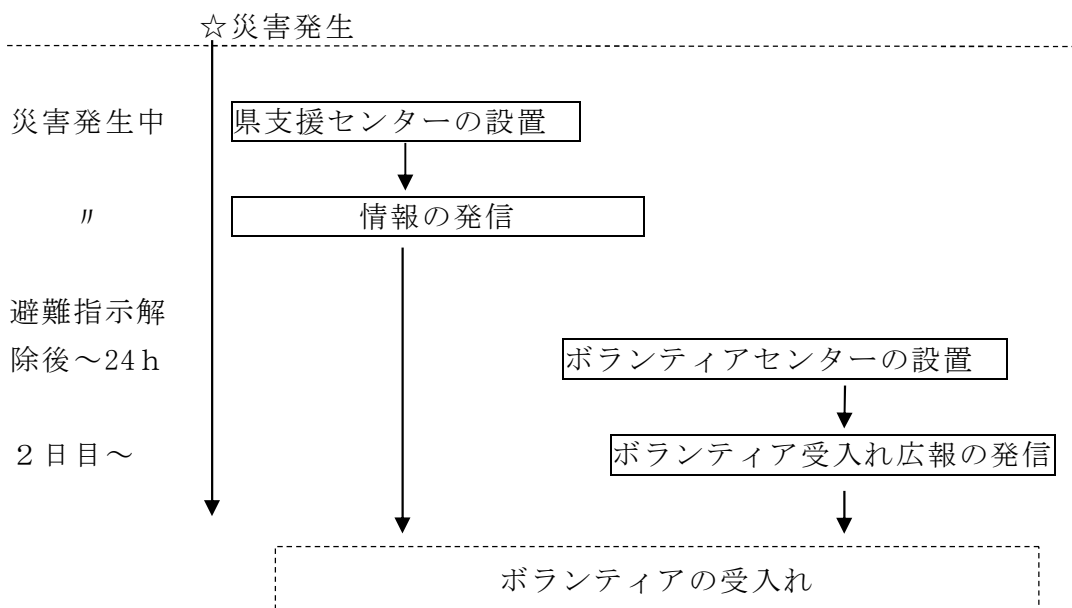
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、被災者	ボランティアセンター	避難所などにおけるボランティアニーズ
ボランティアセンター	県支援センター、市町村災害対策本部	集約された被災地におけるボランティアのニーズやボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ
県支援センター、市町村災害対策本部	県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	〃
県災害対策本部	協定先企業・団体	ボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
協定先企業・団体 県災害対策本部	支援・協力予定情報
県災害対策本部、 他の行政機関、関 係団体 県支援センター、 市町村災害対策本 部	支援・協力予定情報
県支援センター、 市町村災害対策本 部 ボランティアセ ンター	支援・協力予定情報
ボランティアセ ンター 避難所、被災者	支援・協力予定情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 県支援センターの運営

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> センターに職員を派遣し運営を支援 運営に係る補佐及び資金管理 	全国社会福祉協議会、被災地以外の市町村社会福祉協議会
県	<ul style="list-style-type: none"> センター運営に係る場所や資機材の提供 	国や他県などの行政機関

	・センターに職員を派遣し運営を統括	
日本赤十字新潟県支部	・センターに職員を派遣し運営を支援	他県の赤十字支部
新潟県共同募金会	・センターに職員を派遣し運営を支援	他県等の共同募金会
県内NPO・日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会	・センターに会員を派遣し運営を支援	県内外のNPO等
新潟県災害ボランティア調整会議	・調整会議の活動に係る県災害ボランティア基金の活用	構成団体

(2) ボランティアセンターの運営

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターに職員を派遣し、運営を支援 ・ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 ・運営に係る統括及び資金管理 	被災地以外の県内外の市町村社会福祉協議会
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 ・ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援 	県内外の市町村等の行政機関
県支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター運営に係る資機材調達の支援 	国や他県などの行政機関
県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援 	被災地以外の県内外の市町村社会福祉協議会
県内NPO・日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターに会員等を派遣し運営を支援 	県内外のNPO等
新潟県災害ボランティア調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターに構成団体会員等を派遣し運営を支援 	構成団体

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ ボランティアセンターの設置計画（配置場所、設置数等）の作成
- ・ ボランティアセンターの設置及び運営担当・責任者の明確化
- ・ 市町村災害対策本部とボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会等との災害ボランティアに関する情報共有方法の明確化

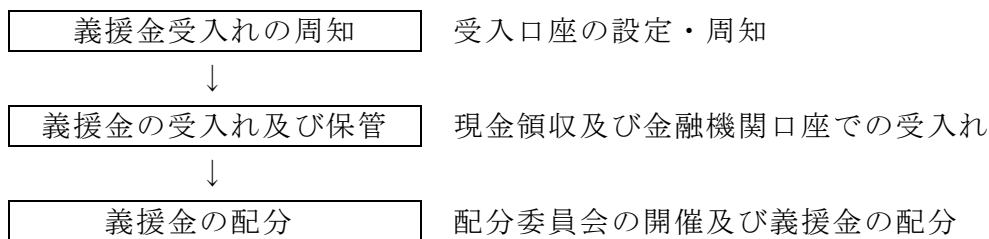
第52節 義援金の受入れ・配分計画

【関係機関】 県災害対策本部（生活再建支援部）、日本赤十字社、新潟県共同募金会、新潟県社会福祉協議会、報道機関、市町村

1 義援金の配分

大規模な災害による被災者に対し、県内外から寄せられる義援金について、その受入体制及び配分方法等を定め、确实、迅速に被災者に配分する。

2 義援金の受入れ・配分フロー図



3 義援金受入れの周知

県は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会の協力を得て、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

- ア 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- イ 受入窓口

4 義援金の受入れ及び保管

県は、次により義援金を受け入れる。

(1) 受入窓口

- ア 一般からの義援金の受入窓口は、出納局（管理課）とする。
- イ 国又は地方公共団体等からの見舞金の受入窓口は、防災局（防災企画課）とする。

(2) 現金の受入れ

- ア 一般から現金領収した義援金は、寄託者等へ現金領収書を発行し、歳入歳出外現金の「災害見舞金」として受け入れる。
- イ 国又は地方公共団体等からの見舞金は、「災害救助事業特別会計」で受け入れる。

(3) 義援金の管理

- ア 一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。
- イ 国又は地方公共団体等からの見舞金は、「災害救助事業特別会計」の歳入として管理する。

5 義援金の配分

(1) 義援金配分委員会の設置

県災害対策本部（生活再建支援部）は、県災害対策本部、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会等の義援金受入団体に寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

(2) 義援金配分委員の選任

配分委員会の委員は、日本赤十字社新潟県支部、新潟県共同募金会、新潟県社会福祉協議会、報道機関及び被災市町村等の中から選任する。

(3) 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

第53節 義援物資対策

【関係機関】 県災害対策本部（食料物資部）、市町村、NPO、企業・事業所、報道機関

1 計画の方針

(1) 基本方針

全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災地が必要としているものの情報の的確な発信や民間業者との連携などにより、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。

ア 各主体の責務

(ア) 市町村の責務

- a 避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、現地に直接送付してもらう。
- b 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。
- c NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

(イ) 県の責務

- a 避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようにする。
- b インターネット、報道機関等を通じて、「要るもの」「足りているもの」の情報を発災6時間後には全国へ発信する。

イ 活動の調整

県災害対策本部(食料物資部)

市町村災害対策本部

ウ 達成目標

- (ア) 被災地ニーズに沿った物資が、迅速に現地へ配送されること。
- (イ) 義援物資が被災地に与える影響について、被災地外の人々に実情を正しく理解してもらうこと。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
被災者、避難所、NPO、ボランティア	市町村	被災地ニーズ
市町村	県	集約された被災地ニーズ
市町村	協定先企業・団体	調達要請
市町村	国民	物資取扱方針

県	協定先企業・団体	調達要請
県	国民	物資取扱方針

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市町村	供給予定情報
市町村	被災者、避難所、 NPO、ボランティア	供給情報

3 業務の体系

	☆風水害発生			
	(提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)	
直後 ～6時間後	物資受入方針に基づく 電話、メール、FAX 対応	物資取扱方針情報	被災地ニーズ	交通情報
1日目以降	物資受入方針に基づく 電話対応	被災地ニーズ、要求、調達情 報 交通情報	被災地ニーズ	交通情報
災害対策本 部縮小時期	電話対応（申出のお礼、 受入停止の説明）	義援物資受入の停止宣言	被災地ニーズ	

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握 配送等にかかる道路・交通情報の把握 	市町村、提供申出者、県災害対策本部（生活基盤対策部）、NPO、ボランティア

(2) 情報発信

実施主体	対 策	協力依頼先
県災害対策本部	物資取扱いに係る基本方針 <ul style="list-style-type: none"> 被災地ニーズ 被災地状況 県・市町村の受入れ方針 等 をいち早く、県ホームページやマスコミを通じて情報発信する。	報道機関

(3) 義援物資提供の受付対応

実施主体	対 策	協力依頼先
県災害対策本部	被災地が必要としているもの、必要量、送付場所及び送付方法を的確に知らせる。	提供申出者

(4) 県で受入れをする場合の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
県災害対策本部	提供申出者による被災地への運搬・送付が困難な場合は、県備蓄物資保管場所等で一時保管を行う。 在庫管理を実施しながら、被災地へ必要な物資を配布する。	

(5) 義援物資の配布

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村へ送付された救援物資を受け入れ、保管する。 ・避難者の物資需要を把握する。 ・避難者に物資を把握する。 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県へ送付された救援物資を受け入れ、保管する。 ・市町村からの調達要請物資を集約する。 ・保管中の救援物資で供給可能なものを選別する。 ・トラック協会へ輸送を依頼する。 	
トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請に基づき物資を輸送する。 	

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 義援物資に関する窓口
- ・ 県への避難所情報の伝達方法

第54節 災害救助法による救助

【関係機関】 県災害対策本部（統括調整部）、市町村、日本赤十字社

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害救助法（以下、この節においては「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合、県は速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 県の責務

県は政令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を被災市町村へ派遣する。

(イ) 市町村の責務

市町村は、県が救助の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

(ウ) 日本赤十字社

日本赤十字社は、県及び市町村が実施する救助に協力する。

イ 活動の調整

県災害対策本部、市町村災害対策本部

ウ 達成目標

法を適用すべき災害が発生した場合は迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

(2) 積雪期の対応

ア 法の適用

県の運用基準に基づき、迅速に法を適用する。

イ 要配慮者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、別記1「豪雪対応における要配慮者の状況把握」及び別記2「雪処理担い手確保スキーム」により支援を行う。

(3) 広域避難への配慮

県は被災状況により、県内他市町村や県外へ避難者が生じる場合、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

2 情報の流れ

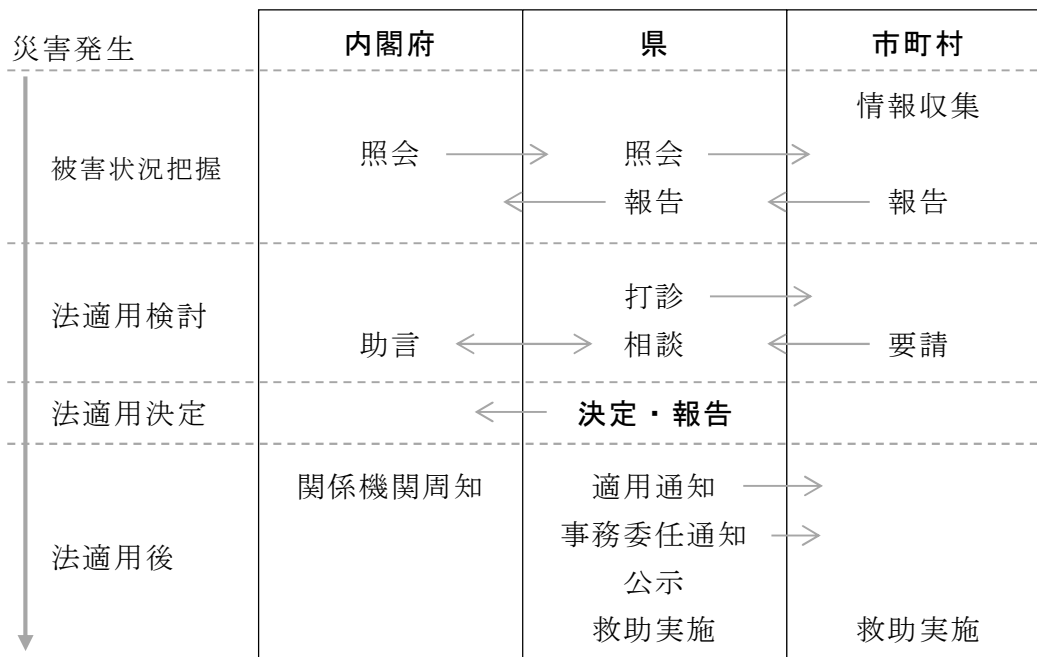
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者	市町村	被害情報、被災者のニーズ
市町村	県	被害情報、法適用の要請
県	国	被害情報、法適用相談等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国	県	法適用に際しての技術的助言
県	市町村	法適用決定、救助事務の委任
市町村	被災者	法適用決定

3 業務の体系



4 災害救助法の適用

- (1) 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。(法第1条)
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。(法第13条第1項、県法施行細則第17条)
- (3) 市町村長は、上記(2)により市町村長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。(法第13条第2項、県法施行細則第17条)

- (4) 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手すると共に、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。(県法施行細則第3条)

5 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とする。

例外として

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市町村又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法を適用する。

ア 住家の滅失した世帯数が、当該市町村の人口に応じ、災害救助法施行令別表第1の世帯数以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数がアの2分の1以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

6 災害救助法が適用されない場合の救助

知事は、法が適用されない災害に際して、市町村長が応急救助を行う場合は、新潟県災害救助条例（以下「条例」という。）に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。

(1) 法が適用されない場合の救助については、原則として市町村長が実施するものとし、救助内容をあらかじめ法による救助に準じて、市町村地域防災計画及び市町村災害救助条例に定める。

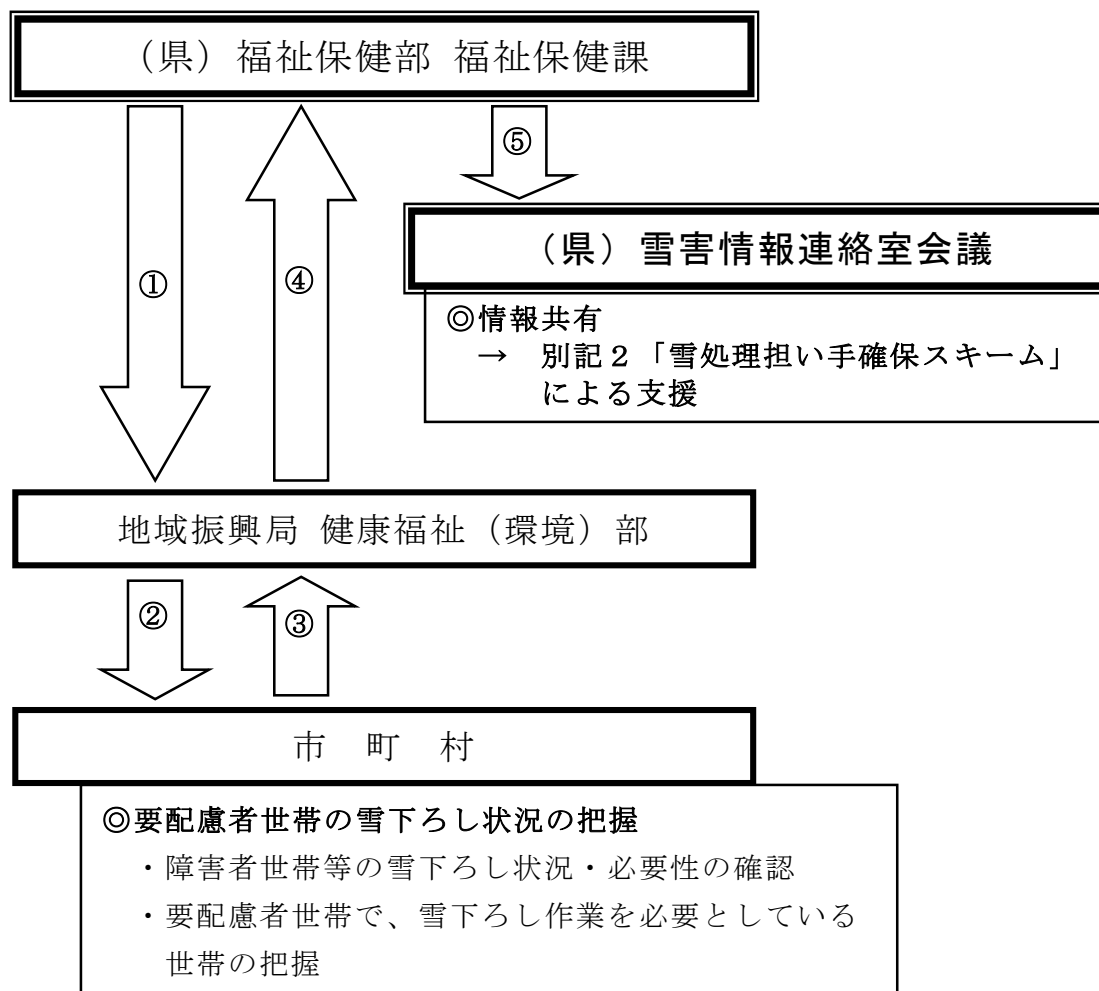
(2) 市町村長は、被害の程度が条例に定める適用基準に該当し、条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。

(3) 条例適用基準

- ア 当該市町村内の人口に応じて、条例第2条に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合
- イ 知事が特に必要と認めた場合

(別記1)

豪雪対応における要配慮者の状況把握



①、②：要配慮者世帯の雪処理対応状況を照会

③、④：支援の必要性の報告

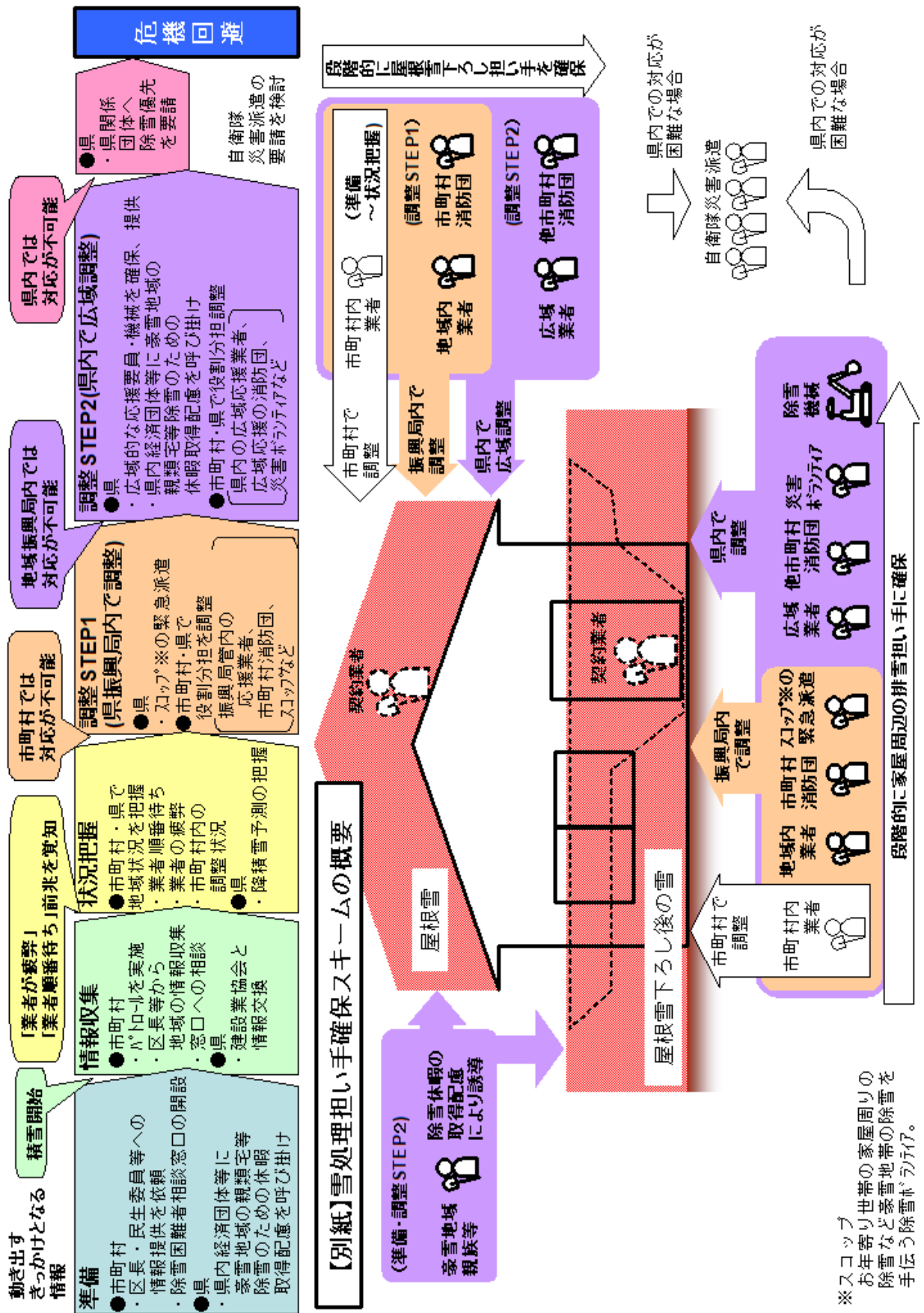
(いつ、何人の人手が必要か)

⑤：県「雪害情報連絡室会議」へ報告

↓

別記2「雪処理担い手確保スキーム」による支援を実施

別記2 「雪処理担い手確保スキーム」



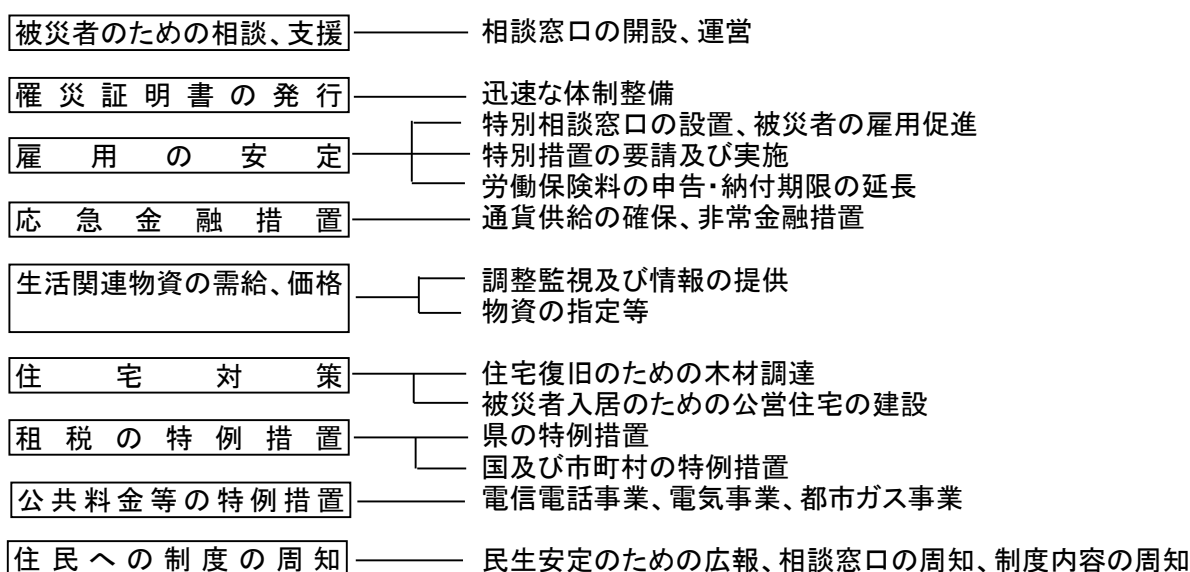
第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

1 計画の方針

国、県、市町村及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

2 計画の体系



3 被災者のための相談、支援

国、県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 相談窓口の開設

県及び市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所及び市町村役場などのできる限り総合的な相談窓口を設置する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(2) 相談窓口の運営

県及び市町村は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施する。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

県及び市町村は、被災者台帳の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 被災者等の生活再建等の支援

ア 県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生

した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 国、県及び市町村は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ 市町村は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市町村の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。

(5) 被災中小企業への相談窓口等の設置

国、県及び市町村は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

4 罹災証明書の発行

市町村は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

県は、市町村の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、共通の調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

5 雇用の安定

(1) 特別相談窓口等の設置

被災地域を管轄する公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア 被災者のための特別相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ 近隣の公共職業安定所による応援職員の確保

(2) 被災者の雇用促進

被災地を管轄する公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

同時に、被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配慮し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対

して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業2／3、中小企業3／4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

- (ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合
- (イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合
- (ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

6 応急金融対策

(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

ウ 通貨および金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。

(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する

イ 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行新潟支店は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行うよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

ア 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- (ア) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (イ) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

- (ウ) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。
- (エ) 損傷日本銀行券および貨幣の引換え等について、実情に応じ必要な措置をとること。
- (オ) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。
- イ 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社等に対し、次に掲げるなどの金融上の措置を可及的速やかに要請する。
 - (ア) 有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。
 - (イ) 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。
 - (ウ) 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。
- (5) 各種措置に関する広報
災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。
財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、(3) および(4)に定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

7 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

- (1) 調査・監視及び情報の提供
県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。
- (2) 物資の指定等
 - ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、県民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。
 - イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

8 住宅対策

- (1) 住宅復旧のための木材調達
県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。
- (2) 被災者入居のための公営住宅の建設
災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、県及び市町村は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。
この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災市町村及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅整備計画書を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。
- (3) 国有財産の活用
財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市町村を通じ、公務員宿舍の空き室について無償で貸付けを行う。
また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付けを行う。

9 保険や共済制度の活用

風水害を対象とした保険や共済制度は、風水害による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県、市町村等は、それらの制度の普及促進に努める。

10 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 県の特例措置

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し地方税法又は新潟県県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

ア 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入をすることができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

(ア) 災害が県の全部又は広範囲の地域にわたる場合、知事は適用地域及び延長期日（4月を限度とする。）を指定する。

(イ) その他の場合、納税者等の申請により、税目により4月又は1月を限度として延長する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免等

被災した納税者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

(ア) 個人事業税

事業用資産又は住宅若しくは家財について損害を受けた場合、その損害の程度等に応じて減免する。

(イ) 不動産取得税

災害により家屋が滅失若しくは損壊し、その代替りの家屋を取得した場合又は家屋を取得した直後に滅失若しくは損壊し、納期限が未到来の場合、当該家屋の取得について一定割合を減免する。

(ウ) 自動車税（種別割）

納期限前に災害により自動車が一定割合以上の損害を受けた場合、年税額の2分の1の額を減免する。

(エ) 自動車税（環境性能割）

a 自動車の取得日より1か月以内に災害により当該自動車が滅失又は損壊して使用に耐えなくなった場合、既に納めた税額を還付する。

b 災害を受けた自動車（aの適用を受けたものを除く。）の代替りのものを災害を受けた日から6か月以内に取得した場合、一定額を減免する。

(オ) 軽油引取税

a 災害により特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合、又は災害により徴収した軽油引取税額を失った場合、当該税額が納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

b 災害により納税者が納付できないと認められる場合、その被害の状況に応じて減免する。

(カ) 狩猟税

納期限前に災害により住宅又は家財について一定割合以上の損害を受けた場合、税額の一定割合を減免する。

(2) 国及び市町村の特例措置

国及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長又は国税若しくは地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

11 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便業務

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付
支店長が決定する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
日本郵便(株)信越支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ア) 日本郵便(株)信越支社長が決定する。

(イ) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた小包又は現金書留に限る。

(ウ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

(2) 電信電話事業

各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずる事がある。

ア 避難指示等により実際に電話サービス等受けられない契約者の基本料金の減免
避難指示の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。

イ 被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により、仮住居等へ電話等移転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

各電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施および内容を判断する。

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施にあたっては経済産業大臣の認可が必要。

(以下は過去の例)

ア 電気料金の支払期限の延伸

イ 不使用月の電気料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る）

エ 家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除

カ 被災に伴う引込線・計量器等の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業

ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。

ア 被災者のガス料金の納期の延伸

イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除（関東経済産業局長の認可が必要）

ウ 不使用月のガス料金（基本料金）の免除

12 住民への制度の周知

県、市町村及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。

(1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等

- (2) 広報車、広報紙、チラシ等
- (3) 防災行政無線（戸別受信機を含む）、コミュニティ放送、有線放送、ケーブルテレビ等
- (4) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

1 計画の方針

災害により被害を受けた県民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口	担当課
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市町村	防災企画課
	(2) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市町村	防災企画課
	(3) 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	(公財)都道府県センター	防災企画課
貸付	(4) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市町村	防災企画課
	(5) 生活福祉資金 ア 福祉費（災害臨時経費） イ 福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	市町村社会福祉協議会 （民生委員）	福祉保健課
	(6) 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	地域振興局健康福祉（環境）部	子ども家庭課 地域振興局健康福祉（環境）部
	(7) 住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅）	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関	建築住宅課
	(8) 新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市町村 金融機関	
	(9) 天災融資制度	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農協、森林組合、 漁協、銀行	経営普及課 林政課
	(10) 日本政策金融公庫資金 （農林水産事業）	被害農林漁業者	日本政策金融公庫 受託金融機関	水産課 地域振興局農林（水産） 振興部・農業振興部 津川地区振興事務所
(11) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市町村 金融機関 県信用保証協会	地域産業振興課	

3 資金名等

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ窓口
災害弔慰金	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市町村 (市町村条例による)	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹(※)	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	市町村担当窓口
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 ①対象災害区分が1～4の場合 国1/2 県1/4 市町村1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	※兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合に限る。	支給の制限	
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害	②対象災害区分が5の場合 県1/2 市町村1/2 (新潟県災害弔慰金等に関する要綱)	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不相当と認めた場合		
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害				
	5 新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害				

(2) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ窓口	
災害 障害 見舞 金	1 一つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市町村 (市町村条例による)	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円	市町村担当窓口	
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 国1/2 県1/4 市町村		それ以外の場合 125万円		
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害	1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)		支給の制限		
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成25年内閣府告示第230号による)			1 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不相当と認めた場合		

(3) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支援額	問い合わせ 窓口
被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村に係る自然災害	1 事業主体 都道府県(※) ※支援金の支給に関する事務は、(公財)都道府県センターへ委託している。	1 住宅が「全壊」した世帯	別表のとおり	(公財)都道府県センター
	2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村に係る自然災害	2 経費負担 国1/2 県1/2 【被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)】	2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯		
	3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県に係る自然災害		3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯		
	4 1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)に係る自然災害	4 住宅が半壊し、大規模な補修を行われなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)	4 住宅が半壊し、大規模な補修を行われなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)		
	5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)に係る自然災害		5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行われなければ当該住宅に居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)		
	6 1もしくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)				
※ 4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)					

(別表)

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。
(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

○住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100万	100万	100万	50万	—

○住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万 (100万)	100万 (50万)	50万 (25万)

※ 支給額下段は中規模半壊の場合の額。

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(4) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。
(令和2年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口
災害援護資金の貸付	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合には1,270万円とする。	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体市町村(条例) 3 経費負担国2/3 県1/3 4 対象となる災害新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	1 据置期間 3年(特別な事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年(据置期間を含む) 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年3%以内で市町村が条例で定める率(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年5%	市町村担当窓口

(5) 生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

（令和2年4月1日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
ア 生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費））	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障害者世帯（障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） <p>上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費</p>	<p>1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」</p> <p>2 実施主体等</p> <p>(1) 実施主体 県社会福祉協議会</p> <p>(2) 窓口 市町村社会福祉協議会（民生委員）</p>	<p>貸付限度</p> <p>1 世帯 150万円 以内</p>	<p>1 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内</p> <p>2 償還期間 7年以内</p> <p>3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5%</p> <p>4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。</p> <p>5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。</p>
イ 生活福祉資金（福祉費（住宅改修等経費））	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障害者世帯（障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） <p>上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な経費</p>	<p>1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」</p> <p>2 実施主体等</p> <p>(1) 実施主体 県社会福祉協議会</p> <p>(2) 窓口 市町村社会福祉協議会（民生委員）</p>	<p>貸付限度</p> <p>250万円 以内</p>	<p>1 据置期間 貸付の日から6ヵ月以内</p> <p>2 償還期間 7年以内</p> <p>3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5%</p> <p>4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。</p> <p>5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>6 申込方法 原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと。</p>

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付

(令和4年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子父子寡婦福祉資金 (住宅資金)	1 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	1 母子父子寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5及び第36条	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない
	2 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	2 法施行令通知		2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率(年利) 無利子又は1.0%(連帯保証人の有無による)

*その他(特例措置)

No.	項目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉法施行令第19条、第31条の7、第38条、附則第7条及び附則第8条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内(1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる) (2) 添付書類 市町村長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子父子寡婦福祉法施行令第17条、第31条の7及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 市町村長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子父子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長	母子父子寡婦福祉法施行令第8条、第31条の6及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年をこえない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子父子寡婦福祉法第32条第3項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用を要しない。

(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

県及び市町村は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

（令和4年10月1日現在）

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等		
(1) 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 3,700万円 土地取得しない場合 2,700万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(2) 住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」以上	購入資金 （土地取得資金含む） 3,700万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(3) 補修 罹災住宅の被害 「り災証明書」交付	補修資金（移転資金、整地資金含む） 1,200万円	償還期間 20年以内 据置期間 1年間 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）

(8)新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

[利子補給]

事業主体 市町村
 利子補給期間 5年間
 補助対象 被災者が借入れた貸付残高に対して、市町村が交付する利子補給金
 (補給率が1%を超える場合は1%が限度)
 補助率 1/2

[貸付金]

貸付対象
 住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上を受けてもなおかつ資金が不足する者
 貸付限度額
 建設、購入 800万円(50万円以上10万円単位)
 補修 400万円(50万円以上10万円単位)
 貸付利率

[当初10年]住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス1%

[11年目以降]住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(9)天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

(令和3年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間(措置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等 農林漁業経営に必要な 運転資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200万円 激甚災害の場合は250万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3～6年以内 激甚災害の場合は4～7年以内
事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てんに充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等	組合2,500万円 連合会 5,000万円 激甚災害の場合は 組合5,000万円 連合会 7,500万円	6.5%以内	3年

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

(10) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行うものとする。

（令和5年1月19日現在）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	償還期間のうち措置期間
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.40～0.80%	25年以内	10年以内
		災害のため必要とする長期運転資金				
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	0.16～0.20%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	0.40～0.80%	20年以内	3年以内
〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植		(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 （(1)への転貸に限定）	0.40～0.80%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内	
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.40～0.80%	15年以内	5年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.40～0.80%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内（林業経営改善計画にもとづくもの7年以内）
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.40～0.80%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧	林業を営む者	0.40～0.80%	15年以内	3年以内

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人、漁業を営む者	0.40～	20年以内	3年以内
		漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者	0.80%		
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人・団体、漁業振興法人	0.40～ 0.80%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	0.40～ 0.80%	15年以内	3年以内
農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	0.40～ 0.80%	15年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

(注) この他、新潟県農林水産業振興資金の融資や一般農林漁業関係資金(農業近代化資金等)について、運用の範囲内で被害農林漁業者等に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金(農業近代化資金等)については、被害農林漁業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(11) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- (オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ 災害関連融資制度等

(ア) 融資制度

(令和2年4月1日現在)

機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口
県 地 域 産 業 振 興 課	セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 資 金 (経 営 支 援 枠) 自 然 災 害 要 件	1 資金使途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。） 2 対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。 3 融資限度 3,000万円（別枠） 4 融資利率 融資期間3年以内 年 1.15% 融資期間3年超5年以内 年 1.35% 融資期間5年超7年以内 年 1.55% 5 融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内） 6 担 保 } 7 保 証 人 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 8 信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	（取扱金融機関） 第四北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、商工中金、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、JAバンク新潟県信連、北越後農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、みなみ魚沼農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協
市 町 村	地 方 産 業 育 成 資 金	1 資金使途 運転資金・設備資金 2 対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる） 3 融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可） 4 融資利率 保証付き（責任共有対象外）1.70% 保証付き（責任共有対象） 1.90% 保証なし 2.20% 5 融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可） 6 担 保 } 7 保 証 人 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 8 信用保証 市町村長の定めるところによる。	市町村商工担当課
日 本 政 策 金 融 公 庫	災 害 貸 付 「国民生活事業」	1 資金使途 設備資金、運転資金 2 対象企業 災害により被害を受けた中小企業者 3 融資限度 それぞれの融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額 4 融資利率 それぞれの融資制度の利率（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。） 5 融資期間 それぞれの融資制度の期間以内 6 担 保 } 7 保 証 人 } 公庫の定めるところによる	日本政策金融公庫 (国民生活事業)新潟、三条、長岡、高田各支店

機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口
日本政策金融公庫 「中小企業事業」	災害復旧貸付	1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2 対象企業 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3 融資限度 直接貸付 別枠1億5,000万円 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠7,500万円 4 融資利率 基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。） 5 融資期間 運転10年以内 設備15年以内（うち据置期間2年以内） 6 担 保 } 公庫の定めるところによる 7 保 証 人 }	日本政策金融公庫 (中小企業事業) 新潟支店及び代理店
商工組合中央金庫	災害復旧資金	1 資金使途 既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金（長期・短期） 2 対象企業 異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者 3 融資限度 金庫所定の限度内 4 融資利率 金庫所定の金利 5 融資期間 運転資金10年以内（うち据置期間3年以内） 設備資金20年以内（うち据置期間3年以内） 6 担 保 } 金庫の定めるところによる 7 保 証 人 } 8 信用保証	商工組合中央金庫 新潟支店及び長岡支店

(イ) 保証制度

機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	1 保証対象要件 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者、小規模企業者、組合（市町村長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年0.80%	新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店

新潟県信用保証協会	セーフティネット保証 (4号要件)	1 保証対象要件 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者（市町村長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年0.80%	
-----------	----------------------	---	--

4 制度の住民への広報

県及び市町村は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施するものとする。

(1) 相談窓口の周知

県及び市町村の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、報道機関の協力により、新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知するものとする。

(2) 制度内容の周知

県及び市町村の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

ア 県災害対策本部が実施するもの

(ア) 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成及び配布

(イ) 新聞紙面による周知

(ウ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

イ 市町村災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成及び配布

(県等の支援制度及び市町村個別制度の周知)

ウ 金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

(3) 地域メディアの活用

被災地域に有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局及びコミュニティーFM局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る

第3節 公共施設等災害復旧対策

1 計画の方針

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて住民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。また、高度の技術又は機械力を要する工事等について、必要に応じ国に権限代行制度による支援を要請する。

2 計画の体系

被害状況調査及び集計	被害状況調査、被害報告、集計
復旧の基本方向の決定	災害復旧の基本方向の決定
災害査定 の 促進	災害復旧計画書作成、災害査定 の 促進
激甚災害指定 の 促進	激甚災害指定のための調査、報告
災害復旧事業に係る助成及び財政援助	助成・財政援助の内容及び担当窓口
住民及び関係団体等に対する情報提供	情報提供の分担及び方法

3 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

災害により被害が発生した場合、その施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し市町村又は所管部局（又は地域機関）にその状況を速やかに報告する。

(2) 被害状況の集計

被害報告を受けた所管部局は集計結果を速やかに国（関係省庁）及び県災害対策本部（危機対策課）に集計結果を報告する。

(3) 被害状況総合集計

県災害対策本部（危機対策課）は県全体の集計を行い、国（消防庁）に報告するとともに関係機関及び関係者に情報提供する。

(4) 災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川	国土交通省	土木部河川管理課防災係 (地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所)
	海岸	国土交通省	土木部河川管理課防災係 交通政策局港湾整備課建設防災係 (地域振興局地域整備部、港湾事務所)
		農林水産省	農林水産部漁港課計画建設係
	砂防設備	国土交通省	土木部砂防課砂防係 (地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所、妙高砂防事務所)
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部治山課技術管理・災害班 (地域振興局農林(水産)振興部、津川地区振興事務所)
	地すべり防止施設	国土交通省	土木部砂防課地すべり係 (地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所、妙高砂防事務所)
		農林水産省	農林水産部治山課技術管理・災害班 (地域振興局農林(水産)振興部、津川地区振興事務所)
		農林水産省	農地部農地建設課防災係 (地域振興局農林(水産)振興部・農業振興部、新発田地域振興局農村整備部)
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	土木部砂防課地すべり係 (地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所、妙高砂防事務所)
	道路	国土交通省	土木部道路管理課維持管理係 (地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所)
港湾	国土交通省	交通政策局港湾整備課建設防災係 (地域振興局地域整備部、港湾事務所)	
漁港	農林水産省	農林水産部漁港課計画建設係	
下水道	国土交通省	土木部都市局下水道課 (流域下水道事務所)	
公園	国土交通省	土木部都市局都市整備課 (地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所)	

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林水産省	農地部農地建設課防災係 (地域振興局農林(水産)振興部・農業振興部、新発田地域振興局農村整備部)
	林業用施設	農林水産省	農林水産部林政課林道係 (地域振興局農林(水産)振興部、津川地区振興事務所)
	漁業用施設	農林水産省	農林水産部水産課資源対策係 (佐渡地域：佐渡地域振興局農林水産振興部)
	共同利用施設 (農業用共同利用施設)	農林水産省	農林水産部農業総務課団体指導検査室指導第1係 (地域振興局農林(水産)振興部・農業振興部)
	(林業用共同利用施設) (漁業用共同利用施設)		農林水産部林政課計画調整係 (地域振興局農林(水産)振興部・津川地区振興事務所) 農林水産部水産課資源対策係 (佐渡地域：佐渡地域振興局農林水産振興部)
(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設	文部科学省	教育庁財務課財務管理係・助成係
	公立社会教育施設	文部科学省	教育庁生涯学習推進課青少年家庭教育係・成人教育係
	私立学校施設	文部科学省	総務部大学・私学振興課支援班 (私学担当)
	文化財	文部科学省	観光文化スポーツ部文化課文化財係
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金) (医療施設等災害復旧費補助金) (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設	社会福祉施設等	厚生労働省	福祉保健部福祉保健総務課保護係 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部高齢福祉保健課介護サービス係 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部障害福祉課自立支援係 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部子ども家庭課家庭福祉係 (地域振興局健康福祉(環境)部)
	医療施設等	厚生労働省	福祉保健部地域医療政策課地域医療整備室 (地域振興局健康福祉(環境)部)
	水道施設	厚生労働省	福祉保健部生活衛生課営業・水道係

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
災害復旧費補助金) (保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金) (廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱)	感染症指定医療機関 廃棄物処理施設	厚生労働省 環境省	福祉保健部感染症対策・薬務課 感染症対策班 (地域振興局健康福祉(環境)部) 県民生活・環境部廃棄物対策課資源循環推進係 (地域振興局健康福祉環境部)
(5) 都市災害復旧事業 (都市施設等)、堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	街路、都市排水施設等 (都市排水施設、公園等の施設) 市街地の堆積土砂	国土交通省	土木部都市局都市整備課市街地整備係 (地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所)
(6) 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省	土木部都市局建築住宅課住宅整備係 (地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所)
(7) その他の災害復旧事業 ① 空港 (空港法) ② 工業用水道 (予算措置) ③ 中小企業 (激甚法)	空港施設 工業用水道施設 中小企業共同施設	国土交通省 経済産業省 経済産業省	交通政策局空港課整備・調整担当 佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎 企業局施設課土木施設・電機施設班 (新潟工業用水道事業所、上越利水事務所) 産業労働観光部産業政策課経営支援室
(8) 災害復旧に係る市町村に対する財政支援措置 ① 特別交付税に係る業務 ② 普通交付税に係る業務 ③ 地方債に係る業務		総務省 総務省 総務省	総務部 市町村課財政班(財政担当) 市町村課財政班(交付税担当) 市町村課財政班(理財担当)

4 復旧の基本方向の決定

県は、被災の状況及び地域の特性並びに被災施設管理者及び市町村の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定めるものとする。施設管理者はこの基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を策定するものとする。なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

5 災害査定の促進

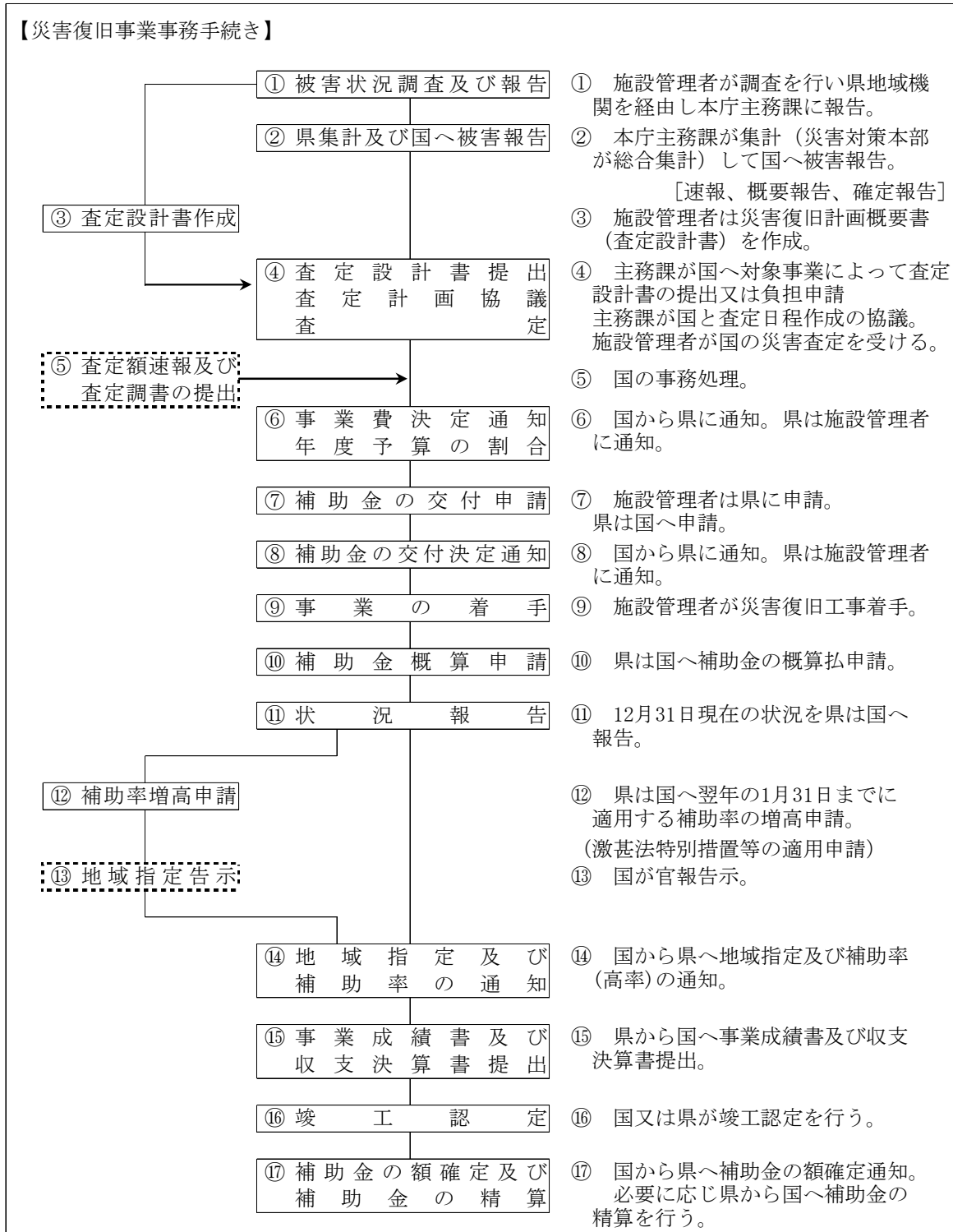
(1) 災害査定

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、国と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

(2) 事務手続

災害復旧事業の事務手続は、それぞれの法令、要綱等に基づき進めるものとし、その概要は次のとおりである。



(注：電気・ガス・上下水道・通信等の各関係施設については「第3章 災害応急対策」による)

6 激甚災害指定の促進

県は、著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、この節においては「法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

- (1) 知事は、市町村の被害状況等を検討のうえ、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせる。
- (2) 市町村は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- (3) 関係部局は、法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(4) 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章（3条～4条） 公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別財 政援助	次のいずれかに該当する災害 A基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.5% B基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額＞当該都道府県標準税収入×25% 又は (2) 都道府県内市町村分の査定見込額 ＞都道府県内市町村の標準税収入額×5%
法第5条 農地等の災害復旧事業 等に関する補助の特別 措置	次のいずれかに該当する災害 A基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% 又は (2) 都道府県内査定見込額＞10億円
法第6条 農林水産業共同利用施 設災害復旧事業費の補 助の特例	次のいずれかに該当する災害 (1) 法第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で法第8条の 措置が適用される場合 (ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合 は除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設 に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見 込額を超え、かつ次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で法第8条の 措置が適用される場合 (ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額 が5千万円以下の場合を除く。)

適用すべき措置	指 定 基 準
<p>法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>A基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3%</p>
<p>法第10条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助</p>	<p>法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの。 浸水面積（1週間以上）30ha以上の区域 排除される湛水量30万㎡以上 最大湛水時の湛水面積の50%以上が土地改良区等の地域であること</p>
<p>法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% （樹木に係るもの）（木材生産部門）</p> <p>B基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% （樹木に係るもの）（木材生産部門）</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>(1) 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額 × 60%</p> <p>(2) 都道府県内林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1%</p>
<p>法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 附則（平成25年6月21日法律第57号）第9条 旧設備資金貸付事業及び旧設備貸与事業の災害関係特例</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p> <p>B基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% 又は > 1,400億円</p>
<p>法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助 法第19条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>法第2章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>

適用すべき措置	指 定 基 準
法第22条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 A基準 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 4,000戸 B基準 次の1、2のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 200戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 10% 2 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 400戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 20%
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第2章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については法第5条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のつど、被害の実情に応じて個別に考慮される。

(5) 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章(第3条～4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 ①イ) 査定事業費 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 50% (ただし、当該査定事業費10,000千円未満は除外) ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する査定事業費が2億5千万円を超える市町村 査定事業費 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 20% ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 査定事業費 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 20% + (当該市町村の標準税収入-50億円) \times 60% ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 ②査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することが見込まれる災害(ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く)
法第5条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置 法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の農業所得推定額 \times 10% (ただし、災害復旧事業に要する経費が10,000千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額 $>$ 農業被害額 かつ、漁船等の被害額 $>$ 当該市町村の漁業所得推定額の10%

適用すべき措置	指 定 基 準
	(ただし、当該漁船等の被害額が10,000千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害(ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く)。
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	林業被害見込額>当該市町村の生産林業所得推定額×150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね0.05%未満の場合は除く) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)のおおむね25%を超える場合。
法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 附則(平成25年6月21日法律第57号)第9条 旧設備資金貸付事業及び旧設備貸与事業の災害関係特例	中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (ただし、被害額が10,000千円未満は除外) に該当する市町村が1以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用

7 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

(1) 災害復旧事業に係る助成

住民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時的に多大な経費を必要とすることから、県は国からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずる。

(2) 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずる。

地方財政措置制度の概要

(2)-1 普通交付税

ア 繰上交付【交付時期の特例(交付税法第16条第2項)(普通交付税に関する省令第54条)】

	公共施設被害額×0.8 被災市町村の基準財政需要額	繰上交付 (次期交付額の合算額の割合)
市 町 村	10～50%	30%
	50～70%	50%
	70% 超	70%
県	20～50%	10%

	50～70%	15%
	70% 超	25%

- 【注】(ア) 上記基準に該当しない場合でも、災害救助法適用の場合は、最低の交付率を適用
- (イ) 公共施設被害額とは、県内被災市町村のうち繰上交付を要する市町村の当該災害による公共施設被害額の合算額
- (ロ) 被災市町村の基準財政需要額とは、県内被災市町村のうち繰上交付を要する市町村の当該年度の基準財政需要額の合算額（未決定の間は前年度額に全国平均伸び率（交付団体分）を乗じた額）
- (エ) 通常の交付時期（①4月②6月③9月④11月）

災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入

- (ア) 補助災害復旧事業債----- 元利償還金の95.0%
- (イ) 単独災害復旧事業債----- " 47.5～85.5%
- (ロ) かんまん災害復旧事業債----- " 57.0%

(2)-2 特別交付税

ア 災害に係る主な配分項目【特別交付税に関する省令】

区 分	算定基礎・数値	算入率
① 現年災 (災害復旧)	国庫補助負担金を伴う災害復旧事業費・災害対策事業費及び国の行う災害復旧事業費の合算額	2.0%
② 現年災 (応急対応)	被災世帯数、全壊・半壊家屋戸数、浸水家屋戸数、農作物被害面積、死者・行方不明者数、障害者数	措置単価
③ 現年災 (その他)	現年災（災害復旧）×0.5+現年災（応急対応）×0.2	—
④ 大火災	焼失住宅の世帯数	措置単価
⑤ 公共施設火災	市町村有の施設の火災の焼失面積（小・中・高等学校、大学、庁舎、その他）	措置単価
⑥ 渇水対策	渇水対策に係る一般財源所要額	措置率
⑦ 災害応援	被災した地方団体の要請等により行った災害応援経費	措置率
⑧ 干害・冷害・ ひょう害等	農作物被害額	措置単価
⑨ 営農資金利子 補給	天災融資法に基づく、被災農林漁業者等に対する利子補給、損失補償に要する市町村負担額	80%
⑩ 災害特例債	災害対策基本法第102条第1項に規定する地方債（歳入欠かん債等）の元利償還金	57%
⑪ 連年災	連年災害を受けた団体	措置率
⑫ 公営企業災害 復旧	次の事業の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金の補てんのため一般会計から当該特別会計に繰り入れた額 ア 病院、上水道、下水道、簡易水道事業 イ 激甚災害被災市町村のガス、上水道（アを除く）、軌道、自動車運送事業	50%

(2)-3 地方債制度

ア 激甚災害以外

区 分	対 象 事 業	充当率等	備考
1) 補助災害復 旧事業債及 び直轄災害 復旧事業	① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に基づく災害復旧事業 ② 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条に基づく災害復	(1) 公共土木等地方負担額の 現年分 100% 過年分 90%	普通交付税 元利償還 金の95%

区分	対象事業	充当率等	備考
	<p>旧事業</p> <p>③ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条に基づく災害復旧事業</p> <p>④ 公営住宅法第8条第3項に基づく災害復旧事業</p> <p>⑤ 国庫補助の対象となる都市施設に係る災害復旧事業</p> <p>⑥ その他</p> <p>※ 補助事業の災害関連事業に対する起債は、公共事業等債で措置（充当率90%）</p>	<p>(2) 農地・農林漁業施設</p> <p>地方負担額の現年分90%</p> <p>過年分80%</p>	
<p>2) 一般単独災害復旧事業債</p>	<p>公共施設及び公用施設に係る災害復旧事業のうち補助・直轄災害復旧事業債の対象とならなかったもので、その他の災害復旧事業債の対象となったものを除いたもの並びに単独の災害関連事業で次に掲げる事業</p> <p>① 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業</p> <p>② 災害復旧について国庫補助制度はあるが、補助災害復旧事業債の対象としない施設（保育所、養護老人ホーム等社会福祉施設、公民館・図書館等社会教育施設）</p> <p>③ 災害復旧について国庫補助制度がない施設の災害復旧事業（庁舎・各種試験場等の公用施設等）</p> <p>④ 災害応急復旧工事</p> <p>⑤ 災害関連工事</p> <p>⑥ 維持上又は公益上、特に必要と認められる河川、港湾、漁港の埋塞に係るしゅんせつ工事</p> <p>⑦ 維持上又は公益上、特に必要と認められる天然の海岸、河岸の決壊に係る災害復旧工事</p> <p>⑧ 災害復旧事業に伴って施設の移転建て替えをやむを得ない理由により行う場合における旧施設の解体撤去工事及び移転先の用地取得事業（被災前面積が上限）</p> <p>※ 対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地（ただし、激特法第5条の措置が適用されたもののうち、1箇所の工事費が40万円以上のものは対象） ・維持工事費、著しい維持管理の不備が原因、施工粗漏、申請漏れ工事、設計不備 ・災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの ・小災害債の対象となるもの <p>※ 災害応急復旧工事は特別の事情がある場合に限り採択されるものであること。</p>	<p>(1) 公共土木施設等</p> <p>対象事業費の100%</p> <p>(2) 農地・農林漁業施設</p> <p>対象事業費の65%</p>	<p>普通交付税</p> <p>元利償還金の47.5～85.5%</p>

区分	対象事業	充当率等	備考
3) 公営企業等 災害復旧事 業債	地方債計画上の公営企業債に係る災害復旧事 業 ※ 災害復旧について補助制度があるものは、 補助査定で災害が認定されたものに限る。	対象事業費 の100%	特別交付税 元利償還金 補填のため の一般会計 繰出金の 50.0% (上水道、下 水道、簡易 水道、病 院、ガス、 軌道事業、 自動車運送 事業)
4) 火災復旧事 業債	被災原因が火災である公共施設及び公用施設 の災害復旧事業 施設の原型復旧に要する経費（応急復旧費及 び備品購入費を含む） ※ 地震や大規模事故等の災害並びに放火等災 害に準ずる原因に基づく火災については、一般 単独災害復旧事業債の対象となる。	対象事業費 の100%	

イ 激甚災害【災害による特例債】

区分	対象団体	起債対象	充当率	留意事項・交付税措置
1) 歳入欠か ん債	A 又は B のいずれかの 団体 A 【災害対策基本法第 10 2 条第 1 項第 1 号】 公共土木施設、公立 学校施設及び農地農業 用施設の激甚補助災害 復旧事業費の合計額が 標準税収入額を超える 団体 B 【災害対策基本法第 10 2 条第 1 項第 2 号】 激甚災害の指定を受 け災害救助法第 23 条第	議会議決、条例、規 則により減免された次 のもの（災害のための 減免で生じた財政収入 の不足分） ① 地方税法第 4 条第 2 項及び第 3 項又は 第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定による普 通税 ② 使用料（公営企業 に係るものを除く） 及び手数料 ③ 分担金、負担金	対象減 収額の 100%	(1) 起債の 1 件限度 県・指定都市 10,000 千円 人口 30 万人以上の市 5,000 千円 人口 10 万人以上の市 3,000 千円 人口 5 万人以上の市 1,500 千円 その他の市町村 800 千円 (災害対策債と合算 で適用)
2) 災害対策 債	1 項又は第 2 項に規定 する救助が行われた市 町村で、救助費用とし て県が支弁した額が当 該市町村の標準税収入 額の 1%相当額を超え る団体	国庫補助負担金の交 付を受けて行う次の対 策に要する経費(災害救 助予防対策費等に係る 地方単独額を措置。 従って単独事業、継 ぎ足し単独事業は対象 外) ①水防対策	地方負 担額の 100%	(2) 交付税措置 ①歳入欠かん債 普通交付税 元利償還金の 47.5 ～85.5% ②災害対策債 特別交付税 元利償還金の 57%

区分	対象団体	起債対象	充当率	留意事項・交付税措置	
		②災害救助対策 ③伝染病予防対策 ④病虫害駆除対策 ⑤農作物種子対策 ⑥たん水排除対策 ⑦災害廃棄物処理対策 ⑧その他これらに類する対策			
3)小災害債	<p>① 公共土木等小災害債</p> <p>a 公共土木施設小災害債</p> <p>b 公立学校施設小災害債</p>	<p>【激甚災害に対処するための特例法第24条第1項】 公共土木施設、公立学校施設及び農地農業用施設の激甚補助災害復旧事業費の合計額が当該団体の標準税収入額を超える団体で、公共土木施設小災害債と次の公立学校施設小災害債の合計額が1件限度を超える地方公共団体</p> <p>激甚地としての特定地方公共団体であって公共土木施設小災害債が1件限度を超える地方公共団体</p> <p>激甚地として特定地方公共団体であって公立学校施設小災害債が1件限度を超える地方公共団体</p>	<p>国庫負担法の対象施設・事業で1ヶ所の工事費が300千円以上600千円未満（県・指定都市は800千円以上1200千円未満）</p> <p>1学校毎の工事費が100千円を超えるもの</p>	<p>対象事業費の100%</p>	<p>(1)起債団体は激甚特別法による総務大臣告示団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木等 施行令 43 ② ・農地等 施行令 44 ② ・被害甚大地 施行令 45 ② <p>(2)起債の1件限度</p> <ul style="list-style-type: none"> 県・指定都市 8,000千円 人口30万人以上の市 4,000千円 人口10万人以上の市 2,500千円 人口5万人以上の市 1,500千円 その他の市町村 800千円 県 8,000千円 <p>(3)交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通交付税 元利償還金の ・公共土木等

区 分	対 象 団 体	起 債 対 象	充 当 率	留 意 事 項 ・ 交 付 税 措 置
② 農 地 等 小 災 害 債	【激甚災害に対処するための特別法第24条第2項】 農地、農業用施設、林道の激甚補助災害復旧事業費及び同小災害復旧事業費の合計額が8,000千円を超える市町村であって、農地・農業用施設、林道小災害債の合計額が1件限度を超える市町村	暫定法の対象施設・事業で1ヶ所の工事費が130千円以上400千円未満のもの	対象事業費の ・農地 一般被災地 50% 被害激甚地 74% ・農業用施設 一般被災地 65% 被害激甚地 80% ・林道 一般被災地 65% 被害激甚地 80%	66.5～95.0% ・農地等 100%

8 住民及び関係団体等に対する情報提供

県及び市町村は、住民及び関係団体に対し、掲示板、広報誌、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

なお、報道機関には積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は災害対策本部（統括調整部）から、個別分野の情報は関係部局からも提供する。

9 暴力団排除の推進

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 災害復興対策

1 計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

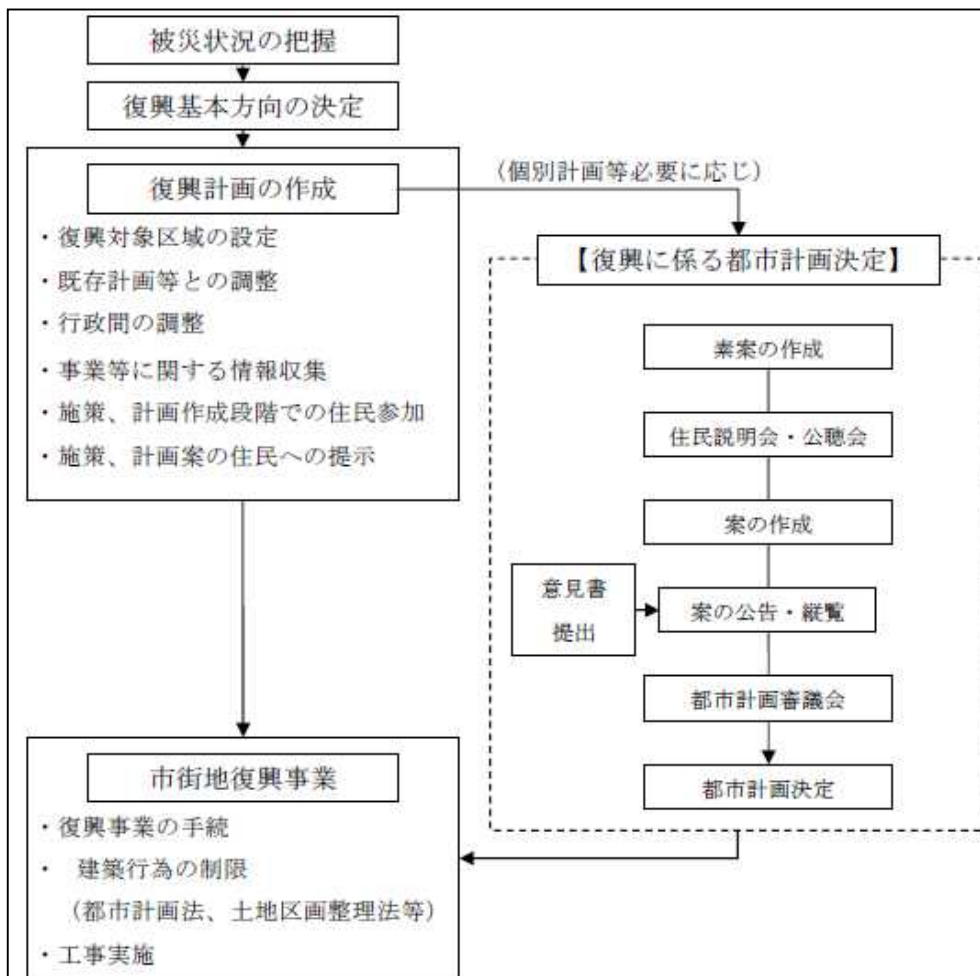
災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、県及び市町村は、住民、民間事業者及び施設管理者等と協力して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

さらに県、市町村及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、住民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急を実施する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

本節では、都市部における復興対策の手順を例に取り記述する。町村部においても、本節を参考に、地域の自然・社会条件を踏まえ、住民参加による復興計画の策定及び復興事業の実施を図る。計画の策定に当たっては、広く住民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。

2 都市復興対策の手順



3 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

ア 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、県及び市町村は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

イ 復興対策の円滑な実施をきすため、県及び市町村は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。

ウ 復興対策の遂行に当たり、県及び市町村は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得る。

他の自治体に対し、技術職員の応援を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

(2) 復興基本方向の決定

県及び市町村は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、県及び市町村が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(3) 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、県及び市町村は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

県及び市町村は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県及び市町村間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

復興計画作成に当たり、県及び市町村は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

(4) 機動的、弾力的推進手法の検討

県及び市町村は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4 防災まちづくり

県及び市町村は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努

める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

県及び市町村は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

県及び市町村は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

県及び市町村は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るよう努める。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等にも配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

県及び市町村は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

県及び市町村は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

県及び市町村は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報等を、住民に対して提供する。

県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

県及び市町村は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

新潟県地域防災計画 風水害対策編
(令和5年3月修正)

編集発行 新潟県防災会議

(事務局 新潟県防災局防災企画課)

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話：025(282)1608 (直通)
